

甲賀市地域防災計画

(本編・資料編)



令和 5 年度
甲賀市防災会議

目 次

本編

I. 共通編（地震・風水害・土砂災害編）	I-1
第1章 総則	1-1
第1節 目的	1-1
第2節 計画の位置づけ	1-2
第3節 計画の見直し	1-3
第4節 計画の構成	1-4
第5節 市及び市民・事業所の実施責任と処理すべき業務の大綱	1-5
第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱	1-6
第2章 甲賀市の概況と災害	2-1
第1節 甲賀市の地勢と気象	2-1
第2節 災害の概要	2-2
第3章 災害に強いまち・人・システムづくり	3-1
第1節 防災ビジョン	3-1
第2節 南海トラフ地震防災対策推進計画	3-7
第4章 災害に強いまちづくりの推進	4-1
第1節 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理	4-1
第2節 道路・橋梁の整備	4-2
第3節 河川・土砂の災害予防	4-5
第4節 ライフラインの強化	4-6
第5節 施設等の整備	4-10
第6節 災害復旧・復興の備えの強化	4-16
第5章 災害に強い人づくりの推進	5-2
第1節 防災意識の啓発（防災知識普及計画）	5-2
第2節 自主防災組織等の育成強化	5-8
第3節 災害ボランティア	5-12
第4節 避難行動要支援者の災害予防計画	5-14
第6章 災害に強いシステムづくりの推進	6-2
第1節 防災体制の強化	6-2
第2節 避難体制の充実	6-5
第3節 救援体制整備計画	6-11
第4節 広域的な支援体制の強化	6-18
第5節 受援計画の策定	6-20
第7章 災害時の応急対策	7-1
第1節 防災組織整備計画	7-1
第2節 消防活動計画	7-4
第3節 警備計画	7-6
第4節 道路災害応急対策計画	7-8
第5節 河川災害応急対策計画	7-16
第6節 土砂災害応急対策計画	7-17
第7節 ライフライン施設応急対策計画	7-18
第8節 鉄道施設応急対策計画	7-26
第9節 公共通信・放送施設応急対策計画	7-27
第10節 建造物等応急対策計画	7-29
第11節 農林水産関係応急対策計画	7-31
第12節 相互協力計画	7-35
第13節 自衛隊災害派遣要請計画	7-40

第14節 災害ボランティア対策計画	7-44
第15節 情報計画	7-48
第16節 交通輸送計画	7-68
第17節 避難救出計画	7-71
第18節 孤立対策計画	7-84
第19節 災害救助保護計画	7-86
第20節 防疫及び保健衛生計画	7-115
第21節 災害廃棄物処理計画	7-118

II. 風水害・土砂災害編（水防計画） II-1

第1章 災害予測（風水害・土砂災害編）	1-1
第1節 概況	1-1
第2節 水防区域・箇所等	1-2
第3節 土砂災害被害想定	1-4
第4節 山地災害危険地区	1-5
第5節 台風・大雨災害	1-6
第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり	2-1
第1節 水害に強いまちづくり	2-1
第2節 土砂災害に強いまちづくり	2-4
第3節 水防施設等の整備	2-8
第3章 風水害・土砂災害に強い人づくり	3-1
第1節 水防技術向上のための訓練	3-1
第2節 身分証明標	3-2
第4章 風水害・土砂災害に強いシステムづくり	4-1
第1節 気象等の観測	4-1
第2節 避難体制整備計画	4-3
第5章 災害時の応急対策（風水害・土砂災害編）	5-1
第1節 水防組織整備計画	5-1
第2節 他の水防機関との協力、応援	5-4
第3節 救護体制整備計画	5-5
第4節 土砂災害応急対策計画	5-6
第5節 事前行動計画（タイムライン）	5-8
第6章 費用負担と公用負担	6-1
第1節 他の市町村に対する応援に係る費用	6-1
第2節 公用負担の原則	6-2
第7章 水防報告と水防記録	7-1
第1節 報告すべき事項	7-1
第2節 水防計画実施の報告	7-1

III. 特殊災害（事故災害）編 III-1

第1章 特殊災害（事故災害）に強いまち・人・システムづくり	1-1
第1節 鉄道施設災害予防計画	1-1
第2節 危険物施設等災害予防計画	1-2
第3節 火災予防計画	1-6
第2章 災害時の応急対策（特殊災害（事故災害）編）	2-1
第2節 応急対策計画（特殊災害（事故災害）共通）	2-1
第3節 鉄道施設応急対策計画	2-8
第4節 危険物等応急対策計画	2-10

IV. 復旧・復興編	IV-1
第1章 災害復旧・復興計画	1-1
第1節 復旧・復興計画の策定	1-1
第2節 公共施設の災害復旧計画	1-2
第3節 市の復興資金確保	1-5
第4節 国及び県の財政援助措置	1-6
第5節 被災者支援計画	1-11
V. 地区防災計画	V-1
第1章 地区防災計画	1-1

目 次【別 冊】

甲賀市災害時職員初動マニュアル

1. 総則	A-1
2. 災害発生時対応フロー	A-3
3. 地震時の対応	A-13
4. 風水害時の対応	A-18
5. 職員の連絡体制	A-22
6. 職員の参集	A-25
7. 初動緊急特別体制	A-27
8. 資料	A-30

甲賀市避難情報発令マニュアル

はじめに	B-1
第Ⅰ編 水害	B-7
第Ⅱ編 土砂災害	B-29
第Ⅲ編 共通	B-41

甲賀市地域防災計画担当課一覧表

甲賀市地域防災計画（原子力災害対策編）

第 1 部 原子力発電所事故災害対策計画	
第 1 章 総則	1
第 2 章 災害事前対策	21
第 3 章 緊急事態応急対策	32
第 4 章 原子力災害中長期対策	65
第 2 部 放射性物質事故災害対策計画	
第 1 章 総則	67
第 2 章 災害予防対策	72
第 3 章 災害応急対策	75
第 4 章 災害事後対策	80
参考資料	82

本 編

I. 共通編（地震・風水害・土砂災害編）

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、甲賀市(以下「市」という。)防災会議が作成する計画で、市、甲賀広域行政組合消防本部、滋賀県(以下「県」という。)、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関(以下「各機関」という。)が、その有する全機能を有効に発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施することにより、市の地域並びに市民、旅行者及び滞在者(以下「市民等」という。)の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減、「減災」を図ることを目的とする。

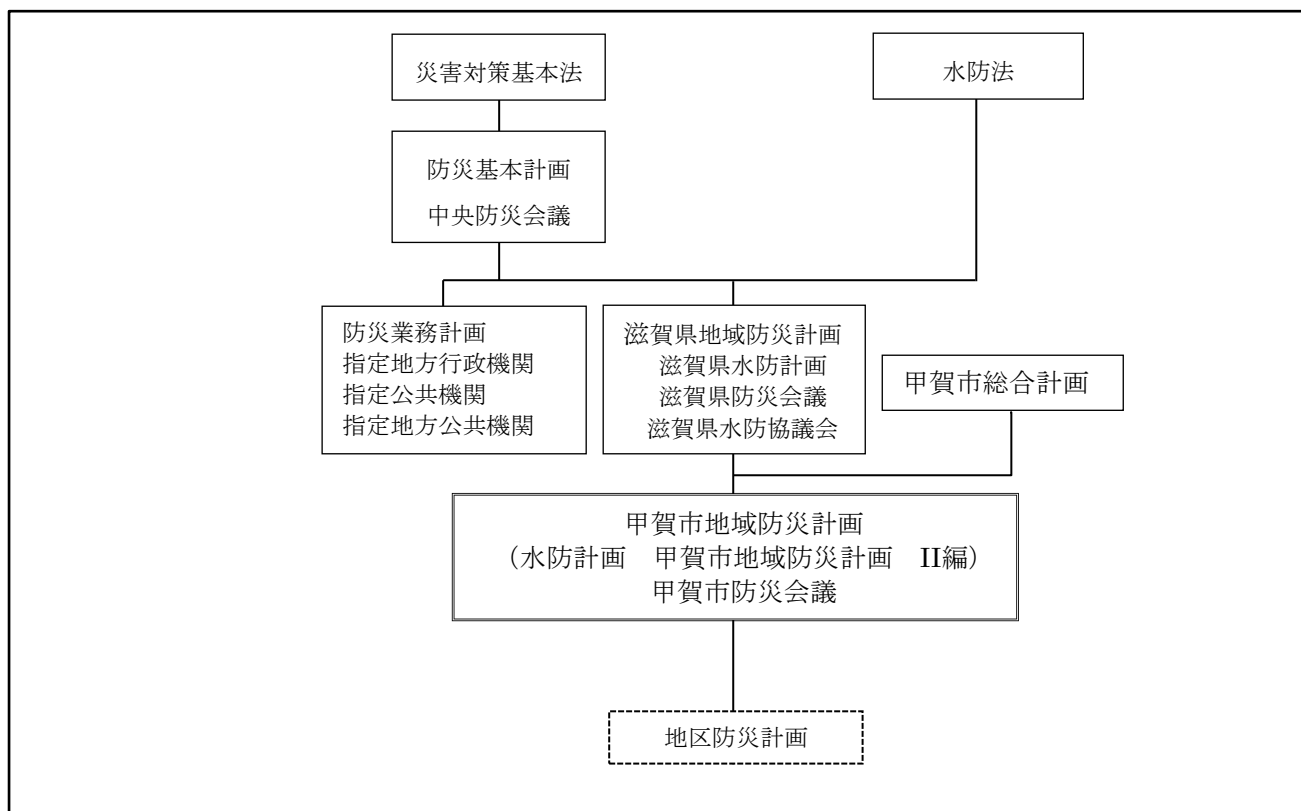
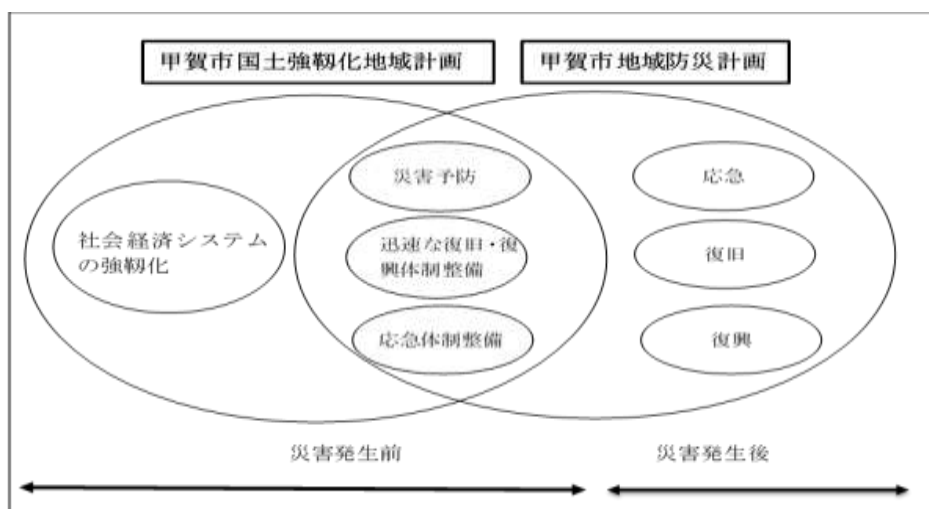
また、この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、甲賀市の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、市民が自らを災害から守る「自助」、自主防災組織による「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担が必要である。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、国の防災基本計画、防災機関や大規模事業所等の防災業務計画、県地域防災計画等の計画と整合を図った防災に関する総合計画として位置づける。また、市総合計画等の市の計画と整合を図るものとする。なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく「甲賀市国土強靱化地域計画」は本計画の指針の一つである。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案があり、その必要があると認められたときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。



第3節 計画の見直し

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。計画の修正に当たっては、県地域防災計画との密接な関連性を確保する。

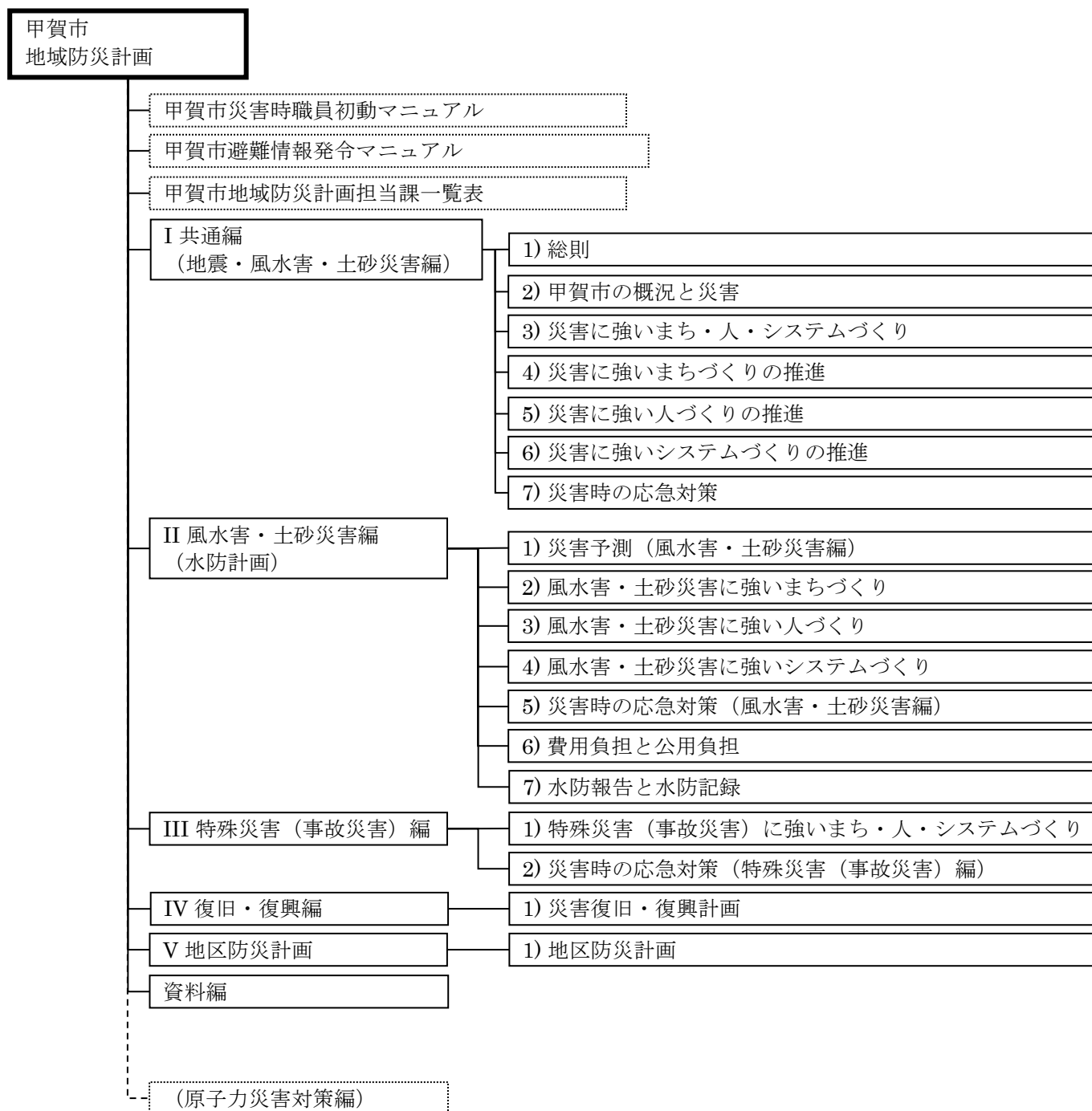
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。

今回の地震を踏まえ、近い将来南海トラフ地震の発生により大規模な被害が予想されている市においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。今後、本計画については、国や県の動向を踏まえつつ、地域の実情にあわせた見直しを行う。

第4節 計画の構成

この計画は、5つの編から構成され、災害対策基本法及び水防法で規定される様々な災害の防災対策に関わる計画となっている。

なお、市職員及び各機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関並びに市民と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めなければならない。



第5節 市及び市民・事業所の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 市

市は、防災の基礎的地方公共団体であり、防災の第一次的責任者として、市域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、甲賀広域行政組合消防本部、県、国、各機関、他の公共的団体及び市民等や事業所の協力を得て防災活動を実施する。また、それぞれの責務や役割、地域防災に関する基本的事項を明確にして示すため、防災基本条例の必要性を含めて今後検討する。

【市が処理すべき事務又は業務の大綱】

- ・ 防災会議に関する事務
- ・ 防災対策の組織の整備
- ・ 市内における公共団体及び市民及び事業所・公共的団体の自主防災組織の育成指導
- ・ 防災施設の整備
- ・ 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- ・ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- ・ 水防、消防その他の応急措置
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ・ 被災者の救出、救護等の措置
- ・ 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- ・ 災害時における保健衛生についての措置
- ・ 被災園児、児童、生徒等の応急教育
- ・ 災害復旧の実施
- ・ 災害ボランティア活動の支援

また、水防管理団体である市は水防法第3条の定めるところに従い、水防組織、器具機材を整備し、それぞれの管理区域内水防を十分に果たさなければならない。

そのため、洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから、洪水による危険が解除される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第2 市民

市民は、「自らの地域は、自らが守る」自治意識を向上させ、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、自主防災体制の強化に努めるものとする。

市内の一定の区域内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該区域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。市は、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3 事業所

市内の事業所は、災害時における火災・危険物・毒劇物の漏洩防止に努める等、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、自発的に地域の自主防災活動への参加に努めるものとする。また、被災後は速やかに事業継続に努め、地域の再建の一翼を担うものとする。

第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 甲賀広域行政組合消防本部

消防本部は市域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、その災害に因る被害を軽減するため、防災の担い手として、市、県、国、指定地方行政機関、各機関及び他の地方公共団体の指導・協力を得て防災活動を実施する。

【消防本部が処理すべき事務又は業務の大綱】

- ・火災予防措置
- ・災害時における消防活動
- ・災害時における水防活動
- ・災害時における消防通信活動
- ・危険物等の規制及び安全処置
- ・救急、救助の処置と活動
- ・火災の鎮圧、その他の災害の軽減処置
- ・その他甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程に関する事

第2 県

県は県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたる時、災害の規模が市で処理することが不適当と認められる時、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関などの関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

【県が処理すべき事務又は業務の大綱】

- ・防災会議に関する業務
- ・防災対策の組織の整備
- ・市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ・防災施設の整備
- ・防災のための知識の普及、教育及び訓練
- ・防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ・水防その他の応急措置
- ・被災者の救出、救護等の措置
- ・避難の指示、並びに避難所開設の指示
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保
- ・災害時における保健衛生についての措置
- ・被災児童、生徒等の応急教育
- ・災害復旧の実施
- ・自衛隊の災害派遣要請
- ・災害時におけるボランティアの受け入れ対策

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

I.第1章 総則

【指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務の大綱】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
近畿管区警察局	・管区内各府県警察の指導・調整 ・他管区警察局との連携 ・関係機関との協力 ・情報の収集及び連絡 ・警察通信の運用 ・警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 (大津財務事務所)	・公共土木等被災施設の査定の立会 ・地方公共団体に対する災害融資 ・災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 ・国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	・救援等にかかる情報の収集及び提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	・農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 ・農業関係被害情報の収集報告 ・農作物、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 ・被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 ・排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け ・米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の安定供給対策 ・災害時における主要食料の供給についての連絡調整
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	・国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 ・国有保安林、保安施設等の保全 ・森林火災対策 ・災害応急対策用材（国有林材）の供給 ・国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	・電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 ・災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 ・災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ・被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	・電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 ・ガス及び火薬類施設等の保安の確保 ・鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止についての保安の確保
近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	・所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導 ・災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ・災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・う回輸送等実施のための調整 ・災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ・特に必要があると認める場合の輸送命令 ・災害時における交通機関利用者への情報提供
大阪航空局 (大阪空港事務所)	・災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

I.第1章 総則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
近畿総合通信局	・電波及び有線電気通信の監理 ・非常通信訓練の計画及びその実施指導 ・非常通信協議会の育成、指導 ・防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 ・非常時における重要通信の確保 ・災害対策用移動通信機器等の貸出し ・情報伝達手段の多様化、多重化の促進
滋賀労働局	・工場、事業場（鉱山関係は除く）における災害防止のための指導 ・被災労働者の労働条件の確保に関する指導、雇止め予防のための啓発指導 ・被災労働者の労災保険給付に関する対応 ・助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進
近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所)	・直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること ・応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること ・直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること ・直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること ・災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること ・直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること ・直轄公共土木施設の復旧に関すること ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること ・公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	・災害廃棄物等の処理対策に関すること ・家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 ・危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
国土地理院近畿地方測量部	・災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること ・地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること ・防災地理情報の整備に関すること

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

【指定公共機関が処理すべき事務又は業務の大綱】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
東海旅客鉄道株式会社 (東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部) 関西支社 西日本旅客鉄道株式会社 (京滋支社)	・鉄道施設の整備と防災管理 ・災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 ・災害時における県、市の鉄道通信施設の利用に関する協力 ・被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	・電気通信施設の整備と防災管理 ・災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 ・被災施設の復旧

I.第1章 総則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ ・ソフトバンク株式会社 ・楽天モバイル株式会社	・電気通信施設の整備と防災管理 ・災害時における通信の確保 ・被災施設の復旧
日本銀行 (京都支店)	・災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 7 1～6の救護業務に関連し、次の業務を実施する ①復旧・復興に関する業務 ②防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	・放送施設の保全 ・県民に対する防災知識の普及 ・気象等予警報、被害状況等の報道 ・避難所への受信機の貸与 ・被災放送施設の復旧 ・社会事業団等による義援金品等の募集配分
西日本高速道路株式会社（関西支社） 中日本高速道路株式会社（名古屋支社・金沢支社）	・新名神高速道路等の整備と防災管理 ・災害時における新名神高速道路等の輸送路の確保 ・被災道路施設の復旧
独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)	・国立病院機構に属する病院等の、避難施設等の整備と防災訓練の指導 ・災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整
日本通運株式会社 (大津支店)	・災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 中部電力株式会社 (三重支店)	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給の確保 ・被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業部)	・ガス施設の整備と防災管理 ・災害時におけるガス供給の確保 ・被災施設の復旧
日本郵便株式会社 (大津中央郵便局)	・郵便物の送達の確保 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・郵便局の窓口業務の維持

【指定地方公共機関が処理すべき事務又は業務の大綱】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
近江鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社	・鉄道施設の整備と防災管理 ・災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力 ・被災鉄道施設の復旧
一般社団法人滋賀県バス協会	・災害時における自動車による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

I.第1章 総則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
一般社団法人滋賀県トラック協会	
滋賀県土地改良事業団体連合会	・ため池及び農業用施設の整備と防災管理 ・農地及び農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	・災害時における医療救護の実施 ・災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 ・災害時における医療品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（甲賀市社会福祉協議会）	・災害ボランティア活動の支援 ・要配慮者の避難支援への協力
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	・放送施設の保全 ・県民に対する防災知識の普及 ・気象予警報、被害状況等の報道 ・被災放送施設の復旧 ・社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県LPGガス協会	・ガス施設の整備と防災管理 ・災害時におけるガス供給の確保 ・被災施設の復旧
一般社団法人滋賀県建設業協会	・災害時における公共土木建築施設の復旧 ・災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 ・災害時における土木資機材労力の提供

第5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他各機関の防災活動に協力する。

【県警察本部が処理すべき事務又は業務の大綱】

- ・警備体制の整備
- ・情報収集・伝達及び被害状況の迅速確実な把握
- ・避難誘導、被災者の救出・救助その他の二次災害の防止
- ・交通規制の実施及び緊急交通路の確保
- ・行方不明者の搜索、遺体の検視
- ・被災地及び避難場所の警戒
- ・その他警察本部長が必要と認める活動

【自衛隊が処理すべき事務又は業務の大綱】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	・災害派遣計画の作成 ・県、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

【その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
一般社団法人滋賀県病院協会 一般社団法人甲賀湖南医師会 公立甲賀病院 甲賀湖南歯科医師会	・災害時における医療救護の実施 ・災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
株式会社あいコムこうか エフエム花	・放送施設の保全 ・市民等に対する防災知識の普及 ・気象予警報、被害状況等の報道 ・被災放送施設の復旧 ・社会事業団等による義援金品の募集
甲賀農業協同組合 滋賀中央森林組合	・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力 ・被災農林業者に対する融資及びあっせん ・被災農林業者に対する生産資材の確保あっせん
甲賀市商工会	・災害時における物価安定についての協力 ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
高圧ガス危険物等関係施設の管理者	・災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給
新聞社等報道関係機関	・市民等に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 ・市民等に対する災害応急対策等の周知徹底 ・社会事業団等による義援金品の募集配分
野洲川土地改良区 大原貯水池土地改良区 土山町土地改良区 甲蒲地方土地改良区	・災害時における所管する農業水利施設の復旧

第2章 甲賀市の概況と災害

第1節 甲賀市の地勢と気象

第1 地勢

本市は、滋賀県の東南部に位置し、東部は三重県に、西部は大津市に、南部は信楽高原を隔てて三重県・京都府に、北部は栗東市、湖南市、蒲生郡竜王町・日野町及び東近江市と接している。

東西に約 43.8 キロメートル、南北に約 26.8 キロメートル、面積 481.62 平方キロメートルで県土の約 12% を占める。

本市東部には、綿向山(1,110m)、雨乞岳(1,238m)、御在所岳(1,212m)、鎌ヶ岳(1,161m)等の国定公園に指定されている鈴鹿山脈がそびえ、西南部には「信楽高原」と呼ばれる丘陵性山地が連なっている。森の豊かな山々は、淀川水系の野洲川、杣川及び大戸川を中心とする多数の河川の水源となり、琵琶湖及び瀬田川に注いでいる。琵琶湖は、その水量も水質も、これらの水源涵養の森によって守られている。

平野部は、これらの河川に沿って拓け、水利の良さを生かした稲作が古くから行われてきた。野洲川に沿って、近畿圏と中部圏を接続する新名神高速道路や国道 1 号が通っており、主要地方道草津伊賀線や国道 307 号が地域を横断する広域交通拠点となっている。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想や名神名阪連絡道路の整備計画もある。

第2 地質

本市の地盤は、山間部においては花崗岩を中心に古生層等を基岩としており、低地部は古琵琶湖層、沖積層で形成されている。分布の割合では古琵琶湖層が多くなっており、沖積層が続いている。

また、市域に係る活断層には、頓宮断層帯と鈴鹿西縁断層帯がある。それぞれの平均的な活動期間は 1 万年以上であると推定されている。活断層は、「生きている断層」といわれており、最新の研究から、地震と密接な関係にあることが明らかにされている。それぞれの断層を震源とする地震が発生する可能性は、我が国の活断層の中ではやや高いグループに属している。

その他、風水害・土砂災害に関わる地質の特徴は「II 編 第 1 章 第 1 節 概況」に示す。

第3 気象

本市は、温暖小雨の瀬戸内式気候の特色をもっているが、琵琶湖より遠距離にあるため、湖の気候調節作用の影響を受けることが少ない。市域は、鈴鹿山脈等の高い山々に囲まれ、そこからの支脈がのびる丘陵地帯も多くあることから、内陸的な気候要素と山地気候的な性格との両面がみられる。したがって、湖岸地方と比べて日較差、年較差がそれぞれ大きい。

その他、風水害・土砂災害に関わる気象の特徴は「II 編 第 1 章 第 1 節 概況」に示す。

第2節 災害の概要

本市の気象災害の発生は、台風や暴風雨による風水害や、地震が主で、以下、火災等である。

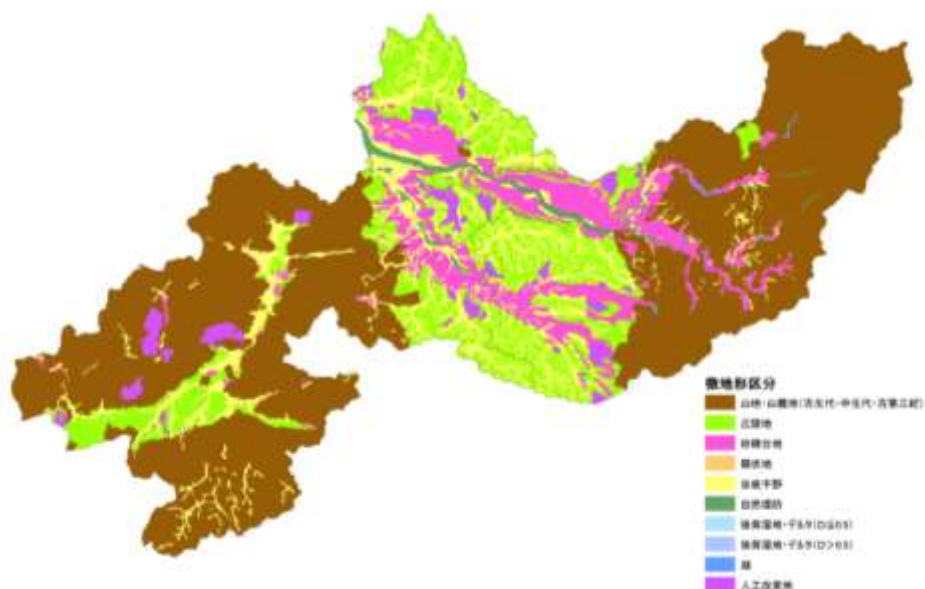
風水害については本市を貫流する野洲川、杣川、大戸川等の氾濫によるものであり、地震については市域で想定される直下型地震、さらには東海・東南海・南海の三連動による広域地震が懸念される。

第1 災害要因

1. 地形・地質

東部の山々から中央北部の水口丘陵南沿の谷を野洲川が、南部甲賀丘陵沿の杣谷を杣川が流れ、川筋に沿う形で平地が開けており、東端は標高 1,000m 級の鈴鹿山脈南嶺が北東から南西方向に走っている。一方、南西部の信楽地区は信楽盆地の中を大戸川が流れている。信楽地域は、田上山に続き信楽の山地が南に突き出ており、この両山地の間には、古琵琶湖層群の地層がつくる県内最大の丘陵地が広がる。

■微地形区分図



出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

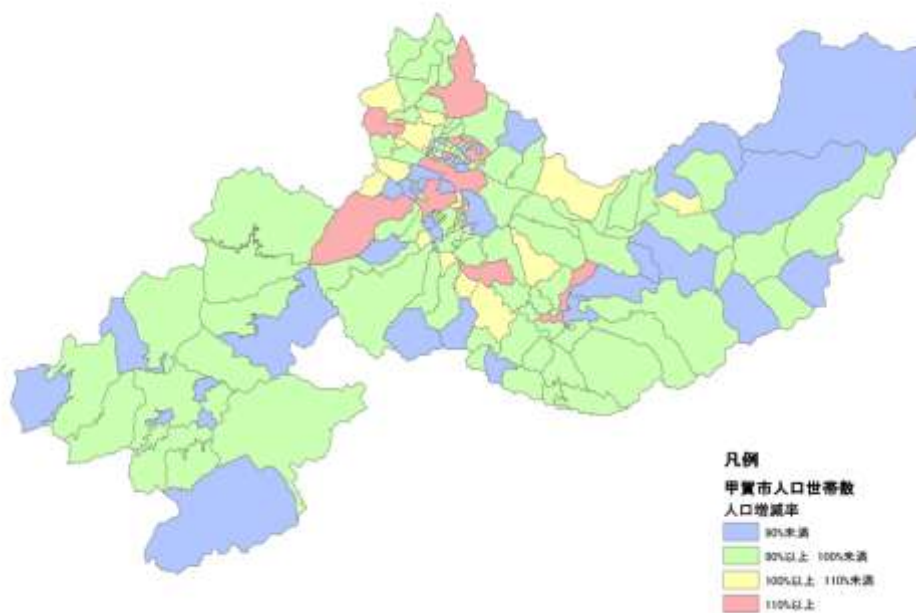
2. 人口等の分布

甲賀市の人口の動向、構成、分布状況等を明らかにし、防災上の留意点を明らかにすることを目的とし、人口の増減を整理した。甲賀市を構成する 5 町のうち、水口町が人口規模では他の 4 町を大きく上回っており、ここに人口が集中しており、甲南町と共に近年はゆるやかな人口増加となっている。その一方で土山町・甲賀町・信楽町は人口が減少しており、全市的に見ても、近年は減少している。

■ 甲賀市を構成する地域



■ 人口増減率分布図 (H22/H17)



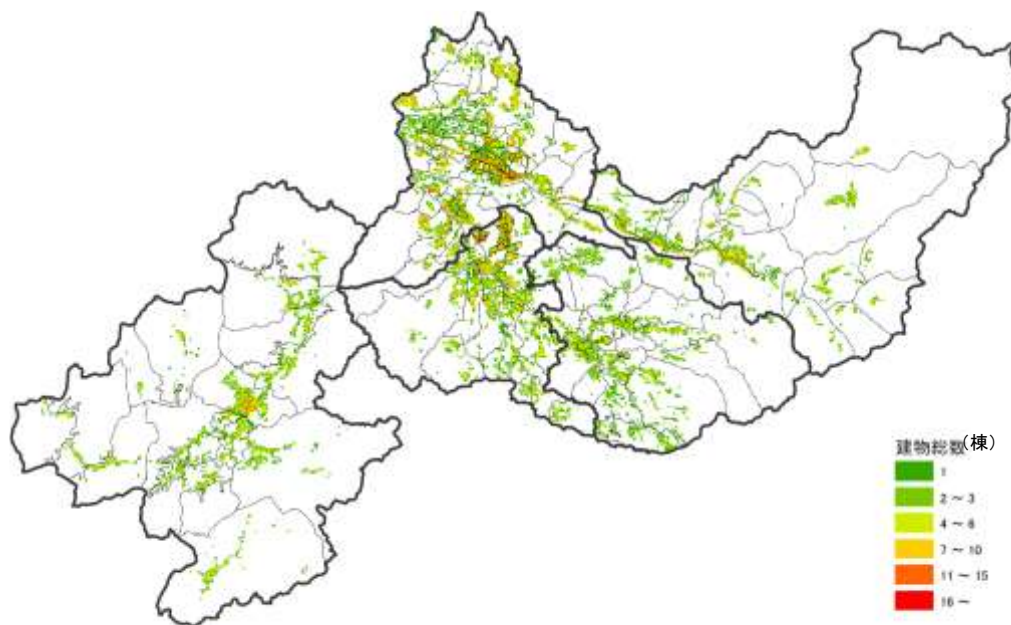
出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

3. 施設分布

甲賀市全体の建物総数は約 56,000 棟。そのうち、水口町が約 21,000 棟、甲南町が約 12,000 棟、信楽町が約 9,000 棟、甲賀・土山町が約 7,000 棟となっている。

特に、水口町、甲南町、信楽町、土山町のそれぞれの中心部、及び希望ヶ丘等の住宅団地で建物が密集している。

■建物総数の分布（50m メッシュ単位）



出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

■主要施設分布図



出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

第2 地震災害誘因

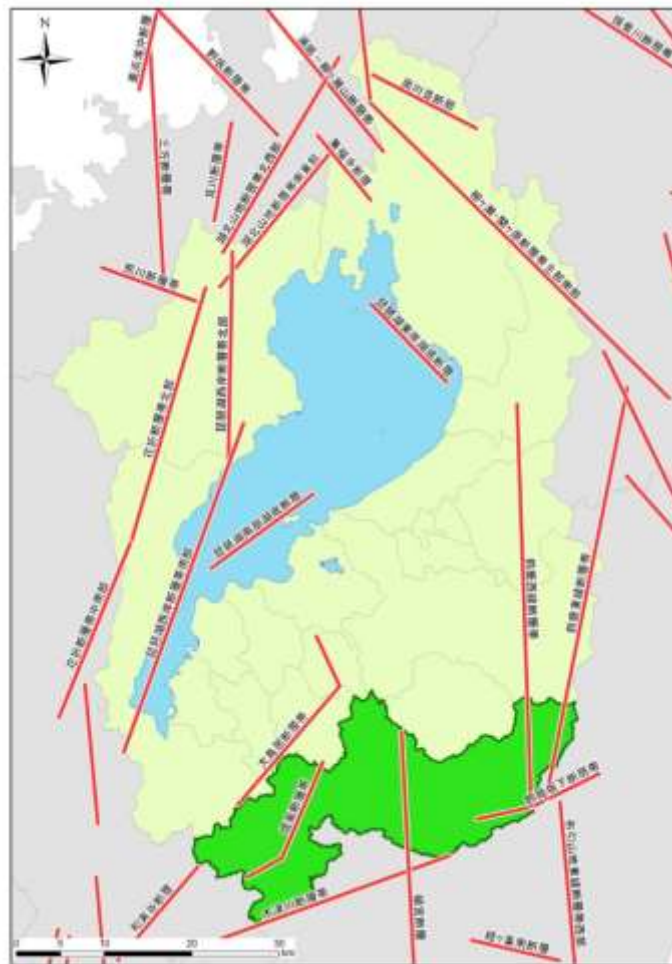
本項の地震災害の被害想定については、国の「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）（平成 25 年 5 月）」、県の「滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）」、市の「甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）」等を参考とした。

1. 内陸型地震

(1) 考慮すべき活断層

県内においては、既にいくつかの活断層が認定され、その中でも市近辺では頓宮断層、鈴鹿西縁断層、木津川断層帯等が特に知られている。活断層は、「生きている断層」といわれており、最新の研究から、地震と密接な関係にあることが明らかにされている。

■断層位置図





出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

(2) 震度推計

「甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）」より、木津川断層、鈴鹿西縁断層による地震発生時の地震動予測結果を以下に示す。

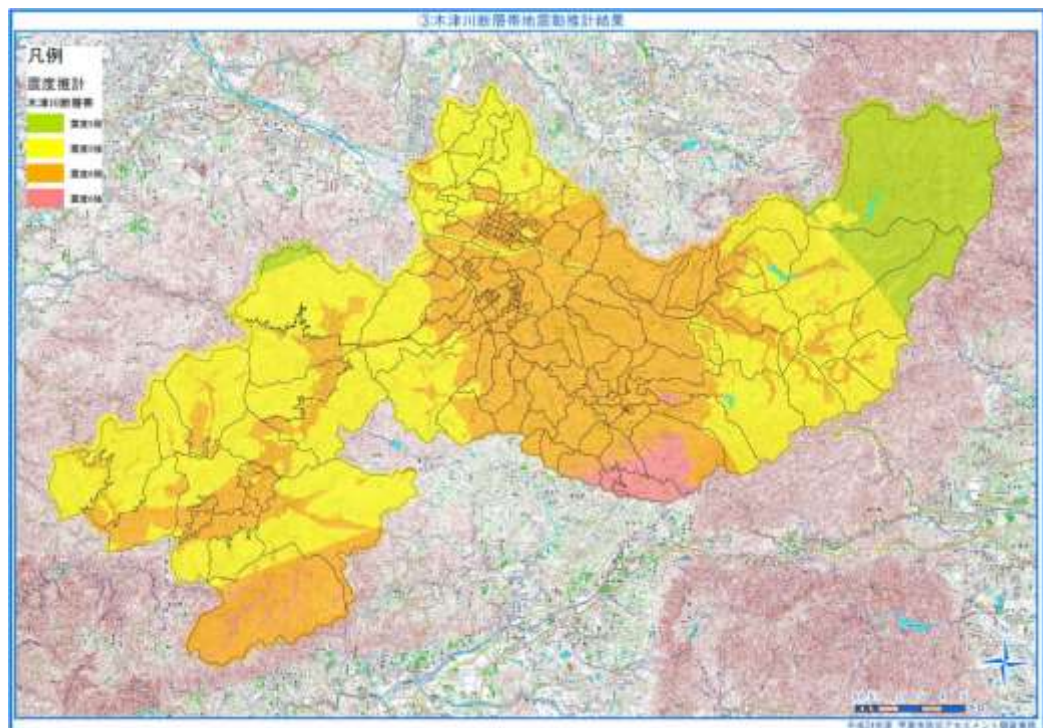
ア 木津川断層帯

木津川断層帯は、全体が 1 つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.3 程度の地震が発生すると推定されている。この場合、断層の北側が南側に対して相対的に 2.5m 程度高くなる段差が生じ、右横ずれを伴う可能性がある。

今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0% と推定されている。

出典：地震調査研究推進本部 地震調査委員会資料

■ 木津川断層地震動推計結果



出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

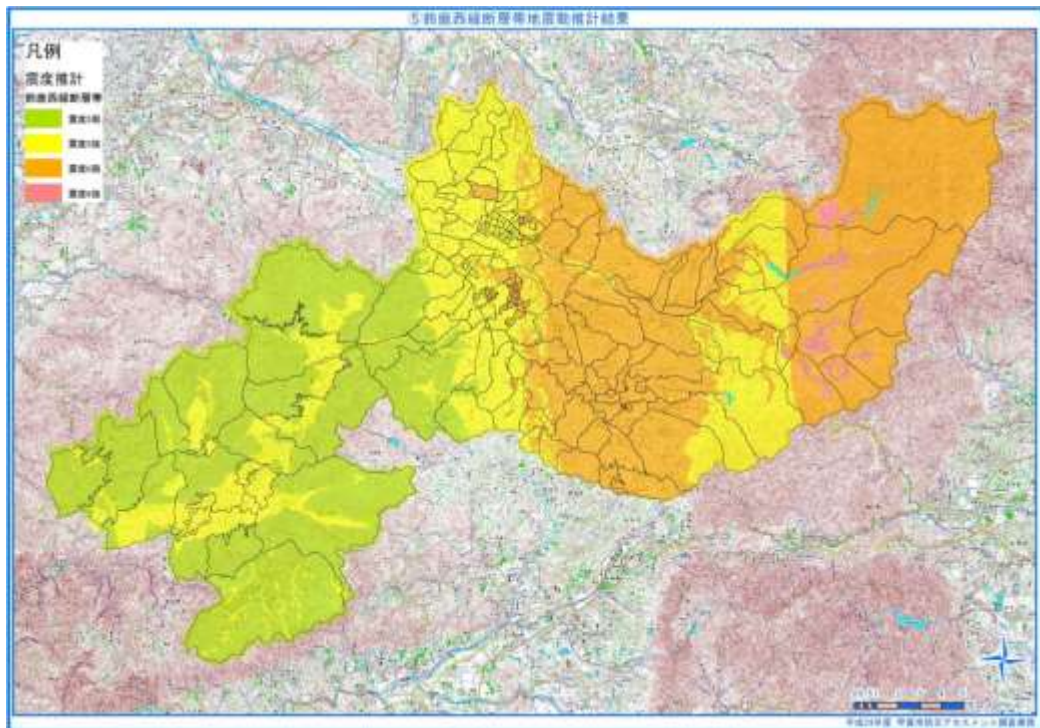
イ 鈴鹿西縁断層帯

鈴鹿西縁断層帯は、全体が1つの区間として活動すると推定され、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定されている。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に3～4m程度高くなる段差を生じる可能性がある。

今後30年以内の地震発生確率は、0.08～0.2%と推定されているが、本断層帯では、過去の活動が十分明らかではなく、最新活動時期が特定できていないことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生の長期確率を求めている。そのため信頼度は低いが、今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではAランク（やや高いグループ）に属することになる。

出典：地震調査研究推進本部 地震調査委員会資料

■ 鈴鹿西縁断層地震動推計結果



出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成25年2月）

I 第2章 甲賀市の概況と災害

(3) 内陸型地震被害想定

県が実施した被害想定を基に、木津川断層帯、鈴鹿西縁断層の建物被害、人的被害、ライフライン機能支障、避難者数を取りまとめた。なお、活断層別の、より詳細な被害想定については、「甲賀市防災アセスメント調査（平成25年2月）」としてまとめている。

■甲賀市地震被害想定一覧

				甲賀市地震被害想定					
				木津川断層帯		鈴鹿西縁断層帯			
被害種別・項目・時期				単位	東側からの 断層破壊	西側からの 断層破壊	南側からの 断層破壊	北側からの 断層破壊	
建物被害	全壊棟数（住家は戸数を棟数として算定）			(棟)	5,460	2,074	157	120	
	半壊棟数（住家は戸数を棟数として算定）				11,196	7,397	1,007	1,242	
	全焼棟数※1	夏 正午 風速 8m/sec	棟	14	5	-	-		
		冬 夕方 風速 8m/sec		700	257	-	-		
		冬 深夜 風速 8m/sec		-	-	-	-		
	全壊・全焼 棟数合計	夏 正午 風速 8m/sec	棟	5,474	2,079	157	120		
		冬 夕方 風速 8m/sec		6,160	2,331	157	120		
		冬 深夜 風速 8m/sec		5,460	2,074	157	120		
人的被害	死者数	夏 正午 風速 8m/sec	人	243	82	6	-		
		冬 夕方 風速 8m/sec		330	114	8	7		
		冬 深夜 風速 8m/sec		349	115	9	7		
	負傷者数	夏 正午 風速 8m/sec		1,746	881	124	149		
		冬 夕方 風速 8m/sec		2,233	1,153	159	189		
		冬 深夜 風速 8m/sec		2,753	1,399	194	235		
ライフライン機能支障	電力供給施設：停電軒数	停電口数	地震直後	件	59,419	56,438	28,095	33,376	
			1 日後		33,406	23,278	5,171	5,600	
			2 日後		20,047	11,333	1,732	1,640	
			3 日後		12,228	5,790	710	567	
			1 週間後		147	47	1	0	
	上水道施設：断水人口	断水人口	地震直後	人	74,309	62,158	14,811	18,825	
			1 日後		73,361	60,425	13,718	17,237	
			2 日後		71,820	57,945	12,528	15,608	
			3 日後		69,932	55,176	11,385	14,076	
			1 週間後		60,634	43,620	7,628	9,162	
			1 ヶ月後		16,784	7,775	801	768	
			2 ヶ月後		2,117	656	48	36	
			3 ヶ月後		230	53	3	2	
	避難者	避難所生活者※2		人	1 日後	10,718	4,467	233	425
					3 日後	13,405	7,376	969	1,309
1 週間後					16,511	9,175	1,147	1,500	
1 ヶ月後					5,068	2,322	228	229	
想定最大震度					7	7	7	6 強	

※1 -（ハイフン）は、ごくわずか（数値計算上5未満）であることを示す。

※2 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

出典：滋賀県地震被害想定調査（平成26年3月、滋賀県）

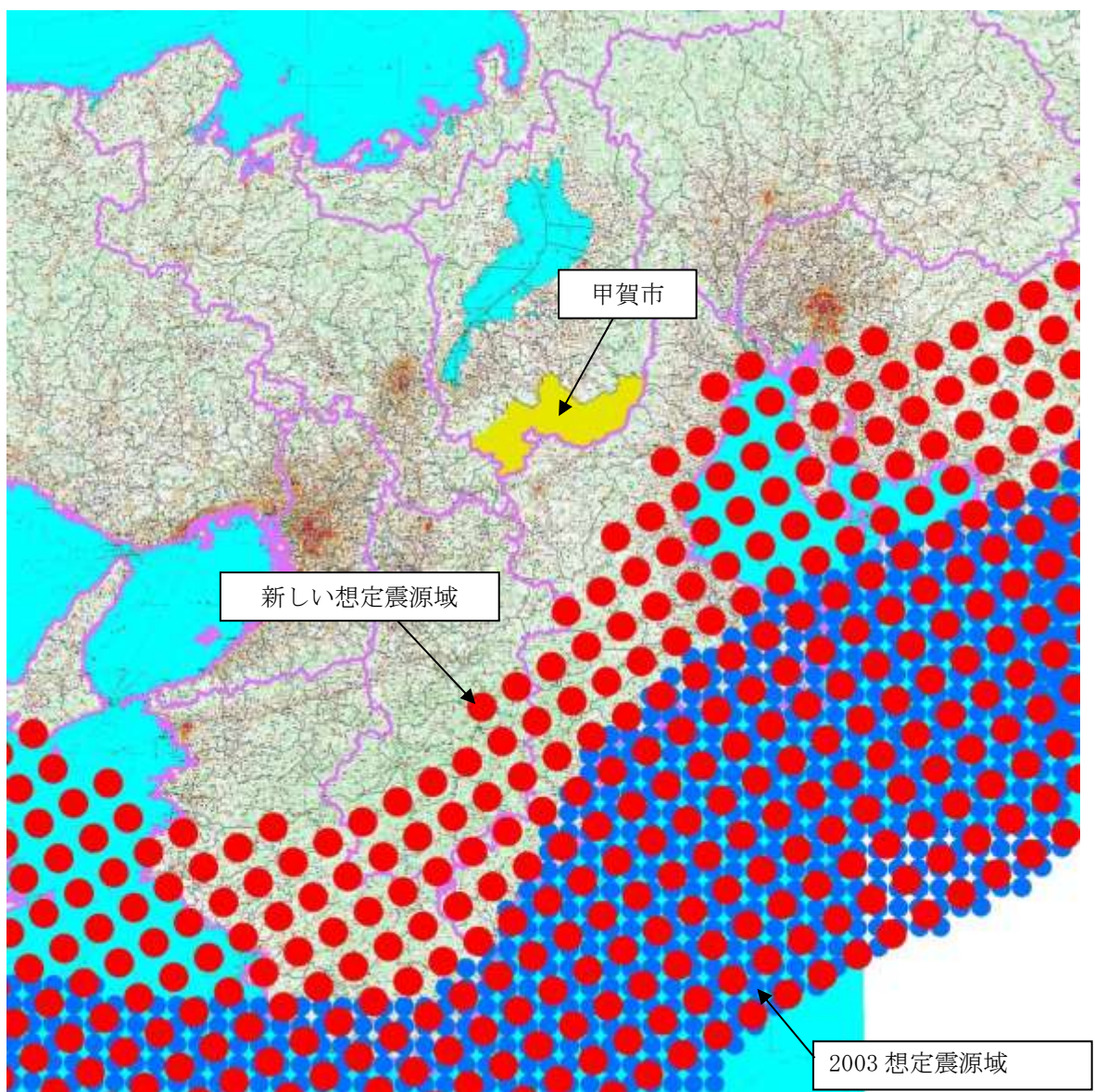
2. 南海トラフの巨大地震

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧：東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）に基づき、滋賀県内の市町の区域が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されている。中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を基本とし、甲賀市地域防災計画に「推進地域」における必要な事項を「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定める。

(1) 想定震源域

南海トラフの巨大地震における想定震源域は、これまでの想定震源域（2003 年中央防災会議）に比べ、内陸側に約 30km 程度拡大した想定となっている。

■ 想定震源域図



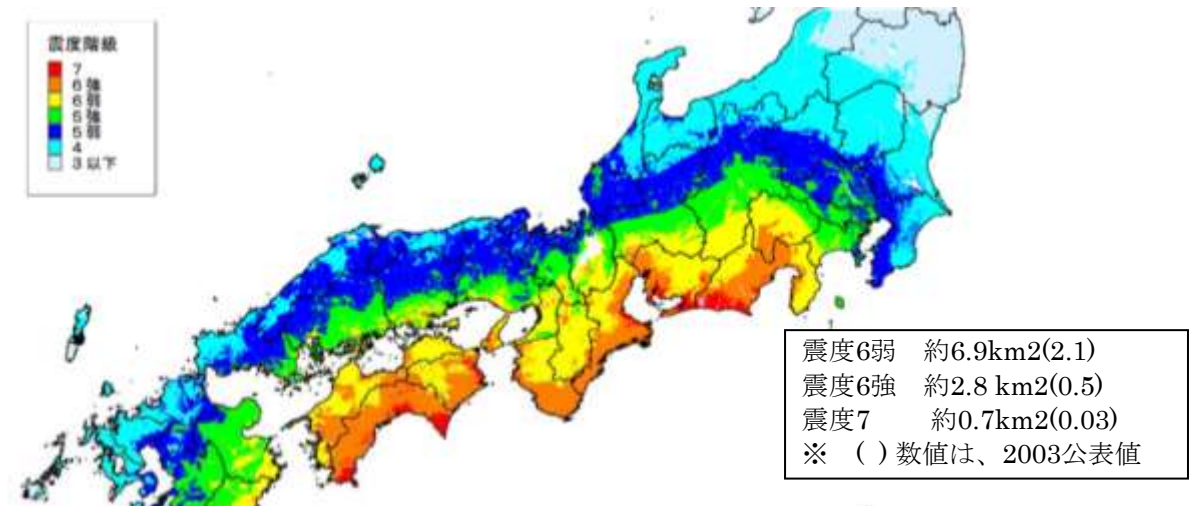
出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成 25 年 2 月）

(2) 震度推計

以下の震度推計結果1は、平成24年3月31日に公表されたものである。これに対し、平成24年10月に新たに国から提供されたデータによって、詳細な震度推計を再現することが可能となり、甲賀市においても南海トラフの巨大地震動推計の結果が得られている（震度推計結果2）。

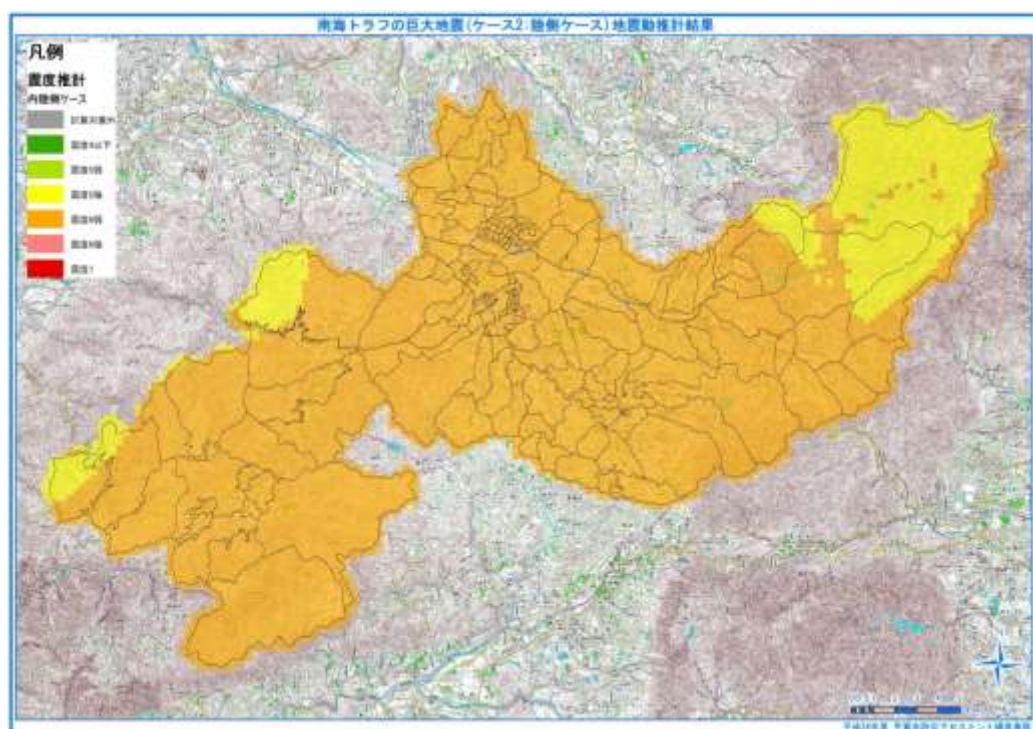
なお、地震動推計の計算ケースは、5 ケースがあり、甲賀市にとって、最も地震動推計が大きくなるケースは、陸側ケースとなる。

■南海トラフの巨大地震動推計結果（陸側ケース）1



出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）
（平成24年3月31日）

■南海トラフの巨大地震動推計結果（陸側ケース）2



出典：甲賀市防災アセスメント調査（平成25年2月）

I 第2章 甲賀市の概況と災害

(3) 南海トラフの巨大地震被害想定

県が実施した被害想定を基に、南海トラフの巨大地震（陸側ケース）の建物被害、人的被害、ライフライン機能支障、避難者数を取りまとめた。

■ 甲賀市地震被害想定一覧

被害種別・項目・時期				単位	甲賀市地震被害想定 南海トラフの巨大地震（陸側ケース）
建物被害	全壊棟数（住家は戸数を棟数として算定）		(棟)	1,120	
	半壊棟数（住家は戸数を棟数として算定）			7,021	
	全焼棟数※1	夏 正午 風速 8m/sec	棟	-	
		冬 夕方 風速 8m/sec		25	
		冬 深夜 風速 8m/sec		-	
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午 風速 8m/sec	棟	1,120	
		冬 夕方 風速 8m/sec		1,145	
		冬 深夜 風速 8m/sec		1,120	
人的被害	死者数	夏 正午 風速 8m/sec	人	21	
		冬 夕方 風速 8m/sec		38	
		冬 深夜 風速 8m/sec		50	
	負傷者数	夏 正午 風速 8m/sec		369	
		冬 夕方 風速 8m/sec		448	
		冬 深夜 風速 8m/sec		987	
ライフライン機能支障	電力供給施設：停電軒数	停電口数	地震直後	件	60,325
			1 日後		51,192
			2 日後		39,997
			3 日後		25,640
			1 週間後		259
	上水道施設：断水人口	断水人口	地震直後	人	57,898
			1 日後		72,455
			2 日後		71,134
			3 日後		62,856
			1 週間後		35,621
			1 ヶ月後		4,544
			2 ヶ月後		258
			3 ヶ月後		14
	避難者	避難所生活者※2		1 日後	人
3 日後				7,824	
1 週間後				8,224	
1 ヶ月後				2,070	
想定最大震度				6 強	

※1 ー（ハイフン）は、ごくわずか（数値計算上5未満）であることを示す。

※2 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

出典：滋賀県地震被害想定調査（平成26年3月、滋賀県）

第3章 災害に強いまち・人・システムづくり

第1節 防災ビジョン

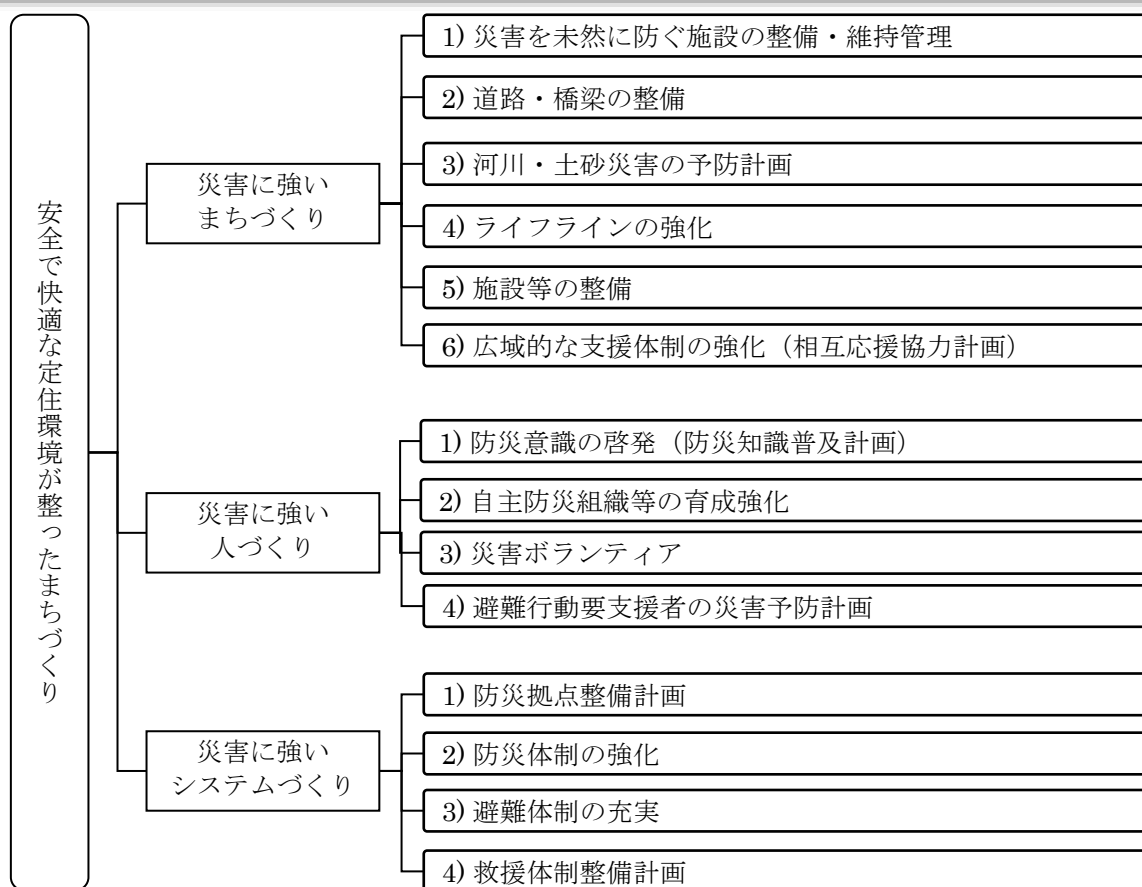
災害対策の目的は、市民等の生命及び財産を守り、社会生活を維持することにある。この目的を達成するための市の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを以下のとおり設定する。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

防災ビジョンの検討にあたっては、本市の地域特性や広域的な位置づけを踏まえるとともに、阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を参考とした。

また、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保及び救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を含む。

”人 自然 が輝きつづける あい甲賀 安全・安心のまちづくり”



第1 重点施策

1. 災害に強いまちづくりにおける重点施策

(1) 大地震から人命を守る住宅等の整備

阪神・淡路大震災では住宅の倒壊によって多くの人命（圧死）が奪われた。市においても建築基準法の新耐震施行（1981 年）以前に建築され、大地震時において倒壊するおそれのある住宅が相当数存在すると考えられる。従って、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進することにより、住宅の倒壊から人命を保護する。

また、災害時において防災拠点（避難所等）となる施設については、耐震診断と耐震改修を計画的に実施する。

(2) 子ども達の命を守る教育施設の耐震化の促進

地域の均衡ある発展を念頭に将来を担う子ども達の教育環境の充実を最重要施策として位置づけ、学校等（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・保育園等）の施設整備に努め、義務教育施設の耐震補強を優先しながら積極的に進める。

2. 災害に強い人づくりにおける重点施策

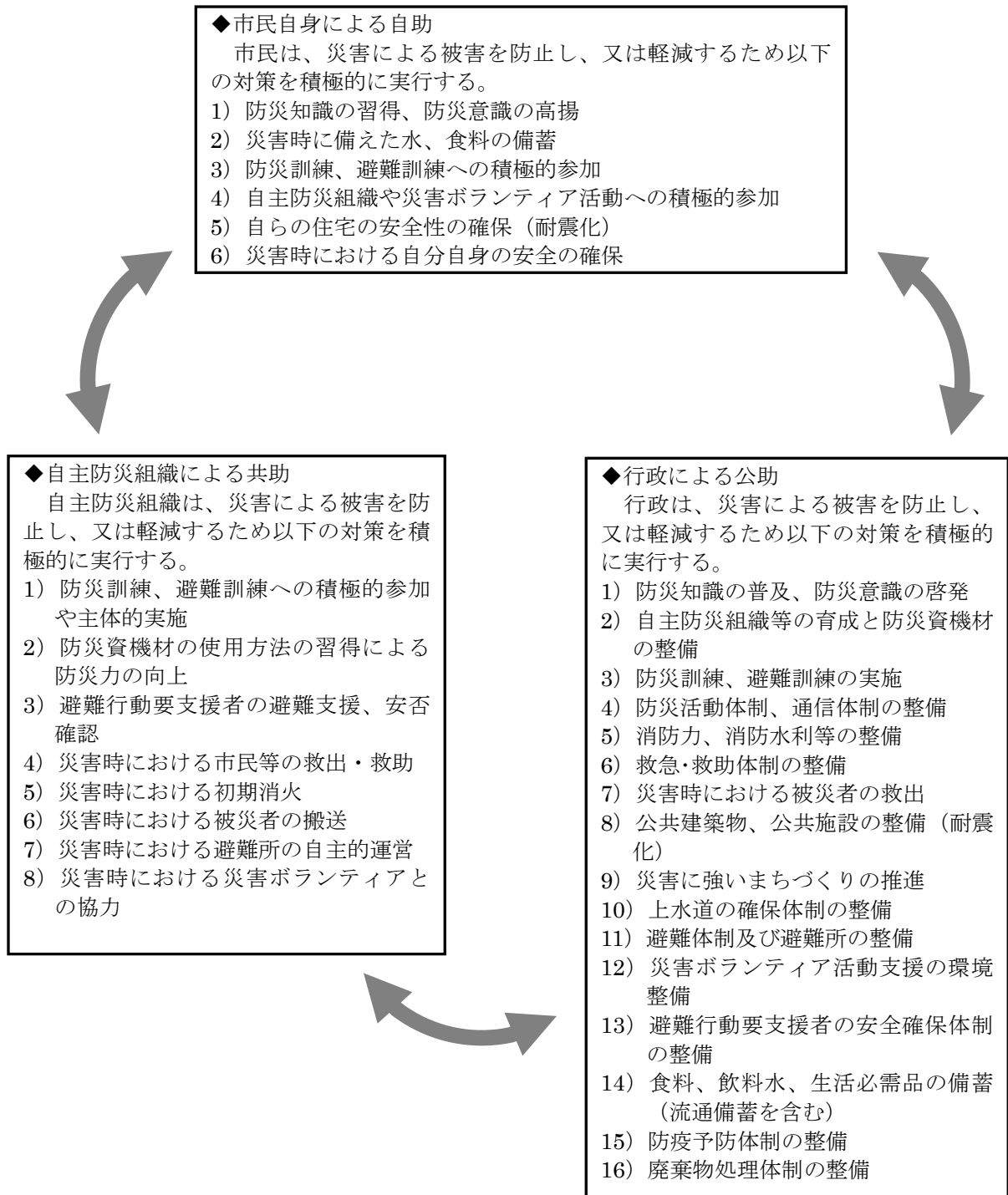
(1) 災害時の避難誘導・救助等を担う地域防災力として自主防災組織を整備

市は、災害を未然に防止し、災害に対処するため、自治振興会、区・自治会等の地域コミュニティ組織及び市内の事業所等、公共的団体の防災に関する組織における防災体制の充実を図り、障がい者、高齢者、乳幼児等の要配慮者や女性の参画を含め、市内における公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導に努める。

また、特に災害時における減災のための備えを充実する必要がある、防災に関する市民活動の展開を推進する。

(2) 自助・共助・公助の役割分担を踏まえ、市が担う防災対策を推進

防災は、市民自身による自助、行政による公助及び市民等の共同による共助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮するものである。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、防災力の整備、強化を図る。

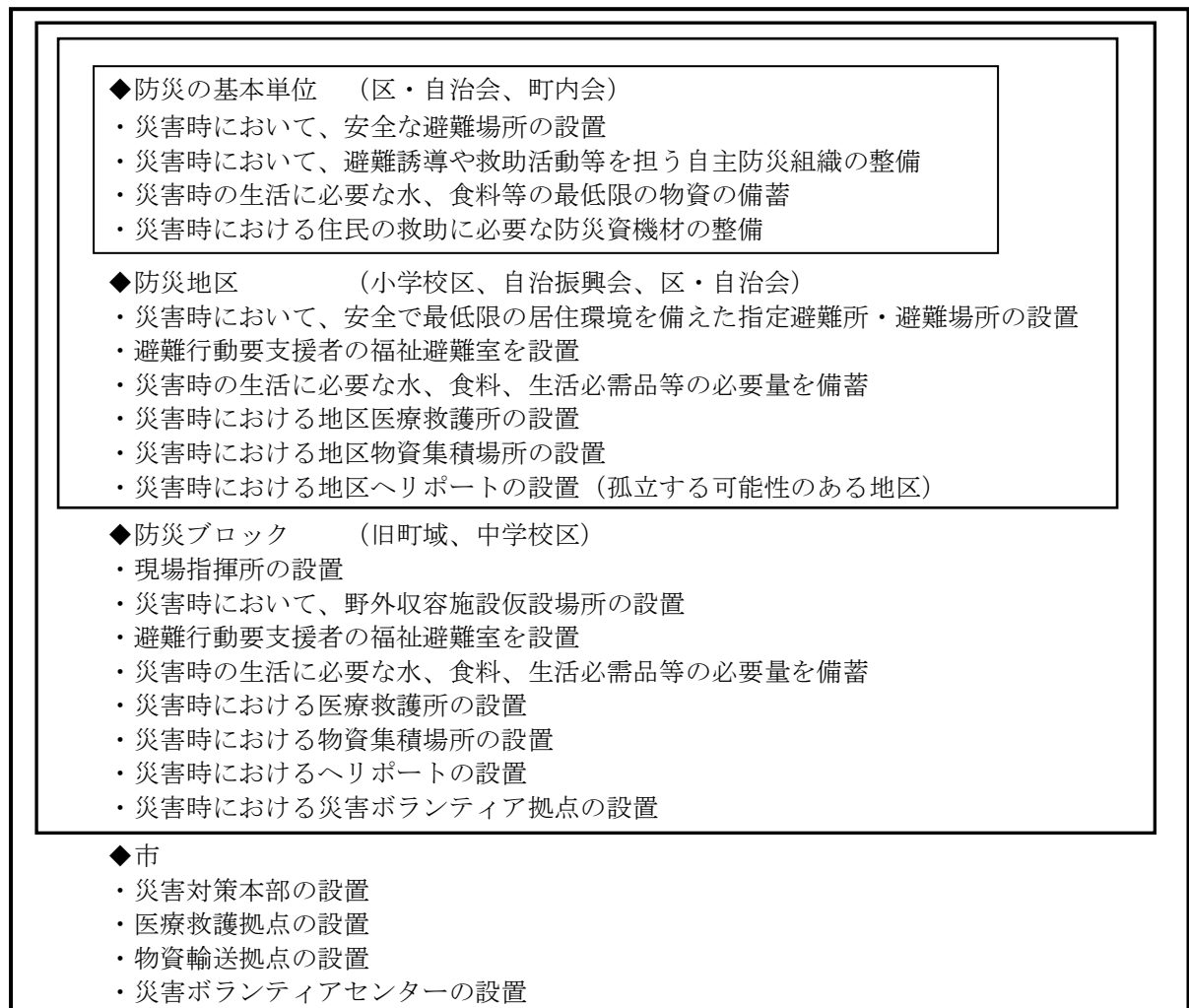


3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策

(1) 階層的な防災体制（防災階層）の構築

防災拠点や防災組織等を階層的に構築し災害の防止にあたることが有効である。よって、以下の防災階層の構築を推進し災害時における安全性の向上を図る。

■階層的な防災体制のイメージ



(2) 多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備

ア 安全な避難所等の整備

避難所等の整備においては、建築基準法の新耐震基準施行以前（1981 年）に建築された耐震性に問題のある建物や水害・土砂災害の危険がある建物が避難所となっている場合、避難した市民等の数に照らして面積が不足している場合等、避難所の環境として問題点を抱えている場合がある。また、地震災害等による長期の避難生活で、ストレスからくる死亡等が増加している。従って、以下の対策により、災害発生時に快適な避難環境を確保し、さらに、避難所等における避難者の過密抑制など感染症対策の観点も取り入れ、避難した市民等の健康維持を図る。

(ア) 避難所として安全で最低限の居住環境を備えた建築物の確保

(イ) 避難行動要支援者に対する福祉避難所（又は福祉避難室）の確保

(ウ) 避難所における設備等の整備

- ・水の確保（耐震性貯水槽又は防災井戸の設置、ペットボトルの備蓄等）

- ・トイレ必要量の設置（個別合併浄化槽の設置又は仮設トイレの必要量の備蓄）
- ・情報通信手段の整備（音声放送端末、インターネット、災害時優先電話等）
- ・非常用電源設備の設置（発電機等（非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む））
- ・感染症対策資材の備蓄（パーテーション・消毒薬等）
- ・調理に必要な燃料の確保（携帯用コンロ等）
- ・食料や生活必需品の備蓄（流通備蓄を含む）
- ・女性や外国人、愛玩動物等への配慮

イ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

高齢化の進展等により、災害時に支援を必要とする高齢者、障がい者、難病患者（透析患者を含む）等の避難行動要支援者が増加している。避難行動要支援者は災害時において迅速な避難が困難であり、1人の要支援者に対して2人以上の支援者が必要であるといわれており、避難を支援する人々が不可欠となっている。市内在住の自力避難が困難な方を対象に、本人申請による避難行動要支援者名簿に基づき、要支援登録者の安全確認、避難誘導等を実施する。また、「避難行動要支援者支援マニュアル」の整備に取り組む。

ウ 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策の構築

災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画部局が連携した体制整備に取り組む。

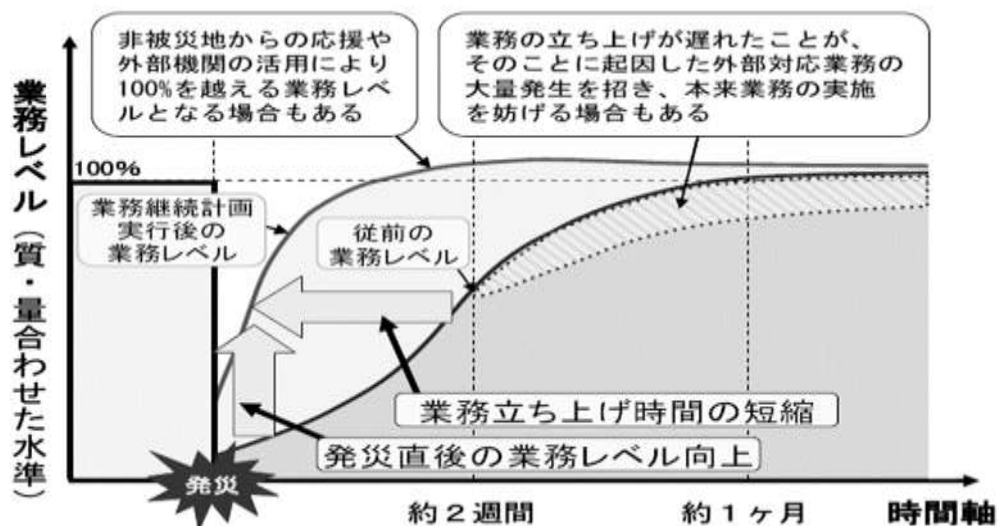
(3) 市の初動体制の充実

市は、地震災害、風水害等の大規模災害発生時の初動段階から事態安定期に至るまでの時期において、速やかに初動体制を構築し、的確な対応が遂行できるよう、市職員の動員、参集のあり方を示す「甲賀市災害時職員初動マニュアル」を整備する。

(4) 業務継続計画（BCP）の有効的な運用

市は災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）に基づき、迅速な復旧体制を構築する。業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画であり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保等を規定している。

■業務継続計画の導入効果イメージ



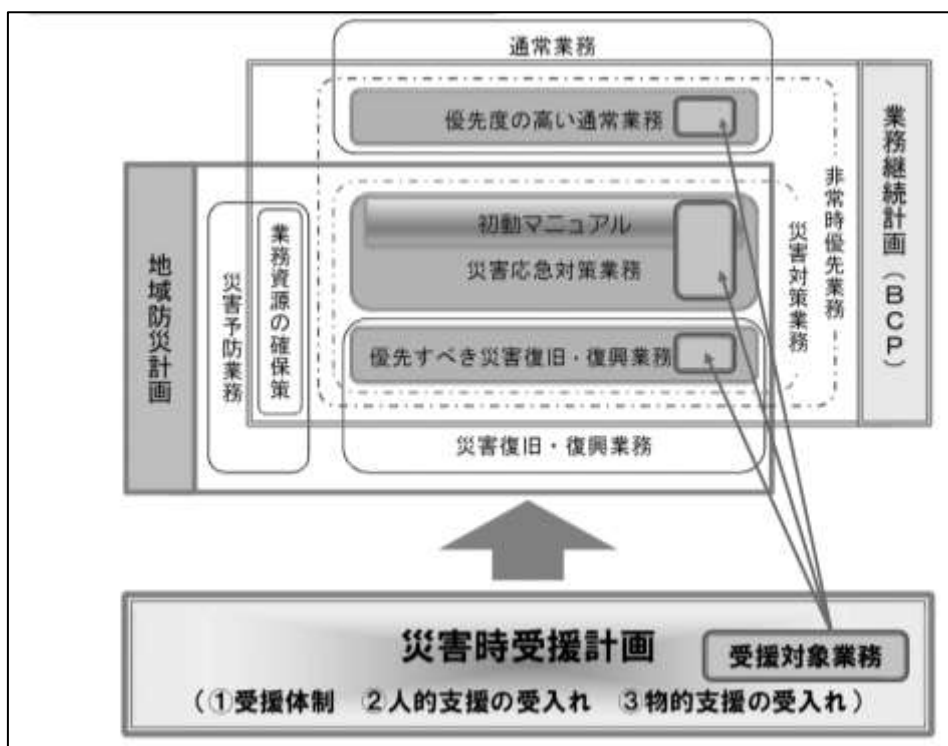
(5) 受援計画による防災実行力の向上

市は、大規模災害が発生した場合において、外部機関への迅速な応援要請と円滑な調整や応援の受け入れを行い、効果的に災害業務を遂行するため、受援計画を策定する。受援計画は、「応援・受援を通じて、非常時優先業務の継続に必要な資源を確保し、非常時優先業務を実施できるようにする」ための計画であり、その策定・運用を通じて、物資の備蓄等の備え、自治体・企業との災害協定の強化等、市の防災実行力の改善と向上に資するものである。

(6) 地域防災計画と業務継続計画と受援計画の位置付け

地域防災計画と業務継続計画を補完するものが受援計画である。

■各計画の関係イメージ



(7) 風水害時における情報伝達及び避難システムの構築

地球温暖化が進展し、時間雨量 100mm を超えるような局地的集中豪雨が全国的に多発し、予想もしなかった災害（水害）が発生している。市は野洲川・杣川沿いの平坦地に市街地が形成され、大戸川では流加能力が不足していることから、河川沿いの低地では洪水被害の発生する危険がある。また、山地の区域では、集中豪雨等による土砂災害の危険のある箇所が非常に多い。従って、市は、河川の決壊（内水氾濫を含む）による水害や土砂災害に対する避難情報の発令基準や発令エリア、その運用方法、伝達方法を体系化した「避難情報発令マニュアル」を整備し、警戒避難体制を整え、市民等を災害から守る。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき、推進地域に指定されている。

これは、南海トラフ地震発生の際、本市に震度6弱以上の揺れが予想され、著しい災害が生じるおそれがあることを示しており、市は被害の発生を防止または軽減することを目的に、市その他の防災機関がとるべき事前措置の基本的事項について定めなければならない。

このため、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置付ける。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に関し関係者との連携協力の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

また、南海トラフ法第5条第4項では、推進計画は中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本とする旨規定されていることから、上述の（1）～（4）に加え、基本計画に定められている次の事項に留意し、推進計画を定める。

- (5) 防災体制に関する事項
- (6) 広域防災体制の確立
- (7) 計画的かつ早急な予防対策の推進
- (8) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

市の推進計画は、上記の点を踏まえ、以下の項目について定めることとし、それぞれ、災害予防及び災害応急対策にその具体策を定めた。

- ア 地震防災上整備すべき施設
- イ 住宅、公共施設等の耐震化
- ウ 文化財保護対策
- エ ライフラインの確保
- オ 総合的防災体制の確立
- カ 情報収集・伝達・災害広報体制の整備
- キ 救急物資の確保・供給
- ク 避難対策の充実
- ケ 長周期地震動対策の推進
- コ 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止
- サ 地震防災上必要な教育及び広報
- シ 防災訓練
- ス 地域防災力の向上

(9) 推進地域について

平成26年3月、中央防災会議への諮問及び関係市町村への意見聴取を経て、南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき、以下の基準により、南海トラフ地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域が、推進地域として指定された。

ア 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

イ 津波に関する基準について

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうち、この水位よりも高い海岸堤防がない地域

ウ 過去の地震による被害

過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

エ 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによって初めての確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

本市では、上記アの震度に関する基準から指定されたもので、滋賀県内は本市のほか、全城が指定されている。※平成26年3月31日

なお、推進計画該当箇所を次表に示す。

I 第3章 災害に強いまち・人・システムづくり

■南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧

1 地震防災上整備すべき施設	1 総則	1 目的	I共通編
		2 計画の位置づけ	
		3 計画の見直し	
		4 計画の構成	
2 住宅、公共施設等の耐震化		5 市及び市民・事業所の実施責任と処理すべき業務の大綱	
		6 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱	
3 文化財保護対策	2 甲賀市の概況と災害	1 甲賀市の地勢と気象	
		2 災害の概要	
4 ライフラインの確保	3 災害に強いまち・人・システムづくり	1 防災ビジョン	
5 総合的防災体制の確立	4 災害に強いまちづくりの推進	1 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理	
		2 道路・橋梁の整備	
		3 河川・土砂の災害予防	
		4 ライフラインの強化	
		5 施設等の整備	
		6 災害復旧・復興の備えの強化	
6 情報収集・伝達・災害広報体制の整備	5 災害に強い人づくりの推進	1 防災意識の啓発（防災知識普及計画）	
		2 自主防災組織等の育成強化	
		3 災害ボランティア	
		4 避難行動要支援者の災害予防計画	
7 救急物資の確保・供給	6 災害に強いシステムづくりの推進	1 防災体制の強化	
		2 避難体制の充実	
		3 救援体制整備計画	
		4 広域的な支援体制の強化	
		5 受援計画の策定	
8 避難対策の充実	7 災害時の応急対策	1 防災組織整備計画	
		2 消防活動計画	
		3 警備計画	
		4 道路災害応急対策計画	
		5 河川災害応急対策計画	
		6 土砂災害応急対策計画	
		7 ライフライン施設応急対策計画	
		8 鉄道施設応急対策計画	
		9 公共通信・放送施設応急対策計画	
9 長周期地震動対策の推進		10 建造物等応急対策計画	
		11 農林水産関係応急対策計画	
		12 相互協力計画	
		13 自衛隊災害派遣要請計画	
10 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止		14 災害ボランティア対策計画	
		15 情報計画	
		16 交通輸送計画	
		17 避難救出計画	
		18 孤立対策計画	
		19 災害救助保護計画	
11 地震防災上必要な教育および広報		20 防疫及び保健衛生計画	
		21 災害廃棄物処理計画	
12 防災訓練	1 災害復旧・復興計画	1 復旧・復興計画の策定	IV 復旧・復興編
		2 公共施設の災害復旧計画	
		3 市の復興資金確保	
		4 国及び県の財政援助措置	
		5 被災者支援計画	
13 地域防災力の向上	1 地区防災計画	1 地区防災計画	V地区防災計画

第4章 災害に強いまちづくりの推進

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理

第1 防災空間の整備

◎建設事業課、○危機管理課、○建設管理課、○公共交通推進課、甲賀土木事務所

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

1. 道路・橋梁の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時の交通の確保を図る道路の計画的な整備を推進する。

国が指定した重要物流道路や県により緊急輸送道路に位置づけられている道路及びそれらの道路と市の防災拠点を結ぶ道路を、本市における緊急輸送道路と位置づけ防災機能強化を図る。また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

2. 河川の整備

災害時の河川の安全度の向上を図ることを目的として、河川改修、維持管理を推進する。
詳しくは「II 編 第2章 第1節 水害に強いまちづくり」に定める。

3. 鉄道施設の整備

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査し、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を推進する。

4. 公園・緑地の整備

地震災害時において、火災等が発生した場合は防火帯として機能し、指定緊急避難場所となるオープンスペースとして公園や緑地等の整備を市街地において推進する。なお、必要に応じて市街地における街区公園、近隣公園及び小学校グラウンド、市内の運動公園等を指定緊急避難場所に指定する。

また、災害時における広域応援を円滑に受け入れるための施設として、運動公園を市内に1箇所以上整備する。

第2 水防施設の整備

◎危機管理課、○建設管理課

「II 編 第2章 第3節 水防施設等の整備」の定めに従い、水防法の規程により市内の区域における水防の責任を十分に果たし、水害の防ぎよ及びこれによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設の充実強化を図る。

第3 消防施設の整備

◎危機管理課、市消防団

「III 編 第1章 第3節 火災予防計画」の定めに従い、最近の火災の複雑化、多岐化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき消防施設及び資機材の整備を促進し、強化していく。

【資料編 1.13 消防本部体制】

第2節 道路・橋梁の整備

第1 道路施設の安全化

◎建設管理課、○農村整備課、○林業振興課、○建設事業課、甲賀土木事務所、道路管理者

市は、道路パトロールの結果に基づき対策を必要とする箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。また、未改修部で危険箇所が散在する区域については、バイパス等による道路改良事業等により安全な道路の整備に努める。特に、高度経済成長期に建設された橋梁の多くが架橋後50年を迎えることから、それらの維持管理を進める。

対策工事の実施が遅れる箇所や注意を要する箇所について、日常管理を徹底し災害の発生を未然に防ぐことに努める。また、災害発生時に備え、道路ネットワーク及び緊急輸送路の整備を進める。

■防災上必要な対策

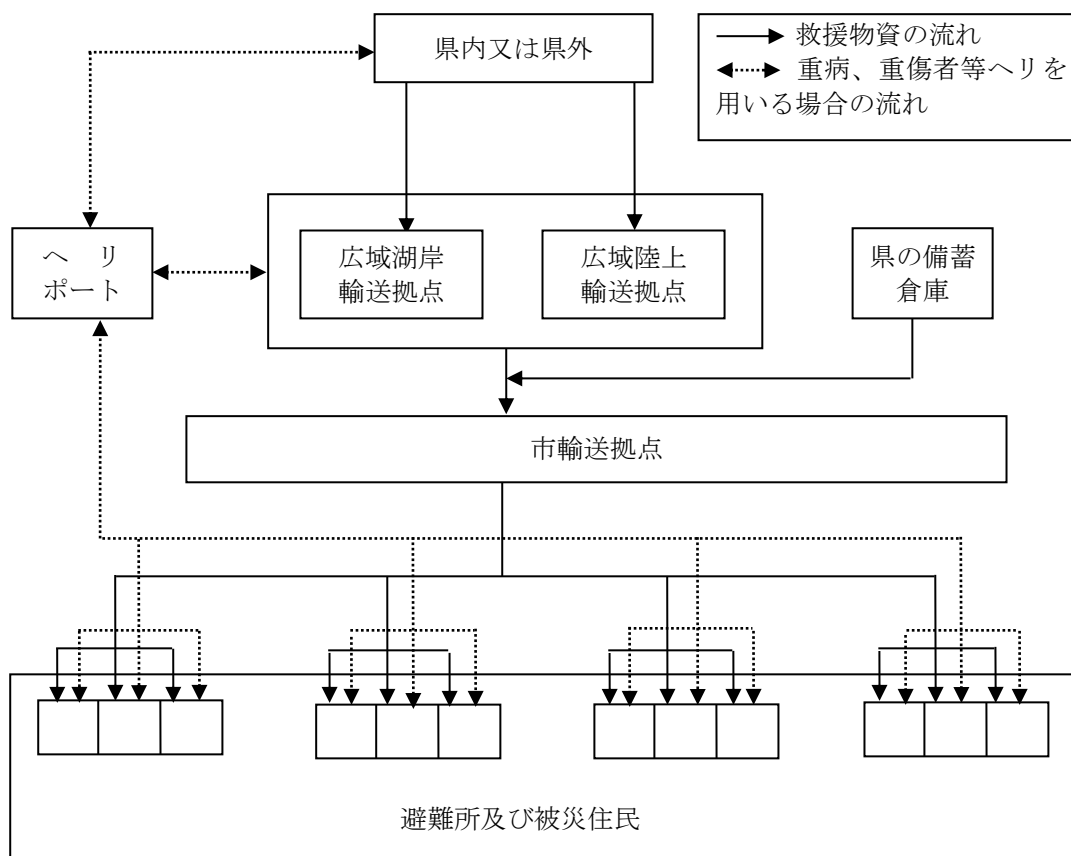
道路改良事業等による対策	法面(切土面、盛土面)に関する土砂崩れ、落石等の危険箇所調査・危険防止のための対策工事の実施
	消防活動車両の進入が不可能な箇所の搬送路としての改良
	橋梁の震災時における機能の確保のため耐震調査
災害発生前の緊急予防対策	道路の冠水、路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起きたときや、その可能性があると思われるときは、注意標識、通行規制標識、通行止標識等を設置し、応急仮復旧に努める。
	道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに臨機に必要な措置を行う。
	流失のおそれ又は流水を阻害して付近に溢水を及ぼすおそれのある橋を保全又は改善するため橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積等の補強等を行う。
	冠水するおそれのある道路及び冠水によって民家に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため土のう積み等による応急予防措置をとる。
	出水時の老朽木橋及び余裕高のない橋梁等のパトロール等を実施。
災害発生時の対策	道路の冠水が予想される付近のパトロール等を実施する。
	現在の主要な生活道路以外にも利用できる回路の確保のため、活用できるような農林道等の活用を図る。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

◎建設事業課、○建設管理課

市は、県が確保する緊急輸送道路と救援物資の受け入れ場所となる輸送拠点、市庁舎、市内の避難所、ヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークの確保に努める。

[緊急輸送ネットワークのイメージ]



第3 道路の雪害対策

◎建設管理課、○農村整備課、甲賀土木事務所、道路管理者

1. 計画方針

道路雪寒計画に基づき雪害予防に努める。

2. 実施計画

(1) 除雪路線及び実施区域の分担

市は、交通確保のため毎年道路雪寒計画を作成する。

(2) 除雪機器の整備

ア 市は、平常時より積雪に対して除雪の万全を期すよう努める。

イ 除雪機械は点検整備を行ったものを用意し出動体制を整えておく。

ウ 除雪機械のない地域及び豪雪又は緊急除雪を要する場合に備えて、市内の建設業者等の協力を得ることができるよう要請する。

(3) 凍雪害防止対策

ア 市内の道路において交通の確保が特に必要な場所で凍雪害防止対策を要する道路について融雪装置の設置に努める。

イ 融雪及び凍結防止のための融雪資材の設置道路及び場所を看板等で明示するように努める。

(4) 市民等への周知徹底

豪雪等により、交通の確保が必要となった場合は、甲賀市地域情報基盤等を通じて市民等への周知徹底を図るとともに、除雪や融雪剤の散布等の協力を呼びかける。

第3節 河川・土砂の災害予防

第1 河川災害予防計画

◎建設管理課、○建設事業課、○農村整備課、○危機管理課、甲賀土木事務所、甲賀農業農村振興事務所

河川災害の予防は「II 編 第2章 第1節 水害に強いまちづくり」の定めに従う。

第2 土砂災害予防計画

◎建設管理課、○建設事業課、○危機管理課、甲賀土木事務所

土砂災害の予防は「II 編 第2章 第2節 土砂災害に強いまちづくり」の定めに従う。

第4節 ライフラインの強化

第1 電力施設の安全化

電力事業者

1. 計画方針

電気設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、地震、雷害、雪害等別に災害予防の計画を策定し実施する。

2. 現況

電力事業者における電気設備の防災については、平素から保安の規定を始め関係諸規程、規則、要綱指針等に基づき施設の管理維持改良を行うとともに、計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

電力事業者は、台風、洪水、雷害、雪害、地震等により電気設備に被害のおそれがある場合には気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中部電力株式会社それぞれの防災業務計画、非常災害対策要綱に基づき、非常対策本部を設置し担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに災害発生時の応急復旧に必要な体制を整える。

3. 事業計画

電力事業者は、それぞれの防災業務計画に基づき、施設・設備の防災性能の向上、災害対策用資材の確保並びに輸送力の確保、職員の防災訓練等の実施を推進する。

第2 ガス施設の安全化

ガス販売事業者

1. 計画方針

災害の発生を未然に防止するため、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設及び工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施する。

2. 現況

市内の大半は、LP ガス販売事業者により大型造成団地や区画整理事業等の住宅造成地においては集中配管が整備され、既存宅地等ではガス管により各家庭にガスが配給されている。各 LP ガス販売事業者は「液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき業務を行っている。

また、一部の地域においては、それぞれ独立して都市ガスの供給を行っている。

3. 事業計画

ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るだけでなく、地震等の災害に予防対策として、ガス施設の安全対策・点検を行い、事業者の教育訓練や消費者に対するガス漏れの注意事項等について広報を行う。

第3 上水道施設の安全化

◎上水道課

1. 計画方針

災害時における上水道施設の耐震性、耐水性等の防災性能の向上を図り、発災時の応急復旧を迅速に実施するための資機材の確保を推進するとともに、災害時の給水のための貯水施設として活用できる施設整備を実施する。

2. 上水道整備計画

(1) 重要施設の安全性診断及び安全性強化

過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

(2) 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施する。

ア 取水施設

(ア) 取水井戸、取水施設の保守

(イ) 予備水源の整備

イ 浄水施設

(ア) 浄水池・装置の保守点検

(イ) 付帯設備の保守

(ウ) 薬品注入設備の保守

ウ 導送配水施設

(ア) 配水池の保守点検

(イ) 幹線管路の相互連絡

(ウ) 附属配管・諸設備の保守

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、ループ化、配水ブロック(緊急遮断弁の設置)による被害区域の限定化を実施する。

(4) 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

(5) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

(6) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(7) 教育訓練並びに平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

ア 職員に対する教育及び訓練

(ア) 教育…防災体制・災害救助措置等に関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

(イ) 訓練…動員・行動計画に基づく訓練

イ 市民に対する平常時の広報並びに訓練

(ア) 広報…事前対策並びに災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意等の広報

(イ) 訓練…給水訓練等

3. 点検・調査体制

災害に備え、日常的な点検・調査を行うとともに、災害時には緊急調査による被災状況の把握と必要に緊急措置を実施する。

第4 下水道施設の安全化

◎下水道課

1. 計画方針

発災時における下水道施設・設備等の迅速な応急復旧を図るために資機材の確保を推進し、実施体制の整備に努める。

2. 下水道施設整備計画

(1) 災害予防

計画下水道施設については、地盤条件を調査し管渠を強化及び耐震化するための施策を実施する。特に丘陵地の盛土と切土との境で被害が集中する事例がみられるため、十分な予防対策を検討する。

ア 基礎調査実施の検討

(ア) 自然条件に関する調査

特に降雨強度別の浸水状況、被害の調査を行う。

(イ) 管渠の布設工法の検討

地盤が悪く、開削工法では明らかに地盤沈下等による被害が予想される場合や、道路狭隘等により、開削工法での施工が地域に重大な影響を与えると診断される場合は、推進工法及びシールド工法等の特殊工法の採用を検討する。

(ウ) 下水道施設の保守点検

下水道施設について、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。

(エ) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(2) 応急措置体制の確立

災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から応急措置体制の確立に努める。また、停電や断水等に対するバックアップ体制の強化充実に努める。

3. 点検・調査体制

災害に備え、日常的な点検・調査を行うとともに、災害時には緊急調査による被災状況の把握と必要な緊急措置を実施する。

第5 通信施設等の安全化

通信事業者、○危機管理課、○情報政策課、○管財課

1. 計画方針

電気通信設備の災害による障害発生を未然に防止し、また、災害による障害が発生した場合において電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信途絶の防止等の通信サービスの確保を図る。

2. 電気通信設備等の防災計画

災害による障害発生を未然に防止するため、次の防災計画を実施し万全を期す。

- ・電気通信設備等の耐水構造化
- ・電気通信設備等の耐雪構造化
- ・局舎、建物の耐震及び耐火構造化
- ・電機通信設備の予備電源設備の設置

3. 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施又は計画する。

- ・主要市町間に各ルートの伝送路整備
- ・主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化の実施
- ・災害対策機関等の通信回路について2ルート化の整備

4. 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期す。

- ・回線切替措置方法
- ・二中継順路の臨時変更（う回路変更を含む）発信規制措置等の臨時疎通措置方法
- ・移動無線機及び移動無線車の発動並びに運用方法
- ・災害対策用電話回線の整備

第5節 施設等の整備

第1 防災拠点の整備

◎危機管理課、○情報政策課、○管財課、○教育総務課、○信楽中央病院、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、公立甲賀病院、観光企画推進課

1. 情報通信拠点の整備

災害発生時に、市民等への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。市役所を情報通信中心拠点、小学校区の中心となる小学校を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震化、浸水状況を想定し情報通信機器及び非常用電源装置が水没して使用できない事態を回避するため、想定浸水深以上に機器を設置する等、浸水状況を想定した情報通信機器の整備を推進する。

2. 医療救護拠点の整備

公立甲賀病院を「医療救護中心拠点」市立医療機関を「医療救護拠点」として位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護班の編成等、市の医療救護活動を統括する施設として整備する。

また、小学校を医療救護地区拠点と位置づけ、災害時に甲賀湖南医師会等と連携して地区内における必要な医療救護活動を実施できる設備の整備を図る。

3. 備蓄・水防倉庫の整備

風水害に対処するため、水防法の規定により市内の区域における水防の責任を十分に果たし、水害の防ぎょ及びこれによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設の充実強化を図る。

【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】

4. 輸送拠点の整備

市立の体育館及び運動公園を援助物資の集出荷を担う輸送中心拠点、各小学校グラウンドを輸送地区拠点と位置づけ、物資の輸送拠点としての必要な整備を図る。なお、本市にある滋賀県陶芸の森は県の広域陸上輸送拠点として指定されている。

5. 食料供給拠点の整備

学校給食センターを、災害時において炊き出し等を行い各避難所に供給する食料供給拠点と位置づけ、整備を図る。

6. 災害ボランティア拠点の整備

市域の災害ボランティア拠点は、市全体の中心拠点として災害ボランティアセンターを、小学校区の拠点として地区災害ボランティア拠点を設置する。なお、市役所を災害ボランティアセンター、小学校を地区災害ボランティア拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

7. 避難所の整備

災害時における市民等の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する民有施設や公共施設を指定緊急避難場所、小学校区内の小中学校・体育館等を指定避難所として指定する。また、指定避難所については、安全で快適な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図ると共に、耐震化の点検と見直しを行う。

8. ヘリポートの整備

防災ブロックに1箇所以上のヘリポートを整備し、傷病者の緊急搬送等への対応を図る。

9. 災害対策活動拠点等の整備

災害対策活動拠点として市役所庁舎及びコミュニティ防災拠点の整備を進め、ライフラインの確保、

物資の備蓄、避難所の確保、及び自主防災組織の活動促進等、災害時における防災体制の確立を図る。
また、広域的な災害活動拠点としての機能を持つ「道の駅あいの土山」を整備する。

第2 公共施設の安全化

◎管財課、○危機管理課、○住宅建築課、○教育総務課、○保育幼稚園課、○社会教育スポーツ課

1. 計画方針

近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促進した。この結果、建造物は高層化、大型化しその用途や設備が多様化しているため、災害発生時には建物等の物的な被害だけでなく、それに伴い大きな人的被害が発生することが予想される。このため、次に掲げる事業等を計画及び実施し、建造物自体の被災を防止する。

2. 事業計画

(1) 防災重要建築物

発災時には、正確な情報伝達や指示、迅速な救護活動が必要であるため、庁舎や病院、公立学校施設等はこれらを受け持つ拠点施設として災害に強い建物でなければならない。実施の優先度を勘案し、防災重要建築物として整備を行う。

(2) 防災重要建築物の耐震性・不燃性強化

防災重要建築物等の耐震性・不燃性を強化するため、以下の対策を実施する。

- ・既設建築物について、計画的に耐震診断を実施する。
- ・当該建築物の耐震安全性の分類に応じ、重要度係数を設定し耐震診断を行い、補強が必要と認められた建築物について順次耐震改修を実施する。
- ・新設建築物については、耐震、耐火構造化、地盤調査等を実施する等、新耐震設計基準に適合する建築を徹底する。

(3) 大規模公共建築物に対する災害予防対策

建築基準法では不特定多数の利用のある施設は耐火建築物としなければならない、避難、防火に関しても規定がある。対象となる公共建築物においては規定の遵守はもちろんのこと、さらに防災上の位置づけの重要度に配慮し、安全性を備えた整備を行う。

(4) 施設管理者の役割分担

施設管理者は、次のような予防対策を受け持つ。

- ・建築基準法の規定に基づき、建築物の震災・火災・風水害対策のチェック及び検討を行う。老朽が著しい公共施設については、耐震耐火構造への改築等を進める。
- ・消防法により整備を必要とする消防施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- ・職員及び入所者に対して避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等、自主防火管理体制の整備に努める。また、関係機関との連絡体制の確立を図る。
- ・夜間における防火管理体制の確立及び避難誘導装置の整備を各施設単位に行う。

(5) 教育施設等の災害予防計画

学校教育施設は人員収容能力が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上特に重要である。市は、教育施設、文化施設、社会教育施設、福祉施設等における防災対策の重要性の周知徹底と防災性の強化を促進する。

- ・学校建物等の新設、増設、改築等に当たっては、安全性確保のため、耐震及び耐火を考慮した構造とする。
- ・新設又は全面移転改築に伴う建物敷地の選定に当たっては、地震、水害等による沈下、陥没、浸水等の被害防止のため、慎重な地質調査を実施する。

- ・学校建物等の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物については、耐震構建造物に補強する。
- ・老朽木造建物の改築を実施する。
- ・体育館の屋根を改修する。

【資料編 1.10 公共施設耐震化状況】

第3 公共通信施設の安全化

◎危機管理課、○情報政策課、○管財課、県防災危機管理局、西日本電信電話株式会社滋賀支店、放送事業者

1. 計画方針

電気通信設備の災害による障害発生を未然に防止するとともに、災害による障害が発生した場合における電気通信設備及び回線の復旧を迅速かつ的確に行うため、設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

2. 通信施設災害予防計画

(1) 県防災行政無線

県と市及び各機関相互間の災害時における、迅速かつ的確な無線通信による情報の収集・伝達を図るため、新たな防災行政無線網の整備を行っている。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種の災害予防対策を行い、万全を期している。

- ・各無線局の送受信装置は可能な限り小型軽量化を図り、かつ据付けに当たっては、揺れ止めを施工している。
- ・各無線局には、予備電源として自動起動／停止型の発動発電機を設置している。
- ・統制局、中継局には、機器室に自動消防設備を設置している。

【資料編 1.1 滋賀県防災行政無線一覧】

(2) NTT 災害優先電話の活用

災害優先電話について別紙資料のとおり定める。

【資料編 1.2 災害時優先電話一覧】

(3) 衛星電話

一般通信回線が災害により切断されたり、また回線の輻輳、混線等により不通となった場合の代替手段として、衛星電話の整備を次のとおり進める。

- ① 市庁舎 ② 孤立の可能性のある集落

【資料編 1.3 甲賀市衛星回線一覧】

(4) 地域情報基盤

市内全戸への配置を目標に整備を進めている地域情報基盤は、光ケーブル網のループ化のほか、停電時においてもバッテリーを内蔵した端末機と、光ケーブルからの微弱電流によって、放送の継続が可能となっている。

第4 放送施設の安全化

放送事業者

1. 計画方針

非常災害が発生し、また発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切な処置を講ずるよう設備ごとに予防措置の万全を期する。

2. 事業計画

日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送（滋賀支社）、株式会社あいコムこうかは、それぞれの防災業務計画に基づき、施設・設備の防災性能の向上を図る。

第5 建造物等の安全化

◎危機管理課、○住宅建築課、○都市計画課、甲賀土木事務所

1. 計画方針

近年、建造物の高層化、大型化や用途の多様化が進んでおり、災害が発生すると大きな被害となるおそれがある。

一般建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているものの防災性については不明であるものが少なくない。また、管理者の防災知識も十分とはいえない。

市は、防災知識の啓発や建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修を促進するよう指導する。

2. 事業計画

(1) 建築基準法遵守の徹底

建物全般及び特定の工作物（一定高度以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベーター、エスカレーター、遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及び関係法令の防災関係規定により、審査、確認、指導等を県及び民間確認検査機関が行っている。このことについて、市も情報提供等の協力を行い、建築行為の適正化に努める。

(2) 耐震診断

住宅等で一定の条件を満たしている建物について、耐震診断の啓発及び指導、診断員の派遣を行う。また、診断状況により、一定の条件を満たした建物について、改修工事費の助成を行う等、市内建築物の耐震化に努める。

(3) 安全対策

地震発生時に家具等の転倒による被害の防止や、落下するおそれのある窓ガラス、外装材、看板等の耐震性確保の必要性について、市民に対しリーフレット類を配布すること等により、家具類の安全対策に関する知識の普及を図る。特に高齢者・障がい者・要介護者世帯等に助成を行う。

また、地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀等の安全対策に関する知識の普及を図る。併せて、看板等の屋外広告物については、管理者に対して安全管理の啓発を図る。

第6 農林水産物被害の軽減

◎農業振興課、○林業振興課、○農業委員会事務局、甲賀森林整備事務所

1. 計画方針

市は、各種災害による農作物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農技術向上や、気象情報等の末端への迅速な伝達等に努めるとともに、指導体制の確立を図る。また、この計画推進のために、関係機関、団体等の積極的な協力を要請する。

2. 事業計画

(1) 防災営農技術の確立及び普及

市は、県が作成する防災営農技術についての技術指針を農業団体、農業者等に情報提供するとともに、県が開催する説明会及び研修会等の普及活動に協力する。

(2) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

市は、県が市農業団体の関係職員や獣医師等に対して実施する技術指導について支援し、普及啓発を図る。

第7 文化財の保護

◎歴史文化財課

1. 計画方針

文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財保存のためには万全の配慮が必要である。現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設設備の防災対策を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。

文化財の所有者及び管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理に当たるものとし、勧告、助言、指導は、市指定のものにあつては、市教育委員会が行う。

【資料編 4.6 市内文化財一覧表】

2. 事業計画

(1) 施設整備等

ア 火災予防

(ア) 火気の使用制限、焚火禁止区域、禁煙区域の設定及び自動火災報知設備の設置

(イ) 漏電警報機の設置、消火設備の実施

(ウ) 防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設及び収蔵庫等の建設

(エ) 防雷対策

避雷針の設置を推進する。

イ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）、薬剤処理（蟻害、虫害等の予防）、防除網、落下防止棚等の設置、収蔵庫の建設（金庫式を含む）、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査励行、防災施設の定期的な保守点検の実施及び非常通報器の確認

(2) 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言及び指導を行う。

(3) 保護思想の普及及び訓練

- ア 文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。
- イ 消防機関は、文化財について防火査察及び防火訓練の指導等を実施する。

(4) 文化財の耐震化の推進

- ア 建築物等の補強・解体修理の実施。
文化財を地震や火災等の被害から守るため、建造物等の老朽化や腐朽の度合の大きい順に補強、解体修理の実施に努める。
- イ 美術工芸品等に当たっては、耐震保存施設の設置に努める。

第8 鉄道施設の安全化

◎公共交通推進課、西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、近江鉄道株式会社、一般社団法人近江鉄道線管理機構、信楽高原鐵道株式会社

1. 計画方針

災害発生による鉄道運行時の被災が甚大な人命被害につながることに鑑み、及び鉄道の迅速な運行再開が被災地の復旧・復興対策推進に極めて重要であることに鑑み、市及び鉄道事業者は、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の安全化を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

2. 具体的な施策の展開

(1) 西日本旅客鉄道・近江鉄道

各鉄道事業者は災害の発生に備え、各種施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保できるような綿密な計画をたて、その実施を図る。

(2) 信楽高原鐵道（甲賀市）

ア 現況

現在、市内に存する鉄道施設は、次のとおり。

区分	橋りょう (46 箇所)	山間地	平地	計
延長距離 (m)	416	7,200	7,084	14,700

イ 実施計画

土砂崩壊・落石等の危険箇所については、平常時より注意し、法面防護工事、落石棚の新設補強等を推進し、自然災害による被害の防止に努めるべく以下の対策を推進する。

(ア) 線路の整備

- a 高築堤、切取部の調査により現地を把握し強化箇所を定める。
- b 調査資料により防災工事が必要な箇所は、その対策工事を実施する。

(イ) 橋りょうの整備

調査の結果により補修が必要な箇所は、補修計画に基づき工事を実施する。

(ウ) 災害用資機材の整備

軌道車の整備及び非常用機器の配置に努める。

第6節 災害復旧・復興の備えの強化

第1 地籍調査の推進

◎都市計画課

1. 計画方針

震災に伴う土砂崩れや地盤の液状化の災害等で従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

2. 現況

地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、市町が事業実施主体として取り組んでいる。

3. 事業計画

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進を図る。

（地籍調査事業補助金）事業主体 市、負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

第5章 災害に強い人づくりの推進

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○市の機関

災害に強い人づくりとして、本章では、市職員はもとより、市民一人ひとりの防災意識を高め、自助、共助、公助の理念のもと、自主防災組織の強化や災害ボランティアの推進について定める。

第1節 防災意識の啓発（防災知識普及計画）

災害から市民の生命、身体の安全及び財産を守るためには、行政機関をはじめ各機関の防災対策だけでなく、市民一人ひとりの災害に対応する「防災力」を高めていく必要がある。そのため、防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して、市民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

なお、市民が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努める。

第1 市民に対する防災知識の普及・啓発

◎危機管理課、○秘書広報課、○すこやか支援課、○地域共生社会推進課、○保育幼稚園課、○社会教育スポーツ課、○人権推進課、○林業振興課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、市社会福祉協議会

市及び各機関は、災害発生時に市民が的確な判断に基づいて行動できるよう、市民に対し災害についての正しい知識、平常時や災害時発生時の心得等について啓発し、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

1. 普及・啓発すべき内容

防災知識の普及は、概ね次の事項を重点にその普及徹底を図る。

(1) 地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条に基づく「市地域防災計画」の要旨

(2) 災害予防の概要

災害による被害の軽減又は防止が、各世帯に対して防災知識を普及徹底することによって達成される事項、例えば、火災の予防あるいは、台風時における家屋の保全方法等

(3) 平常時の心得（日ごろの準備）

- ・住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等）
- ・屋内の整理点検（家具転倒防止等）
- ・火災の防止
- ・応急看護
- ・非常食料・水の準備（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備蓄）
- ・避難所、避難場所、避難経路の確認
- ・緊急連絡先の確認
- ・非常持出品の準備
- ・災害リスクの確認及び災害毎の避難行動の検討
- ・地域の見守り、支えあいづくり

(4) 災害発生時の心得

- ・場所別、状況別の心得
- ・出火防止及び初期消火
- ・避難の心得
- ・自動車運転者のとるべき措置
- ・外出時における災害発生時の対処方法（特に、津波）

2. 特筆すべき普及・啓発内容

(1) 応急手当の普及啓発

救急救命活動における救命率の向上を図るには、医療施設の充実、搬送時の救急処置とともに、近くに居合わせた人が適切な応急手当を施すことが不可欠である。

そこで学校、職場、地域等あらゆる場において、応急手当の重要性と適切な手当の方法等を啓発する。

(2) 林野火災予防の徹底

林野火災は消火が困難であり、ひとたび発生すると大火災になるおそれ大きい。

その原因は入山者等の不注意によることが多く、啓発活動によって防止が可能なものである。そこでハイカー等の入山者、森林所有者及び林内での作業者を対象に重点事項の徹底を図り、林野火災予防に努める。

(3) 液状化対策の普及・啓発

一般に液状化現象が発生しやすい場所としては、旧河道、旧沼地、海岸砂丘、盛土地、埋立地、三角州等があげられる。このような場所においては、大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つ等、液状化対策が講じられているが、戸建て住宅等では、具体的な対策が普及していないことから、液状化対策を紹介するホームページ等により情報提供を行い、対策の普及・啓発に努め、建築物等の被害防止に取り組む。

(4) 地震保険制度の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

3. 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、概ね次の方法により実施する。

- ・新聞、ラジオ、テレビ等のメディアの利用
- ・広報紙での掲載、印刷物等の作成・配布
- ・講演会、講習会、展覧会等の開催
- ・ケーブルテレビ、インターネット（ホームページ、メール、LINE やその他の SNS 等）の利用
- ・防災マップの作成・配布

4. 防災マップの作成

市長は、避難先・避難路その他市民等の円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保することを目的に、これらを記載した防災マップを作成し、配布する。

5. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

6. 市民に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、動画配信、各種集会の実施等を活用するとともに、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら実施する。

1)	災害に関する一般的な知識
2)	災害が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とすべき行動に関する知識
3)	正確な情報入手の方法
4)	各機関が行う災害応急対策等の内容
5)	地域における避難対象地域の災害リスクの特性、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
6)	地域における避難場所及び避難経路に関する知識
7)	避難生活に関する知識
8)	市民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
9)	住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
10)	災害が発生したときの運転者の取るべき行動に関する知識
11)	南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
12)	指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、啓発

第2 学校教育等における防災知識の普及

◎学校教育課、○危機管理課、○保育幼稚園課

学校における防災教育については、消防団員や防災士等が参画の上、体験的・実践的な内容となるよう各関係機関が連携しながら推進をするものとする。

市教育委員会及びこども政策部は、防災教育の充実を図るとともに学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒及び保護者への周知徹底を図り、学校防災アドバイザー制度の効果的な活用に努める。また園・学校（施設）等においては、災害発生の場合に児童等の安全確保等に適切な措置がとれるよう、具体的な防災に関する計画を立てておくものとし、市教育委員会及びこども政策部に報告する。

第3 市職員に対する防災知識の普及

◎人事課、○危機管理課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

災害時における初動体制、災害対策の推進を図るために、市職員や関係機関職員への防災知識の普及が大切である。そこで、職員への防災教育を目的として、災害時職員初動マニュアルや各機関で作成する災害対応マニュアル等に関する講習会や訓練の実施等を通じた防災知識の普及、防災対応力の向上に努める。

また、防災担当職員については、防災対策のさまざまな場面において、高度な対応が要求されるため、各担当職員の専門研修、技能講習、訓練の実施、各機関への派遣等、専門的で高度な防災知識・対応力を身につけるための機会の確保に努める。

1. 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むもの

I 第5章 災害に強い人づくりの推進

とする。

1)	災害に関する一般的な知識
2)	災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
3)	職員等が果たすべき役割
4)	防災対策として現在行われている対策に関する知識
5)	今後防災対策として取り組む必要のある課題
6)	家庭内での防災対策の内容
7)	南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

第4 普及・啓発の時期

◎危機管理課、○秘書広報課、○人事課、○建設管理課、○学校教育課、○保育幼稚園課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

防災知識の普及は、災害が発生しやすい期間又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、最も効果のある時期を選んで行う。概ね次の時期に実施するものとする。

■スケジュール

区分	スケジュール	備考
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月1日～6月30日 6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動 秋季火災予防運動 年末防火運動 文化財防火運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日 12月1日～12月31日 1月23日～1月29日
地震災害に関する事項		8月末～9月初
土砂災害に関する事項	宅地防災月間	5月1日～5月31日 9月1日～9月30日
災害全般に関する事項	防災週間 防災の日 津波防災の日 防災ボランティア週間 防災ボランティアの日	8月30日～9月5日 9月1日 11月5日 1月15日～1月21日 1月17日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月26日～8月31日
危険物施設災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週

第5 防災知識を向上するための訓練（防災訓練計画）

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、市は非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実戦的実務の習熟と、関係機関の連携を強化して迅速・的確な応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、広く市民の参加を求め、市民の防災に対する関心を高めつつ防災知識の普及を図る。

1. 関係機関合同の訓練（防災総合訓練）

関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、関係機関が合同して毎年 1 回以上実施、あるいは図上による訓練を行う。

(1) 訓練の時期

原則として、全国的に実施される災害予防運動等の期間中とする。

(2) 訓練の内容

参加機関が協議し、概ね次の事項について実施する。

- ・通信訓練、避難訓練、救出訓練、医療訓練、炊き出しその他救助訓練
- ・消防訓練、林野火災訓練、水防訓練
- ・その他訓練

(3) 各機関が実施する訓練

各機関は、それぞれの計画に基づいて、応急対策を実施するための必要な訓練を実施、あるいは、図上により単独若しくは他の機関と合同して実施する。他の機関が実施する防災関係訓練について協力又は参加を求められたときは、特別な事情のない限りこれに協力又は参加する。

ア 市が行う訓練

■訓練の内容

訓練の種類	訓練の内容
防災訓練	市は、消防団及び消防本部等と緊密な連携と協力のもとに防災訓練を実施する。防災訓練の実施にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児、妊産婦や外国人等の要配慮者も参加可能な訓練を実施する。
水防訓練	水防管理団体は、水防に関する訓練を単独あるいは必要に応じ、広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。実施にあたっては関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関係する訓練と併せて実施する。
消防訓練	市消防団及び消防本部等は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定して他の市町と合同して実施する。
林野火災訓練	市及び消防本部等は、林野火災特別地域対策事業を実施し、併せて林業防災関係機関と緊密な連携と協力のもとに、林野火災訓練を実施する。
災害情報収集等の訓練	市及び関係機関は、災害発生時の体制の確立を迅速に行うため、災害情報収集、情報伝達、動員等についての訓練を実施する。
土石流等の危険箇所及び土砂災害警戒区域等における避難訓練	市は、関係機関と協力して土石流及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を、毎年梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に実施するよう努める。

イ 消防本部が指導する訓練（事業所等の避難訓練）

消防本部は、学校、病院、社会福祉施設、工事事業所、作業所、工場、スーパー、大規模小売店舗

等の避難設備の整備と訓練を指導する。

ウ 自主防災組織、事業所等の訓練

自主防災組織及び事業所等は、自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに市等の実施する訓練に参加する。防災機関は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

エ 市民の防災意識

市、市消防団及び消防本部は、市民の防災意識を向上させるため、自治振興会、区・自治会等の各種団体を通じて、啓発に努めるとともに、必要に応じて講習、指導を行う。

2. 地震防災訓練の実施

市及び各機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

■地震防災訓練の内容

実施回数	年1回以上
訓練の内容	地震発生から避難するまでの災害応急対策

3. 実践的な訓練の実施

市は、県、各機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

■実践的訓練の内容

1)	要員参集訓練及び本部運営訓練
2)	要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
3)	災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び各機関に伝達する訓練

第2節 自主防災組織等の育成強化

災害対策基本法にも示されているとおり、市民の協働の精神に基づく防災組織は、防災意識の高揚を図るうえで重要である。地域あるいは職域で自主防災組織を結成し、市や防災機関等と協力して、災害の予防活動をはじめ、市民が連携し、災害発生時の避難と安全確保、応急対策や応急復旧事業等に努める。

第1 自主防災組織育成計画

◎危機管理課、○市民活動推進課、○商工労政課、○人権推進課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

1. 自主防災組織育成・活性化のための市の役割

自主防災組織の設置を促進するため、市は、市民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報等の啓発を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、これらの組織の整備拡充を図るものとする。

2. 自主防災組織育成・活性化の支援

市は、自主防災組織を支援するため、市消防団及び消防本部による防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施する。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。

3. 自主防災組織の役割

「自助、共助、公助の役割分担」を踏まえ、災害時に自主防災組織が、地域の災害応急対策活動に緊急に取り組むことが被害を軽減するうえできわめて重要である。特に、地震等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通途絶等の悪条件が重なる事態が予想されるため、被害の防止、軽減を図るためには、市民自らによる自主的な防災活動が不可欠である。

4. 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災訓練等の活動計画、連絡体制を定めておく。

■甲賀市自主防災総合補助金

補助の内容	自主防災組織を結成された団体に対し備品等の購入時に補助金を1回限り交付する。
対象団体	自治振興会、区・自治会 ※自治振興会で申請の場合は市からの交付金を財源とすることはできない。

5. 既存組織の活用

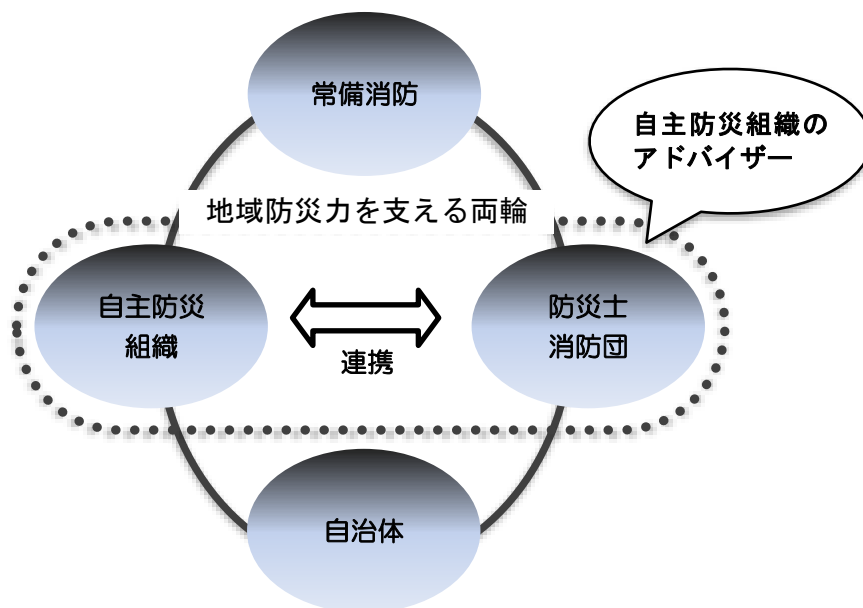
市内では、地域自警団、シルバー消防隊、等の組織や消防団及び自治会が中心となり、既に防災活動を行っているところもある。これらを活用し、組織分担の明確化等、自主防災組織としての発展を通じ、積極的に事業が実施できるように取り組むものとする。

【資料編 2.2 自主防災組織一覧表】

6. 防災士及び消防団等との連携

自主防災組織としては、地域の様々な団体と連携していくことが必要であるが、なかでも防災士や消防団との連携が重要であり、自主防災組織の運営や防災知識、技術を身につけるための良きアドバイザーとして日頃から防災士や消防団と交流を図り、地域を守る組織として協力しあうことが求められる。

■地域防災を支える機関と自主防災組織・防災士・消防団の連携



災害時 → 自主防災組織と防災士や消防団が相互に連携した消防・救助・避難誘導活動等の展開
 日常時 → 防災士や消防団による様々なアドバイス（防災に対する知識・技術の向上）

7. 自主防災組織に期待される行動のための重点課題

■自主防災組織の重点課題

1)	住宅及び建築物の耐震化
2)	ハザードマップ等で災害リスクの周知
3)	防災教育、防災訓練で災害時の行動
4)	防災ボランティアと防災まちづくりによる共助の取組み
5)	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備

8. 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ、地震や風水害時における出火防止、初期消火、被災者の救出及び安否確認、避難等災害情報伝達、避難誘導、炊き出しについて、市をはじめ防災士や地元消防団等と協力して活動を実施する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

9. 自主防災組織の活動

■ 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動	
平常時	「自分達のまちは自分達で守る」意識の高揚
	防災知識・技術の習得と普及活動
	市民に対する防災知識・技術の普及活動
	避難行動要支援者への支援体制の構築
	市の行う防災活動への参加・協力
	防災訓練の実施又は参加
	火気使用設備器具等の点検
	防災資機材の備蓄
	発災時の具体的な役割と活動指針の準備
	地域内の住民、特に高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の所在把握
	地域内の危険箇所の把握
	自主防災組織相互間の連携
	他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との連携
	防災用資機材の整備・点検
	防災に関する調査、研究
	自主防災組織における防災計画の作成
	その他防災対策
災害時	他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整
	災害に対する警戒活動
	災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告
	出火防止・初期消火活動
	自主避難場所（避難時の参集場所等）の開設運営
	浸水排除・堤防補強・修復活動の協力
	負傷者の救出・応急手当・搬送
	高齢者等避難、避難指示の伝達、避難した後の確認等
	避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力
	避難誘導・避難所の開設と運営への協力
	避難所に収容されていない被災者への救援活動
	炊き出し・配送・配給・給水等の実施
	救援物資の早期分類と分配
	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点に十分配慮した活動
	その他災害応急対策活動

第2 防災リーダーの育成

◎危機管理課

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市民自身の手による自主防災活動の重要性が浮き彫りになったが、こうした活動が活発化し、地域に根を下ろすためには中核となる人材の育成が重要である。

このため市は、各種地域コミュニティ活動の中心的人材や消防職員OB、警察官OB、自衛隊OB等の人材を発掘し、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。

また、市は県と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

さらに、市は、地域の防災リーダーを養成することにより市の地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に要する費用に対し、予算の範囲内において甲賀市防災士資格取得補助金を交付する。

第3 事業者の自主防災活動への参加

◎危機管理課

地震や風水害等による災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設、及び石油・ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、大規模な被害発生が予想される。これらの被害の防止と軽減を図るべく職域での自主防災組織の育成、自主防災計画の策定、自主防災活動への参加に努める。

第3節 災害ボランティア

災害ボランティアは、自発性、社会性、先駆性、無償性を原則とする社会貢献活動及びその活動を行う人をいう。我が国で阪神・淡路大震災を契機に活動が活発になってきた災害ボランティア活動の気運を定着させるためにも、災害ボランティア活動の性格や特徴に合わせた受入体制を整備するとともに、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的に災害ボランティア活動に参加できる環境や、団体等の主体性を尊重した運営の支援システム等を整備する。

第1 ボランティア意識の醸成

◎地域共生社会推進課、市社会福祉協議会

市及び甲賀市社会福祉協議会は、県が行う災害時における支援ボランティアの育成のための普及啓発活動に協力し、又は活用して、市内における災害時支援ボランティアの育成を図る。

- ・災害時支援ボランティア登録制度の確立
- ・インターネットや各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
- ・児童、生徒、学生に対する各種の啓発活動
- ・「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事の実施
- ・ボランティア希望者に対する研修会等の開催

なお、市は、甲賀市社会福祉協議会、日本赤十字社やボランティア関係団体との連携を図り、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制並びに災害ボランティアと市・市民等が連携・協働して災害対策に当たる体制等の整備を推進する。

第2 ボランティア窓口の設置

◎地域共生社会推進課、市社会福祉協議会

市は、甲賀市社会福祉協議会と連携して、平常時より、災害時におけるボランティア活動を支援するため、原則として市庁舎内に災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に必要な情報の提供、相談、登録等を行う体制を整備する。

なお、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となって調整を図る。

第3 災害ボランティアの育成

◎地域共生社会推進課、市社会福祉協議会

1. コーディネーター等人材養成と災害時活動の研修

市は、災害ボランティアやボランティア関係団体、事業所と連携し、災害時には被災地の状況に効果的に対応し、必要な活動システムを組み立てる資質を持つ、専門性の高いコーディネーターを養成する。

2. 研修・訓練の実施

ボランティア関係団体を対象として、災害時にも活動目的が達成できるよう、災害時の初動活動に必要な知識の習得や訓練の機会を提供する等の支援を行う。

第4 災害ボランティア活動の養成及び登録等

◎地域共生社会推進課、市社会福祉協議会

- ・市は、災害ボランティア活動を掌握し相互に関係を深める。また、これを組織化し、提供可能な技能等を登録することができる者は登録する。
- ・災害時の対応方針を、あらかじめ相互に検討し、徹底を目指す。

- ・市外等の災害ボランティアが市内で実施する奉仕活動に必要な支援をあらかじめ把握し、その内容、運営の詳細については整理しておく。
- ・ボランティア関係団体間の相互連携の他、消防団、自主防災組織、自治会等関係団体との相互連携を図る。

第5 ボランティア活動環境の整備

◎地域共生社会推進課、市社会福祉協議会

市は、災害時のボランティア拠点となる各施設に通信機器等の資機材の整備を進め、ボランティアの活動環境を整備する。なお運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」及び「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

第4節 避難行動要支援者の災害予防計画

第1 避難行動要支援者の災害予防計画

◎地域共生社会推進課、○危機管理課、○障がい福祉課、○長寿福祉課、○すこやか支援課、市社会福祉協議会

1. 計画方針

発災時に支援が必要な高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊婦等の避難行動要支援者は、きめ細かな配慮が必要である。特に早めの避難行動を促す高齢者等避難情報を伝達する必要性がある。そこで、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、平常時より区長・自治会長、自主防災組織及び民生委員・児童委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導を支援するための市民、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力及び連携体制を整える。

市は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織など避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援）を平常時から調整・管理するとともに、要支援者に対する複数の避難支援者・協力員を定めることや、避難支援に関する「災害時要支援者避難支援計画（全体計画）」を整備するものとする。

2. 現況

市では、避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者同意者名簿への登録を希望した者のみを対象とする「手上げ方式」による要支援者の把握、また、区長・自治会長を中心に、民生委員・児童委員の協力のもと、個別避難計画の作成に努めている。個別避難計画の作成を促進するため、関係者と連携し、よりきめ細かな防災対策の整備に努める。

なお、避難行動要支援者同意者名簿等への登録を希望しない避難行動要支援者については、ケアマネジャー等介護福祉事業者や民生委員・児童委員等の協力により登録を促す等対策の充実に努める。

3. 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、関係部局の連携のもと避難行動要支援者名簿を作成し、平常時より避難行動要支援者の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は次の要件を満たすうち、自宅で生活する者とする。

- (ア) 高齢者（概ね 75 歳以上のみの世帯）
- (イ) 障がい者（概ね身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の者）
- (ウ) 要介護者（概ね要介護 3 以上の者）
- (エ) 市の生活支援を受けている難病患者
- (オ) その他、支援を必要としている者

イ 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日

- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由

ウ 名簿作成に必要な個人情報等の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者にかかるとの情報等、市で把握していない情報の取得が必要と認められる場合は、県知事その他の者に対して積極的に必要な情報の取得に努める。

エ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

オ 名簿の提供に関すること

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、名簿掲載者の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者及びその他の者に対して、名簿掲載者の情報を提供するものとする。その際、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報漏洩防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 避難行動要支援者同意者名簿の作成

市は、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、消防署、警察署、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方の情報を整理し、避難行動要支援者同意者名簿として作成する。

ア 名簿の提供に関すること

市は、災害時の避難支援や安否確認だけでなく、平常時から日頃の見守りや支援体制の強化のため、年に1回避難支援等関係者へ名簿の提供を行う。その際、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報漏洩防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

イ 名簿の更新に関すること

- (ア) 避難行動要支援者同意者名簿は年1回を目安に更新する。
- (イ) 新たに転入してきた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、名簿情報を提供することの同意を確認する。
- (ウ) 転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合及び社会福祉施設等へ長期の入所又は医療機関に長期の入院等をしたことを把握した場合は避難行動要支援者同意者名簿から削除する。

(3) 個別避難計画の作成

市は、「災害時要支援者避難支援計画（全体計画）」をもとに、関係機関・団体等と連携して個別避難計画作成ガイドラインに基づき、区長・自治会長を中心に、民生委員・児童委員の協力のもと、避難行動要支援者同意者名簿に掲載している避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成するよう努めるものとする。（ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。）

また、避難行動要支援者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、必要な知識の普及・啓発に努める。

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成期間

優先度の高い避難行動要支援者の範囲は、3-(1)-アで規定する範囲のうち、自ら避難することが困難かつハザードマップで危険な地域住む方等、地域の実情を踏まえて設定するものとし、令和3年法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に努めるものとする。

イ 個別避難計画の作成の進め方

「災害時要支援者避難計画（全体計画）」及び「個別避難計画作成ガイドライン」に規定するものとする。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

3-(1)-ウに準ずる。

エ 個別避難計画の提供に関すること

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者や支援者・協力員及びの同意が得られない場合は、この限りでない。その際、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して、情報漏洩防止のため必要な措置を講じるよう求めること、その他当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

しかし、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととする。（災害対策基本法第49条の15第3項）

オ 個別避難計画が作成されていない者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 防災訓練等の充実

市は、個別避難計画が実行性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。

(4) その他

ア 要配慮者が円滑に立退き避難をするための情報伝達の通知又は指示の配慮

避難に時間を要する高齢者等の要配慮者に対し、早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮すること。

イ 名簿情報の提供及び個別避難計画の情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び講じる措置

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿、個別避難計画の情報について、守秘義務が課せられていることに十分留意し、必要以上に複製しない等、情報を適切に管理する。市は、名簿及び個別避難計画の情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において避難支援等関係者に対し情報の取り扱いについて指導する。

ウ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮する。

地域においては、避難行動要支援者に避難の必要性や避難行動要支援者同意者名簿の意義等を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民等で話し合い、ルールや計画を作る等、避難支援等関係者の安全確保について周知する。

エ その他必要な事項

「災害時要支援者避難支援計画（全体計画）」及び「個別避難計画作成ガイドライン」に規定する

ものとする。

また、避難行動要支援者の避難行動支援の取組にあたっては、国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取指針」及び「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

第2 社会福祉施設等における災害予防計画

1. 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、市民や自主防災組織、施設との関係の深い災害ボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、市民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育及び訓練を実施する。

(5) 施設間における災害援助協定の締結

市及び県は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

(6) 手話通訳等の活用

災害が発生したとき等の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳やデータ放送の積極的な活用を図るとともに、避難収容施設等での文字媒体等の活用についても検討し、具体化を図る。また、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。

2. 避難所における避難行動要支援者への配慮

市は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、スロープ、手摺り、ファクシミリ、データ放送テレビ等の整備を進める。また、避難行動要支援者が避難生活を過ごす部屋は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保される等の配慮に努める。

3. 応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮

市は、県との連携及び県と協定を締結しているプレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、公益社団法人県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体との協力の下、応急仮設住宅を整備する際、応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障がい者対応型

とする等、避難行動要支援者へのきめ細かな配慮を行う。また、同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第3 旅行者及び外国人に対する災害予防計画

◎観光企画推進課（観光客）、○危機管理課、○公共交通推進課

◎市民活動推進課（外国人）、（一社）甲賀市国際交流協会

1. 計画方針

発災時に居合わせて災害に巻き込まれた旅行者や、日本語の理解が困難な外国人居住者等の安全保護のため、避難支援計画を推進する。

2. 現況

地理に不案内な旅行者や、日本語の理解が困難な外国人は、それぞれ要配慮者と考えられる。これらの人々が発災時においても安全に行動できるような環境の整備を図る必要がある。

3. 避難支援計画

(1) 観光客に対する配慮

ア 防災マップ

観光地や旅館等にその所在場所を含めた避難路、避難所等を掲載した防災マップの作成等に努める。また外国人観光客に対し、やさしい日本語や外国語の併記に配慮する。

イ 従業員に対する防災教育

観光地や旅館等の従業員に防災教育を行い、国内及び外国の観光客に対して適切に指導、誘導が行えるようにしておく。

ウ 緊急放送

観光地や旅館等において、災害等の場合の緊急放送を行えるとともに、外国語や、やさしい日本語での放送も行えるようにしておく。

エ 誘導標識、交通掲示板等の整備

避難所の案内図、誘導標識、表示板の整備を図る。これらの設備の設置についても、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化、ピクトグラムの活用により視認性を高くする等、要配慮者に配慮した標識等の設置に努める。

オ 交通情報等の提供

早期帰国等に向けた交通情報等を必要とする観光客に対し、ホームページ等を通じて交通機関や道路交通情報の提供に努める。

(2) 在留外国人に対する配慮

ア 関係機関との協力体制の構築

市は、外国人の避難支援体制の整備のため、市国際交流協会等の関係団体と協力体制をあらかじめ構築し、平常時から訓練等を通じて連携を強化する。また、災害が発生した際には、災害時多言語情報センターを設置し、同センターを運営する（一社）甲賀市国際交流協会と共に、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するほか、多言語による情報提供・相談にも対応する。また、同センターの設置・運営主体の具体的な事務分担を取り決め、あらかじめ明確にする。

イ 防災マップ

外国人に対して、その所在場所を含めた避難路、避難所等を外国語で掲載した防災マップ、防災ガイドの作成と配布や、ホームページ等での公開に努める。

ウ 避難所情報及び誘導標識等

避難所の所在等の情報は、ホームページ等での多言語による情報提供に務める。また、避難場所や避難所でのルール、避難所等への誘導標識には、外国語やピクトグラム等による表示を行う。

エ 通訳・翻訳ボランティアの育成と確保

市は、通訳・翻訳ボランティア等外国人対応に関してサポートやボランティアを行う人材の確保に努める。

オ あいこうか緊急メールの多言語配信

気象情報や避難情報を9ヵ国語で配信する。(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語)

第4 愛玩動物同行避難者に対する災害予防

◎生活環境課、○環境未来都市推進室、○危機管理課

1. 計画方針

避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うための啓発を行う。

2. 現況

これまでの大規模災害の経験から、飼い主と愛玩動物が同行避難することが合理的であると考えられるようになっている。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務となっている。

3. 愛玩動物同行避難者への支援

災害時には、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、市は次の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を検討する。また、特に大規模災害発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携を検討する。

- 1) 飼い主の同行避難や適性な飼育管理に関する啓発
- 2) 愛玩動物同行者専用の避難所整備
- 3) 動物愛護推進員等との災害時の協力体制
- 4) 放浪動物や負傷動物等の救護活動体制

第6章 災害に強いシステムづくりの推進

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 防災体制の強化

第1 防災活動体制の整備

◎危機管理課

1. 計画方針

災害時の応急対策、復旧活動を円滑に行うため、防災活動体制を整備するとともに、広域的な応援体制、民間との協力体制等を整備する。

2. 事業計画

(1) 組織体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図るものであり、防災組織計画を実体性のあるものとするために、平常時においてもその組織体制の確認等を進める。

ア 緊急連絡網、動員計画の具体化

災害応急対策における組織計画に基づく各課及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制及び役割について、あらかじめ具体的な動員計画を定める。また、勤務時間外の緊急連絡網及び動員計画についても、実体性のあるものを定める。

(2) 被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

ア 被災者支援システムの導入

市は、被災者支援システムの導入に努める。

イ 市における業務継続の体制整備

市は、業務継続計画(BCP)の作成・運用に努める等、自ら業務継続のための体制整備を行う。

ウ 受援体制の構築

市は、受援計画の策定・運用を通じて、防災関係機関からの応援を受け入れる体制整備を行う。

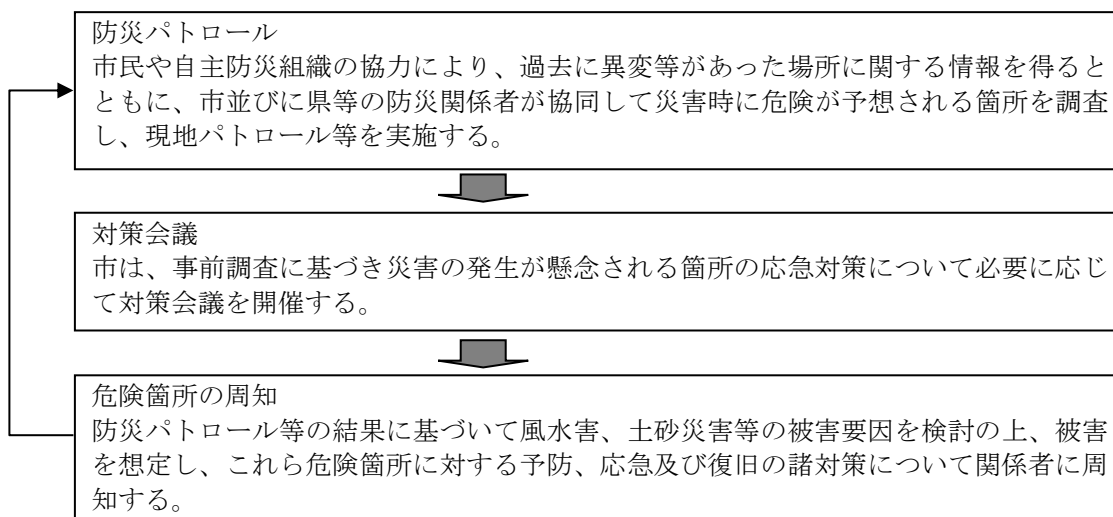
エ 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結等、市外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第2 被害想定箇所の調査にもとづく防災体制の強化（防災調査計画）

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課、○農村整備課、○林業振興課、甲賀土木事務所、甲賀広域行政組合消防本部

市は、各機関や市民、自主防災組織、事業所等の協力を得て、市域における河川、ため池、山地、急傾斜地、宅地造成地、道路、橋梁等で災害発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。



第3 情報伝達システムの整備

◎危機管理課、○情報政策課、○管財課

1. 計画方針

地震や風水害による市内の被害状況の情報収集への対策として、市地域情報基盤、携帯電話、衛星電話等を有効に活用する。

また、情報伝達手段の多重化や非常通信等を活用したシステム等の充実に努める。

2. 情報収集伝達予防計画

(1) 消防団簡易無線

隔離地域や現場での連絡の対応として、簡易無線機を整備し、きめ細かな情報収集や情報伝達、団員の安全確保等に努める。

また、今後については、各方面隊を統一した連絡体制の確立や機器整備等についても検討を進める。

【資料編 1.11 消防団簡易無線の現状】

(2) 非常通信経路

非常災害時において一般通信回線が途絶し、又その利用が困難となったとき、電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条、第 79 条、災害救助法第 28 条及び水防法第 27 条の規定により、無線施設設置者等の協力を求めて非常通信協議会を結成している。

また、県内の無線施設設置者の通信設備を利用して、県内市町から県庁までの非常通信路を「非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関の連絡を密にして、災害に備える。

(3) アマチュア無線

非常時に備え、複数の情報通信手段を確保するため、必要に応じて市内のアマチュア無線局の協力を得るものとし、今後については、アマチュア無線の組織化を進めるとともに日常的な連携を図る。

(4) 屋外拡声器（サイレン）

屋外の一斉周知の手段として、屋外拡声器やサイレンを利用するものとし、災害時に被害の予測される市民等への災害情報伝達等に活用する。

【資料編 1.12 屋外拡声器又はサイレン設置箇所】

(5) 地域情報化システム

市内の地域情報の伝達、受信については、インターネットを始め地上デジタル放送、CATV、携帯電話、コミュニティ FM 等に加え、市独自に整備する地域情報基盤による音声放送や文字データ、映像放送、屋外拡声器を利用する。

特に、市内全世帯での接続を目指す音声放送は、迅速かつ的確な防災情報の一斉放送システムとして最大限に活用する。

なお、災害時においては、あらゆる状況を想定する中で、いくつもの情報伝達手段により対処できるよう努める。

(6) 市緊急情報伝達システム

電話、ファックス、メール等による自治振興会、区・自治会、消防団員、職員等の特定の者に対する通知機能と市民（登録した方）にメールや LINE アプリで知らせる機能を併せ持つ市緊急情報伝達システムを災害時における情報伝達手段として活用する。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）を市内全域の音声放送端末の緊急放送と連携し運用している。

(8) 緊急速報メール等

緊急情報伝達システムを補完する手段として、避難指示等の緊急情報を市全域又は行政区域内にあるエヌ・ティ・ティ・ドコモの携帯電話へ発信できる「エリアメール」サービス、KDDI 及びソフトバンク、楽天モバイル等によるエリアメールと同様のサービス（緊急速報メール）並びにソーシャルネットワークサービスのフェイスブック等による緊急情報の提供を活用する。

第2節 避難体制の充実

第1 避難場所・避難所指定計画

◎危機管理課、◎地域共生社会推進課（福祉避難所）、○社会教育スポーツ課、○商工労政課、○人権推進課、○信楽中央病院、公立甲賀病院

1. 計画の目的

地震及び風水害による災害発生時に、市民等の身体及び生命の安全を確保するため、被災者が緊急に避難し、また被災者を一時的に避難するための安全な避難場所及び避難所をあらかじめ指定する。

2. 事業計画

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における市民等の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図る観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害の種別ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民等に対して周知徹底を図る。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、地震発生時における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市は、地震に対して安全な構造のものとして災害対策基本法施行規則で定める技術的基準に適合する施設、又は当該場所、又はその周辺に、地震発生時に人の生命又は危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがない場所等を指定する。

イ 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(2) 指定避難所

ア 指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、市民等に対して周知徹底を図る。

指定避難所について、市は、避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

なお、避難が長期化した場合に備えて被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者は、一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）の指定等受入・支援体制の整備を図る。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、又は社会福祉施設への緊急入所、若しくは医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

イ 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 避難所の整備

指定された避難所は、防災上大変重要な施設であるため強固な施設で、かつ安全な場所でなければならない。避難所は、それぞれ施設に応じた整備に努める。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

市は、避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を行う。また、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を行う。

ア 公共施設

指定された学校、体育館、文化ホール等の公共施設は、施設管理者において耐震調査等を実施し、災害に備えるべき施設として整備に努める。

イ 地域集会所等

区・自治会が所有する施設については、災害時の重要性から、今後その施設の耐震調査、耐震補強、修繕等について支援を検討し、整備強化に努める。

ウ 避難所の通信確保

避難所には市地域情報基盤の整備や、地域によっては衛星携帯電話の配備も含め、一定の通信手段を確保するよう努める。

エ 福祉避難所の整備

特別な配慮の必要な避難行動要支援者が福祉施設等へ緊急入所できない場合に備えて指定もしくは協定により「福祉避難所」の確保に努める。なお、福祉避難所については、ディサービスセンター等の福祉施設等において確保することとし、不足する場合は、ホテル・旅館等の借上げで対応する。ただし、一般の避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設する。

【資料編 10.1 避難所台帳】

オ 避難所の機能

避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、必要な機能整備を推進する。

- ・耐震性のある建築物
- ・被災者の収容に必要な面積の確保
- ・電話回線、ネット回線等通信設備の整備
- ・非常用電源の整備（再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備）
- ・トイレ（仮設トイレを含む）、バリアフリートイレの整備

- ・原則として木造家屋密集地からの隔離（延焼の危険性）
- ・被災者への給水設備（防災井戸、耐震性貯水槽等の検討）
- ・高齢者、障がい者に対応したスロープ、手すり等の整備
- ・負傷者を一時的に収容する救護設備の整備
- ・避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備
- ・パーティションや消毒薬等の感染症対策資材の備蓄
- ・救護用資機材の整備
- ・カセットコンロ等の調理器具の備蓄
- ・寝具等避難生活に必要な物資の備蓄
- ・男女のニーズ、男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備
- ・被災者と共に避難してきた愛玩動物の収容場所の整備

カ 指定避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

キ 指定避難所の設備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション等、要配慮者や女性、子どもにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

【資料編 10.1 避難所台帳】

ク 避難所の運営管理体制の構築等

(ア) 運営管理体制の構築

避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、運営の具体的な行動を明記した「避難所運営マニュアル」の充実を行い、避難所運営訓練を通して迅速な開設に向けた準備、体制づくりに努める。

(イ) 男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

さらに、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(4) 野外収容施設仮設場所の選定

災害の規模が非常に大きく、既存施設が被害を受けた場合、あるいは被害者が多いため、収容能力を超えた場合は、野外収容施設（仮設テントを含む）を仮設できる設置場所をあらかじめ選定する。その場所は、市内小・中学校及び高校・特別支援学校のほか、次の施設とする。

【資料編 1.5 野外収容施設仮設場所・遺体安置所（検視場所）】

(5) 移動型仮設避難設備の活用

必要に応じ、コンテナハウス等移動型の仮設避難設備の借用を民間協定先等へ依頼する。

第2 避難経路・避難路計画

◎危機管理課、◎地域共生社会推進課、○建設管理課、○建設事業課

1. 計画の目的

避難場所及び避難所の交通を確保するために、あらかじめ避難経路の選定を行うとともに、避難路の整備を行い、避難協力体制を整備拡充し、広く市民等に避難情報を周知する。

2. 避難経路、避難路計画

- (1) 地震及び風水害等による災害発生時に避難路となりうる道路については、二次災害等による避難所への移動が安全に行われるよう、幅員確保、倒壊の危険のある構造物の安全化等総合的な整備に努める。また、通行障害発生時の代替道路についてもあらかじめ選定しておく。
- (2) 道路管理者や警察と連携し、放置車両その他交通障害の除去にあたる。
- (3) 避難路をより安全なものとするため、道路管理者は、補修及び改良に努める。

3. 避難協力体制の整備

(1) 市民との連携

避難及び避難誘導は、各機関と市民の協力により行うことが必要であるため、広報、防災訓練、地域での話し合い等を通じて、避難の場合の心得、市民の役割分担等について、周知に努める。

(2) 事前体制の整備

自治振興会、区・自治会、自主防災組織等、市民等の協力も得て、高齢者、身体障がい者等の要配慮者等に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、事前体制の整備を図る。

(3) 自主避難場所の確保

自主避難場所は、災害から一時的に身を守る場所、又は一団になって避難するため集合する場所である。区・自治会や自主防災組織による初動期の共助の拠点となる。

4. 避難に関する情報の周知

(1) 避難所情報等の配布

避難連絡体制、避難所、避難路、避難方法、避難の際の心得等に関する情報について、市の広報やホームページ等に掲載するほか、危険箇所、災害情報伝達、避難所の所在及び避難路等を記したハザードマップ等を配布する。

(2) 標識、掲示板等の整備

避難所の案内図、誘導標識、表示板の整備を図る。これらの設備の設置についても要配慮者に配慮した標識等の設置に努める。

指定緊急避難場所の案内図、誘導標識、表示板は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、日本語の理解が困難な外国人等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化、ピクトグラムの活用により視認性を高くする等、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

第3 避難計画の作成

◎危機管理課

市は、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、あらかじめ以下に示す内容からなる避難計画を作成する。なお、避難の手順等を明記したマニュアルを併せて整備する。

また、防災上重要な施設の管理者は避難計画の作成に努める。

- ・高齢者等避難、避難指示に関する基準及び伝達方法
- ・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ・避難所への経路及び誘導方法
- ・避難収容対象者及び収容割当方法
- ・避難所の運営担当者等避難所の管理運営方法
- ・避難所への給水、給食、生活必需品等の支給方法
- ・要配慮者に対する支援措置
- ・避難準備及び携帯品の制限等
- ・その他必要事項

第4 応急仮設住宅設置用地の確保計画

◎住宅建築課、○都市計画課、○建設管理課、各施設管理者

多数の住宅が全壊、崩壊等の被害を受けるような大規模災害が発生した場合、県は住宅等を失った被災者に対して速やかに応急仮設住宅を提供する必要がある。そのため市は、災害に対する安全性の確保が可能な応急仮設住宅設置用地についてあらかじめ選定する。

【資料編 1.4 応急仮設住宅設置予定地】

第5 防疫及び保健衛生対策

◎すこやか支援課、○医療政策室、○生活環境課、○環境未来都市推進室、甲賀広域行政組合衛生センター

1. 計画方針

災害発生時には、被災地において感染症の発生と流行を未然に防止することに万全を期するとともに、廃棄物や水害等による衛生状況の悪化を防止するために、衛生管理、廃棄物処理、し尿処理、遺体処理が適切に行われるように体制を整える。

2. 保健衛生計画

被災地の市民等は、衛生上の問題、精神的苦痛、疾病等の悪化が懸念されることから、あらかじめ保健指導、衛生対策について指導、啓発等を行えるよう努める。

3. 防疫計画

土砂災害等による床下、床上浸水等の被害があった場合、腐敗防止、雑菌処理のため、防除等を必要に応じ行う必要があるため、その機材や体制等をあらかじめ整えるよう努める。

4. 廃棄物処理計画

災害時においては、建築廃材や家庭廃棄物等の大量の廃棄物が発生することが考えられるため、衛生面から効率的に廃棄物を処理することが必要である。そのため、あらかじめ災害時における廃棄物の円滑な処理の実施について県と協議する等、自治体間の相互協力及び事業者との応援体制を整えるよう努める。

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化及び浸水対策

市は、甲賀広域行政組合と連携し、一般廃棄物処理施設等における災害廃棄物処理可能量を把握するとともに、し尿処理施設や焼却施設等において、災害時でも稼働できるよう施設の状況を把握する。

(2) 災害時に発生するごみの推計

市は、災害時のごみの処理を円滑に実施するために、災害廃棄物の排出量等を推計する等、排出されるごみの量について把握する。

(3) 廃棄物の一時保管場所の配置計画

市は、被災状況を勘案し、一時保管場所を確保し、災害廃棄物を暫定的に積み置きする場所を検討する等の対策を実施する。この際、廃棄物は、市の収集に準じ分別して保管する。

(4) 周辺市町間の相互協力体制の確立

市は、市内の被害が甚大で市で処理不可能の場合を想定し、周辺市町との相互協力体制の確立に努める。

5. し尿処理計画

災害時においては、下水道管の損壊等により下水処理が適切に行えない場合等、仮設便所の設置やそれに伴う消毒剤、脱臭剤等をあらかじめ整備するものとする。また避難所等においても避難者の利用により下水道機能が大幅に低下することも予測されることから、し尿の搬送、処理を適切に実施する必要がある。そのため、災害時におけるし尿の円滑な処理を実施するため、県とともに協議する等、自治体間の相互協力及び事業者との応援体制を整えるものとする。

6. 遺体対応計画

大規模災害により多数の死者が出た場合、身元確認や火葬等の手続きを同時に多数行う必要がある。そこで、各地域における遺体安置所として使用可能な寺院、公共施設等の調査、リストアップや安置所の管理体制、搬送体制、遺体の火葬等について、円滑に行えるよう、市は、あらかじめ県とも協議する等、自治体間での相互協力体制や警察等の関係機関と事前の調整に努める。

第3節 救援体制整備計画

第1 救急救助の充実

◎信楽中央病院、○医療政策室、○危機管理課、公立甲賀病院、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画の目的

地震及び風水害等による災害発生の際には、建物の倒壊等により多数の負傷者の発生が予想される。消防本部は、平常時の医療機関の対応能力を超えた負傷者がでる場合の応急活動に備え、あらかじめ救急救助体制の整備を図る。

2. 事業計画

(1) 救急救助体制の整備

消防署及び消防団においては、災害時に被災者から救急救助の要請が集中して対応しきれないおそれのある場合に備えて、傷病者の程度に応じて救急出動の優先順位を決定するよう、マニュアルを作成する等、救急救助体制の整備を図る。

【資料編 1.13 消防本部体制】

(2) 救急救助に関する応援協定の締結

ア 後方医療体制の整備

市内及び近隣市町の医療関係機関間で協定し、救急医療の拠点となる施設を定め、重点的に次の整備を行う。

(ア) 施設の建築物等の耐震構造化を図る。

(イ) 施設の医薬品、医療資機材、医療機器等の設置につき、転倒及び転落防止を行う等、大震災に耐えられるよう、整備を推進する。

イ 地震及び風水害等による災害時、市内の救急救助能力を超える負傷者の発生等に対して、広域的な応援が速やかに得られるよう、市又は救急救助機関は次の項目について、あらかじめ近隣及び広域市町並びに関係者等と協定を締結しておく。

(ア) 救急救助資機材の貸与

(イ) 救急救助要員の応援

(ウ) その他必要な事項

消防庁、応援協定締結市町及び関係機関等への応援要請を迅速に行うため、要請手続きの即時対応が可能な体制を整備し、救急救助体制のあり方について、これら関係各機関とあらかじめ調整をしておくものとする。

(3) 救急医療情報通信体制の整備

消防本部、市内医療機関との相互の情報通信機能を確保し、負傷者数、要員数、医薬品、資機材、空きベッド数等、必要な情報を常時把握できるよう、体制を整備する。

(4) 緊急輸送手段の確保

災害時における負傷者、医療品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急幹線道路を結ぶ道路及び災害用ヘリコプター発着場とを結ぶ道路をあらかじめ選定しておく。

第2 医療救護の充実

◎信楽中央病院、○危機管理課、○医療政策室、公立甲賀病院、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画方針

地震及び風水害等による災害発生の際には、建物の倒壊等により多数の負傷者の発生が予想される。市及び関係機関は、平常時の医療機関の対応能力を超えた負傷者がでる場合の応急活動に備え、あらかじめ医療救護体制の整備を図る。

2. 現況

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、市はあらかじめ市内医療機関の協力を得て医療チームを編成し、さらに医療チームで対処できない場合は最寄りの医療機関等との体制の整備を図る。

3. 事業計画

(1) 救急医療体制の整備

地震及び風水害等による災害による多数の死傷者の発生に備えて、あらかじめ市内医療機関の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。

ア 救護所の設置場所

救護所の設置は、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設等を指定する。

イ 救護班の編成

救護所に詰める救護班の編成について、市は、市内医療機関と連携し体制を整えることとする。

ウ 緊急を要する医薬品及び医療用水の確保

市は、市内医療機関と協定し、緊急を要する医薬品及び医療資機材等の在庫積み増しを依頼し、また、医療用水の常時確保を図る。

エ 医療関係要員の確保

市域の医師、看護師、助産師、診療放射線技師、薬剤師等、医療関係資格者を緊急な場合の応援要員として確保に努める。

(2) 医薬品等の確保

ア 医薬品の確保

医療救護拠点である病院はもちろんのこと、一定の必要な医薬品の備蓄に努める。また滋賀県医薬品卸協会や市内医療機関、市内薬局に対しても協力を要請しておく。

イ トリアージ（負傷者選別）タグの確保

医療機関等は、災害時に救急医療処置の迅速化を図るため、県統一トリアージタグを確保する。

ウ 薬剤師班の編成

救護所に詰める薬剤師班の編成について、市は、甲賀湖南薬剤師会等と連携し体制を整えることとする。薬剤師班の役割は、下記のとおりである。

- ・医薬品等の供給への協力
- ・医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- ・医薬品等の保管・管理への協力

(3) 医療救護に関する応援協定の締結

地震及び風水害等による災害時、市の救急救助・医療能力を超える負傷者の発生等に対して、広域的な応援が速やかに得られるよう、市は次の項目について、あらかじめ近隣及び広域市町並びに関係業者等と協定を締結しておく。

ア 医療資機材の貸与

イ 医療要員の応援

ウ その他必要な事項

県、自衛隊、日本赤十字社、応援協定締結区市町、関係機関及び業者等への応援要請を迅速に行うため、要請手続きの即時対応が可能な体制を整備し、救護所を含めた救護医療体制のあり方について、これら関係各機関とあらかじめ調整をしておく。

(4) 医療災害ボランティアの受け入れ及び支援

災害応急対策において必要性の高い専門の医療技術を有する災害ボランティアについて、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平常時から各部局において住所、連絡先、技術及び活動の種類等の把握を行う等、医療災害ボランティアとの連携協力関係に努める。

(5) 市民等による救急救助体制の育成

一刻を争う重傷患者等の手当を可能な限り行うため、市民等自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進するに当たって、次の事項について検討する。

ア 応急手当の方法等、救急知識の普及啓発

イ 市民等、自治会、自主防災組織、災害ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(6) 自動体外式除細動器（AED）の整備

市内公共施設に、自動体外式除細動器（AED）を、順次配備し更新する。

第3 食料、生活用品等の充実

◎商工労政課、○農業振興課

1. 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に、かつ、その機能を有効、適切に発揮できるようにするため、平常時における必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

2. 現況

市は、被災者及び防災従事者に対し、米穀等の応急食の提供を実施するため、食料供給の万全を図る必要がある。そのため、市は各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって災害発生直後の応急期に必要なと想定される食料を確保する体制の整備に努めている。

3. 事業計画

市は、救助物資及び資機材の備蓄に努めるものとし、避難所施設等での備蓄体制を整備する。

また、災害対策本部等用として、飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

食料及び生活必需品については、その耐用年数等に鑑み多量の備蓄を行うことが困難であることから、被災時において不足する物資は、随時調達することを原則とする。

(1) 非常用物資の備蓄

ア 食料及び生活必需品の備蓄

災害時には、救援物資等が届くまでに3日間必要といわれている。市では、想定される最大避難者数に対して、発災後3日間を市民、市、県（流通備蓄含む）がそれぞれ1日分備蓄するという基本的な考えのもと、非常用物資の備蓄を推進する。

また、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄や調達先の確保に努める。

生活必需品等の備蓄品の調達にあつては、紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

各家庭や自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到着するまでの生活の確保を図る。

(ア) 行政備蓄

行政備蓄として、避難施設等を中心に備蓄倉庫を整備し、被災者が2日間程度の生活に必要な食料、生活必需品等の備蓄に努める。

(イ) 家庭備蓄

各家庭においては最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料及び生活必需品を備蓄する。
また、非常時の持ち出し品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置場所を決めておく。常備医薬品等や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入れ替えを行う。

【資料編 2.3 非常持ち出し品チェックリスト（消防庁作成）】

(ウ) 流通備蓄

食料及び生活必需品は、県が大規模小売店等の流通業者と協定を結んでおり、県災害対策甲賀地方本部（甲賀土木事務所）に要請し確保するとともに、市内販売店とも協定を結ぶように努める。

(2) 備蓄品の管理

備蓄倉庫は毎年1回点検し、備蓄品の補充・更新を行う。

【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】

(3) 業者との協定の締結

災害時に迅速かつ確実に物資を調達するため、毎年度、主な業者を選定し、その平常時の在庫量等を調査・把握するとともに物資調達に関する協定の締結に努める。

(4) 資材・機材等の整備点検

災害対策に必要な備蓄資材・機材は各避難施設用の整備と併せて計画し、災害時には適切にかつ有効に機能が発揮できるよう整備点検を実施する。

第4 医療品等の確保

◎信楽中央病院、公立甲賀病院

1. 計画方針

地震及び風水害等による災害発生の際には、建物の倒壊等により多数の負傷者の発生が予想される。市及び関係機関は、平常時の医療機関の対応能力を超えた負傷者がでる場合の応急活動に備え、あらかじめ医薬品等の確保を図る。

2. 現況

また、県は滋賀県医薬品卸協会と「災害時における医薬品等の供給に関する協定」、一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部京滋支部と「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」、京都医療機器協会と「災害時における医療機器等の供給に関する協定」、近畿臨床検査薬卸連合会と「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」を締結し、災害発生時に医療機関等からの要請に基づき、医薬品を供給することとしている。

なお、血液製剤については、県赤十字血液センターが災害発生時に医療機関等からの要請に基づき供給することとしている。

3. 医薬品の確保

医療救護拠点である病院等に、一定の必要な医薬品を備蓄する。また滋賀県医薬品卸協会や市内医療機関に対しても協力を要請しておく。

また、地震及び風水害等による災害時、市の救急救助・医療能力を超える負傷者の発生等に対して、広域的な応援が速やかに得られるよう、医薬品の供給について、あらかじめ近隣及び広域市町並びに関係者等と協定を締結しておく。

【資料編 11. 1 備蓄倉庫台帳】

第5 災害備蓄の充実

◎危機管理課、○上水道課

1. 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効、適切に発揮できるようにするため、平常時における必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

2. 現状

水防備蓄は、土砂災害や浸水想定区域等、風水害が発生するおそれが高いところに順次整備するものとし、防災備蓄は、その地域の人口や備蓄倉庫の規模に応じ配備している。

(1) 設置状況

【資料編 11. 1 備蓄倉庫台帳】

(2) 備品管理

備蓄資材名	担 当 部 署
水防資機材	危機管理課
避難生活用品	危機管理課
給水資機材	上水道課
救助救出用具	危機管理課
保存食料	危機管理課

(ア) 備蓄資機材等は、担当部署において定期的に点検し、適切な管理に努める。

(イ) 備蓄資機材等の補充や更新については、危機管理課と協議し、計画的に行う。

3. 事業計画

災害備蓄については、現有水防及び防災倉庫の充実に努めるとともに、大規模災害に備え、地域に中核的防災備蓄倉庫に多種多量の防災資機材等を備蓄することも必要と考える。

また、備蓄としては、昨今の災害事例から、即時の食料等の不足が考えられることから、被災者が概ね1日間程度の生活に必要な食料、生活必需品等の備蓄に努める。

【資料編 11. 1 備蓄倉庫台帳】

第6 物資調達の確保

◎商工労政課、○管財課、○農業振興課

1. 計画方針

災害時における被災者の生活確保のためには、食料、生活必需品が円滑に供給されることが重要である。そこで、市民の自らの備蓄と市の備蓄では対応が不可能な場合は、救援物資の支援とともに、外部からの調達を迅速にできるよう体制を整えておく。

2. 県への要請

県が大規模小売店等の流通業者と協定を結んでおり、食料及び生活必需品に不足が生じる場合には、県災害対策甲賀地方本部（甲賀土木事務所）に要請し確保を図る。

3. 業者との協定の締結

食料、生活必需品及び燃料については、その保存年数等に鑑み多量の備蓄を行うことが困難であることから、被災時において不足する物資は、随時調達することを原則とする。

したがって災害時に迅速かつ確実に物資を調達するため、農業協同組合、滋賀県石油協同組合、商工会、卸売市場、流通業者、量販店等の関係団体との間で、協議に努める。

【資料編 7.10 民間との相互応援協定】

第7 物資緊急輸送体制の充実

◎危機管理課、○公共交通推進課、○商工労政課、○建設管理課、○建設事業課

1. 計画方針

市は、災害時に必要な輸送力を確保するため、災害に強い緊急輸送体系の整備を行う。

2. 事業計画

(1) 陸上輸送

ア 県における緊急輸送道路の指定

県の地域防災計画では、緊急時に使用すべき道路を重要度に応じて以下のように区分している。

(ア) 第1次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道(指定区間)等の広域的な主要幹線道路及びこれらを連絡する道路。

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と県庁・県合同庁舎又は市庁舎等の防災拠点を相互に連絡する道路。

イ 第3次緊急輸送道路

市内における備蓄施設と避難収容施設とを結ぶ道路を第3次緊急輸送道路とする。

これらの道路は、災害時に被害を比較的受けにくく、かつ大型車の対面通行が可能であることを条件に選定する。緊急輸送道路については、災害時に十分な機能が発揮できるよう、平素から道路管理部署との協議及び連携を図る。

ウ 輸送拠点

輸送拠点は、陸上輸送による県外等からの緊急物資等を受け入れ、積み替え、配分等を行い、地域内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分け、配送等を行う。

なお、本市にある滋賀県陶芸の森、甲賀市水口スポーツの森は県の広域陸上輸送拠点として指定されている。

【資料編 1.6 緊急輸送道路】

(2) 公共交通機関による輸送

災害時に鉄道、バス、トラック、タクシー等による輸送ができるよう、これらの機関に対し、あらかじめ協力に対し協議等を行うように努める。また車両の借り上げや乗務員の確保等についても、協力に対しあらかじめ協議等を行うように努める。

第8 航空輸送体制の充実

◎危機管理課

1. 計画方針

市は、地震や暴風雨によって道路や橋梁が損壊した場合、迅速に物資の輸送や重傷者を移送するために、航空輸送を実施するものとする。

2. 事業計画

(1) ヘリコプター出動要請先

平常時より、出動要請方法、依頼先、手順等の確認を実施し、緊急時に円滑に対応できるよう、体制を整備しておく。

- ア 県の所有する防災ヘリ：県防災危機管理局
- イ 県警察本部の所有する県警ヘリ：県警本部
- ウ 自衛隊の所有するヘリ：陸上自衛隊今津駐屯地
- エ 近畿府県防災・危機管理協議会が締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」に基づくヘリ：県防災危機管理局

(2) 緊急時ヘリポートの指定

緊急時には、ヘリコプターによる物資輸送が必要となる。緊急物資輸送のためのヘリポートは、救急車等の車両の出入りの便がよい場所であること、電話等の通信手段の利用が可能であること等が条件となる。平常時より、緊急時にヘリポートとなりうる広場を把握し、障害物等の存在の確認等、迅速に対応できる環境を整備する。

【資料編 1.8 臨時ヘリポート一覧】

(3) 緊急時ヘリポートの整備

災害発生時には、指定緊急時ヘリポートとして利用できるよう、指定場所に必要な資材を備蓄するとともに、迅速かつ的確に航空防災活動に取り組めるよう、対空表示を整備する等順次地面の整備に努める。またヘリポートとして利用するために必要な項目を十分に理解しておくものとする。

【表示箇所】

甲賀合同庁舎、土山地域市民センター、甲南地域市民センター、信楽地域市民センターの各駐車場
対空表示は、(大規模な災害が発生した時等に、) 国や他県等からの応援ヘリが、災害時の活動拠点となる施設を上空から位置を確認し易くする道しるべとなり、対空表示の近く(約1キロ内)にはヘリポートがあり、すばやい救援物資の運搬等の救助活動が行える。

(4) 民間機ヘリコプター場外離着陸場の指定

- ア 株式会社ノエビア
- イ 離着陸場

【資料編 1.8 臨時ヘリポート一覧】

ウ 活動内容

- (ア) 医療従事者の搬送
- (イ) 医薬品、衛生材料等の輸送
- (ウ) 飲食物、毛布等生活支援物資の輸送
- (エ) 被災状況確認調査

エ 県担当窓口

- (ア) 医療政策課 … 医療従事者の搬送の要請に関すること。
- (イ) 薬務課 … 医薬品・衛生材料等の輸送の要請に関すること。
- (ウ) 健康福祉政策課 … 毛布・飲食物等の生活支援物資の輸送の要請に関すること。
- (エ) 防災危機管理局 … ヘリコプターの運航調整に関すること。

第4節 広域的な支援体制の強化

第1 相互応援協力計画

◎危機管理課、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画方針

大規模災害の発生時において、迅速・的確な災害対策を実施するためには消防力の増強が重要であり、そのためには平常時から地方自治体間で消防相互応援のための協力・連携体制を構築しておくことが必要である。そこで、県広域消防応援基本計画に基づく広域応援体制の整備を推進し、他の地方自治体との消防相互応援協定の強化を図るとともに、県外の消防機関との間の応援体制の整備、緊急消防援助隊による人命救助活動、消火活動等の援助体制の整備等、災害における消防力増強のための応援体制の構築を推進する。

2. 現況

現在の相互応援体制は次のとおり締結している。

(1) 滋賀県広域消防相互応援協定

【資料編 7.1 滋賀県広域消防相互応援協定書】

(2) 滋賀県下消防団広域相互応援協定

【資料編 7.2 滋賀県下消防団広域相互応援協定書】

(3) 消防相互応援協定

【資料編 7.3 消防相互応援協定】

(4) 甲賀市伊賀市消防団相互応援協定

【資料編 6.27 甲賀市伊賀市消防団相互応援要請書】

【資料編 7.4 甲賀市伊賀市消防団相互応援協定】

(5) 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定

【資料編 7.5 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書】

(6) 滋賀県市長会災害相互応援協定

【資料編 7.6 滋賀県市長会災害相互応援協定】

(7) 甲賀市伊賀市災害時相互応援協定

【資料編 7.7 甲賀市伊賀市災害時相互応援協定】

(8) 甲賀市宇治田原町災害相時互応援協定

【資料編 7.9 甲賀市宇治田原町災害相時互応援協定】

(9) 日本六古窯関係市町における災害対策活動の相互応援に関する協定

【資料編 7.8 日本六古窯関係市町における災害対策活動の相互応援に関する協定】

(10) 民間との相互応援協定

【資料編 7.10 民間との相互応援協定】

3. 事業計画

(1) 相互支援協定の締結

局地型災害に備えた近隣市町との応援協定の他に、市域全体に及ぶような広域災害に備えて、県内外を含めた広域市町との相互応援協定の締結を図る。

(2) 協定項目

市町相互支援協定締結につき、必要な主要項目は次のとおりである。

- ア 職員の応援に関すること
- イ 消防・水防に関すること
- ウ 食料、生活必需品、医薬品、給水関係等の各種物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
- エ 医療救護に関すること
- オ 救命救助に関すること
- カ 避難施設の提供に関すること
- キ 避難をした避難行動要支援者の収容に関すること
- ク 通信機器貸与に関すること
- ケ コンピュータ相互バックアップに関すること
- コ 車両の貸与に関すること
- サ 土木・建築・上下水道等の資機材の貸与に関すること
- シ 清掃・し尿処理・防疫に関すること
- ス 死体処理に関すること
- セ その他の事項

(3) 相互応援体制の整備

ア 周辺市町との広域応援体制の充実

市は、近接する市町等との間に消防・水防、医療、清掃・防疫、交通輸送等の様々な面での広域的な協力体制を形成しており、その協力体制の拡充に努める。

イ 自衛隊との連携強化

平常時から災害時における応援内容、方法等の協議を行うとともに、総合防災訓練への参加を通じて連携を深める。

(4) 広域応援体制の整備

ア 被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を作成しておく。

イ 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

第5節 受援計画の策定

第1 応援・受援計画の策定

◎危機管理課

1. 計画方針

平成28年熊本地震においては、いくつかの市町村が大きな被害を受け、応援を受入れた。ただし、受援側、応援側ともに、事前に体制の整備や計画が策定されていない主体も多く、各市町村では混乱が生じ、調整を実施した県においても混乱が見られた。

今後発生が想定される南海トラフ地震や内陸地震等を踏まえ、発災直後の受援の対応について、自組織で取り組まなければならない状況が想定されることから、県の受援計画等との整合を図りながら、応援・受援計画を策定する。

2. 現況

受援計画による受援の枠組みにより、計画的な受援に努める。また、訓練により定期的に受援計画の検証を行い、必要に応じて修正する。

3. 事業計画

- (1) 人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう、受援の方法、手順、必要人員・分野等について、発災後の経過時間も考慮した受援計画により適切に対応する。
- (2) 受援に必要な資機材や人員、物資の受け入れ拠点を整備する。
- (3) 市町間でのカウンターパートによる相互応援の仕組みを、県、他市町と連携しながら構築する。
- (4) 災害ボランティアを積極的に受ける。

基本的な枠組み	職種・業務別	応援の種類
都道府県からの短期派遣	一般事務	避難所運営支援
		物資集積拠点支援
		住家被害認定調査支援
		窓口業務(申請相談・申請受け付け等)支援
	土木建築系職種	土木・農業土木・林業土木・建築・電気・機械職などの係る業務
	医療・福祉系職種	医師・看護師・保健師・薬剤師・福祉職などの係る業務
	農林水産系職種	農業・水産・獣医・林業に関連する業務
	環境系職種	化学・環境に関連する業務
	教育系職種	教諭・児童カウンセラーなどの係る業務
	その他	マネジメント支援(幹部職員の派遣)
各都道府県調整による民間団体等の短期派遣	医療系	民間病院等によるDMAT、DPAT
	福祉系	社協、障害者協会、介護事業者等による要介護者、障害者支援及びこころのケア等
	公衆衛生系	病院等による公衆衛生対策等
	水道工事業者等	水道工事業者等による水道応急復旧等
	応急危険度判定	建築士会等による応急危険度判定等
	住家被害認定	建築士会等による住家被害認定

「職員派遣と業務の関係」

※全国知事会HP「平成28年熊本地震における被災自治体に対する都道府県からの短期派遣の状況とりまとめ」
「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」から抜粋

第7章 災害時の応急対策

【担当部局凡例】太字：主担当、◎市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 防災組織整備計画

第1 組織計画

◎危機管理課、○人事課

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は必要に応じて災害警戒本部、災害対策本部等を設置し、関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施することを定める。

2. 市の組織

(1) 市災害警戒本部体制

市災害警戒対策本部体制は「災害時職員初動マニュアル」に定める。

(2) 市災害対策本部体制

ア 市災害対策本部の設置

市災害対策本部体制、組織構成、任務分担等は「災害時職員初動マニュアル」に定める。

イ 廃止基準

(ア) 市内において、災害発生のおそれが解消したとき。

(イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。

(ウ) その他本部長が必要なしと認めたとき。

ウ 対策本部の設置及び配備並びに本部廃止の伝達

本部の設置及び配備の伝達については「災害時職員初動マニュアル」に定める。

本部の廃止が決定した時は、各部各班に通知するとともに県本部(防災危機管理局)に報告する。

エ 地震時の初動緊急特別体制から災害対策本部体制への移行

初動緊急特別体制から災害対策本部体制への移行は「災害時職員初動マニュアル」に定める。

I 第7章 災害時の応急対策

3. 消防団組織

(1) 市消防団の分団割表

ア 水口方面隊

分 団	区 域	
第1分団	水口町	本町一丁目の一部、本町二丁目、松栄、暁、宮の前、鹿深、本町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、高塚の一部、神明の一部、本綾野、八坂、八光、梅が丘、城東、綾野、日電、城内、本丸、中邸、東林口、西林口の一部、水口の一部、林口、南林口、名坂、東名坂、松尾、古城が丘、朝日が丘、笹が丘の一部、的場
第2分団		八田、春日、下山、伴中山、山、笹が丘の一部、さつきが丘の一部、ひのきが丘
第3分団		泉、酒人、植、宇田、北脇、西林口の一部、笹が丘の一部、さつきが丘の一部、北泉一丁目、北泉二丁目
第4分団		虫生野、虫生野中央、虫生野虹の町、貴生川、貴生川一丁目、貴生川二丁目、貴生川三丁目、貴生川四丁目、北内貴、宇川、高山、岩坂、三大寺、三本柳、牛飼、杣中、山上
第5分団		水口の一部、元町、京町、高塚の一部、神明の一部、本町一丁目の一部、秋葉、新城、中畑、今郷、蟻峨、和野

イ 土山方面隊

分 団	区 域	
第1分団	土山町	大河原、鮎河
第2分団		黒滝、黒川、猪鼻、山中、笹路、山女原
第3分団		南土山、北土山、平子、瀬ノ音、青土、野上野、大澤
第4分団		頓宮、前野、市場、徳原、大野

ウ 甲賀方面隊

分 団	区 域	
第1分団	甲賀町	櫛野、神、大原上田、大久保、大原中、鳥居野、拝坂
第2分団		油日、上野、毛枚、和田、高嶺、五反田、鹿深台
第3分団		小佐治、神保、隠岐、岩室
第4分団		相模、大原市場、高野、田堵野、滝

エ 甲南方面隊

分 団	区 域	
第1分団	甲南町	深川の一部、深川市場、葛木の一部、森尻、宝木、耕心1丁目～4丁目
第2分団		杉谷、新治、塩野、市原
第3分団		池田、磯尾、竜法師、野尻、野田
第4分団		柑子、野川、下馬杉、上馬杉
第5分団		寺庄、葛木の一部、深川の一部、稗谷、希望ヶ丘1丁目～5丁目、希望ヶ丘本町1丁目～10丁目

オ 信楽方面隊

分 団	区 域	
信楽分団	信楽町	長野、神山、江田、田代、畑
雲井分団		勅旨、牧、黄瀬、宮町
小原分団		杉山、柞原、小川、小川出、西、中野
朝宮分団		上朝宮、下朝宮、宮尻
多羅尾分団		多羅尾

甲賀市消防団 組織図（令和5年4月1日現在）

		分団	部・班数	ポンプ自動車 (※水槽付き)	小型動力ポンプ (積載車)
団長	水口方面隊	第1分団	6班	2台	3台
		第2分団	5班	1台	4台
第3分団		5班	1台	3台	
第4分団		10班	1台	8台	
第5分団		6班	1台	4台	
副団長	土山方面隊	第1分団	2班	1台	2台
		第2分団	3班	1台	4台
第3分団		6班	1台 ※	6台	
第4分団		6班	1台	7台	
甲賀方面隊	第1分団	1部、7班	1台	7台	
	第2分団	1部、6班	1台 ※	6台	
	第3分団	1部、4班	1台	4台	
	第4分団	1部、5班	1台	6台	
甲南方面隊	第1分団	4班	1台 ※	4台	
	第2分団	3班	1台	1台	
	第3分団	4班	1台 ※	2台	
	第4分団	3班	1台	1台	
	第5分団	5班	1台	4台	
信楽方面隊	信楽分団	4部	4台	4台	
	雲井分団	4部	1台 ※	3台	
	小原分団	2部	1台	3台	
	朝宮分団	2部	1台 ※	2台	
	多羅尾分団	1部	1台 ※	1台	
女性消防隊				軽可搬ポンプ	1台
指導委員会				防災学習車両	1台

第2 動員計画

◎危機管理課、○人事課

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害警戒本部要員、災害対策本部要員及びその他職員の動員について、その要領等を「災害時職員初動マニュアル」に定める。

第2節 消防活動計画

甲賀広域行政組合消防本部、○危機管理課、○各地域市民センター、市消防団

火災その他災害時における消防本部、消防団の活動に関する計画は次のとおりとする。

1. 通常時の出動

(1) 消防本部

「甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程」による。

(2) 消防団

ア 第1出動

地区内に林野、その他の火災の発生を認知したとき及び消防署の先着消防隊より、消防本部通信指令課を通じて市役所へ分団班等規模の応援要請があり、電話等で出動命令があったときは、火災が発生した地区の分団班が出動する。

イ 第2出動

林野、その他の火災で、火災の状況によりさらに応援の必要があるときは、状況に応じて、他方面隊からの応援の要請をする。

2. 応援要請に関する計画

(1) 他機関への応援要請

消防に関する他機関への応援要請は「I 編 第6章 第4節 広域的な支援体制の強化」に従う。

(2) 他府県消防隊の応援要請（消防組織法第44条）

本部長は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したいときは、滋賀県緊急消防援助隊受援計画及び甲賀広域行政組合消防受援計画に基づき、甲賀広域行政組合管理者と協議し、次の事項を明らかにして県本部に要請する。（後日文書提出）

- ・火災の状況及び応援要請の理由
- ・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・市への進入経路及び集結（待機）場所

ア 緊急消防援助隊等他府県の円滑な受け入れを図るため、消防本部は連絡係等を設け、受け入れ体制を整えておく。

- ・応援消防隊への地理情報の提供（消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供）
- ・消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- ・応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ・応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- ・応援消防隊に対する給食等の手配

3. 地震発生時の出動

(1) 警防体制

地震が突発的に発生した場合、次の基準により非常警備を発令する。

- ・市内に震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・その他、本部長又は消防長が必要と認めたとき

(2) 警備本部の設置

I 第7章 災害時の応急対策

消防長は、非常警備発令と同時に甲賀広域行政組合消防本部地震警備計画に係る警備本部を設置する。

(3) 消防職員、団員の非常招集

非常警備発令により職員等を増強する必要があるときは、別に定める規定により招集する。

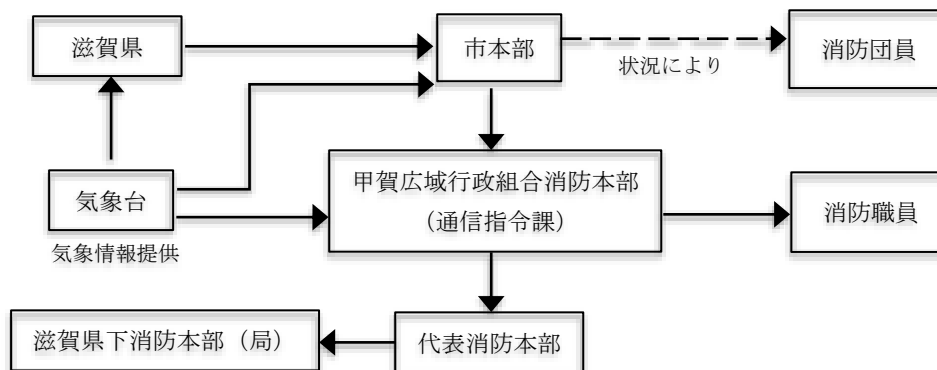
なお、市内に震度4以上の地震が発生したときは、職員の自主参集及び非常招集基準に基づき、出動命令を待つことなく、消防職員は消防署に出署し、団員は消防団分団車庫又は詰所へ参集する。

震度4以上の地震が発生したときの自主参集基準、要請、伝達経路は次による。

■職員の自主参集及び非常招集基準

自主参集等基準	該当要件	該当職員等
管理職の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が 震度4 の地震規模であるとき。	各課の管理職 署々の管理職 本団幹部
指名職員の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が 震度5（弱） の地震規模であるとき。 相当の被害発生を覚知したとき。	各課の係長（専門職）以上の職員及び警防課の職員 署々の係長以上の職員 副分団長以上の団員
全職員の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が 震度5（強）以上 の地震規模であるとき。	全職員 全団員
職員の非常招集基準	職員の自主参集基準に達しない地震規模で、管内の災害発生が甚大なとき。 その他消防長が必要と認めたとき。	消防長が指名する職員又は全職員

■消防連絡の伝達経路



第3節 警備計画

甲賀警察署

1. 計画方針

甲賀警察署は各機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報を収集し、市民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動等を行うことについて定める。

2. 計画の内容

(1) 警察官の出動要請

本部長は、災害対策基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動を求める時は、甲賀警察署長に対して要請する。

(2) 災害発生時における警察活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、警察官は、その状況に対応し、次の警察措置と活動を行う。

- ア 情報の収集・伝達
- イ 救出救助活動等
- ウ 避難誘導
- エ 死体見分
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 地域安全活動等社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達活動
- コ 報道対策
- サ 情報管理に関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス 災害ボランティア活動等の受け入れ

(3) 警備体制

ア 警備体制の種別

(ア) 災害警備本部

管内において震度5弱以上の地震を観測したとき又は台風、大雨、暴風、洪水、大雪等により大規模若しくは相当な災害が発生し、又は発生すると認めたときは、甲賀警察署長を長とする災害警備本部を設置する。

(イ) 災害警備連絡室

管内において大雨、暴風、洪水、大雪等の警報が発生され、災害が発生するおそれが大きいと認めたときは、甲賀警察署長を長とする災害警備連絡室を設置する。

(ウ) 災害警備準備室

管内において大雨、暴風、洪水、大雪等の警報が発表された場合など、災害警備に備えるため必要と認めるときは、甲賀警察署長を長とする災害警備準備室を設置する。

(4) 警備体制の変更等

気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況、情勢の変化等に応じて、警備体制の変更若しくは解除を発令する。

【資料編 1.14 交番・駐在所】

(5) 代替施設

甲賀警察署の施設が被災し、機能不全となる事態を回避するため、水口中部コミュニティセンター、まる一む(甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」)を代替施設に指定する。

第4節 道路災害応急対策計画

第1 情報の収集

◎建設事業課、○政策推進課、○各地域市民センター、○建設管理課

調査応急対策班は、災害発生後ただちに現地調査を行い、道路に関する被害状況を収集する。
また、収集した道路情報は、速やかに情報収集班を通じて、道路河川対応班に連絡する。

1. 道路管理者間の情報連絡

道路河川対応班は、収集した情報を県地方本部又は、県本部に連絡するとともに近隣市町の管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路状況の把握に努める。

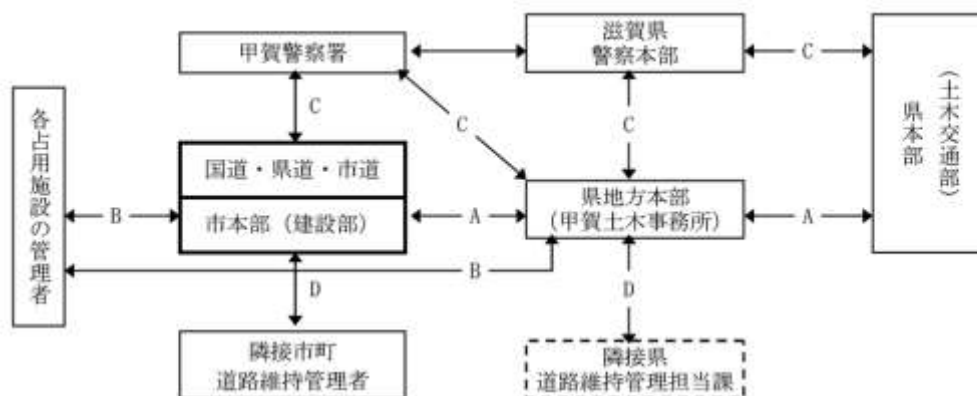
2. 道路占用施設管理者との情報連絡

市が管理する道路における上水道、下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等を把握する。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

3. 警察との情報連絡

道路河川対応班は、甲賀警察署並びに県警本部との連絡を密にし、被害状況及び通行規制状況等の情報を交換する。

■道路情報収集体制



A：道路被害状況等の情報収集、県本部への情報の一元化

B：ライフライン等の道路占用施設の被害状況等の通知と早期復旧の指示

C：緊急に確保すべきルートを選定

県本部長等は道路管理者と県警察本部と協議の上、緊急に確保すべきルートを選定する。これに基づき、県警察本部は道路被害状況、交通規制状況を踏まえ、通行の禁止及び規制を行う。

D：通行禁止及び規制の連絡のほか、被害状況等の情報を交換する。

第2 交通規制計画

◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所、甲賀警察署、道路管理者、近畿地方整備局

1. 交通状況の把握

各道路の通行可否や交通状況を迅速に把握するため、道路河川対応班や甲賀警察署等は、現場の被害及び、交通状況の調査を行う。

2. 交通規制

(1) 規制の種別

災害時における規制の種別及び根拠は概ね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等又は破損等が予想される場合で、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止又は制限（重量制限を含む。）する。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは警察官は歩行者若しくは車両等の通行を禁止又は制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

3. 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係道路管理者と警察とは密接な連絡を取り適切な規制がなされるよう配慮して行う。

■規制の区分

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国土交通省（近畿地方整備局国道事務所）	国道1号
	県（甲賀土木事務所）	県道、県管理国道
	市（甲賀市）	市道、市管理道路
警察	公安委員会（県警察本部）	規制区域が2警察署以上にわたるもの 又は期間が1ヶ月以上に及ぶもの
	警察署長	甲賀警察署の管轄区域であり、かつ緊急を要し期間が1ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

4. 発見者等の通報

災害時に道路施設の被害その他により、通行が危険であり又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。

通報を受けた警察官又は市本部は、その道路管理機関等に速やかに通報する。

5. 交通規制の実施要領

(1) 災害発生直後

救出及び救護の迅速と避難路の確保並びに被害の拡大防止を図るため、走行中の車両を停止させたうえで道路外又は道路左側に退避させ、被災地区に通じる幹線道路の流入車両を抑制する。

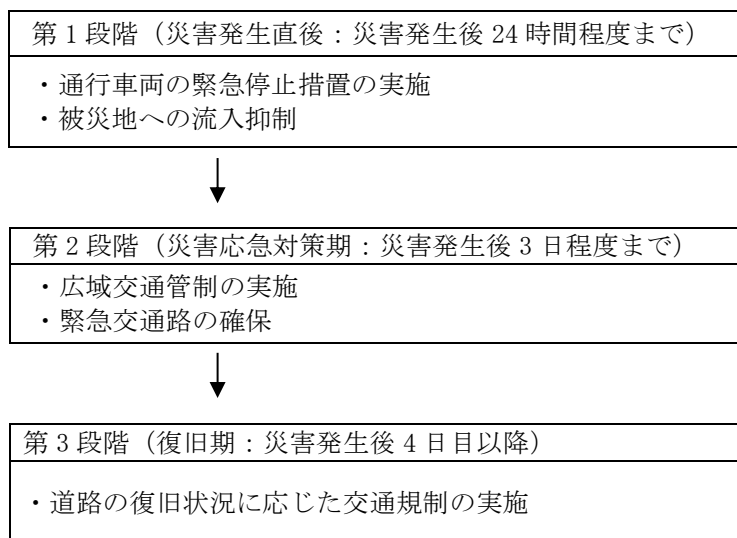
(2) 災害応急対策期

災害応急対策における緊急交通路を確保するため、広域交通管制を実施し、区域又は区間を指定したうえで、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(3) 災害復旧期

円滑かつ有効な災害復旧を目指すため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

■交通規制の実施フロー



6. 交通規制の標識等

交通規制を実施した時は、その実施者は、次の標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示する。その上で必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において交通整理等に当たる。

(1) 規制標識

規制を行う法令により次の様式によって明示する。

【資料編 6.44 交通規制標識】

(2) 規制条件の明示（災害対策基本法施行令第32条）

道路標識には次の事項を明示する。

- ・禁止又は制限の対象
- ・規制する区域又は区間
- ・規制する期間

(3) う回路の明示（災害対策基本法施行令第32条1項）

規制を行ったときは、一般の交通に支障のないように、適当なう回路を明示する。

7. 交通規制の報告系統

規制実施者は、相互によって報告を行い、次の事項を明示して報告、通知を行う。

- ・禁止制限の種別と対象
- ・規制する区間

- ・規制する期間
- ・規制する理由
- ・う回路その他の状況

8. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

甲賀警察署、道路管理者が協議し、緊急輸送道路のうち通行可能な路線を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行う。

道路管理者は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることで、災害時の応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、管理する道路について、緊急交通路確保のための対策が必要となる区間を指定する。

(2) 交通障害物の除去

道路河川対応班及び甲賀警察署等は連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去に当たり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

なお、道路管理者は災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 114 号）の規定により、(1)の緊急交通路の確保が必要となる区間を指定した場合、国土交通大臣、又は県知事により指示のあった場合には、以下の対策を実施する。対策の実施により通常生じる破損、処分等による損失は道路管理者が補償する。

ア 緊急交通路確保のための対策

(ｱ) 緊急通行車両の妨げとなる車両、その他物件の占有者、所有者、管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等の移動を命令する。

(ｲ) 次の場合には、道路管理者は自ら(ｱ)の措置をとる、又はやむを得ない限度で車両その他物件を破損することができる。

- ・移動を命ぜられた車両等の占有者等が措置をとらない場合
- ・車両等の占有者等が不在の場合
- ・道路状況等により、道路管理者が車両等の占有者等に措置をとらせることができないと認め、移動の命令をしなかった場合

イ 土地の一時使用等

道路管理者はアの措置のため、やむを得ない必要がある場合、他人の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分をすることができる。

(3) 応急修理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合、市管理道路にあっては、直ちに応急修理を行い、その他の道路については、道路管理者に応急修理を要請し交通の円滑安全を図る。

(4) う回路の選定について

交通規制を行った場合、市本部は、甲賀警察署等と連絡協議しう回路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(5) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

9. 交通情報の提供

道路河川対応班は、緊急交通路確保のための交通規制が決定したとき、又は災害によって道路が通行不可能となったときは、テレビ、ラジオ等の報道機関、道路交通情報板、路側通信、道路交通情報センター及び甲賀警察署等の指示によって、速やかにそれら道路情報の周知徹底を図るとともにう回

路への誘導を行う。

10. 広域交通管制の実施

県警察本部は、大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

11. 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は概ね次の目的のために使用する車両で、県公安委員会が緊急車両として認めたものをいう。

- ・水防活動、消防活動、警察活動、防疫活動のために、通行する必要がある車両
- ・生活必需物資輸送のために、通行する必要がある車両
- ・応急的な道路、河川、砂防、電気、通信（電話を含む）、水道（下水道含む）、ガス等の工事のために通行する必要がある車両
- ・鉄道その他軌道等の工事（架線工事含む）のために通行する必要がある車両
- ・傷病者の救護のため又は医師の救急患者の診断、治療のために通行する必要がある車両
- ・清掃、汚物処理、消毒等保健衛生確保のために通行する必要がある車両
- ・防災活動のための自衛隊の車両
- ・その他、災害対策本部が災害応急活動実施のために通行する車両

(2) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両の確認申請をしようとするものは、別紙様式第1号の確認申請を県警察本部交通規制課又は甲賀警察署に提出して、緊急通行車両確認等事前届出済証の交付を受ける。

災害発生時においては、県警察本部交通規制課又は警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

【資料編 6.36 緊急通行車両確認申請書（様式第1号）】

【資料編 6.37 緊急通行車両確認証明書（様式第2号）】

【資料編 6.38 緊急通行車両証明書】

(3) 緊急通行車両の取扱い

ア 道路整備特別措置法第24条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送のため通行するときは、緊急通行車両として知事又は県公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書及び標章によることとし、通行取扱いについては県道路公社又は西日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社の指示によるものとする。なお、当該標章は車両の前面に掲示する。

イ 道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく建設省告示(昭和31年建設省告示第1695号)による災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付を受ける。

第3 応急復旧の優先順位

◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所、近畿地方整備局

市本部は、地震等災害発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、緊急輸送道路ネットワーク計画を基本に甲賀警察署並びに道路管理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。

道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(1) 県本部長が、救護活動の緊急輸送のために特に重要であると指定した路線

(2) 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路

(3) 被災地域内又は被災地域に通じる第2次緊急輸送道路

(4) その他緊急輸送に必要な道路(第3次緊急輸送道路)

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路(高速自動車道及び一般国道を基本とする。)

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路に準じる道路や集落又は隣接自治体を結ぶ主要道路

第4 道路管理者の相互協力

◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所、近畿地方整備局

それぞれの道路管理者は、市本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。

また、応急復旧作業の実施に当たっても、互いに協力して緊急に確保すべきルートについて早期確保を図る。

第5 災害発生前の緊急応急対策

◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所、近畿地方整備局

状況に応じて次の措置をとる。

(1) 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときや、その可能性があると認められたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行規制標識、通行止標識を設置するとともに応急復旧を行う。

(2) 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに臨機に必要な措置を行う。

(3) 冠水するおそれのある道路及び冠水によって住宅に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる測溝、水路、河川等の溢水を防ぐため土のう積み等による応急予防措置をとる。

【資料編 3.11 道路重要水防箇所】

第6 応急復旧工事

◎建設事業課、○建設管理課

本部長は、応急復旧の優先順位により、市内等の災害時における応援救援協定等を締結している建設土木業者等にその復旧作業を依頼し、早急に通行が可能となる対応を行うものとする。

第7 国道及び県道応急対策計画

◎建設事業課、○建設管理課、甲賀土木事務所、近畿地方整備局

1. 応急対策

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通を確保する。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- (3) 上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、各機関、施設の管理者等に通報する。

第8 主要林道応急対策計画

◎林業振興課

1. 応急対策

市本部は、特に集落との連絡林道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、林道管理者に対し、迅速な処置をとるよう連絡する。

林道管理者は、所管する林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧及び障害物の除去を行い、交通を確保する。また、通行が危険な林道については、必要に応じて、県地方本部、甲賀警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

第9 基幹農道応急対策計画

◎農村整備課

1. 応急対策

市本部は、特に集落との連絡農道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、農道管理者に対し、迅速な処置をとるよう連絡する。

第10 農道管理者は、所管する農道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧及び障害物の除去を行い、交通を確保する。また、通行が危険な農道については、必要に応じて、県地方本部、甲賀警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。交通安全施設応急対策計画

◎農村整備課甲賀警察署

1. 応急対策

市本部は、被災状況等を速やかに調査把握し、県本部及び県地方本部並びに甲賀警察署と連携し迅速かつ的確に対応する。甲賀警察署は、通行車両の制限等必要な処置を行い、市本部、県本部及び県地方本部等の指示及び支援等を得て道路機能維持のための復旧を行う。また、甲賀警察署は次の対応

を行う。

(1) 信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、又は故障した場合は、道路管理者と連携して迅速な復旧を行う。

(2) 主要交差点における交通整理

被災地域内及び関連道路において、必要な交通整理を行う。

第5節 河川災害応急対策計画

甲賀土木事務所、○建設管理課、○建設事業課

河川災害の応急対策計画は「II 編 第5章 第1節 水防組織整備計画」、「II 編 第5章 第2節 他の水防機関との協力、応援」、「II 編 第5章 第3節 救護体制整備計画」に従う。

第6節 土砂災害応急対策計画

◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所

土砂災害の応急対策計画は「II 編 第5章 第4節 土砂災害応急対策計画」に従う。

第7節 ライフライン施設応急対策計画

第1 電力施設応急対策計画

電力事業者（関西電力、関西電力送配電）

1. 計画方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

2. 災害応急対策

(1) 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

（ア）一般情報

a 気象、地象情報

b 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

（イ）当社被害情報

a 電力施設等の被害状況及び復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

d 従業員等の被災状況

e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、電気事故防止PRの広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、インターネット、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。

(4) 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- (イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

イ 復旧要員の広域運営

他電力会社、広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材の確保

災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防知措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自治体等との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとする関係機関専用の臨時電話の設置等により情報連携を強化する。

(9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(10) 災害時における応急工事

災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

第2 ガス施設応急対策計画

ガス販売事業者、甲賀警察署、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画方針

災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、緊急措置及びガス供給先への応急措置と被災地の市民等への応急供給の円滑な対策に努め、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策を行うことについて定める。

2. LP ガス施設の応急対策

(1) 初動体制と連絡通報体制

LP ガス販売事業者は、地震や事故等の大規模災害によるガス漏れ事故発生時又は発生するおそれがある場合は、緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の各機関との連絡通報体制の確立を図る。

(2) 被害状況の連絡、報告

各 LP ガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を把握し、関係機関に連絡を行う。

(3) 現場到着時の措置

出動した LP ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後被災状況を災害対策本部等に報告するとともに、緊急措置を行い、二次災害の防止に努める。

この場合、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、LP ガス販売事業者は消防署と連携をとるとともに、消防署から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとる。

(4) LP ガス供給停止及びLP ガス容器等の供給施設の撤去の判断基準

LP ガス供給停止措置は、原則としてLP ガス販売事業者が行うものとする。

ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、現場指揮者が下記の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給遮断及びLP ガス容器等供給設備を撤去する必要があると認める場合は、消防署がガスの供給遮断及びLP ガス容器並びに供給施設の撤去を行うものとする。

ア 火災が延焼拡大中であること

イ 住宅の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること

ウ 漏洩箇所が不明で広範囲にわたりガス臭があるとき。また、LP ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによりガスの遮断を行う。

(5) LP ガス供給停止後の措置

LP ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡し、市民等ほかガス使用者に周知徹底を図る。

(6) ガス供給の再開

LP ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、LP ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うものとする。なお、この場合消防署との十分な協議を行うものとする。

(7) 現場活動の調整

現地対策本部長は本部及び各機関と協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。

(8) 警戒区域の設定と広報活動

火災警戒区域(原則としてガス漏れ箇所から100mの範囲)の設定は、消防署が行うものとする。

また、消防署、甲賀警察署、LP ガス販売事業者は相互に協力してこれらの事項について広報活動を行い、市民等の協力を求める。

(9) 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限におさえるため、必要があるときは、ガスの使用者及び市民等に対して、災害に関する各種の広報を行う。

(10) 応急復旧対策

供給施設の応急復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LP ガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、災害復旧計画の策定及び実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧を総合的に判断して、これを実施するものとする。

(11) 避難措置等の指示及び解除

市長（本部長）及び警察官等は必要に応じ、避難計画に従って避難指示を行う。

3. 都市ガス施設の応急対策

(1) 初動体制と連絡通報体制

地震や事故等の大規模災害が発生した場合は、「災害対策規定」に基づき、防災機関と連携を密にし、社内各部門の連絡体制のもと応急対策を実施する。

(2) 情報の収集伝達及び報告

災害情報を収集し、一斉無線連絡装置等により各事業所に伝達する。また、通信連絡は、無線通信網の確保を図るとともに、停電対策として、非常電源装置を設置する。

被害状況の収集、報告については、施設及び顧客の被害状況を把握し、関係機関に連絡を行う。

(3) 防護保全対策

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、事業所並びに関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

(4) 災害広報

災害発生時の混乱を防止し、被害を最小限におさえるために必要があるときは、使用者及び市民等に対して、災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 危険防止対策

災害発生時にガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。二次災害防止のためのガス供給停止判断は、被害状況や被害情報から行う。また、マイコンメーターによるガスの遮断等も行うものとする。

(6) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修理を行い、安全を確認した上でガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する等、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧を総合的に判断して、これを実施するものとする。

また、他機関との協力体制については、埋設物管理者は、応急復旧の促進のため、市本部をはじめ道路管理者等と十分な連携協力体制をとる。

第3 上水道施設応急対策計画

◎上水道課

1. 計画方針

災害の発生により、上水道施設に被害が生じた場合は、応急復旧を速やかに実施し、水の供給を維持することについて定める。

2. 計画の内容

(1) 事前対策

ア 水道事業体は被害想定をもとに、あらかじめ管類、弁类等被災施設の復旧に必要な資材を調達できるよう、近隣水道事業体と調整を取りつつ備蓄する。

イ 水道事業体は関係事業者及び他の水道事業体等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時の人員等の確保を図る。

ウ 水道事業体は、水道管略図等の整備を行うとともに分散保管を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 水道事業体は、被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を行うとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後、病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、給水管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消を行う。

- イ 水道事業体は復旧後の施設の使用開始に当たって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
- ウ 水道事業体は管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。水道事業体は復旧後の施設の使用開始に当たって、下水道管理者等へ事前に連絡を行う。

第4 下水道施設応急対策計画

◎下水道課

1. 計画方針

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、市民の生活に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行うことについて定める。

2. 計画の内容

(1) 応急対策計画

- ア 災害復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査、点検を行い、以後の対応、復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急処置を行う。
- イ 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- ウ 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。
- エ 下水処理機能の重大な支障が確認された場合、下水道法第14条に基づき下水道の使用制限の措置を行う。

(2) 関係機関との連絡協力体制

災害発生直後は混乱が予想されるが、関係機関との連絡協力体制を確立する。

- ア 関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ
復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打合せをしておく。
また、避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入を行う。
- イ 緊急調査・点検及び緊急処置の協力体制
管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占有者等で協力して実施できる事項を検討し、協力体制を整える。
- ウ 被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用
上下水道、電気、ガス、電話等の道路等占用施設の被害情報の交換に努め、甲賀警察署及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の相互利用を図る。
また、上水道班の応急対策計画等について、お互いに情報を交換する。

(3) 緊急調査・点検緊急措置

原則として以下の項目を考慮する。

- ア 被災状況及び程度
- イ 一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の程度
- ウ 一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の生じる確率
- エ 応急復旧に対する制約条件等

(4) 応急調査と応急措置

応急復旧水準を、原則として本復旧完了までの間に想定される外力レベルを基本とし、当該構造物の被害状況の他、外力レベルの推定精度、施設全体の用途・重要度、二次災害の規模及び可能性、地域全体の被害状況等を総合的に判断して定める。

- ア 地域及び施設の将来計画
- イ 再度の災害の危険性
- ウ 他施設との関連

(5) 本復旧

施設の重要性や被災状況を勘案した上で本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。本復旧の水準は以下の項目を検討し、総合的に判断して定める。

- ア 被災施設の効用、機能の増大
- イ ルートの変更
- ウ 修復の可能性
- エ 耐震性の向上

第5 通信施設等応急対策計画

通信事業者、西日本電信電話株式会社滋賀支店

1. 計画方針

災害により障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信途絶の防止等の通信サービスの確保を行うことについて定める。

2. 計画の内容

(1) 一般通信施設

ア 基本方針

災害時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を行う。

イ 応急対策の基本

(ア) 災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

- a 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
- b 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動、臨時災害放送局の設置）
- c 特設公衆電話の設置
- d 輻輳対策（発信規制、伝言ダイヤル等の運用）

- (イ) 災害の規模、状況により社内に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

ウ 通信確保のための応急措置事項

- (ア) 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い処置を行う。

a 第1順位

気象機関、市、県、消防署、甲賀警察署、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

b 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

c 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

- (イ) 所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置

通信用建物等が被災したときは、当該建物の継続運用のための応急処置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められたときは、他の建物の利用又は借り入れ等の方法により速やかに業務の開始を図る。

交換機を始めとする所内設備及び加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に非常用移動電話局装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

- (ウ) 臨時電話等受付所の開設

避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

- (エ) 特設公衆電話等の設置

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

- (オ) 通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合又はそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

a 通信が著しく輻輳する場合

b 通信電源確保が困難な場合

c 回線の安定維持が困難な場合

- (カ) 利用者への周知

災害のため、通信が途絶した場合、若しくは利用の制限を行ったときは、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

a 通信途絶、利用制限の理由及び内容

b 災害復旧に対してとられている処置及び応急復旧状況等

c 通信利用者に協力を要請する事項

d その他必要な事項

第8節 鉄道施設応急対策計画

◎公共交通推進課、西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、近江鉄道株式会社、一般社団法人近江鉄道線管理機構、信楽高原鐵道株式会社

1. 計画方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を踏むために必要な対策計画を確立する。

2. 鉄道施設の応急対策

(1) 西日本旅客鉄道・近江鉄道

鉄道施設の災害応急対策は「III 編 第2章 第2節 鉄道施設応急対策計画」に定める計画により被害を最小限にとどめる。

(2) 信楽高原鐵道

ア 災害対策本部の設置

鉄道施設の災害が発生した場合、市は災害対策本部を設置し、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、被害を早急に復旧して輸送の早期再開を図る。また、鉄道事業者は、災害発生時には現地復旧本部を設置し、市の災害対策本部と連携して被害拡大を防止する。

イ 災害対策本部の業務

(ア) 被害情報の収集と現地本部への伝達

(イ) 災害箇所の調査及び報告

(ウ) 応急復旧工事用機器材料の調達

(エ) 必要に応じ、警戒区域を設定、住民の立入制限、退去等を命令

ウ 第2種鉄道事業者（信楽高原鐵道株式会社）の業務

(ア) 社員の非常招集

(イ) 災害箇所の調査及び報告

エ 第3種鉄道事業者（甲賀市）の業務

(ア) 職員の非常招集

(イ) 災害箇所の調査及び報告

(ウ) 代替輸送業務

オ 地震発生時の応急対策

当務駅長は、地震が発生した場合は実施基準等に基づき、最も安全な処置をとる。

第9節 公共通信・放送施設応急対策計画

第1 公共通信施設応急対策計画

◎危機管理課、県防災危機管理局、西日本電信電話株式会社滋賀支店

1. 計画方針

電気通信設備に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するための応急対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 県防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県本部と市本部及び各機関相互間の通信回線の確保に当たる。

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 予備電源用燃料の確保
- (ウ) 機器動作状態の監視の強化
- (エ) 可搬型地球局の配置
- (オ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (ア) 可搬型地球局による臨時通信回線の設定
- (イ) 職員による仮復旧の実施
- (ウ) 電源の喪失等による場合は、県等に電源車の貸与の要請の実施
- (エ) 通信手段の確保が不十分な場合は、県や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保

【資料編 1.1 滋賀県防災行政無線一覧】

(2) NTT 災害優先電話の活用

通信施設が被災した場合は、被害を早急に把握し、早急に復旧するよう、西日本電信電話株式会社滋賀支店に要請する。また、災害時の優先電話を活用し、情報収集及び伝達に使用する。

【資料編 1.2 災害時優先電話一覧】

第2 放送施設応急対策計画

放送事業者

1. 計画方針

放送施設等の故障が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防ぎよするため緊急に行う応急対策について定める。

- (1) 日本放送協会 大津放送局
- (2) びわ湖放送株式会社
- (3) 株式会社京都放送 滋賀支社

- (4) 株式会社エフエム滋賀
- (5) 株式会社あいコムこうか
- (6) エフエム花

2. 計画の内容

(1) 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

- ア 電源関係諸設備の整備確保
- イ 中継回線、通信回線の整備及び確保
- ウ 必要機材の緊急借用又は調達確保

(3) 放送施設応急対策

- ア 災害関連番組の送出
放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。
- イ 中継回線障害時の措置
一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- ウ 演奏所障害時の措置
災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

- ア 受信機の復旧
被災受信機の取扱いについて、音声放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。加えて、音声放送による臨時災害放送設備の利用も図る。
- イ 情報の周知
避難場所、その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置する。また、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。
- ウ 各種相談等の実施
被災地、又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

第10節 建造物等応急対策計画

第1 公共施設・一般建築物応急対策計画

◎住宅建築課、○都市計画課、○税務課、各施設管理者

1. 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な応急対策活動を実施できるようにする。

- (1) 避難対策については、各施設において特に綿密な計画を確立する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を行う。
- (3) 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を行う。
- (4) 避難所になった場合には、特に防火について十分な対応を行う。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

2. 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため被害状況を速やかに関係機関に報告する。

3. 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、市本部は応急危険度判定等の実施を決定し、国及び県の建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

(1) 応急危険度判定調査

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がその建物にいて良いか、避難所へ避難した方が良いか等を判定する。

(2) 被災度区分判定調査

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定する。

4. 公共施設の応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

5. 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合は、被災住宅の被害状況調査に基づき、応急修理を行う。

(1) 応急修理対象者

地震のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(2) 応急修理

市本部は、被災住宅の居宅、炊事場及び便所等、最低限日常生活に欠くことかできない部分について応急修理を実施し、住宅の安定を図る。

(3) 応急修理戸数、費用の制限、期間等

応急修理戸数、費用の制限、期間等については「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表のとおりとする。

第2 市庁舎等の応急対策計画

◎管財課、各施設管理者

1. 市内で地震が発生した場合には、以下の措置を実施する。

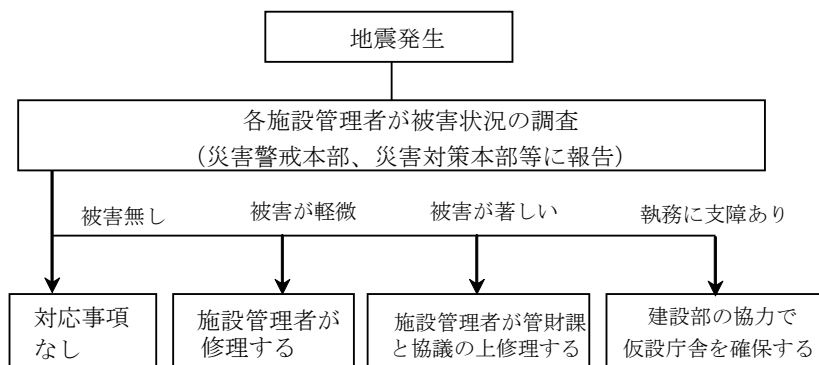
(1) 被害状況の把握

市庁舎等の各施設管理者は速やかに被害状況を調査し、市本部に報告する。

(2) 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽微な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、管財課と協議の上修理を行うものとする。

■市庁舎等の応急修理フロー



※市域で地震が発生した場合には、各施設管理者が被害状況の調査を行い、その結果を市本部に報告する。被害が軽微な場合は、施設管理者は自らの力で応急修理を行い、被害の著しい場合は、管財課との協議の上修理する。被害が甚大で著しい場合で執務に支障がある場合には、仮設庁舎の確保を行う。

第11節 農林水産関係応急対策計画

第1 農林水産物の応急対策計画

◎農業振興課、○林業振興課、○農業委員会事務局、甲賀農業農村振興事務所、甲賀森林整備事務所

1. 計画方針

災害に対して農林水産物の被害を最小限におさえるための諸対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

応 急 措 置	実 施 責 任 者
農作物に対する応急措置	市、県、農業協同組合等農業団体
家畜に対する応急措置	市、県、農業協同組合、畜産関係団体
林産物に対する応急措置	市、県、森林組合
水産物に対する応急措置	市、県、漁業協同組合

(2) 農作物に関する応急措置

ア 災害対策技術の指導

農林対応班は、県が被害の実態に則し樹立した技術対策をもとに、県本部及び農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

イ 病虫害の防除

農林対応班は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示、指導する。

ウ 凍霜害防除

農林対応班は、ケーブルテレビ、音声放送等により農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう処置する。

エ 防雪

農林対応班は、県地方本部又は県本部、農業協同組合等農業団体と一体となって、農作物の被害軽減を図る対策を検討したうえ、具体的な防雪の実施を指示、指導する。

(3) 家畜に対する応急指導

ア 家畜の管理指導

農林対応班は、県地方本部又は県本部及び畜産団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

農林対応班は、各種家畜伝染病の発生のおそれのある場合、県地方本部又は県本部及び家畜防疫員の協力を得て、発生又はまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒を実施する。

ウ 飼料及び家畜用飲料水の確保

農林対応班は、農業協同組合等において飼料及び家畜用飲料水の供給が困難な場合、県地方本部又は県本部に連絡し、飼料及び家畜用飲料水を確保する。

エ 死亡畜の処理

農林対応班は、死亡畜が発生した場合、県の指導を受け、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できる状況を確保するよう努める。

(4) 林産物に対する応急措置

ア 災害対策技術指導

農林対応班は、県地方本部又は県本部及び森林組合と協力して、林業用種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、材木に対する措置等林産物についての技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

農林対応班は、県地方本部又は県本部及び森林組合と協力して、森林所有者に対し、風倒木の円滑な搬出等についての必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害の防除

農林対応班は、森林病虫害等の異常発生又はそのまん延を防止し、森林の被害の軽減を図るため、県地方本部又は県本部及び森林組合と一体となって具体的な防除の実施及び森林所有者に対し技術指導を行う。

エ 凍霜害防除

農林対応班は、県地方本部又は県本部から彦根气象台が発表する霜に関する注意報の伝達を受ける。
農林対応班は、森林組合と協力して、ケーブルテレビ、音声放送等の活用によって森林所有者の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう処置する。

(5) 水産物に対する応急処置

農林対応班は、被害の実態に則し、県地方本部又は県本部と連携して必要な技術指針を樹立し、漁業協同組合と一体となって技術指導を行う。

(6) 応援協力関係

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められる場合は、農林対応班は県本部を通じて農薬空中散布につき、一般社団法人農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第2 農林業施設応急対策計画

◎農業振興課、○農村整備課、○林業振興課、○農業委員会事務局、○下水道課

1. 計画方針

災害に対して農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともにその応急対策を行うことについて定める。

2. 農林業用施設応急対策計画

農林対応班は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関や市民等と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、市本部から要請があった場合、農林道の緊急通行道の利用や農業用水の消火水としての利用に協力する。

(1) 応急対策

農林対応班は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるように指導する。

また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要がある施設について、早急に調査を行い、被害報告を行う。

ア 被害状況伝達対象農林業用施設の管理者

(ア) 当該施設が損壊し、広範囲にわたり危険がある場合は、速やかに農林対応班を始めとする関係機関に連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

(イ) 危険の程度により農林対応班への支援の要請を行う。

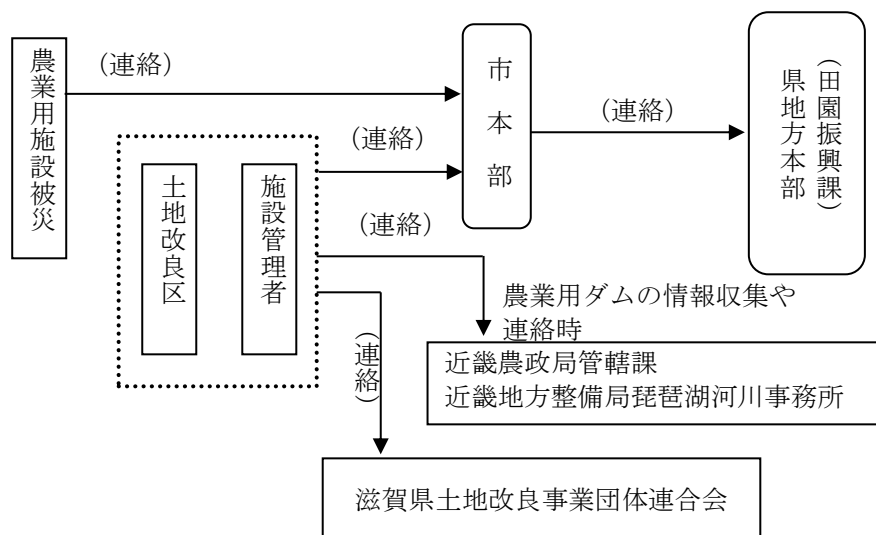
(ウ) 当該管理者は、農地農業用及び林業関係施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、規定（同事業事務取扱要項）に基づき、復旧に急を要する箇所を農林水産大臣に報告する。

(エ) それとともに、応急工事に関する事前協議を行い工事に着手する。

イ 土地改良区理事長

施設が被災又は危険な状態になったとき、被災の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い応急対策に当たる。

■農業用施設応急対策計画情報収集・連絡体制フロー図



3. 農業集落排水処理施設応急対策計画

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害の状況を速やかに把握するとともに早急に復旧工事を実施する。

(1) 応急対策

ア 施設管理者は、主要施設について緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断された場合は、緊急処置を行う。

イ 下水道班は、復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、応急工事の事前協議を行い工事に着手する。

4. 畜産施設応急対策計画

災害発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急処置を行う。

(1) 応急対策

ア 市本部

農林対応班は、家畜の被害調査と応急救護及び防疫を実施するとともに、畜産農家や家畜保健衛生所より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら速やかに応急対策を行う。

また、家畜の死亡、病気の発生やそのおそれがあるときは、農林対応班は県地方本部及び県本部に報告するとともに、滋賀県家畜保健衛生所、農協、家畜診療所等の協力により死亡家畜の処分並びに病気の発生やまん延を防止するための必要な措置（予防接種や薬剤散布等による消毒）を実施する。

イ 畜産農家

災害により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受けたり、それにより家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、市民等への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならない

ように努める。

5. ため池の緊急点検

規模の大きな地震が発生した場合、市はため池管理者に対して、以下により緊急点検の実施とその結果報告を求めるものとする。

(1) 堤高 15m 以上の防災重点ため池

ため池地点周辺が震度 4 以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告する。

(2) その他の堤高 15m 未満防災重点ため池

ため池地点周辺が震度 5 弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告する。

第12節 相互協力計画

第1 相互応援協力計画

◎危機管理課、○商工労政課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、市社会福祉協議会

1. 計画方針

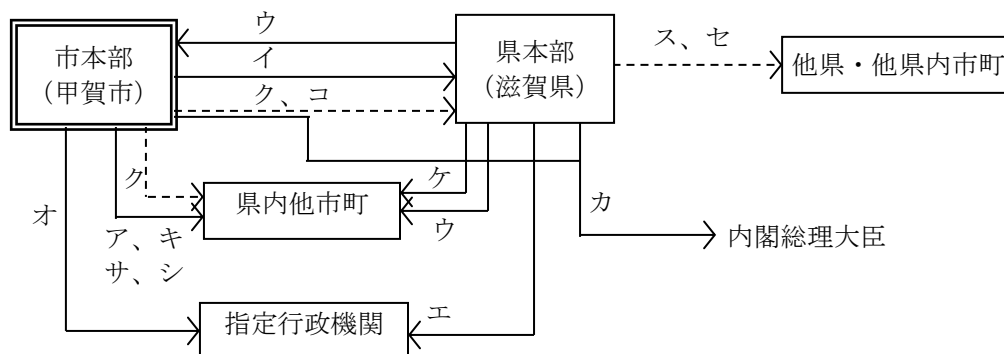
大規模災害が発生した場合、市本部の体制で災害応急対策を円滑に実施できない時は、市本部長は県本部長に対して応援をもとめる。また、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、相互応援協力等を締結している自治体や民間団体に対して防災活動の応援協力の要請を行う等の相互協力体制について定める。

2. 計画の内容

(1) 行政機関との応援協力体制

災害応急対策を実施するに当たり、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって本部事務局から応援協力を要請する。

■法律、協定に基づく広域応援要請系統



■法律・政令・協定による応援要請

ア	災害対策基本法第67条	他の市町長に対する応援の要求
イ	災害対策基本法第68条	都道府県知事等に対する応援の要求等
ウ	災害対策基本法第72条	都道府県知事の指示
エ	災害対策基本法第29条第1項	滋賀県から市町に対する職員の派遣の要請
オ	災害対策基本法第29条第2項	甲賀市から他市町に対する職員の派遣の要請
カ	災害対策基本法第30条第1、2項	職員の派遣のあっせん
キ	地方自治法第252条の17	派遣職員
ク	消防組織法第39条	滋賀県広域消防相互応援協定
ケ	消防組織法第44条	緊急消防援助隊の派遣要請
コ	消防組織法第48条	滋賀県大規模特殊災害時における広域消防航空応援
サ	広域行政圏との災害応急対策活動の相互応援に関する協定	
シ	滋賀県下消防団広域相互応援協定	
ス	中部9県1市の災害応援に関する協定	
セ	近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定	

(2) 県及び県防災関係機関との相互協力

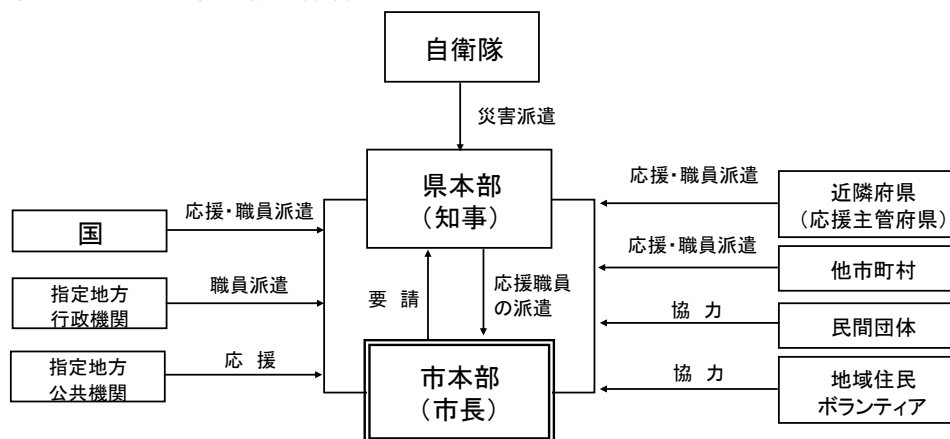
- ア 市本部長は、県本部長(防災危機管理局)に県(職員の派遣を含む。)又は県関係機関に応援を求める。
- イ 県本部長は、市内の応急対策を円滑に実施できるように県の応援について指示を行い、また各機関の応援をあつせんする。
- ウ 市本部長は県本部長に応援又は応援のあつせんを求める場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由

(イ) 応援を希望する機関

(ウ) 応援を必要とする人数、場所、期間及び活動内容

■ 応急対策活動における相互協力体制



3. 他市町村等との相互応援協定

災害発生時における自治体等の相互の応援処置については、職員等の派遣の要請、物資支援等の支援並びに協力を求める。

(1) 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

ア 内容

- (ア) 物資、資機材の提供
- (イ) 応急対応、復旧活動の職員派遣

イ 要請

- (ア) 幹事市区町

(2) 県下消防団広域相互応援協定

ア 内容

- (ア) 地震、風水害等の自然災害防ぎょ
- (イ) 大規模火災、高層建築物火災防ぎょ
- (ウ) 大規模航空機、列車事故対策支援

イ 要請

- (ア) 市長

(3) 甲賀市伊賀市消防団相互応援協定

ア 内容

- (ア) 災害防ぎょの応援
- (イ) 隣接地災害の相互協力

イ 要請

- (ア) 口頭要請、事後文書で要請書提出

(4) 滋賀県広域消防相互応援協定（消防本部）

(5) 滋賀県市長会災害相互応援協定

ア 内容

- (ア) 物資、資機材の提供
- (イ) 応急対応、復旧活動の職員、車両等の派遣

イ 要請

- (ア) 各市連絡担当部局

4. 相互協力

女性の視点からの災害対応を進めるため、内閣府の実施する「災害対応における男女共同参画センター間相互支援ネットワーク」を活用する。

5. 関連機関等との連携

市本部は、区域内等における公共的団体、機関、関係団体、事業者等と相互の連携を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるような体制を整備しておく。

- 1) 異常現象、災害個所等の発見の通報
- 2) 災害に関する予警報その他市民等への情報伝達
- 3) 火災時の初期消火活動
- 4) 倒壊住宅等からの救助活動
- 5) 避難誘導、避難所の運営協力
- 6) 被害状況調査
- 7) 災害物資の輸送及び搬送
- 8) 災害応急対策業務

■活動項目別の事務分掌

活動項目	担当班	該当する事務分掌	応援協力要請先
緊急輸送手段の確保	物資調達配給班	関係機関等への渉外	西日本旅客鉄道株式会社 近江鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社 滋賀交通株式会社 株式会社シガ・エージェントシステム 帝産湖南交通株式会社 一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会 西日本高速道路株式会社関西支社 中日本高速道路株式会社名古屋支社 タクシー業者
災害情報の連絡	情報収集班 調査応急対策班	関係機関等への渉外	区・自治会・自治振興会等 アマチュア無線非常通信協力者

I.第7章 災害時の応急対策

活動項目	担当班	該当する 事務分掌	応援協力要請先
災害情報の放送	渉外広報班	情報の広報	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関 ラジオ報道関係機関 株式会社あいコムこうか
生活関連施設の管理者への連絡	公共情報班	関係機関への連絡	西日本電信電話株式会社 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社 中部電力株式会社 液化石油ガス販売事業者 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社
地域防災活動	消防団	被害状況の把握	区・自治会 自主防災組織 自治振興会
医療及び助産	救護班	医療救護活動	滋賀県医師会 甲賀湖南医師会 滋賀県病院協会 日本赤十字社
各種災害ボランティア	福祉救援班 市民生活班	関連機関との連絡調整	滋賀県社会福祉協議会 甲賀市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター
応急作業従事	道路河川対応班	関連機関との連絡調整	甲賀市内土木工事業者
応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理	住宅対応班	住宅対策	甲賀市内建設工事業者
物資・食料の調達	物資調達配給班	関連機関との連絡調整	甲賀市商工会 米穀販売業者 甲賀農業協同組合
燃料の調達	財政班	関係機関との連絡調整	滋賀県石油協同組合
水道施設復旧	上水道班	関連機関との連絡調整	甲賀市管工事協同組合
炊出しの実施	食料支援班 福祉救援班	食料の確保、配給	甲賀市赤十字奉仕団

6. 市民等の協力

被災地の市民等は市本部が実施する応急対策活動に協力するほか、以下のような防災活動上の協力を行う。なお、市本部は市民等の防災活動が有効に実施されるための防災意識を啓発し、防災知識の普及を行う。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達(特に被災直後)
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 初期救急救助
- オ 避難行動要支援者の保護
- カ 家庭における水、食料の備蓄

7. 災害ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、災害ボランティアとして市本部が実施する応急活動に協力する。これら災害ボランティア活動が円滑に実施されるために市民生活班及び福祉救援班は、市社会福祉協議会やボランティア関係団体等関係団体と協力して必要な措置を講じる。詳細は、

「I 編 第7章 第14節 災害ボランティア対策計画」に従うものとする。

第2 労務確保計画

◎人事課、各応急対策実施機関

1. 計画方針

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部員及び日赤奉仕団員の動員のみでは労力的に不足するとき及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

労働者の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

(2) 労務確保の方法

労働者の雇用については、県内各公共職業安定所と連携のうえ行う。

(3) 救助法を適用した場合の労務の確保

次の基準によって労働者を雇用する。

ア 応急救助の実施に必要な労働者の供給は、次の救助を行う者に必要な補助者として最小限の労働者の確保を図る。

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療及び助産

(ウ) 災害にかかった者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 遺体の搜索

(カ) 遺体の処理

(キ) 救済用物資の整理配分及び輸送

イ 労働者の賃金の額

通常の賃金に労務の内容を勘案して加算した額

ウ 労働者雇用期間

当該救助の実施が認められる期間

第13節 自衛隊災害派遣要請計画

◎危機管理課、県防災危機管理局、陸上自衛隊

市長は、災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊の派遣が必要な際は、知事に派遣要請を行うことについて定める。

一方、自衛隊は、緊急の場合で、かつ知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合は、自らの判断で部隊を派遣することができる。

自衛隊の派遣には、市は県と連携し、自衛隊本部用事務室、自衛隊が集結できる空き地、資機材集積用地、ヘリコプター発着場等を確保する。

1. 災害派遣要請の範囲

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として生命、身体及び財産を災害から守るため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

■災害派遣要員の支援内容

支援項目	支援内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具による消防機関への協力（薬剤等については関係機関で準備）
道路又は水路等、交通路上の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等については市が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者への炊飯、給水支援（飯米、水等については市が準備）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

2. 災害派遣要請の依頼

(1) 災害派遣要請の手続

市本部長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書又は電話等で行う。

ア 一般災害派遣要請の場合

- (ア) 市長は、自衛隊の災害派遣について知事（防災危機管理局）又は知事に要請できない場合は防衛大臣、その指定する者に文書又は電話等で要請する。ただし、緊急を要し、電話等で要請した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (イ) 要請する場合は、次の事項を明らかにする。

■派遣要請時に明らかにすべき事項

- | | |
|---|----------|
| a 災害の状況及び派遣を要請する理由
b 派遣を希望する期間
c 派遣を希望する区域及び活動内容
d 要請責任者の役職、氏名
e 特殊携行装備又は作業の種類
f 派遣地への最適経路
g 連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点等
h その他参考となるべき事項 | a～c；必須事項 |
|---|----------|

(ウ) 災害派遣の要請は、第3偵察戦闘大隊第3係を窓口として第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)へ行う。

イ 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

市長は、次に掲げる内容を明らかにして、知事に要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

■航空機による緊急の人命救助等を要請する際に明らかにすべき事項

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
(ア) 災害の一般状況	a 災害発生の日時 b 種類 c 場所 d 原因 e 被害状況(人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。)
(イ) 特別救護要請(情報通報のときは除く。)	a 要請者 b 要請内容 (a) 事由(目的) (b) 派遣希望時期又は期間 (c) 派遣を希望する人員、航空機等の概要 (d) 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容(輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示) (e) 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
(ウ) 気象情報	a 災害発生現場の気象情報
(エ) 他の機関の活動状況	a 防災ヘリコプター等の活動状況 b 防災ヘリコプター等との現場での協力方法

ウ 災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては、時機を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、又は別に通知がなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することができる。ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに知事(防災危機管理局又は市長)に連絡をする。

(2) 要請文書あて先

【資料編 1.15 自衛隊災害派遣要請先】

3. 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 地方公共団体間における相互協力

市、消防本部、県、甲賀警察署等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のために補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡をとり、受け入れに協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市及び県は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作

業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材等の準備

市及び県は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資機材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

オ 合同本部現地連絡会議の開催方法（現地本部が担当する）

(4) 自衛隊との情報交換連絡窓口一本化

市本部長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受け入れ

ア 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への派遣が予想されるため、市長は平常時から次の事項について計画を定めておく。

(ア) 自衛隊用本部事務室及び自衛隊が結集できる空地の確保（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地）（地震発生時、市民等の避難場所となる場所を除き、野外収容施設仮設場所の中から選定する。）

(イ) 臨時ヘリポートの確保（地震時による地盤被害や(ア)で示した避難場所等を考慮すること。）

4. 地震時の被害情報収集

(1) 災害発生初期の情報収集

気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は速やかに航空機等により地震の発生地域やその周辺について目視、撮影等による情報収集を行う。

また、通信途絶等により市長が知事へ要求ができない場合は、その旨を防衛大臣又はその指定する者に直接通知することができる。

(2) 収集情報の伝達

県は、自衛隊に対し収集した情報の提供を求めるとともに、自衛隊は必要に応じ速やかに収集した情報を県に伝達する。また、県は市に必要な情報を伝達する。

5. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するが、概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）

等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市長が協議する。

6. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、災害の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

第14節 災害ボランティア対策計画

◎地域共生社会推進課、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会

1. 計画方針

災害時における災害ボランティア活動の重要性を考慮し、市本部は、被災者の救援等を行うための自発的な災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会を中心に、各種市民活動団体（以下「社会福祉協議会等」という。）と連携し必要な措置をとることについて定める。

2. 計画の内容

(1) 災害ボランティアの支援に関する計画

ア 基本方針

大規模な災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に駆けつける災害ボランティアが多数予想される場合、市本部は社会福祉協議会等と連携して災害福祉ネットワークセンター（常設型甲賀市災害福祉ボランティアセンター）（以下、「センター」という。）を設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

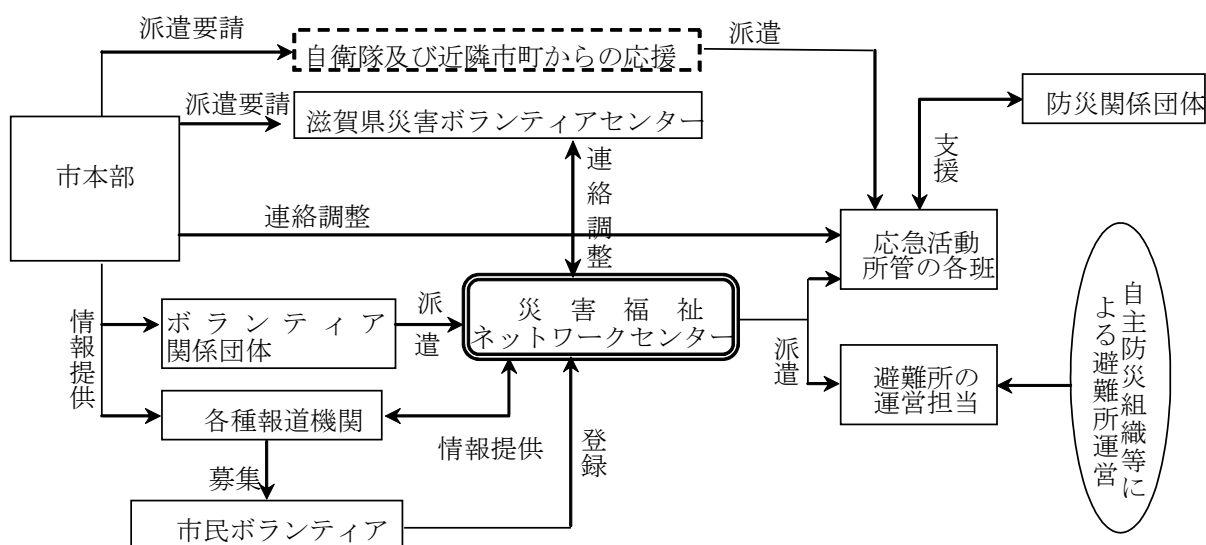
イ 災害ボランティアセンターの設置と運営

- (ア) センターは常設設置とし、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）がその運営にあたる。災害発生後、対応が必要と判断されるときに市本部と市社協が協議しセンターを災害時体制に切り替え、市社協がその運営にあたる。
- (イ) センターは、原則として水口社会福祉センター内に設置する。
- (ウ) 市本部及び市社協は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力し確保するよう努める。

(2) 実施体制

災害ボランティアの確保は市本部関係各班との連携の上で実施する。

■災害ボランティアの実施体制



(3) 市民ボランティア

テレビやラジオ等の報道機関を通じて市民ボランティアの募集を行い、災害ボランティアを必要とする区・自治会や避難所の要請内容を確認したうえで派遣する。

(4) 専門的技能を有する災害ボランティア

市本部は、各班から専門的技能を有する災害ボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえでセンター、関係団体等に対して災害ボランティアの派遣を依頼する。

- ア 医療、助産分野
- イ 障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ウ 建築分野（建築物危険度判定士）
- エ 語学分野
- オ 輸送分野
- カ 情報通信分野
- キ その他専門的な技能を有する分野

(5) 災害ボランティアの調整に当たっての基本事項

市本部は、社会福祉協議会及びセンターとの連携を図り、活動内容や派遣場所等を勘案のうえ、受け入れ及び派遣調整を行う。また、災害ボランティア活動に必要な資機材等を提供する。

なお、センターは、ボランティアの調整にあたって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- ア 被災地の市民等、区・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- イ 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- ウ ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入等最低限の予備知識を持ったうえで、被災地の市民等に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- エ ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- オ ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- カ 市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等市民等との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- キ 市は、災害ボランティアと自主防災組織等市民等との連携や円滑な関係づくりに努めること。なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。
- ク ボランティアの安全を確保すること。

(6) 災害ボランティアの活動

災害ボランティアは、概ね次のような内容に対するサポート業務を行う。

なお、必要に応じて変更、追加を行う。

I 第7章 災害時の応急対策

■災害ボランティアの活動内容

活動項目	時系列別活動内容			
	災害発生時	被災直後 (被災後1～2日間程度)	応急復旧期 (被災後1週間程度)	応急復旧期 (被災後1週間以降)
食料供給		○炊出しのための物資の調達 ○必要数量の把握 ○調理、分配	○炊出しのための物資の調達 ○必要数量の把握 ○調理、分配	必要に応じて同左
物資の搬送・仕分け		○物資の数量、品目種類等の整理、把握 ○必要物資、数量の把握及び本部への連絡 ○輸送手段、要員等の計画・確保	○市内外からの物資の搬送及び搬入 ○物資の数量、品目種類等の整理、把握 ○必要物資、数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配布 ○輸送手段、要員等の計画・確保	○市内外からの物資の搬送及び搬入 ○物資の数量、品目種類等の整理、把握 ○必要物資、数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配布 ○輸送手段、要員等の計画・確保
避難所での救援	○避難者の実態把握 ○負傷者、高齢者等の介助 ○在宅居住被災者への支援	○指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ○避難者の実態把握 ○負傷者、高齢者等の介助 ○避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ○問合せ等への対応 ○在宅居住被災者への支援	○指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ○避難者の実態把握 ○負傷者、高齢者等の介助 ○避難所生活から自立するための支援活動 ○避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ○問合せ等への対応 ○在宅居住被災者への支援 ○ごみ処分等の清掃活動	○避難所生活から自立するための支援活動 ○避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ○問合せ等への対応 ○在宅居住被災者への支援 ○ごみ処分等の清掃活動
救護所での活動	○医療機関等への連絡	○救護所における医療活動の補助 ○必要な物資の搬送 ○医療機関等への連絡	○救護所における医療活動の補助 ○必要な物資の搬送 ○医療機関等への連絡 ○ごみ処分等の清掃活動	○必要な物資の搬送 ○ごみ処分等の清掃活動
情報伝達・広報	○災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡等 ○外国語による外国人への情報伝達等	○避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙の配布等 ○外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等	○避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙の配布等 ○外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等	○避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙の配布等 ○外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等

活動項目	時系列別活動内容			
	災害発生時	被災直後 (被災後1～2日間程度)	応急復旧期 (被災後1週間程度)	応急復旧期 (被災後1週間以降)
情報収集 (調査活動)	○災害発生地域、被害実態等の調査 ○災害発生地域での各種情報の収集及び災害本部への連絡	○災害発生地域、被害実態、不足品調査、その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 ○避難所内及び災害発生地域での各種情報の収集及び災害本部への連絡	○不足品調査、その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 ○避難所内での各種情報の収集及び災害本部への連絡	○不足品調査、その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 ○避難所内での各種情報の収集及び災害本部への連絡
募金活動			○義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ、取り組み	○義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ、取り組み
土木作業			○土砂等の除去	○土砂等の除去

(7) 災害ボランティアリーダー（コーディネーター）の活動支援

市及び市社協は、平常時より災害時に各部署において災害ボランティアを指示・統括できる者を登録者の中から募り、リーダー（コーディネーター）としての活動を支援する。

第15節 情報計画

第1 被害状況調査計画

◎情報政策課、○政策推進課、○市民活動推進課、○危機管理課、○各地域市民センター、○税務課

1. 計画方針

市内に災害が発生した場合、災害状況の把握のため、市内の被災状況の調査を迅速かつ的確に行うことを定める。

2. 被害情報収集

(1) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

(ア) 災害の定義

災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震、がけ崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等、災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により発生する災害をいう。

(イ) 報告すべき災害

市本部は、(ア)に定める災害によって被害が発生した場合、速やかに県に報告する。なお、通信途絶等により県本部又は県地方本部と連絡が取れない場合は、総務省消防庁に報告するものとし、県本部又は県地方本部との連絡が確保でき次第、速やかに報告する。

(2) 情報の収集

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、情報収集担当者は、直ちに災害状況に応じた的確な応急対策を実施するため、あらゆる情報媒体を活用し情報の収集に当る。

ア 災害警戒本部設置以前時

各部署は、危機管理課に被害状況を報告し、危機管理課がとりまとめる。

イ 災害警戒本部設置時

各部署は、情報収集班に被害状況を報告し、情報収集班がとりまとめる。

3. 現地被害状況調査

(1) 調査応急対策班

市内に災害が生じた場合は、調査応急対策班において、調査隊を編成し、所轄管内の被害状況の調査を行う。被害調査は、市民の生活に影響のあるところを中心に調査する。

(2) 所轄施設

公共施設については、所轄部署がその被害状況把握を行う。また、調査応急対策班がその他の公共施設の被害を発見した場合は、所轄部署に連絡する。

(3) 地域からの情報

市民等や区長等から地域の被害状況の通報があった場合は、調査応急対策班において、現地調査を行う。

(4) 被害状況記録写真

被害状況写真は、災害の分析、活動内容の検討にとって貴重な資料となり、かつ記録保存のため重要なものであるので被害状況が明瞭にわかるよう撮影し、撮影年月日、時刻、場所、被害者氏名等を記入しておく。

4. 被害の取りまとめ

(1) 調査応急対策班

管内の被害状況を取りまとめ、情報収集班に災害被害即報様式で報告する。

(2) 所轄施設

公共施設の被害報告は、各部から情報収集班に県災害被害即報様式で報告する。

【資料編 6.13 災害被害即報様式(その 1—人・建物)】

【資料編 6.14 災害被害即報様式(その 2—道路・河川等)】

【資料編 6.15 災害被害即報様式(その 3—農業関係被害、避難指示等)】

(3) 被害調査取りまとめ責任者

- ・調査応急対策班：政策推進課長、地域振興課長
- ・所轄施設：次長

(4) 報告時刻

対策本部が指示する時間に、情報収集班に報告する。

5. 建物被害調査

災害等により被災した建物の被害状況を調査し、まとめる。

なお、災害初動の応急危険度判定については、「I 編 第 7 章 第 19 節 災害救助保護計画」に記載するもので、その部署との連携、調整を図る。

(1) 被害連絡

情報収集班は、被害調査班に被災建物等の情報を送る。

(2) 被害調査

ア 現地調査の実施

(ア) 第 1 次調査

3. 現地被害状況調査、(1)調査応急対策班の調査終了後、市内の対象区域を定めて調査・判定する。

(イ) 第 2 次調査

第 1 次調査結果に不服のあった住家等及び第 1 次調査が物理的にできなかった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

イ 判定基準

被害の判定等については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料」等により判定する。ただし、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難な場合は、建築士等専門的知識を有する者の応援による調査を行い判定する。

ウ 調査方法

(ア) 第 1 次調査

イの基準により判定した結果を内閣府の住家被害認定調査票に記入し、調整する。

(イ) 第 2 次調査

イの基準により判定した結果を市の被害状況調書に記入し、調整する。

エ 建物とあわせ、被災した家族、従業員等の被災状況も調査する。

【資料編 6.21 被害状況調書】

【資料編 5.9 滋賀県災害の被害認定基準】

(3) 被害報告

各班員の状況を整理し、被害状況を取りまとめ、情報収集班に報告する。

(4) 被害報告用紙

災害被害即報様式により報告を行う。

【資料編 6.13 災害被害即報様式(その1—人・建物)】

【資料編 6.14 災害被害即報様式(その2—道路・河川等)】

【資料編 6.15 災害被害即報様式(その3—農業関係被害、避難指示等)】

(5) 報告時刻

市対策本部が指示する時間に、情報収集班に報告する。

(6) 被害状況共有

被害調査班は、災害救助法、被災者生活再建支援法担当部署との連携を図る。

6. り災証明

災害後早期にり災証明の発行体制を確立し、遅滞なく、被災者にり災証明を交付する。

(1) 基礎資料

建物等被害調査に基づき調整した被害状況調書とする。

(2) 証明内容

証明の内容は、被災場所、建物、災害の原因、り災の程度等とする。

【資料編 6.19 り災証明書】

【資料編 6.20 り災証明交付簿】

【資料編 6.21 被害状況調書】

(3) 証明発行

ア り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のあるときは、「再発行」の印をしたうえ、再発行する。

イ 手数料は徴収しないものとする。

(4) 交付部署

り災証明の交付は、総務部税務課で行う。

7. 被災者台帳

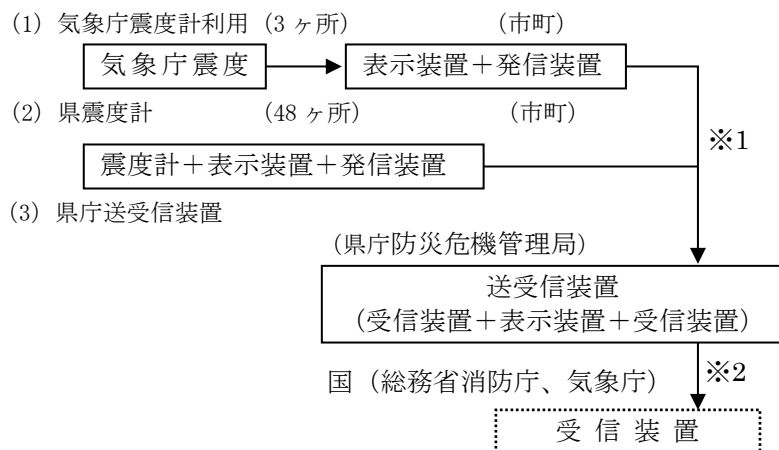
市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備を検討する。

8. 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集

県では、県内各市町に震度計を設置して、地震発生時における迅速な初動体制確保や適切な災害対応を行うため「震度情報ネットワーク」を整備しており、本市においてもこのシステム整備の一環として震度計が設置されている。

このことから、市は、地震発生時にはこのシステムを活用して、被害の拡大や二次災害の発生防止に努める。

■震度情報ネットワークシステムの系統図



9. その他

被害が甚大なため市本部において被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査が専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施する。

第2 被害報告計画

◎情報政策課、○危機管理課、○農業振興課、○農村整備課、○林業振興課、○建設管理課、○建設事業課、○管財課

県防災危機管理局、甲賀土木事務所、甲賀警察署、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画方針

市内に災害が発生した場合、災害の状況に応じた災害応急対策及び災害復旧対策の実施のため、災害に関して収集した情報の伝達を迅速かつ的確に行うことを定める。

2. 被害即報及び被害報告要領

(1) 被害状況の収集の種類

被害状況の収集の種類は次のとおりとする。

ア 被害即報

(ア) 火災等即報

火災 【資料編 6.8 第1号様式 (火災)】

特定の事故 【資料編 6.9 第2号様式 (特定の事故)】

(イ) 救急・救助事故即報

【資料編 6.10 第3号様式 (救急・救助事故等)】

(ウ) 災害概況即報 (第4号様式その1)

【資料編 6.11 第4号様式 (その1)】

(エ) 被害状況即報 (第4号様式その2)

【資料編 6.12 第4号様式 (その2)】

(ウ) 災害被害即報（様式 1～3）県に即報する場合は、この様式を用いる。

【資料編 6.13 災害被害即報様式(その 1—人・建物)】

【資料編 6.14 災害被害即報様式(その 2—道路・河川等)】

【資料編 6.15 災害被害即報様式(その 3—農業関係被害、避難指示等)】

イ 被害確定報告

(ア) 災害確定報告（第 1 号様式）

【資料編 6.16 災害確定第 1 号様式災害確定報告】

ウ 災害年報

【資料編 6.17 災害確定第 3 号様式災害年報】

(2) 被害即報及び被害確定報告要領

ア 被害即報

(ア) 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。なお、火災、災害及びその他の事故について即報すべき基準は参考に掲げる「被害即報基準」とおりとする。また、被害の認定については「滋賀県災害の被害認定基準」により判定する。

【資料編 5.9 滋賀県災害の被害認定基準】

(イ) 被害即報の内容は、被害状況等の概要で、これを例示すれば概ね参考に掲げる「滋賀県被害即報事項例示」とおりとする。

【資料編 6.18 災害即報事項例示】

(ロ) 消防庁火災・災害等即報要領即報基準に掲げる火災、災害及びその他の事故を覚知したときは、それぞれの被害即報様式により即報する。なお、原則として、被害を覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第一報を行う。

【資料編 6.6 消防庁火災・災害等即報要領即報基準(県への報告)】

(ハ) 市及び消防本部は、消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準（消防庁及び県への報告）に掲げる火災、災害及びその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第一報を県本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へもそれぞれの被害即報様式により報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

【資料編 6.7 消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準(消防庁及び県への報告)】

(ニ) 被害即報事項は、管内の甲賀警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分に連絡を取り合う。

(ホ) 被害即報事項は、判明した事項から順次防災情報システム・県防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信によって即報するもので、即報が 2 以上にわたるときは、先報との関連を把握するために一連の番号を付して報告現時を明らかにする。

(ヘ) 被害即報、認定報告を県防災情報システムで報告する場合は、即報用紙等を省略する。

(ト) ただし、第 1 報報告の際にシステムにその災害名がない場合は、防災危機管理局に連絡し、災害名の登録を依頼する。

イ 伝達系統

被害即報の伝達系統は、次のとおりとする。

(ア) 市本部

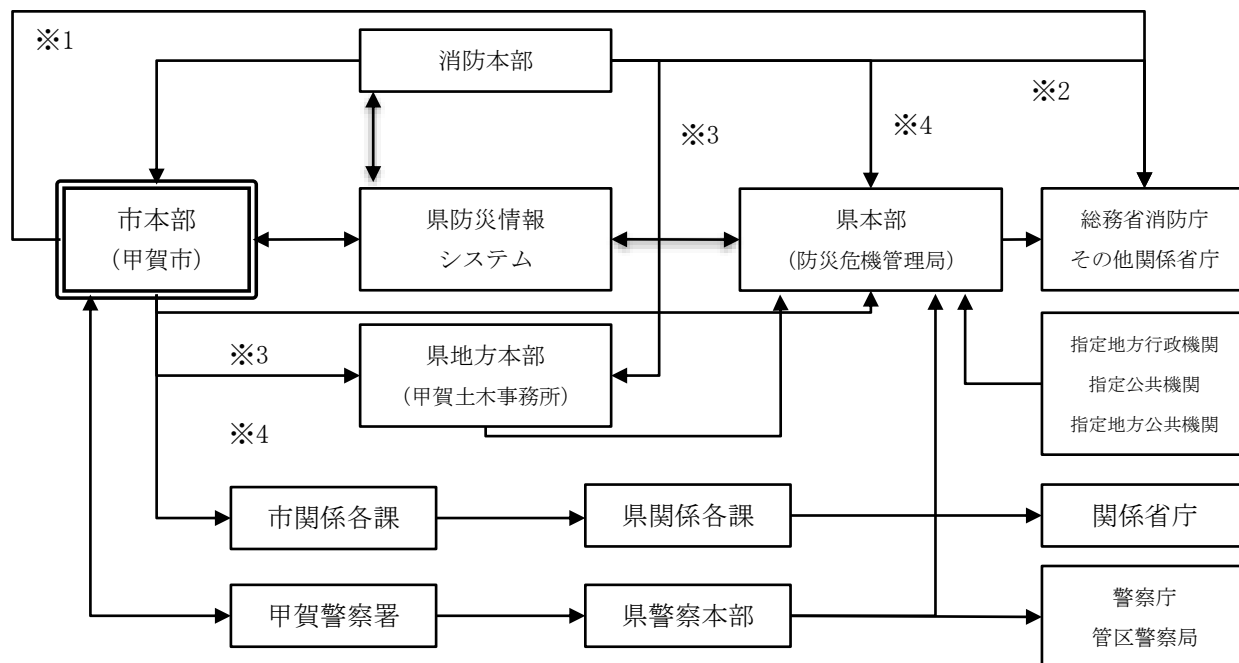
市本部から県本部（設置前は防災危機管理局）へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

I 第7章 災害時の応急対策

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県地方本部（設置前は甲賀土木事務所経理用地課）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）へ報告する。

通信の途絶等のため市本部から県地方本部又は県本部への報告が不可能な場合は、市本部から直接消防庁に報告し、県本部等への通信が回復した段階で速やかに県本部等への報告を行う。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は直ちにその状況を電話にて消防庁及び県本部等へ報告するものとする。



※1：県への報告が不可能な場合

※2：県への報告が不可能な場合及び直接即報基準に該当する被害報告

※3：県防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合

※4：防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報
県防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合

[火災・災害等即報連絡先]

滋賀県

○勤務時間内（消防・保安係）

NTT TEL 077-528-3431(直通)

FAX 077-528-6037

e-mail as0003@pref.shiga.lg.jp

防災 TEL *-51-821

FAX *-51-850

滋賀県

○勤務時間外（宿直）（無線統制室）

NTT TEL 077-528-3436

FAX 077-523-6390

e-mail as000@pref.shiga.lg.jp

防災 TEL *-51-824

FAX *-51-850

消防庁

○勤務時間内（応急対策室）

NTT TEL 03-5253-7527

e-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

防災（応急対策第一係）

TEL *-6-048-500-9043422

*-6-048-500-9043423

消防庁

○勤務時間外（応急対策室）

TEL 03-5253-7777

e-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

TEL（宿直室 A）

*-6-048-500-9049101

TEL（宿直室 B）

防災（応急対策第二係）

*-6-048-500-9049102

TEL *-6-048-500-9043425

FAX *-6-048-500-9049036

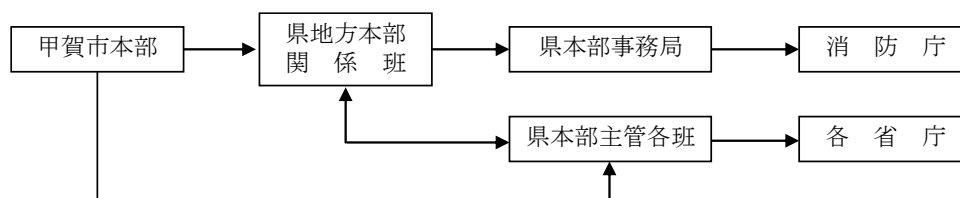
*-6-048-500-9043426

FAX *-6-048-500-9049033

- ※1 覚知後 30 分以内に第一通報を連絡すること。
- 2 FAX 送付後は必ず送付した旨を電話連絡すること。
- 3 LASCOR 第 3 世代局の自治体から消防庁に FAX する場合は FAX 番号の頭の【90】を除いた番号で発信してください。

(イ) 被害確定報告

- a 被害確定報告は、災害復旧の基礎となることから、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて災害被害状況報告、災害確定報告と段階別に行う。
- b 被害確定報告は災害応急対策を終了した後、県防災情報システムにより、15 日以内に行う。ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、「災害確定第1号様式」により報告する。
- c 土木、農林、衛生、救護等、直接県担当部署に報告を必要とする場合は、市関係部署から直接報告する。
- d 情報収集班は、建物等の被害の程度、被害額を把握するため、関係部署と連携し、情報の収集に当たる。
- e 報告の詳細は、県の示す災害報告取扱い要領等による。
- f 状況の収集、調査については警察及びその他の関係機関と十分連絡をとる。



【資料編 6.16 災害確定第1号様式災害確定報告】

第3 気象予警報等伝達計画

◎危機管理課、○秘書広報課、○情報政策課、彦根地方気象台

1. 計画方針

気象予警報等その他災害に関する情報は、防災関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

2. 計画の内容

(1) 注意報、警報等の種別

この計画における注意報、警報等の種別および基準は、気象庁が定める「警報・注意報基準一覧表（甲賀市）」のとおりとする。

ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。

ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。大雨注意報、洪水注意報は警戒レベル2である。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけて

は時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため次表に示す発表単位を特定して警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。

滋賀県は、滋賀県土木防災情報システム等により土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知し、一般に周知させるため必要な措置を講じる。彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。

市町内で危険度が高まっている詳細な領域は、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度、気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

発表対象地域		滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)
発表単位		市町単位（ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割）
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が土砂災害警戒情報の基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び土砂災害警戒情報の基準を超過しないと予想されるとき

(注) 次の事象が発生した場合の発表基準は、別途、実施要領で暫定基準を定める。

- (1) 震度5強以上の地震を観測した場合
- (2) その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

キ 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。

I 第7章 災害時の応急対策

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 洪水予報

淀川水系野洲川上流洪水予報

淀川水系杣川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報および注意報である。

滋賀県流域政策局と彦根地方気象台が共同で次表の標題により発表される。

警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、 命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 避難指示 の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) に発表される。 高齢者等避難 の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(注) 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

コ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認めるときに、彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて市町や消防本部に伝達される。

市町長がこの通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報の通報区域、通報基準、通報内容および時刻は、次のとおりとする。

1. 通報区域

概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

2. 通報基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3. 通報内容および時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

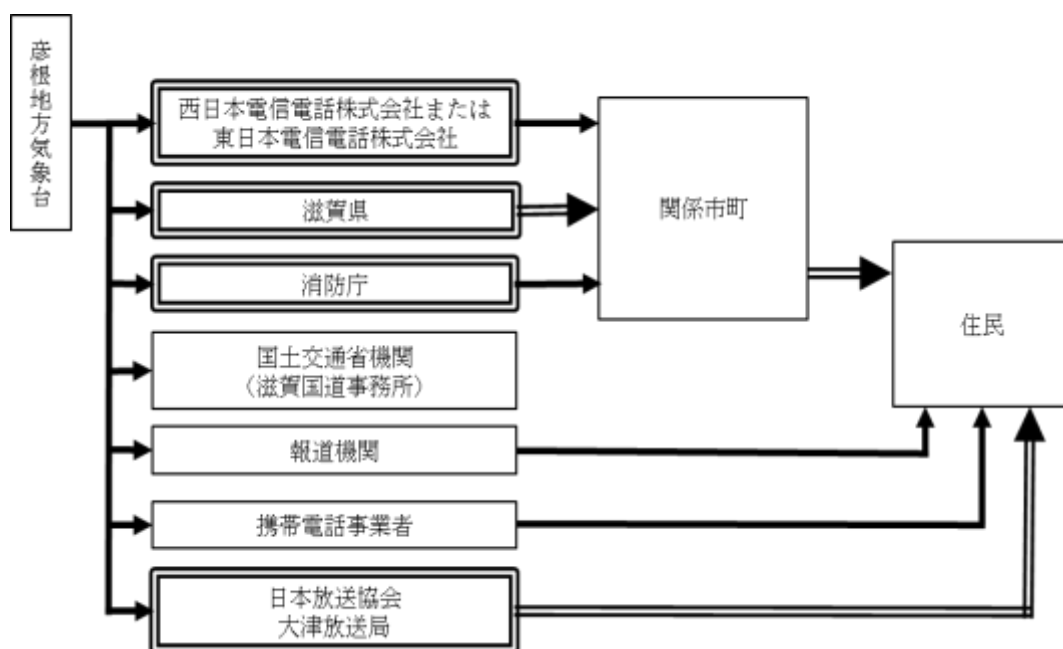
I.第7章 災害時の応急対策

※気象状況が前項の基準に達した場合であっても、降雨、降雪、もしくはこれらが予想される場合には通報しないことがある。

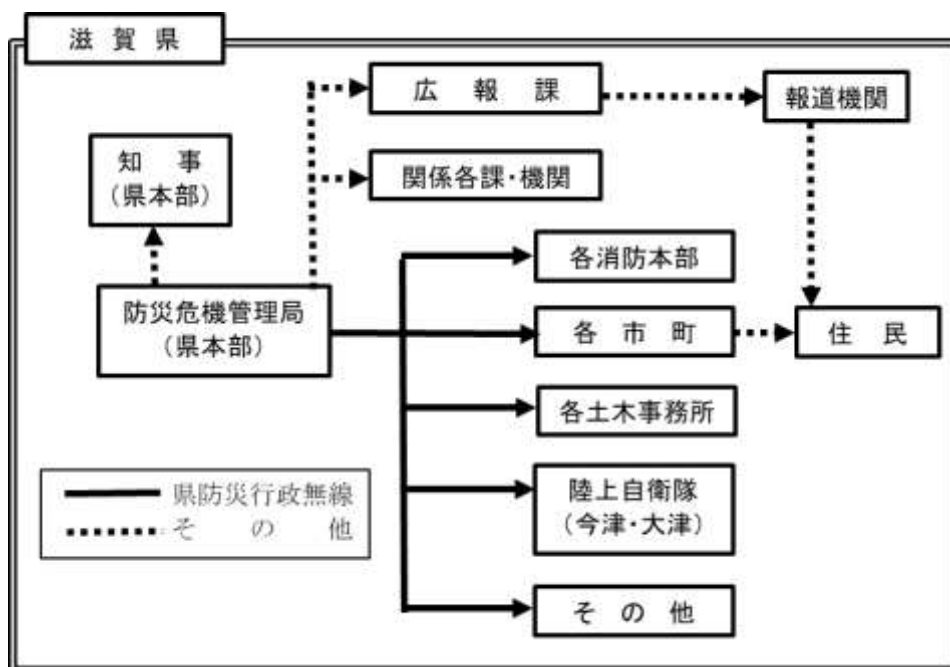
【資料編 参照】

・気象警報・注意報発表基準一覧表（彦根地方気象台）

(2) 気象予報警報等の伝達



(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。



防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

●勤務時間内の場合

防災行政無線により伝達する。

●勤務時間外の場合

防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

(3) 気象予警報等の非常伝達

予警報のうち特に警戒を要するものと認められるものについては、次の手段により非常伝達を行う。

ア 株式会社あいコムこうかケーブルテレビ

イ 音声放送

ウ 市緊急情報伝達システム（登録した市民）

エ コミュニティ FM

(4) 異常現象発見時の措置

ア 災害が発生するおそれのある異常な現象（土砂流出、崖くずれ、雪崩、洪水等）を発見した者は、直ちに市本部に通知しなければならない。

イ 市民等から通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市本部に通報しなければならない。

ウ 上記ア及びイによって通報を受けた市本部は、直ちに次の機関に通報しなければならない。

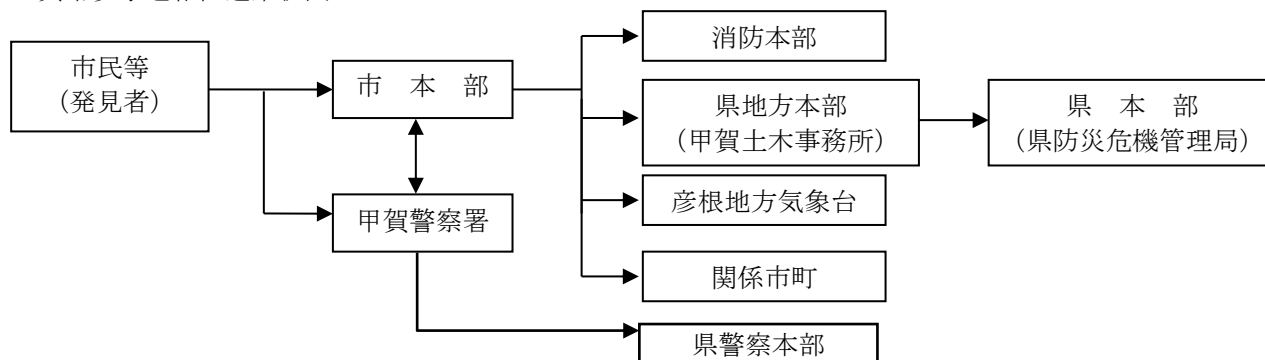
(ア) 彦根地方気象台（著しく異常な気象現象で暴風、大雨のおそれのある場合に限る）

(イ) その災害に関係のある市町

(ウ) 甲賀警察署、県地方本部

エ 県地方本部は、市本部から上記の通報を受けたときは、速やかにその旨を県本部（防災危機管理局）等に通報しなければならない。

■ 異常現象通報伝達系統図



(5) 地震情報の伝達

ア 地震情報の種別

この計画における地震情報の種別及び基準は次のとおりとする。

(ア) 緊急地震速報

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報である。

ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う等の限界もある。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要がある。

(イ) 地震情報

気象庁は、地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を

情報の種類	発表基準	内 容
		発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※国外で発生した大規模噴火を各地した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。

(ウ) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地

		震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連 性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

イ 気象台からの地震情報

(ア) 情報の伝達

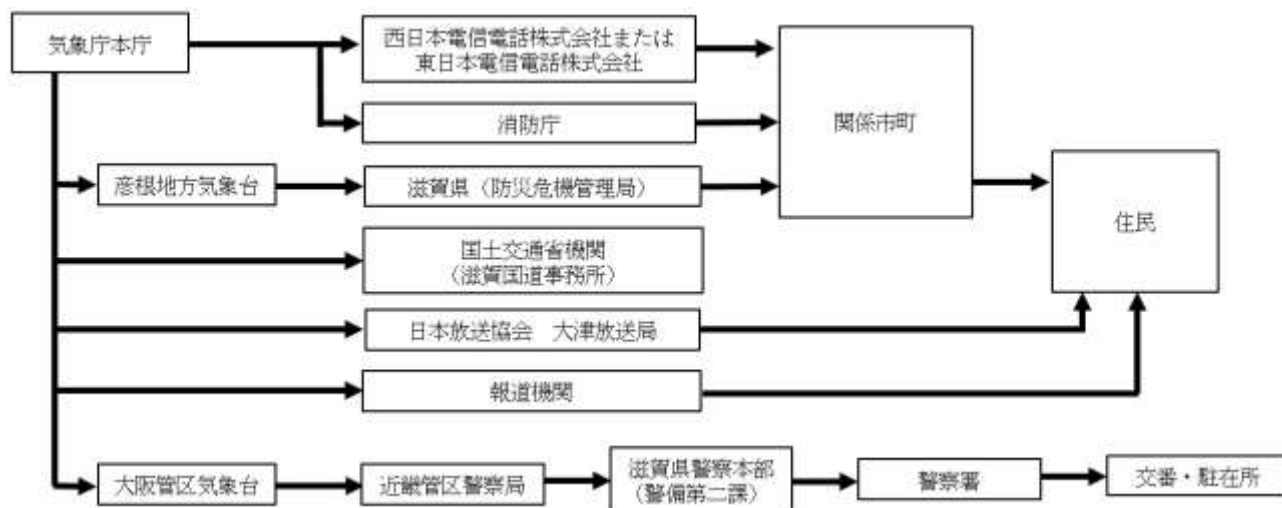
彦根地方気象台は、県下において震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、大阪管区気象台又は気象庁地震火山部が発表した地震情報等を県防災危機管理局に通報するものとする。

(イ) 情報の形式及び内容

- ・情報の形式は、表題、発表年月日時分、気象官署名、本文及び発表番号とする。
- ・情報の内容は概ね次のとおりとする。
- ・地震の概況（発震時分、震央の地域名、震央の位置、震源の深さ、気象庁の決定した地震の規模、各地域の震度、各地の震度、その他観測成果等。）
- ・震央地の位置を表すには、国内陸地にあつては、概ね都道府県の東部あるいは西部というような地域をもって示し、日本近海にあつては別に掲げる海域をもって示すものとする。ただし、特に必要がある場合は、山岳、河川、半島等の名称を用いることもある。
- ・気象庁が、特に地震及び津波に命名した場合には、それ以降は、その名称を用いる。

(ウ) 情報の伝達系統

■地震情報伝達系統図



（注）県本部（防災危機管理局）から市本部、消防本部等への予警報の音声伝達方法
勤務時間内の場合

県防災行政無線により伝達する。

勤務時間外の場合

県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者に伝達する。

ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システムは、国民保護（弾道ミサイルの発射や大規模テロ等）情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を消防庁（国）が入手した際、衛星通信ネットワークを用いて瞬時に屋外スピーカーや戸別受信機でその情報を市民等に伝達するためのシステムである。

全国瞬時警報システムにより放送される情報は下記のとおりである。

【自然災害に関する情報】	【放送内容】
緊急地震速報 （推定震度5弱以上）	緊急地震速報チャイム 「大地震（おおじしん）です。大地震（おおじしん）です。」（2回繰り返す）
震度速報 （震度4以上）	チャイム 「震度（4・5弱・5強・6弱・6強・7）の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」（2回繰り返す）

注意事項

※これらの情報は、自動的に放送するシステムのため、深夜を問わず 24 時間いつでも放送される。

※緊急地震速報は、震源が近いときや直下型地震の場合は、速報が間に合わないことがある。

(6) その他

災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡をとり警報等が速やかに市民等に周知徹底するよう、応急的な措置を講じるものとする。

第4 災害広報広聴計画

◎秘書広報課、○危機管理課、○市民活動推進課、○市民課、○保険年金課、○地域共生社会推進課、○障がい福祉課、(一社) 甲賀市国際交流協会

1. 計画方針

市内で発生した災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市本部及び各機関が迅速かつ的確に被災地の市民等に広報を行い、混乱を避けるとともに速やかな復旧を図ることを定める。

2. 計画の内容

(1) 市における広報

市は、市内全域を対象に、又は状況により被災地を重点対象として災害広報活動を行う。

ア 各部各班

災害時における広報活動は、原則として渉外広報班を通じて行う。

イ 広報資料の収集

渉外広報班は、広報内容を統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が流れる方法を確保する。

(ア) 状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(イ) 本部各部班で撮影した災害現場写真を収集する。

(ウ) 本部各部班は、市民等の人心安定のため広報資料の提供を渉外広報班に対して積極的に行う。

ウ 広報事項

広報は概ね次の事項を重点とする。

(ア) 災害情報及び市の防災体制

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策実施状況

(エ) 市民等並びに被災者に対する協力及び注意事項

(オ) その他必要な事項

エ 広報体制

渉外広報班は、災害に関する各部の情報と本部長の指示事項を整理し、必要事項について広報を行う。

(ア) 各部長は各班の情報を収集整理し記録する。

(イ) 各部長は各部の情報を総務班を通じて本部長に報告し指示を受ける。

(ウ) 渉外広報班は本部長に従い、各部からの報告及び本部長の指示を記録し整理する。

(エ) 必要な情報を速やかに確実な手段をもって市民に広報する。

オ 広報手段

市民等に対する広報手段は、状況に応じて次による。

(ア) 区長による伝達組織を利用した広報

(イ) 広報車による巡回広報

(ウ) ケーブルテレビ、音声放送、屋外拡声器、市緊急情報伝達システム

- (エ) 広報紙による広報
- (オ) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関による広報
- (カ) ホームページ掲載及びSNSによる配信
- (キ) エリアメール(エヌ・ティ・ティ・ドコモ)、緊急速報メール(KDDI、ソフトバンク等)の利用
- (ク) Lアラート(災害情報共有システム)
- (ケ) その他

カ 通信設備の優先利用(災害対策基本法第57条)

広報が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるとき、市長は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備、無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(2) 防災関係機関における広報

各機関は、各防災計画等の定めるところにより、災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、広報にできるかぎりの協力体制に努めるものとする。

ア 日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送滋賀支社、株式会社エフエム滋賀、株式会社あいコムこうか、エフエム花

- (ア) 災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成に努める。
- (イ) 市本部その他各機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 電力事業者

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民等へ周知する。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガスもれによる事故防止について市民等へ周知する。

エ 西日本電信電話株式会社滋賀支店

広報車及び報道機関等により被害箇所(範囲)の復旧見通しや応急措置について市民等へ周知する。

オ 西日本旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社

- (ア) 被害箇所の見通しや、輸送の状況について駅の掲示板、案内所等に掲示して一般の周知を図る。
- (イ) 災害時において、市本部から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

■新聞報道関係連絡体制

【資料編 6.46 新聞報道関係連絡表】

■テレビ・ラジオ報道関係連絡体制

【資料編 6.47 テレビ・ラジオ報道関係連絡表】

(3) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、ケーブルテレビにおいては聴覚障がい者のために手話通訳放送及びデータ放送等を実施するとともに適宜文字による情報の表示も行う。

(4) 市外に避難する市民への広報

市、県、各機関は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(5) 外国人に対する広報

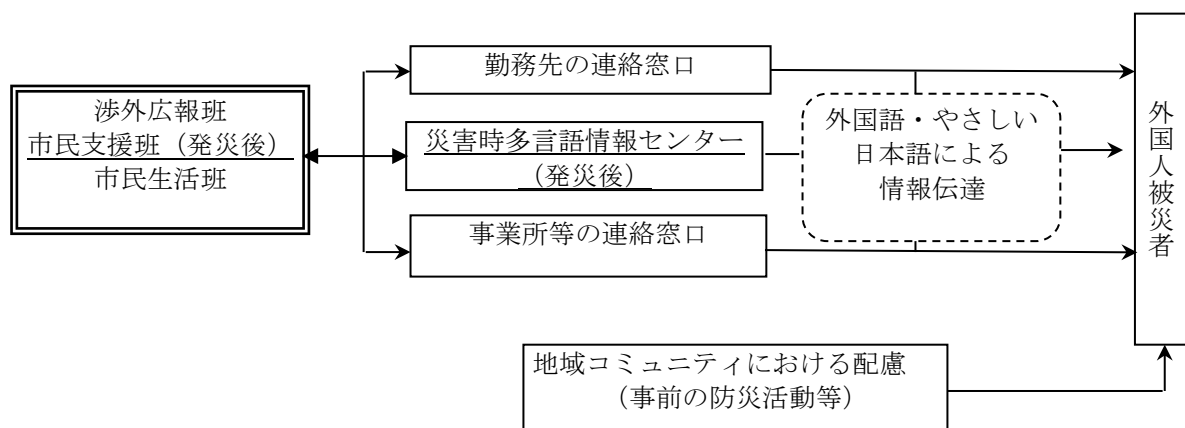
市内に居住する外国人については、特に情報面での孤立を避けるため、渉外広報班と市民生活班が中心になって、ラジオ、インターネット等、多様な手段を利用し、多言語ややさしい日本語による広報及び支援を実施する。

勤務先又は所属する事業所等に連絡窓口を設けるよう指示し、それを通じた外国語による広報体制を確立する。

また、避難所等においては専用掲示板の設置、通訳・翻訳ボランティアによる外国語や、やさしい日本語、災害時多言語表示シートでの情報提供、相談窓口の開設等を行うことで対応する。

発災後の外国人への情報提供については、災害時多言語情報センターの設置を（一社）甲賀市国際交流協会に依頼し、対策本部と連携し、災害に関する情報等、外国人支援に必要な情報を多言語翻訳により提供・発信することとする。

■外国人に対する広報体制



(6) 災害時における記録写真

渉外広報班が現地での撮影を必要に応じて行うとともに、各班が撮影した写真を収集する。また、市民等が撮影したものについても極力活用するものとする。

(7) 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。渉外広報班は庁内広報ビラや庁内メール等を使って職員に伝達する。

(8) 広聴活動

災害に関して寄せられる相談、照会、苦情、要望等を把握するとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて市民等からの意見を聴取するとともに、電話やインターネット利用による生活相談にも対応する等、関係機関及び関係各班の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで市民等の意向の反映を図る。

(9) 被災者相談窓口の設置

被災者に関する相談に対応するため、被災者相談窓口を設置する。相談内容は、被災者に関する消息、安否確認、被災者の苦情や生活等全般に係るものとし、相談窓口を市役所及び避難所に設置する。

(10) 慰問・見舞い

本部長等が被災地の慰問、見舞いを行う。実施にあたって、本部長等が市内の被災状況の視察又は避難所等への見舞い等を行う場合、随行し記録するとともに現場での指示事項を担当部長に記録票をもって引き継ぐ。

(11) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(12) 安否不明者の氏名等公表

市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そによる混乱回避につながる可能性があることから、県の方針に基づき対応する。

第16節 交通輸送計画

◎管財課、○商工労政課、(社) 滋賀県トラック協会

1. 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な動員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上、空中輸送等の対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施体制

輸送体制の確立は財政班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は市本部及び各部各班において実施し、その結果を財政班に報告する。

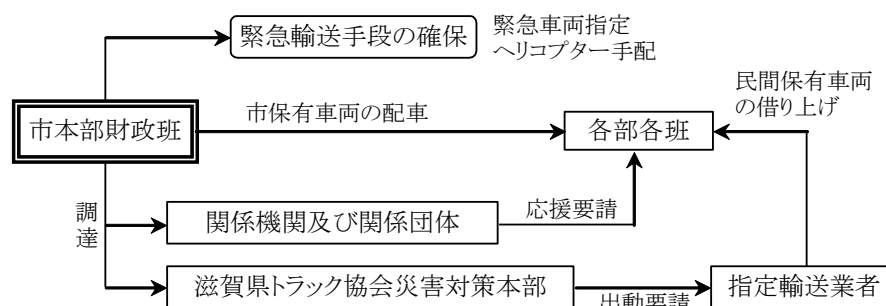
また(社)滋賀県トラック協会は、被害状況に応じ協会災害対策本部を設置し、協会甲賀支部に対し出動を要請する。続いて協会災害対策本部長は、市内所在の指定輸送業者に対し出動要請を行う。なお、必要に応じてその他会員事業所に出動要請することがある。

その他、滋賀県バス協会、タクシー業者、鉄道機関等、あらゆる輸送機関を活用する。

大規模な災害が発生した場合には、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討の上、緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送は道路輸送の補助的役割を担う。

■緊急輸送の実施体制



(2) 輸送の範囲と優先順位

ア 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控える。

(ア) 被災者の避難及び救出

(イ) 給水

(ウ) 救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送

(エ) 食料、生活必需品等の生活物資の搬送

(オ) 公共施設の応急復旧

(カ) 遺体の移送

イ 輸送対象の優先順位

(ア) 災害発生後 24 時間程度まで

a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員及び物資

b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資

- c 情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員及び物資
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

(イ) 災害発生後 3 日程度まで

上記(ア)に加えて、

- a 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- b 傷病者及び被災者の被災地域外への移送

(ウ) 災害発生後 4 日目以降

上記(イ)に加えて、

- a 災害復旧に必要な要員及び物資
- b 生活必需品

(3) 輸送拠点及び方法

ア 地域内輸送拠点

【資料編 1.7 各地区の輸送拠点】

イ 輸送の方法

輸送拠点施設や避難所への輸送、人員等の輸送については、鉄道、車両、ヘリコプター等による輸送を行う。

【資料編 1.8 臨時ヘリポート一覧】

(4) 避難所等に対する救援物資の輸送

市本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院及び社会福祉施設等に搬送し、被災者に配布する。

(5) 航空交通の確保

- ア 県の保有する防災ヘリを確保するとともに、県警察本部と協議して県警ヘリを要請する。
- イ 県本部（防災危機管理局）応援のあつせんを求め、自衛隊に対して航空機による人員及び物資の輸送について支援要請を行う。
- ウ 県本部（防災危機管理局）応援のあつせんを求め、国及び応援主管府県に対して応援要請を行う。
- エ 赤十字飛行隊派遣要請計画に基づき、赤十字飛行隊に対して応援要請を行う。

(6) 緊急輸送用機器及び要員の確保

ア 車両及び陸上輸送要員の確保

市本部が実施する緊急輸送のため次の方法により車両及び陸上輸送要員を確保する。

- (ア) 災害輸送のため、自動車等の輸送力の確保は、民間事業者、滋賀県トラック協会、滋賀県バス協会等に依頼する。
- (イ) 市本部での所有車両が調達不可能となった場合は、次の輸送条件を示して県地方本部に応援を要請する。
 - a 輸送区間又は借上期間
 - b 輸送量又は車両の台数等
 - c 集合の場所及び日時
 - d その他の条件

(ウ) 平常時において、緊急輸送確保のため事業所所有車について、出動要請計画を策定しておく。

(エ) 災害時において、緊急輸送確保のため、必要に応じ関係する管理者に係員又は担当者を市本部に駐在依頼を行い、円滑に処理する。

イ 鉄道輸送の確保

市本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、西日本旅客鉄道、私鉄会社等と協議して行う。

(ア) 西日本旅客鉄道輸送

緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行い、西日本旅客鉄道は、各機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期する。

(イ) 私鉄等輸送

当該会社と協議して行う。

ウ 空中輸送

(ア) 交通途絶による孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、「I 編 第7章 第13節 自衛隊災害派遣要請計画」及び赤十字飛行隊派遣要請計画の定めるところによる。

(イ) 民間航空機の借上げを必要とするときは、大阪空港事務所にそのあつせんを要請する。

エ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力により輸送する。輸送のための労力の確保は「I 編 第7章 第12節相互協力計画」の定めるところによる。

(7) 地震時の輸送対象優先順位

ア 災害発生後 24 時間程度まで

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員及び物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員及び物資

(ウ) 市本部及び県の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員及び物資の搬送等

(エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資の搬送

イ 災害発生後 3 日まで

上記に加えて

(ア) 食料、飲料水等生命維持に必要な物資の搬送

(イ) 傷病者及び被災者の被災地域外への移送

ウ 災害発生後 4 日以降

上記に加えて

- ・災害復旧に必要な要員及び物資の搬送
- ・生活必需品

第17節 避難救出計画

第1 避難情報発令計画

◎危機管理課、○各地域市民センター

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、時機を失することなく危険地域の市民等を安全地域に避難させ、市民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、実施内容を定める。

2. 計画の内容

避難情報発令計画の内容は「避難情報発令マニュアル」に定める。

ただし、要配慮者利用施設の施設管理者等が避難確保計画を作成・公表している場合は、市は当該計画に定められた伝達方法により情報伝達する。

【資料編 3.10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】

【資料編 3.17 水防法第15条第1項及び第2項に規定する事項】

第2 避難及び避難誘導

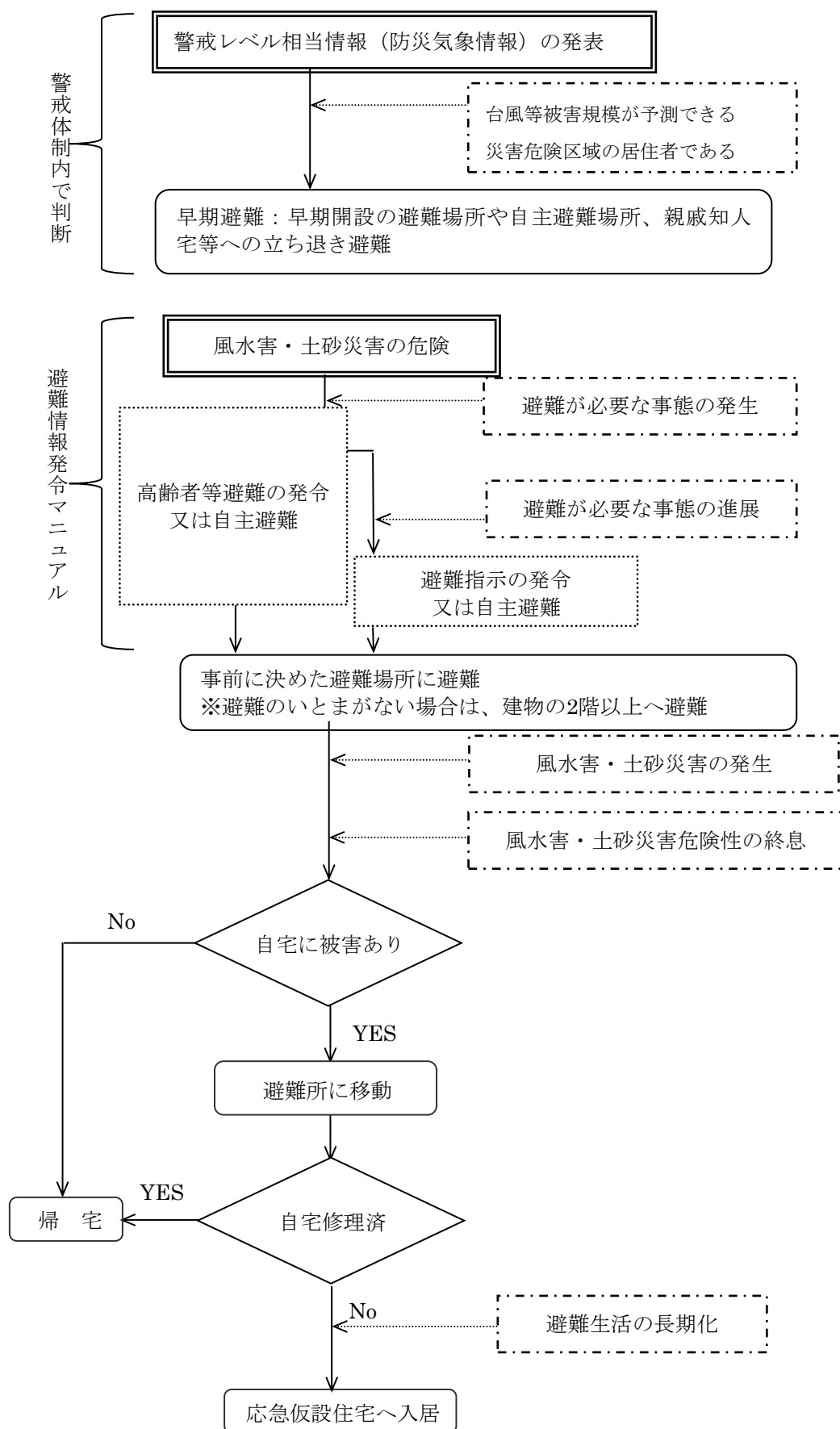
◎危機管理課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、放送事業者

災害時には市民等、消防団及び自主防災組織及び民生委員・児童委員等は協力し、避難誘導に努める。特に、早い段階での避難の開始が必要な避難行動要支援者に対しては、避難支援者は、高齢者等避難が発令された場合、速やかに避難誘導を行う。

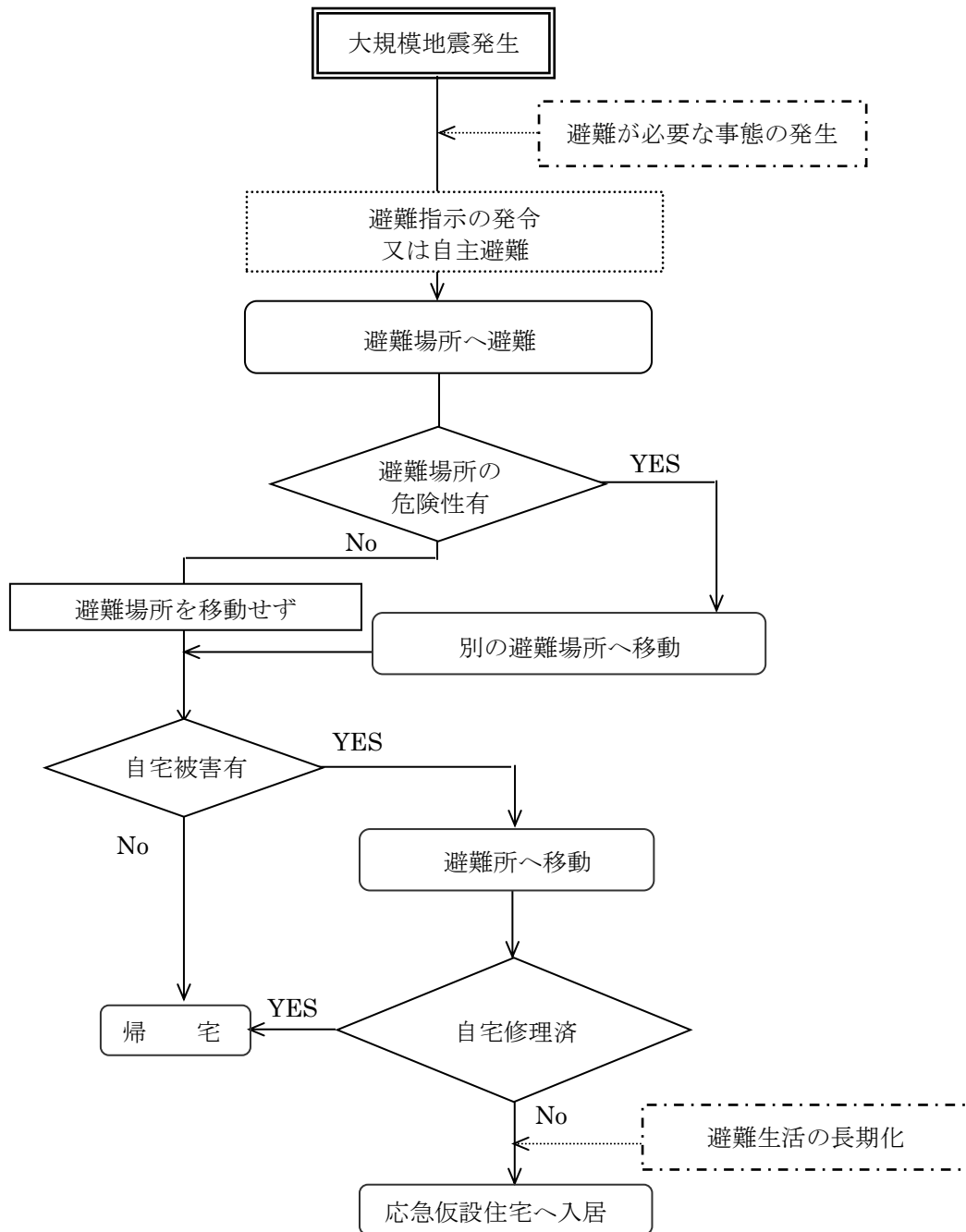
- (1) 避難は、原則として避難者による自力避難とする。
- (2) 市民等は、多様な避難先への分散避難を前提に、あらかじめ自らの避難場所と避難経路を決めておくこと。
- (3) 大雨時には、防災・災害情報を幅広く収集すること。
- (4) 土砂崩れや堤防の決壊、河川氾濫によって家屋が損壊するおそれある地域に居住している人は、身の安全を確保するため、事態が悪化する前に早期避難する。
- (5) 高齢者、幼児、傷病者等の要配慮者を優先させ早期に避難を開始する。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な人は、隣近所、隣保、自主防災組織、消防団等の協力を得て避難すること。
- (6) 避難誘導を行う場合、自主防災組織・消防団等は、危険箇所の避難誘導には特に注意すること。予定していた避難場所への到達が困難なときは、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから、避難場所に向かうこと。
- (7) 浸水により流れが発生した場合、浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は大変危険であること、流速が早い場合は浸水深 20cm 程度でも歩行不可能であること、浸水深が 10cm 程度でもマンホールや用水路等の位置がわからず、転落のおそれがあり危険であること等を踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避けること。

- (8) 急激な降雨や浸水、土砂災害の危険がある場合、自宅を立ち退いて避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ一時的に避難し、安全を確認してから、避難場所に向かうこと。
- (9) 避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流、溢水によって流水が始まっている若しくは予想される箇所の通過は避けること。
- (10) 夜間や激しい降雨時・道路冠水時等、避難経路上の危険箇所の把握が困難な場合、屋外での移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合、投光器、照明器具等を使用して避難経路を照射し、避難の安全を図ること。
- (11) 浸水深が 20cm 以上となった場合、排気口から水が流入したり、運転を制御するコンピュータが冠水する等して自動車の運転は不能になるため、浸水時の自動車による避難は極力避けること。
- (12) 避難誘導する者は、避難にあたっての携行品は必要最低限（貴重品、必要な食料、衣料、日用品等）とするよう適宜指導すること。
- (13) 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。
- (14) 市長は、避難のための立退きの指示、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合に、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求める。

■風水害・土砂災害時における避難フロー



■地震時の避難フロー



第3 避難経路・避難路

◎危機管理課、○各地域市民センター

1. 計画方針

避難経路、避難路については、二次災害に巻き込まれることのないよう、被災状況に応じて最も安全と判断される経路を選択することを定める。

2. 計画内容

区・自治会等において、自主防災組織等を中心に地域で定めた避難経路で移動する。また、災害時に避難先を移動する場合は、災害箇所を避けた中で、より安全な経路で移動する。

【資料編 10.1 避難所台帳】

3. 避難経路・避難路

避難経路・避難路については、「過去に浸水や土砂災害等の災害が発生した場所」や「既に浸水している場所」、「アンダーパス、河川の堤防道路や狭小な道路、老朽化した建築物、開水路や急斜面の近く等、災害が発生する可能性の高い場所」を避け、最も早く浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の外へ移動できる経路を選定する。

第4 避難場所・避難所の指定

◎危機管理課、○各地域市民センター

1. 計画方針

被災者の安全を確保しつつ、迅速に収容できる避難場所及び避難所を定める。

2. 避難所の指定

市は、避難が行われるときには、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、「別冊 避難所台帳」に定める指定緊急避難場所及び指定避難所を避難所として指定する。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設し、避難所の場所等を速やかに被災者に周知する。

【資料編 10.1 避難所台帳】

3. 避難所への避難順序

災害の発生が予想される、又は発生した場合、ためらわず事前に決めた避難場所に避難する。そこで、人員の確認を行うとともに、当該避難場所が危険な場合は他の避難場所に避難する。また、発生した後において、浸水や倒壊等で住宅に居住できない被災者については、その対象者数や避難所の状況に応じ、指定避難所に移動する。

4. 多様な避難場所

市の指定緊急避難場所や指定避難所以外にも地域の集会所や親戚知人宅、宿泊施設、車中泊など市民が身の安全が確保できる避難先をあらかじめ把握する。

第5 避難所の開設等

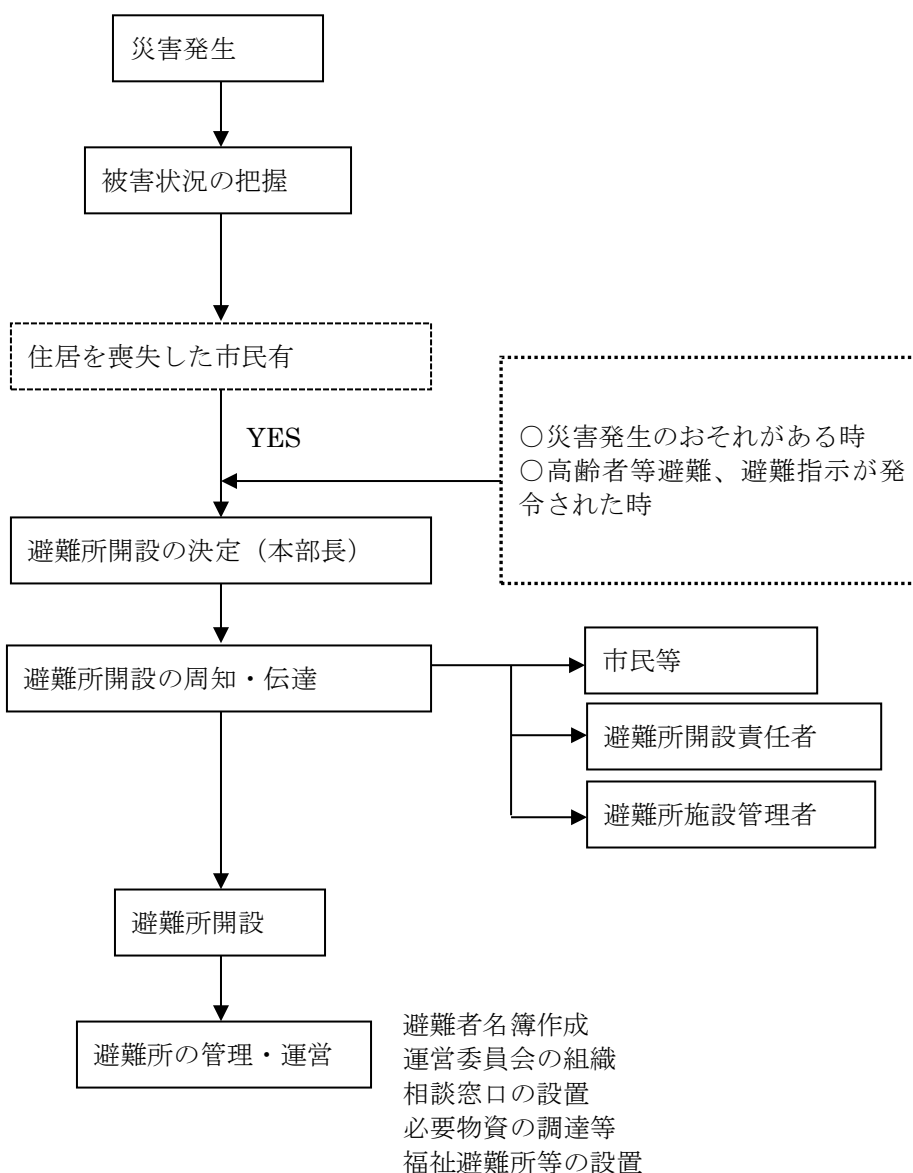
◎危機管理課、○各地域市民センター、○市民課、○保険年金課

1. 計画方針

被災者が安全に安心して過ごすことができる環境を迅速に構築し、管理運営を実施する。また、避難行動要支援者の状況に応じた対処について、施設運営の全般を通じて実施することを定める。

また、災害の規模や状況に応じ、在宅被災者も対象に生活支援を行う。

■避難所開設・運営フロー



2. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

市本部は避難が行われたときは、施設長又は指定する職員を避難所責任者とし、ただちに避難所を開設する。避難所責任者は、市本部に対し次の事項を通知するとともに、速やかに被災者に避難所開設を周知する。また、市は、避難所を開設した場合には、速やかに県本部に連絡するとともに、あらかじめ避難所責任者との間で協議を行い、施設の鍵の管理等について取り決めるを行う。

- ア 避難所開設日時、場所及び施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他参考となる事項

避難所の開設にあたっては、著しく異常かつ激甚な非常災害であり、当該災害に関わる避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対する住居の迅速な提供が必要と認められるときには、当該災害を政令で指定し、政令で定める区域及び期間において市長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第17条の規定は適用されない。（災害対策基本法 第86条の2）

(2) 避難所の運営

ア 避難所の管理

避難所を開設したときは、直ちに避難場所に担当職員を派遣し、避難者の把握と保護及び避難所の秩序保持等の管理を行う。市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に配慮する。

さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、日本語の理解が困難な外国人等に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

イ 管理様式

避難所責任者は、被災者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに市本部へ次の事項を記録し報告する。

【資料編 6.29 避難者カード（様式第1号）】

【資料編 6.30 避難者名簿（様式第2号）】

【資料編 6.31 避難所受入状況調（様式第3号）】

【資料編 6.32 避難所物品の受け払い簿（様式第4号）】

【資料編 6.33 被災者給貸与品明細書（様式第5号）】

【資料編 6.34 避難所職員勤務状況（様式第6号）】

【資料編 6.35 避難所日誌（様式第7号）】

ウ 給水、給食等の実施

避難者に対し、給水、給食を実施するとともに、生活必需品等の供与・貸与を行う。

エ 健康対策

避難者の健康保持のため、市本部、県本部、県地方本部（保健所）及び医療機関が連携して、健康相談、健康教育を行うとともに、必要な保健・医療・福祉のサービスが確保されるように調整及び支援する。

オ 公衆衛生

感染症予防の観点から避難所の三密対策を行う。平時から管理体制の構築や資材備蓄をするとともに、定員についても調整する。

カ 福祉避難所の開設

高齢者や障がい者等で避難所へ避難することができない人には、福祉避難所を利用できるよう対策を行う。

さらに、福祉避難所だけでなく、必要に応じて被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を行う。

(3) 野外収容施設の設置

災害の規模が大きく、既存施設の被害が甚大であるか、あるいは被災者が多数のため既存施設の収容力を超えた場合に仮設避難所を設置する。

(4) 開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、延長する必要がある場合には、市本部長は県本部長の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

第6 避難行動要支援者対策計画

◎地域共生社会推進課、○子育て政策課、○発達支援課、○障がい福祉課、○すこやか支援課、○長寿福祉課

1. 計画方針

災害発生時において、傷病者、要介護者、障がい者、高齢者、幼児、妊産婦や外国人等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者は、迅速かつ確かな行動がとりにくいため、避難誘導において、取り残される等の危険性があることから、迅速な情報周知、避難対応を行うことについて定める。なお、対応については、避難計画を基に行動する。また、社会福祉施設については、災害発生時において、施設の利用者が速やかに避難できる体制をとるよう避難誘導計画を基に行動する。

2. 情報伝達体制

(1) 避難情報の伝達

「避難情報発令マニュアル」により、市本部は、避難行動要支援者の少しでも早い避難行動を促す。

(2) 支援依頼

ア 市本部は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治振興会、区・自治会等に連絡し、支援協力をお願いする。

イ 市本部は、市民等に声掛け等の支援協力をお願いする。

3. 避難誘導

(1) 在宅の避難行動要支援者

ア 避難誘導については、避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 区・自治会等は、関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は、避難所への移送を行う。

ウ 市本部は、介護等を要する被災者の心身等の状況等を取りまとめ、県本部に報告する。

エ 市本部は、市町域を越える避難の場合は、県本部の調整により避難行動要支援者を避難所等から社会福祉施設等へ移送を行う。この場合、市本部は、県本部及び近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、避難行動要支援者の心身の状況に配慮した移送等を行うものとする。

(2) 社会福祉施設等

ア 施設長は、消防法によって作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

- イ 施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防・警察等関係機関と連携を密にして移送を行う。
- ウ 市本部は、市町域を越え避難が必要な者について、県本部からの指示を社会福祉施設に伝えとともに、県本部、地方本部、近隣市長、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関と協力し、移送等を行う。

4. 避難所への避難

(1) 地区別に指定された避難場所、避難所への避難

地区別に指定された避難場所、避難所へ避難する。地区毎に、避難行動要支援者の避難確認を実施する。

(2) 介護保険施設、障がい者施設、保健センター、病院への避難

避難行動要支援者の様態により、定められた避難場所、避難所への避難が困難であると判断される場合は、介護保険施設、障がい者施設、保健センター、病院等の管理者と協議し、施設へ移送する。

5. その他

(1) 関係機関との連携

市本部は、自治振興会、区・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係者、消防署、消防団、甲賀警察署、福祉事業所等の機関と連携し、必要な支援を行う。

(2) 災害ボランティアの支援

市本部は、福祉災害ボランティア等を養成し、支援を行う。

(3) 精神的ダメージへの支援

救護班は、県地方本部や専門カウンセラー等と協力して、被災者からの相談を受けるとともに、適切な治療や指導を行う。

なお、時間が経過してから発症すること多いため、応急対策としてだけでなく、市本部の解散後も活動を継続する。また、避難行動要支援者を優先しながらも、これまで精神的に異常がないとみられていた人も含めて市民等を対象に支援活動を行う。

(4) 福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者への対策

市は、避難行動要支援者のうち介護を必要とし、関連する社会福祉施設等に入所を必要とする者について、入所先の検討・調整を行う。市内の施設に入所できない場合、県に検討・調整を要請する。

(5) 避難所における避難行動要支援者に対する配慮

避難所においては、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するものとし、給食、健康診断等において十分な対策を行うとともに、避難所内の諸施設及び設備においても避難行動要支援者等が容易に施設の利用ができるよう対策を行う。

(6) 応急仮設住宅における避難行動要支援者への考慮

県本部及び市本部は、避難行動要支援者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら避難行動要支援者の日常生活機能を確保し、健康を維持する。

第7 諸機関の避難対策

各施設管理者

1. 計画方針

園・小・中学校、病院、駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、必要に応じてあらかじめ定めた避難計画に基づき対応することを定める。

2. 園・小・中学校、病院、駅等の避難対策

(1) 学校等（園・小・中学校の児童等の集団避難）

ア 避難誘導

- (ア) 園・学校長（施設長）はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- (イ) 教職員は園・学校長（施設長）の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

- (ア) 園・学校長（施設長）は職員及び児童等に対する避難の指示はサイレン又はマイク等によりその周知徹底を図る。
- (イ) 園・学校長（施設長）は児童等に対する避難の指示を発したときは、ただちに市本部、甲賀警察署、消防署等にその旨を連絡する。

ウ 移送方法

適宜班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移動する。

- (ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な道路を選定する。
- (イ) 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。
- (ウ) 感電、水没等の事故防止を図る。
- (エ) 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

(2) 病院等

ア 避難誘導

病院長若しくは病院の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに編成させ、移送患者は医師、看護師その他職員が引率して病院の空地又は野外の仮設した避難所、その他安全な場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により周知させる。

ウ 移送方法

- (ア) 病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師、職員等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。
- (イ) 病院長等は、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部、消防署等の車両の応援を得て移送を行う。

エ 避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に必要な医療品、食料、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

(3) 駅等

ア 避難誘導

(ア) 駅長等は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難の措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な避難場所に誘導する。

(イ) 駅長等は、駅施設内に安全な避難場所がない場合には、ただちに市本部長、甲賀警察署に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導する。

イ 移送方法

駅長等は、災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市の車両の応援を得て移送を行う。

3. スーパーマーケット、百貨店、事業所等の避難対策

(1) 避難誘導

ア スーパーマーケット、百貨店等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

イ 管理者は施設内等に安全な避難場所がない場合には、ただちに市本部、甲賀警察署に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には市本部の応援を得て誘導を行う。

(2) 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合は、市等に応援要請を行う。

(3) 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

4. 社会福祉施設の避難対策

(1) 避難誘導

施設長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(2) 移送方法

施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防・警察等関係機関と連携を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行う。

第8 帰宅困難者及び大規模滞留の乗員に対する対策

◎危機管理課、○市民課

1. 計画方針

公共交通機関が運行を停止した場合や、雪害等により道路が通行止めとなる場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市本部は次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

2. 一時滞在施設の確保

市本部や鉄道事業者等は、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難場所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼びかけ、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、避難行動要支援者の受け入れを優先し、市外の住民等も広く受け入れる。

3. 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

市本部は一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

4. 大規模滞留発生時の乗員保護について

大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者をはじめとする関係機関と相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第9 広域一時滞在

◎危機管理課、○保険年金課、市消防団、県防災危機管理局、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画方針

市本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請するものとする。

2. 県内における広域一時滞在の実施

(1) 被災市町の実施事項

被災した市町本部（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示した上で協議する。

(2) 協議先市町の実施事項

被災市町から(1)の協議を受けた協議先市町は、被災者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れるものとし、被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

(ア) 自らも被災していること。

(イ) 被災者の受け入れに必要となる施設が確保できないこと。

(ウ) 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

- (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

3. 県外における一時滞在

被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示すものとする。

4. 避難者への支援

(1) 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、市本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県本部及び市本部は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(3) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部及び市本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

5. 自主避難者への対応

東日本大震災では避難勧告等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

第18節 孤立対策計画

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、通信事業者

1. 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の断絶による孤立である。情報通信の断絶による孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の断絶による孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域の市民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域の災害応急対策は、常にこのことを念頭に以下の順序で対応するよう計画を定める。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧等による生活基盤の確保

2. 計画の内容

(1) 主な活動

- ア 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討する等、実態把握とともに通信手段を確保する。
- イ 孤立が予想される地域からの救出・救助活動を行う。
- ウ 食料品、生活必需物資の搬送を行う。
- エ う回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資等輸送のための交通を確保する。

(2) 活動の内容

ア 通信手段の確保と実態把握

(ア) 市内の通信手段

職員の派遣、消防救急デジタル無線による中継、IP無線機及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(イ) 関係機関による通信手段（通信事業者）

避難場所等に、衛星通信方式車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を構築し、特設公衆電話を設置する。

(ウ) 市民による通信手段

アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市本部との連絡体制を確保する。

イ 孤立が予想される地域の実態把握、救出・救助活動の実施

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。また、ヘリコプター偵察飛行による情報収集を行う。

(ア) ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県本部に報告する。

(イ) ヘリコプターの要請は、「I編 第7章 第16節 交通輸送計画」による。なお、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

ウ 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域の市民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(ア) 市本部の活動

う回路による輸送を確保するとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

(イ) 市民による活動

a 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

b 市民自らも、隣接地域及び市本部との連絡確保を実施する。

エ 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、まず最低限度の輸送用道路を確保する。

(ア) 市本部の活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪(自転車、車椅子を含む)、四輪車の順に、一刻も早い交通の確保を行う。

(イ) 関係機関の活動

道路管理者は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要道路から優先して、最小限の交通の確保を行う。

【資料編 5.10 孤立集落の可能性一覧】

第19節 災害救助保護計画

第1 災害救助法の適用

◎危機管理課、○地域共生社会推進課、○すこやか支援課、○住宅建築課、○税務課、○生活環境課、○環境未来都市推進室、○教育総務課

1. 計画方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び県災害救助法施行細則等の定めるところによるものであり、その概要は次のとおり定める。

2. 計画の内容

(1) 適用基準

災害救助法は、災害の程度が次のいずれかに該当する場合に適用される。

- ア 市内の住宅滅失世帯数が 80 世帯以上になったとき。（1 号適用）
- イ 県内の住宅滅失世帯数が 1,500 世帯以上になり、かつ市内の住宅滅失世帯数が 40 世帯以上になったとき。（2 号適用）
- ウ 県内の住宅滅失世帯数が 7,000 世帯以上になり、かつ市内の多数の世帯の住宅が滅失したとき。（3 号適用前段）
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ市域で多数の住宅が滅失した場合。（3 号適用後段）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（4 号適用）

(2) 被害の認定基準

ア 住宅の滅失等の認定

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料」により、被害調査班が判定するものとする。

(ア) 住宅が滅失したもの

住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価 50%以上に達した程度のもの。

(イ) 住宅が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住宅の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積 20%以上 70%未満のもの又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の 20%以上 50%未満のもの。

(ウ) 住宅が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(エ) (ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住宅の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

イ 住宅の滅失等の算定

住宅が滅失した世帯の数の算定に当たって、全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって 1 世帯とするものであるが、住宅が半壊又は半焼した世帯は 2 世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した 1 世帯とみなす。

(3) 災害救助法の適用要請手続

市長は、前記（1）「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに災

害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請しなければならない。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(4) 災害救助法による救助の実施

ア 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町に通知することにより、市町長が救助を実施する。

(ア) 避難所（福祉避難所を含む）の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

(ウ) 炊出しその他による食品の給与

(エ) 飲料水の供給

(オ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(カ) 医療及び助産

(キ) 被災者の救出

(ク) 被災した住宅の応急修理

(ケ) 学用品の給与

(コ) 埋葬

(サ) 死体の捜索

(シ) 死体の処理

(ス) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

(5) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、【資料編 6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準】とおりであるが、救助期間についてはやむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、市本部長は県本部長の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(6) その他

ア 救助の実施状況の記録及び報告

法に基づく救助の実施状況を毎日、記録整理するとともに、その状況を県本部（健康福祉政策班）に報告する。

イ 県の示す災害救助法関係、被災者生活再建支援法関係、災害給付金関係書類による手続きを行う。

■「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準】

第2 救急救助活動計画

甲賀広域行政組合消防本部、市消防団

1. 計画方針

市民等の生命を地震、台風、その他の非常時から保護するため救急・救助の機能を最大限に活用し、その被害を軽減することについて定める。

2. 計画の内容

災害時には、集中的な救急、救助活動が予想されるので、これらに対処するため次の要領で救急、救助活動を実施する。

(1) 人命救助の原則

- (ア) 人命救助は、火災防ぎょ行動より優先するが、両者は原則として併用行動をとる。
- (イ) 救急、救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。
- (ウ) 負傷者が多い場合は、幼児、高齢者又は重症者を優先して救助する。

(2) 消防本部の救急救助活動

「甲賀広域行政組合消防本部救急業務規程」及び「甲賀広域行政組合消防本部救助業務に関する規程」による。

(3) 実施体制

被災者の救出は消防署が中心となつて行うものとし、消防団あるいは派遣された自衛隊や日本赤十字奉仕団との連携のもとで作業を進める。なお必要に応じて県外の消防本部の応援を求める。

(4) 救出方法

被災者の救出は災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各部との緊密な連携のもとに行う。特に災害発生直後には地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するとともに自主的な救助活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、県防災ヘリコプター出動を要請する等、迅速かつ的確な措置を講じる。

ア 被災者が少ない場合

消防署長の指揮により救出作業に当たり、負傷者をただちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。

イ 被災者が多い場合

被災者救出本部を設置し、消防署長の指揮下で救出作業を行う。

病院班及び市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うとともに応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症者については、後方医療施設に移送する。

ウ 非常時における救急応援要請

人的被害が大きく救急、救助活動が消防本部及び市内関係機関の総力をあげても措置不能と判断した場合は、関係機関及び救急指定病院等に連絡して応援を求める。

エ 救急、救助隊への協力

人的被害が大きく救急、救助活動が消防署をもって措置できない場合は、消防団員の協力を求める。

オ 孤立時での救急、救助対策

孤立時での救急、救助は、消防団員が中心となつて地域の協力を得て応急的な救助隊を編成して実施する。

カ 医療救護関係機関との連携

医療救護関係機関と連携を図りながら、人命救助を実施する。

キ その他

消防等防災機関のみでは被災者の救出が困難なときは、自衛隊及び近隣市町、県外の消防機関等に対し、応援を要請する。

(5) 惨事ストレス対策

ア 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3 備蓄物資払出計画

◎商工労政課、○危機管理課、○保険年金課、○観光企画推進課、○農業振興課

1. 計画方針

災害時において、流通機構が一時的な混乱を来すことが予想されるが、被災者に対し、食料及び生活必需品等について速やかに払い出しを行うことを定める。

2. 計画の内容

災害時における備品物資の払い出しは、避難者等の需要を把握し、備蓄物資を適切に配送するとともに、支援物資の受け入れ、払い出しの管理を行う。

(1) 備蓄物資

ア 予防計画に定めるあらかじめ市が備蓄した物資

イ 県の備蓄物資の支援要請

(2) 支援物資

ア 支援物資の受け入れ

他団体等からの救援、支援物資を受け入れる。

イ 受け入れ施設

避難所とされていない施設、体育館、文化施設等とする。

ウ 支援物資の保管

受け入れた物資は、品目ごとに整理し、保管する。

(3) 物資の配送

避難所の避難所対策班等の責任者と連絡調整を行いながら、必要とする物資の配送を行う。

(4) 物資受払簿

物資の使用については、必ず受払い整理簿等を調製する等、適切な管理を行う。

(5) 職員配置

物資の調達、配送は非常に混雑が予測されることから、あらかじめ調達、配送における人員や行動等の計画を定めておく。

第4 食料供給計画

◎商工労政課、○危機管理課、○観光企画推進課、○農業振興課

1. 計画方針

災害発生時における食料は、ライフライン等の途絶から各家庭での備蓄と行政備蓄により、災害発生後最低でも3日間、可能な限り1週間分程度は、これらの物資を被災地内で確保しておく必要がある。食料の供給は市や県等の公的備蓄や流通在庫方式による調達とする事を定める。なお、家庭備蓄は最低でも3日間、可能な限り1週間分程度とし、それを補うため、県からの提供1日分、市の備蓄を1日分とする。

2. 計画の内容

(1) 食料供給計画において配慮すべき事項

- ア 調理の不要な食品の備蓄に努める。
- イ 災害発生後、炊き出し及び被災地域外からの緊急輸送物質等によって食料を提供する。
- ウ 食料の給与にあつては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や、高齢者、障がい者等にも適した食品の調達・提供に配慮する。
- エ 避難所生活をしている者、住宅の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。
- オ 食料の配給は、原則として各避難所及び市本部が指定する場所とする。
- カ 地震発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、地震発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、食料の供与は公的備蓄の供出及び流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

■地震発生後の時間経過毎の食料供給計画

時間経過	市民	災害対策本部
地震発生後 24時間程度まで	・原則として各家庭の備蓄食料で対応	・「災害時職員初動マニュアル」に基づく食料供給
地震発生後 3日程度まで	・上記事項の継続 ・市による供給により食料を確保	
地震発生後 4日目以降	・上記事項の継続 ・可能な範囲で炊事、調理を実施	・上記事項の継続 ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送、供給 ・炊き出しの実施

(2) 応急用米穀引渡し、販売の方法

ア 応急用米穀引渡しの場合

災害時における応急用米穀の緊急引渡しは、滋賀県が締結している「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」、「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施し、応急用米穀の引渡し、販売の方法は次のとおりとする。

(ア) 災害地域が災害救助法の適用を受けない場合

- a 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づく米穀の引渡し
 - ・市長は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、知事あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。
 - ・知事は、取扱者からの要請に基づき、災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結している関係業者から手持ち精米等を調達し供給するものとする。

- b 「農林水産省防災業務計画」に基づく米穀の引渡し
 - ・知事は、a による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、農林水産省に対し必要とする数量の要請をするものとする。
 - ・知事は、農林水産省の要請を受けた米穀販売事業者から手持ち精米を調達し供給するものとする。

(イ) 災害地域が災害救助法の適用を受けた場合

- a 知事は、（ア）による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に必要とする数量の政府所有米穀の供給を「災害救助用米穀の引渡要請書」により要請するものとする。
- b 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結するものとする。
- c 知事又は知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業体より応急用米穀の引渡しを受け、米穀販売業者等に精米を委託し、直接又は市町を通じ供給を行うものとする。
- d 市長は、交通・通信の途絶のため知事に連絡が取れない場合にあっては、緊急に引渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、生産局長に対して直接引渡しを要請することができるものとする。
- e なお、市長は、生産局長に対して直接引渡しの要請を行った場合には、すみやかに知事にその旨を連絡するものとする。

(3) 給食の基本事項

給食及び乾パンの応急給食に当たっての基本事項は以下のとおりである。

【資料編 2.1 食料配給の対象及び取扱者】

(4) 市備蓄食料

災害の発生や交通遮断等により県や流通在庫からの配送が未到着の場合等緊急性を考慮し、市備蓄食料を活用する。

(5) 副食・調味料

原則市内より調達し、不足等が生じる場合は、知事に調達あっせんを要請する。

(6) 炊出し

ア 炊出し指定施設

【資料編 2.1 食料配給の対象及び取扱者】

イ 炊き出し依頼施設

【資料編 2.1 食料配給の対象及び取扱者】

ウ 炊き出し協力施設

(ア) 調理可能な地域集会所等

(イ) 調理可能な公共施設

エ 臨時炊き出し

災害炊き出し備品を活用した炊き出し

オ 作業注意等

(ア) 炊出しの従事者は、日赤奉仕団員、地域女性の会等、消防団員等の協力を得る。

(イ) 炊出し時には、これによる感染症等の発生を防止するため炊出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液等、炊出し施設ごとに備えつける。

(ウ) 炊出し費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準じる。

(7) 災害救助法による炊出し等

ア 対象

避難所に収容された者、住宅に被害を受けて炊事のできない者、住宅に被害を受け一時縁故地へ避難する必要のある者

イ 給与する食品

被害者が直ちに食べることができる現物

ウ 費用の限度及び実施期間

「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

(8) 食料の調達先

市内を中心とした流通販売等の事業者等から調達する。

※ 災害や避難者等の規模に応じ、市内業者を主に迅速的確な方法で調達する。

【資料編 6.28 災害救助用米穀引渡申請書】

第5 給水計画

◎上水道課 ○教育総務課

1. 計画方針

災害による水道施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する体制を確立することを定める。

2. 計画の内容

(1) 給水の責任者及び給水対象

ア 給水の責任者

(ア) 次表に示す特別の場合を除き、原則として、市が供給の責務を有する。

(イ) 次表に示す特別の事態が発生した場合、法令の定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により水を得ることができない場合	知事	災害救助法 第23条 災害救助法施行規則 第15条
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項により知事が使用停止を命じた場合で同法同条第2項により知事が指示した場合	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第31条第2項
災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合	水道事業者	水道法 (昭和32年法第177号) 第40条

- (ウ) 市において給水できないときは、県生活衛生課長に応急給水の応援要請や、隣接市町の協力を得て実施する。また、知事は、市長から応援の要請があった場合は、自衛隊又は国等へ支援を求める。

イ 給水対象

給水対象は、災害等のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

(2) 体制

ア 給水組織体制

上水道班により施設の応急対策及び復旧及び給水を行う。

イ 役割分担

上水道班は、被害調査を分析のうえ、迅速な応急給水を行う。

全体の実施責任者は上下水道部長とする。

ウ 班員の動員

部長は、被災状況を把握し、復旧対応を班長に指示する。班長は、災害の状況に応じた非常配備体制に従い、班員を参集させる。班で対応できない場合は部内で、部内でもできない場合は、部長が職員班と協議し、応援を求める。

(3) 災害時の水源の確保

ア 災害時における水源は、下記の上水道施設を確保する。

(ア) 水源地等の配水池

(イ) 地下式耐震貯水槽

(ウ) 伴谷東小学校プール

(エ) 水口小学校プール

イ 考えられる水源の種類

(ア) 浄水場の貯留水、配水池の貯留水

(イ) 井戸水

(ウ) 自然水（川、ため池等の水）

(エ) プール、受水槽、防火貯水槽の水

(オ) その他の貯留水

ウ 水源の水質検査・保全

確保した水源の水が飲料に適するかどうかの検査をするとともに、災害時に消毒、ろ過等による水源浄化等の方法について定めておく。

(4) 給水用資材の調達

ア 給水用資材の設置等については、次のとおりとする。

(ア) 給水袋

給水袋は平常より、6ℓ給水袋 3,000 枚程度を備蓄しておくが、不足する場合は隣接市町より借用する。

(イ) 給水車及び給水タンク

災害に備え、給水車及び給水タンクの整備拡充を実施する。

(ウ) 甲南地域市民センター前広場に地下式耐震貯水槽を設置してあるので、拠点給水の要として最大限活用する。

- (エ) その他、他市町よりの給水応援を受ける。
- (オ) 市で給水ができなくなった場合には、隣接市町への給水の応援依頼をする。給水の費用等については、応援市町の水道料金に基づき支払う。

(5) 給水

ア 給水対象地域の把握

災害発生後速やかに給水が必要な地域を把握する。

イ 給水目標

- (ア) 1人1日3ℓとして3,000人3日分を地下式耐震貯水槽で確保する。
- (イ) 6ℓ給水袋を3,000枚備蓄により6,000人/1日分を賄う。
- (ウ) 1,000ℓ給水車、1,500ℓ～500ℓタンク（車搭載用）を設置する。

ウ 給水の優先順位

給水の優先順位は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等、緊急性の高いところから給水する。

エ 給水方法

給水の方法は次のとおりとする。

- (ア) 補給場所（甲南地域市民センター前広場設置の地下式耐震貯水槽、各浄水場、配水池）
- (イ) 給水場所（各小中学校及び公共施設）

オ 地震発生時の給水

■地震発生後の時間経過毎の給水計画

時間経過	市民	災害対策本部
地震発生後 24時間程度 まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (3リットル/日・人を目安)	・「災害時職員初動マニュアル」に基づく給水
地震発生後 3日程度まで	・上記事項の継続 ・応急給水により飲料水を確保 ・家庭用井戸の活用 (近隣家庭への協力)	
地震発生後 4日目以降	・上記事項の継続 ・応急給水活動に協力	・上記事項の継続 ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬給水

(6) 計画において整理する事項

応急対策計画を進めるに当たって、今後整備する内容を次のとおりとする。

- ア 災害時における飲料水の供給協力に関する協定
- イ 給水、浄水に関する備蓄
- ウ 補給水利所在地及び水量一覧表
- エ 職員連絡表、動員計画表
- オ 災害時の水源一覧表
- カ 緊急時用浄水装置の設置

(7) その他、留意事項

- ア 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配備しておく。
- イ 給水の使用については、生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用する。また、給水状況について広報する。

ウ 社会福祉施設、医療機関等においても必要な飲料水を備蓄する。

3. 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握及び応急復旧

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮設工事を実施し、水道による給水を行う。なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒を強化し、かつ残留塩素の確認を励行する。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに市本部へ電話等で報告し、後日文書で提出する。

(2) 応急復旧の順位としては、次のとおり行う。

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(3) 復旧順位

配水管路の応急復旧工事業者の協力を得ながら復旧を行うが、復旧順位として次の順序で行う。

ア 水源地及び給水拠点までの配水管

イ 病院等の緊急給水施設への配水管

ウ その他の配水管

(4) 応急復旧用資機材の調達

災害発生時に備え、必要な応急復旧用資機材をあらかじめ調達しておくものとし、また常に整備点検しておく。

4. 災害救助法による飲料水の供給

(1) 給水の責任者

災害救助法が適用された場合の給水責任者は本部長となる。

(2) 給水対象

災害のため、飲料水を得ることができない者とする。(必ずしも住宅に被害を受けた者に限らない。)

(3) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、これにより難い場合は、市本部長は県本部長の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）により、期間を延長する。

(4) 費用の限度

水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

第6 生活必需品等供給計画

◎商工労政課、○危機管理課、○観光企画推進課、○農業振興課

1. 計画方針

災害発生時には、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき被災者に対し生活必需品を給与又は貸与することにより、被災者の生活の安定を図る事を定める。

また、必要とされる生活必需品等の量が市本部で確保できる量を超える場合には、県本部に備蓄物資の払い出しを要請する。

2. 計画の内容

(1) 生活必需品の供給対象者

災害救助法による生活必需品の給与又は貸与は災害にあつて住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失し又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(2) 被災世帯への対応

ア 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給は原則として知事からの委任に基づき市長が行う。

費用の限度及び期間については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度」に定めるところによる。

イ 災害救助法の適用に至らない場合

災害救助法が適用された場合の支給等に準じる。

ウ 衣料等物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の供給等の基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は次に掲げるもののうち、必要最小限度のものとする。

(ア) 寝具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等

(イ) 外衣：作業衣、婦人服、子供服等の普段着

(ウ) 肌着：シャツ、パンツ、ズボン下、襦袢等

(エ) 身の回り品：タオル、手拭等

(オ) 炊事道具：なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等

(カ) 食器：茶碗、汁碗、皿、はし等

(キ) 日用雑貨品：石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等

(ク) 光熱材料：マッチ、ローソク、プロパンガス及び器具等

(ケ) 衛生用品：紙おむつ、生理用品等

(コ) その他：哺乳びん、化粧品、電化製品等

エ 物資の調達先

災害や避難者等の規模に応じ、市内業者を主に迅速的確な調達方法により行う。

(3) 避難所への対応

市備蓄資材及び支援物資を避難所と調整連携しながら、必要な生活必要品を避難所に配送する。備蓄や支援物資以外のものについては、原則災害救助法が適用された場合の支給等に準ずる。また、備蓄や支援物資で賄いきれない場合は、必要に応じて市内業者を主に調達する。

(4) 救援物資の受け入れ体制

市民等をはじめ自治体等から寄せられる救援物資は、物資調達配給班が受付け、仕分け等を行い、

I 第7章 災害時の応急対策

物資の搬入量に応じて搬送する。

なお、個人からの救援物資の受け入れに関し、次の事項に関して渉外広報班を通じて呼びかけるものとする。

ア 救援物資の被災地への送付は依頼項目に限定し依頼する。

イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記する。

(5) 地震発生後の生活必需品等の供給

■地震発生後の時間経過毎の生活必需品等供給計画

時間経過	市民等	災害対策本部
地震発生後 24時間程度まで	・市民等の相互支援により対応	・「災害時職員初動マニュアル」に基づく生活必需品等の供給
地震発生後 3日程度まで	・上記事項の継続 ・市による供給により生活必需品を確保	
地震発生後 4日目以降	(同上)	・上記事項の継続 ・県外から輸送された物資を避難所等に輸送、供給

第7 燃料供給計画

◎商工労政課、○管財課

1. 計画方針

燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平常時から必要な措置を講じるものとし、災害により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

2. 計画の内容

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、市は各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体等との連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

市は、滋賀県石油協同組合（以下、組合という。）に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。組合は、県や市の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

(4) 市民への広報

市は、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について渉外交渉班を通じて定期的に情報を提供する。

燃料の確保（県地域防災計画）

県は、滋賀県石油協同組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

第8 愛玩動物対策計画

◎生活環境課、○環境未来都市推進室、○危機管理課

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。

1. 実施体制

市民環境部が統括し、産業経済部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。

2. 愛玩動物の保護

(1) 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。

(2) 住居等に残されている愛玩動物への対応

動物愛護団体等に寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。

(3) 飼い主不明愛玩動物への対応

飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。

(4) ボランティアの活用

災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。

(5) 負傷した愛玩動物の治療

被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、関係団体の協力を得て保護収容し応急処置に努める。

(6) 愛玩動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

3. 被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方

被災者と愛玩動物が同行避難した際の避難所での専用収容スペースや避難所における適正飼育等、愛玩動物の受け入れに関する対策について、以下の検討を行う。

- ・愛玩動物同行者専用の避難所開設
- ・避難所での専用収容スペース
- ・避難所における愛玩動物の適正飼育
- ・必要物資の調達

第9 住宅対策計画

◎住宅建築課、○都市計画課

1. 計画方針

災害が発生した場合、住宅の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害を防止することが必要である。また、災害により住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を設置及び供与することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのため市本部は県本部と協議し応急仮設住宅の設置及び供与に係る計画を確立し、それに基づいて応急仮設住宅を設置することを定める。

住宅応急対策としては、迅速な被災者の住居の確保、災害時の復興に必要な他の建築物のための用

地確保や省資源、既存住宅の利活用、地域コミュニティの維持等に配慮するため、「被災住宅の応急修理、公営住宅等の一時提供、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅」の順に優先して被災者に対する住宅の提供を行う。なお、応急仮設住宅の設置及び供与に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

2. 計画の内容

(1) 応急仮設住宅の設置、供与

ア 入居対象者

(ア) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住宅がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

- a 居住していた住宅が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- b 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- c 住宅を賃貸し、又は購入するための資力がない。

(イ) 災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

イ 入居者の選定

市本部（市）は、被災者からの聞き取り調査を基として行い、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

県は、災害救助法が適用された場合、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、必要に応じ市本部（市）に選定事務を委任することができる。

ウ 応急仮設住宅の設置

市本部は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の設置適地を選定しておく。県本部は、災害が発生した場合には、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、公益社団法人県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、賃貸型、建設型の順に応急仮設住宅を設置する。なお、高齢者、障がい者等の要配慮者のための住宅として、段差の解消やスロープ、手すり等が設置された住宅を必要に応じて確保する。

【資料編 1.4 応急仮設住宅設置予定地】

エ 規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅設置・供与の際の規模等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

オ 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市本部（市）は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅のあっせん等を積極的に行う。

カ 公的住宅のあっせん

激甚な災害のために応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では住宅対策が十分でない場合、市営住宅への入居あるいは関係機関等への協力要請を行ったうえで、県が管理する公的住宅への入居あっせんを行う。

(2) 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、市は各施設被災住宅の被害状況調査に基づき、以下のとおり、被災

住宅の応急復旧修理を行う。

ア 応急修理

市本部は、被災住宅の居室、炊事場及び便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、住宅の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災住宅の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、市長にその業務を委任することができる。

イ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

ウ 応急修理対象者

災害のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 被災建築物応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震等による二次災害の防止のため、県の支援により判定士を確保し、倒壊の危険性及び落下物の危険性等の判定を実施する。

ア 応急危険度判定実施本部の設置

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、応急危険度判定実施本部を原則設置する。また、被災宅地危険度判定実施本部とも連携する。

イ 建築物に関する被害状況の把握

建築物の被災報告に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査にあたっては、市民の情報を参考にする。

ウ 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定の実施を準備する。

(ア) 応急危険度判定士の確保

県に応急危険度判定士の確保を要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受け入れ施設の確保

応急危険度判定士の受け入れ施設を確保する。

(ウ) 作業実施のための準備

作業実施に向けて次の事項を準備する。

a 担当区域の配分

b 判定に必要な資料の準備

c 判定作業に必要な資機材の確保

d 判定統一のための打合せ実施

(エ) 応急危険度判定コーディネーターの育成

震災時における被災建築物応急危険度判定の実施を円滑に進めるため、応急危険度判定士の配置等判定業務を円滑に進めるうえで必要な、応急危険度判定コーディネーターの育成を日頃から系統的に進めるものとする。

エ 応急危険度判定の実施

専門災害ボランティア等の被災建築物の応急危険度判定士と協力して、被災建築物の応急危険度判定を実施する。なお、被災建築物の応急危険度判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき実施する。

オ 判定結果の表示等

(7) 応急危険度判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載したうえで、建物等の見やすい場所に貼る。

(4) 応急危険度判定結果の周知

「危険」又は「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に周知する。

カ 「危険」と判定された所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。

(4) 被災宅地危険度判定の実施

災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、判定士によって被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する目的で宅地の危険度判定を実施する。

ア 被災宅地危険度判定実施本部の設置

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定実施本部を原則設置する。また、応急危険度判定実施本部とも連携する。

イ 宅地に関する被害状況の把握

宅地の被災報告に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査にあたっては、市民の情報も参考にする。

ウ 被災宅地に対する危険度判定の実施準備

県と連携し、被災宅地に係る危険度判定の実施を準備する。

(7) 宅地判定士の確保

県に宅地判定士の確保を要請する。

(4) 宅地判定士の受け入れ施設の確保

宅地判定士の受け入れ施設を確保する。

(7) 作業実施のための準備

作業実施に向けて次の事項を準備する。

- a 担当区域の配分
- b 判定に必要な資料の準備
- c 判定作業に必要な資機材の確保
- d 判定統一のための打合せ実施

(エ) 判定調整員の育成

大規模災害時における宅地危険度判定を円滑に実施するため、宅地判定士の配置等判定業務を円滑に進めるうえで必要な、判定調整員の育成を日頃から系統的に進めるものとする。

エ 危険度判定の実施

被災宅地の危険度判定は、被災宅地危険度判定協議会が定めた「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき実施する。

オ 判定結果の表示等

(7) 危険度判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）に対処方法を記載したうえで、見やすい場所に表示し、当該宅地の関係者だけでなく、付近の通行者にも識別できるようにする。

(イ) 危険度判定結果の周知

「危険」又は「要注意」と判定された宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を所有者・管理者や市民に周知する。

カ 「危険」と判定された所有者等への対応

危険度判定により「危険」と判定された宅地の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。

第10 医療救護計画

◎医療政策室、○信楽中央病院、甲賀保健所、公立甲賀病院

1. 計画の方針

災害のため、被災地の市民等が医療及び助産の手段を失ったとき、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図ることを定める。

2. 計画の内容

(1) 医療救護活動

ア 実施者

(ア) 市本部は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

また、災害対策本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町及び相互応援協定締結市町や県に応援を要請するものとする。

災害対策本部は、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に基づき、災害時の医療救護体制を確立する。

フェーズに応じた4段階の医療救護活動（県地域防災計画）

県は、県本部並びに災害対策本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)に応じた4段階の医療救護活動を以下のとおり示している。

・第1フェーズ(発生から3時間程度)

初動体制

災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

・第2フェーズ（3日以内）

災害派遣医療チーム（DMAT）派遣

負傷者のトリアージ、応急処置及び搬送

・第3フェーズ（4日から2週間）

医療救護班、こころのケアチームの派遣

・第4フェーズ（2週間~2ヶ月程度）

医療救護活動の終了

(イ) 災害救助法が適用された場合は、知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき日本赤十字社滋賀県支部長が実施し、市本部は日赤市地区として活動する。

(ウ) 日本赤十字社滋賀県支部長は、このほか日本赤十字社本来の業務として必要に応じて医療助産活動を行う。

イ 実施体制

(ア) 医療救護の実施体制

病院等の被災状況により健康福祉部救護班は、病院班に医師、看護師等の派遣命令を出し、医療チ

ームを編成して被災現場及び救護所（避難収容施設に設置）での医療、助産活動に当たるほか、甲賀保健所及び公立甲賀病院の協力を得ながら市内及び近隣市町の病院にも協力を求める。

また災害の規模及び発生状況に応じ、県地方本部を通じて県本部に医療チームの出動を要請する。

(イ) 医療チームの編成

医療チームの人員構成は、医師 1 人、看護師 2 人（必要に応じ助産師 1 人を加配）、事務員（保健師を含む）2 人とし、医師が責任者となる。

上記の陣容で、公立甲賀病院、病院班で少なくとも各 1 チームを編成した上で県医師会や甲賀湖南医師会、さらに市内民間病院に応援を要請し、数チームをもって救護活動に当たる。

(ウ) 医療チームの業務

- a 傷病者に対する応急処置
- b 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
- c 搬送困難な患者及び軽症患者の医療
- d 死亡の確認及び遺体の検案への協力（死因その他の医学的検査）
- e 市本部との連絡と調整
- f 状況により助産活動

(エ) 医療救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ医療救護所を設置し、医療及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、医療救護所を設置する場合の予定場所は次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- a 集中して負傷者が出る地域
- b 避難場所
- c 市関係外部施設
- d その他医療救護所の設置が必要な場所

(オ) 緊急医療班の派遣要請

被害の程度が深刻で、本市における医療救護体制のみでは応急医療対策の実施が不十分と判断される場合、県地方本部（甲賀保健所）を通じて県本部に対し指定医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣要請を行う。

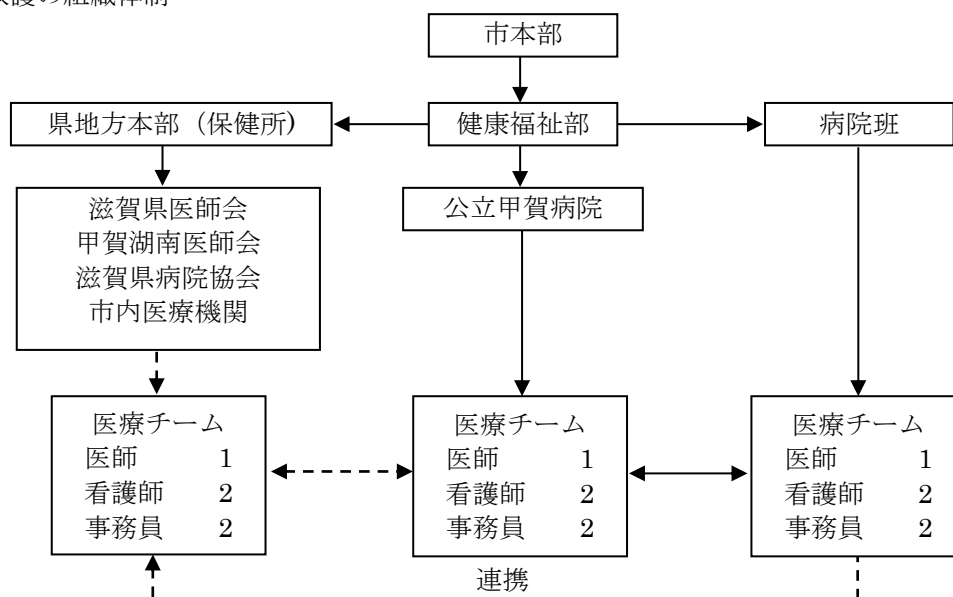
(カ) トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案のうえ治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するため、トリアージを実施する。

(キ) 医薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、市内及び市外薬店、薬局等より調達する。また県地方本部（甲賀保健所）を通じて滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請する。

■医療救護の組織体制



(2) 病院等の被災状況等の把握

救護班は消防本部等と連携し、消防無線、衛星電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況等を把握する。

ア 重症及び人工透析等継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認

患者受入に当たっての不足医療資器材及び不足医療従事者（医師・看護師等）等

イ 救護班の派遣体制の確認

(ア) 派遣可能救護班数

(イ) 派遣可能医療従事者数

(ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資器材及び不足医療従事者（医師・看護師等）等

ウ 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能の停止又は低下している病院等の確認

(ア) 簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等

a 重症及び人工透析等、継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

b 原状復帰に要する修繕等

(イ) 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）

a 入院患者の実態

(3) 医療救護の対象、範囲等

ア 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の手段を失った者であること。

イ 範囲

応急的なものは次のとおりとする。

(ア) 診察・トリアージ

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置手術、その他治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(ウ) 看護

(4) 助産救護の対象、範囲等

ア 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の手段を失った者

イ 範囲

(ア) 分べん介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(5) 医療機関

著しく異常かつ激甚な非常災害であり、当該災害に関わる臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対する住居の迅速な提供が必要と認められるときには、当該災害を政令で指定し、政令で定める区域及び期間において市長が開設する臨時の医療施設等については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第4章の規程は適用されない。（災害対策基本法第83条の3）

ア 近辺の主な市内外の入院可能医療機関

【資料編 1.9 医療機関】

イ 市内診療所

【資料編 1.9 医療機関】

ウ 医師会連絡先

【資料編 1.9 医療機関】

(6) 医薬品、医療資器材の調達先

医療及び助産活動に必要な医薬品及び医療資器材等の調達は市内及び市外薬店、薬局等より調達する。

【資料編 1.9 医療機関】

第11 文教対策計画

◎教育総務課、○学校教育課、○社会教育スポーツ課、○保育幼稚園課

1. 計画方針

災害等の発生時の児童等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を行うことについて定める。

2. 計画の内容

(1) 学校、保育園等における防災体制

風水害や火災等の非常時に備え、『非常変災時その他緊迫事態における市町村立学校の非常措置基準（平成27年2月4日施行）』における基準に基づき、園・学校長（施設長）は、園・学校（施設）の実状や児童等の実態に応じた防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

また、市内保育園等も学校の対策に準じた防災体制による対応を行う。

ア 関係情報の収集

気象の状況によって災害の発生が予想される場合には、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意する。

(ア) 県下全域に渡り影響が予想される暴風警報が発表された場合 逐次正確な情報の把握を行う。

- (イ) 大雨、洪水、大雪等に関する警報が発表された場合
市本部や甲賀警察署、消防本部と連絡を取り周辺の状況把握を行う。

(2) 児童等の安全措置

ア 特別警報・暴風警報・特別の発表時等における措置

(ア) 特別警報・暴風警報発表時における措置

a 臨時休業

- ①午前7時において大雨、暴風、大雪等を含む特別警報及び暴風を含む警報が発令中の場合は、臨時休業・休園とする。
- ②午前7時において警戒レベル4（避難指示）が中学校区内で発令された場合は、該当する中学校区内の全小中学校は臨時休業とする。

b 終業時刻の繰り上げ

- ①児童等が学校・園の管理下にあつて特別警報・暴風警報が発表された場合には、下校等の措置をとる。
- その際、学校は児童等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況を勘案の上、適切な措置をとる。
- ②警戒レベル4（避難指示）が発令された場合は、該当する中学校区内の全小中学は、b①と同様の措置をとる。
- ③大雨、強風、洪水、落雷、大雪等による危険性が高まった状況を把握した場合、学校もしくは中学校区内の全小中学校の協議により終業時刻の繰り上げ措置を行うことがある。
- ④警戒レベル3（高齢者等避難）発令時においてもb①と同様の対応について協議する場合がある。

(イ) 特別警報・暴風警報発表前における特例措置

- ①午前7時以前の段階にあつても、当該時刻における特別警報・暴風警報の発表が必至と判断される場合、特別措置として園・学校（施設長）は市教育委員会及びこども政策部と協議の上、臨時休業・休園の措置をとる。
- ②園・学校（施設）の管理下にあつて、大雨、暴風、大雪等を含む特別警報及び暴風を含む警報の発令が必至の場合は、特別措置として市教育委員会及びこども政策部と協議の上、終業時刻の繰り上げ等の措置をとる。
- 学校は、保護者への引き渡し、学校待機等の適切な措置をとる。その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況を勘案の上、適切な指示及び指導を行う。

(ロ) 特別警報・暴風警報解除後の措置

午前7時までに特別警報・暴風警報が解除された場合においても、通学・通園途上において災害等の危険が予測される場合には、園・学校長（施設長）は市教育委員会及びこども政策部と協議の上、児童等を自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰り下げ又は臨時休業等の措置をとる。

イ その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発表時における措置

その他の警報の発表にともない、児童等の通学等において災害の危険が予測される場合は、園・学校長（施設長）は市教育委員会及びこども政策部と協議の上、臨時休業、始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ等の適切な措置をとる。

ウ 始業時刻以前の休業及び始業時刻の繰り下げの伝達

午前7時点で特別警報・暴風警報が発表中の場合は臨時休業であることを普段から徹底するとともに、園・学校長（施設長）の判断による休業又は始業時刻の繰り下げ等の措置は、始業時刻以前においては、非常連絡網等を使った電話網の他、次の放送手段を活用し、伝達する。

(ア) 音声放送

(イ) 株式会社あいコムこうかケーブルテレビ

(3) 園・学校長（施設長）の措置

ア 園・学校長(施設長)は、園・学校(施設)の立地条件等を考慮し、常に災害時における応急の教育・保育計画を策定するとともに、児童等の避難訓練の実施、災害時における登下校対策等の措置を講じる。

イ 園・学校長(施設長)は常に気象状況に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項に留意し、応急教育・保育体制に備えること。

(ア) 学校・園行事、会議、出張等の中止

(イ) 災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討

(ウ) 市教育委員会及びこども政策部、甲賀警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認

(4) 応急教育・保育実施の予定場所及び教育・保育実施者の確保措置

市教育委員会及びこども政策部はあらかじめ、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により学校授業・保育等が災害のため中断することのないよう、応急教育・保育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員等に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議、教職員・市民等に対して周知徹底を図る。

災害の程度	応急教育・保育の予定場所	教育・保育等実施者確保の措置
学校・園の一部の校舎・園舎が災害を受けた程度の場合	1) 特別教室、屋外施設等を利用する。 2) 二部授業等、授業・保育の実施方法について柔軟に対応する。	1) 被災し勤務できない者が少数の場合は、学校等内において操作する。 2) 管内の学校等間において操作する。
学校・園の校舎・園舎の全部が災害を受けた場合	1) 公民館等公共施設を利用する。 2) 隣接学校・園の校舎・園舎を利用する。	3) 隣接学校・園より可能な範囲内において応援を受ける。 4) 被災し勤務できない者が多数のため、前記1)～3)の方法によっても授業・保育の実施が困難な場合は、県教育委員会に派遣の要請、県子ども・青少年局に人材の照会をする。
特定の地区全体について相当大きな被害を受けたとき	避難先の最寄の災害を受けなかった学校、園、公民館等公共施設を利用する。	
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄の学校、園、公民館等公共施設を利用する。	

(5) 応急教育・保育対策

ア 被災状況調査の実施

学校教育班及びこども支援班は、応急対策等の方針を決定するために、次の項目について被災状況を速やかに収集し、市教育委員会及び市本部に連絡報告する。

(ア) 園・学校施設の被害状況

(イ) 社会教育施設の被害状況

(ウ) 教職員の被災状況

(エ) 児童等の被災状況

イ 教育施設等の応急復旧対策

園・学校(施設)の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

なお、学校施設以外の教育施設については、速やかに平常業務を行えるような応急措置をとるとともに、市民等の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は一時使用を禁止する。

(ア) 校舎、園舎、運動場の応急復旧

軽易な校舎等の被害については、即時応急修理を行い、通学・通園の危険のなくなった場合は直ちに授業・保育等を再開できるようにするが、教室に不足が生じた場合は特別教室を転用する等の措置をとる。運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎等の復旧完了を待って復旧するものとする。

また、いずれも被害が甚だしく、応急修理では使用に耐えないときは、一時学校・園等を閉鎖する。

(イ) 備品関係の応急復旧

破損又は冠水等によって使用不能になった児童等の用机・椅子の補充は、被災していない市内の学校等から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

(ウ) 学校・保育施設等の緊急使用

避難所、又は災害対策関連施設の設置等で体育館等を使用するときは、施設の被害程度を考慮し、市本部及び防災機関とよく協議したうえで決定する。

ウ 応急教育・保育の実施

応急教育・保育の実施については、被害状況に応じ、教育・保育の実施場所、実施方法及び児童等への連絡方法等を考慮のうえ、学校教育班及びこども支援班において事態に即応した措置をとる。

(ア) 学校・保育施設の確保

学校・保育施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路等の遮断等によって通常の授業・保育を行うことができないときは、被害等のない最寄りの学校・園又は他の公共施設において授業・保育を行う等の措置をとる。

(イ) 教職員等の確保

応急教育・保育を実施するに当たって、学校教育班は必要な教職員の確保を行い、こども支援班は必要な保育士の確保を行う。

災害により教職員・保育士等の多くが被災し、応急教育・保育の実施に支障がある場合は、県教育委員会、県子ども・青少年局との協議のうえ、次の方法によって教職員等を確保する。

a 学校教育班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、出務等を指示する。また、教員免許状所持者で現職にない者の一覧表を学校教育班に備え、必要に応じて派遣する。

b こども支援班は、各保育園等の保育士不足数の状況により一時的な保育組織の編成を検討し、出務等を指示する。また、保育士免許状所持者で現職にない者の一覧表をこども支援班に備え、必要に応じて派遣する。

(ウ) 応急教育の方法

被害の程度に応じ、教育の場所を公民館等に変更し、又は学校が避難施設として学校の目的外に使用される場合や、教科書、学用品等の損失も当然生じることとなるので、次の点に留意して応急教育を実施する。

a 教科書、学用品を損失した児童等のみが負担にならないよう措置する。

b 授業が不可能になる事態が予想される場合、勉学の方法、量等をあらかじめ通知(周知徹底)をする。

c 授業が不可能な事態が長期にわたる時は、連絡の方法、組織(PTA、子ども会等)の整備を工夫する。

(6) 教科書の確保

ア 市教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

イ 県教育委員会は、市教育委員会の報告に基づき補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所(滋賀教科図書販売株式会社)に補給を依頼する。なお、教科書の支給は、各学校が損失状況を把握したうえで取次店に発注して行う。文房具及び通学用品等の支給は、学校教育班が各学校からの損失状況報告に基づいて一括発注して行う。

ウ 災害救助法の適用された場合は、福祉救援班と協議調整し、円滑に処理する。

(7) 給食等の措置

- ア 災害状況を調査して「災害発生に伴う準要保護児童、生徒給食費補助金」の申請を行い補助金を受ける。
- イ 災害状況により応急給食が実施できるようにする。
- ウ 給食の中止
 - (ア) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
 - (イ) 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
 - (ウ) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
 - (エ) 給食物資の調達が困難なとき
 - (オ) その他給食の実施が外因事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき（なお、この場合給食再開に当たっての衛生管理には十分な注意を払うものとする。）
- エ 被害を受けた物資の状況を県本部（保健体育課）に速やかに報告し、その物資の処理方法等について指示を受ける。

(8) 就学援助等

- ア 学校納付金等の減免
 - 被災した児童・生徒・園児に対し、納付金等の減額、免除等を行う。減免額については、被害の程度及び実情に応じて決定する。
- イ 就学援助
 - 学校教育班は、園・学校長(施設長)から就学援助を必要とする児童等の報告があった場合は、被害の程度及び実情に応じて就学援助を行う。

(9) 避難所開設時の対応

- 園・学校（施設）において避難所が開設される場合、園・学校長(施設長)は次のような措置を講じる。
 - ア 避難場所の開設等に協力し、学校等管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。この際には次の点に留意する。
 - (ア) 授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市本部と協議する。
 - (イ) 各園・学校（施設）の実状に応じた避難所開設時用マニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
 - (ウ) 園・学校（施設）は平素より市教育委員会及びこども政策部との情報交換・連絡を行っておく。
 - (エ) 園・学校(施設)へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた市民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、園・学校（施設）、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。
 - イ 高校生については、安全が確保できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

(10) 避難等に係る防災体制

- ア 幼児、低学年児童、障がい児等の対応

- (ア) 実態を把握するとともに適切な指導ができる体制をつくる。
- (イ) 職員だけでは対応できない場合には、自治振興会、区・自治会の協力を求める。
- (ウ) 特別支援学校に当たっては以下の点に留意する。
 - a 常に市民や関係医療機関と十分な連携を図る。
 - b スクールバスの運行に関して、経路や時刻等を県及び関係市町の教育委員会並びに甲賀警察署及び消防本部に連絡しておく。
- (エ) 医療的ケア児に当たっては以下の点に留意する。
 - a 保護者、各関係機関及び医療機関と十分な連携を図る。
 - b 救急搬送を依頼する可能性がある場合等、必要な場合には消防本部に連絡しておく。
 - c 医療的ケアに必要な物品等の運搬者を確保する。
 - d 医療機器用の電源が必要となる場合があるため、発電機等を確保する。
 - e 医療的ケアを行うためのスペース及びプライバシー保護のため周りから見えないよう配慮する。

イ 通信機器の確保

緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。

ウ 巡回・引率体制の確立

- (ア) 職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- (イ) 医療的ケア児に対しては、看護師による巡回・引率体制を確保し、保護者の協力を得る。

エ 防災マップの作成

通学路、通園路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバスの運行経路等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。

オ 職員への周知徹底

各園・学校（施設）については、防災体制についての校及び園内研修等を位置づける等職員への周知徹底を図る。

(11) 地震時の園・学校における応急対策

地震発生時において、園・学校長（施設長）は次のような措置を講ずる。

ア 園・学校内（寄宿舎を含む）での課業・保育中の場合

- (ア) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 災害の規模、児童等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
- (ウ) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校に児童等を留めおく等の処置をする。
- (エ) 状況に応じ市本部との連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとる。
- (オ) 低学年児童、障がい児等の誘導に当たっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や市民等の協力を得る。

イ 園・学校外での活動中の場合

- (ア) 園・学校長（施設長）不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。

- (イ) 園・学校長(施設長)不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、園・学校長(施設長)に連絡する。そのとき連絡の手段として携帯の通信機器(携帯電話等)を携帯する。

ウ 課業・保育時間外の場合

- (ア) 市内で震度 5 弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、園・学校長(施設長)及び職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、園・学校長(施設長)、教頭以外の職員で勤務校が遠隔地の場合(原則的に自転車等で 120 分以上)は、自宅から最寄りの園・学校又は市施設等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- (イ) 職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務園・学校又は該当園・学校へ登園・登校し、園・学校長(施設長)の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集を行う。

■発災直後の参集に関する規定

区 分	実 施 規 定
園・学校長(施設長)	・児童等の状況の把握と対策・対応への指示・指導 ・教育委員会及びこども政策部へ報告
教 頭	・児童等の状況の把握と対策・対応への指示・指導
教務主任	・全校児童等の安否確認
学年主任	・学年児童等の安否確認
各学級担任	・担任児童等の安否確認
看護師等	・医療的ケア児等のバイタルチェック及びケアの実施

第12 文化財災害応急対策計画

◎歴史文化財課

1. 計画の方針

災害が発生した場合、文化財等の被害を最小限におさえるよう、迅速な応急対策を実施することについて定める。

2. 計画の内容

万一文化財に破損等が生じた場合は、管理者より被災状況の報告を届出させ、社会施設班はこの報告を関係機関に報告するとともに、関係機関指導のもとに復旧計画を策定する。

災害が発生した場合、速やかに以下の措置をとる。

- ・文化財管理者に対し、被災状況の情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに必要に応じて係員を現地に派遣する。
- ・被災状況調査の実施を行う。
- ・被害の著しい場合は、管理者及び県教育委員会と協議しながら移設可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。
- ・文化財の移設若しくは、破損等が生じた場合は、関係機関(国、県)に対して事後の報告を行う。

【資料編 4.6 市内文化財一覧表】

第13 行方不明の捜索及び遺体の収容・検視並びに火葬(埋葬)計画

◎生活環境課、○環境未来都市推進室、○生活支援課、市消防団、甲賀警察署

1. 計画方針

行方不明又は死亡者が発生したときは、市本部が甲賀警察署と緊密な連携を保ちつつ、捜索及び収

容を行い、死亡者については、検視のうえ、火葬（埋葬）を実施することについて定める。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、市本部は、日赤担当窓口として活動する。

2. 計画の内容

(1) 行方不明の搜索

- ア 行方不明の搜索は、市本部が甲賀警察署と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- イ 遺体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合は、県地方本部及び遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。
- ウ 市本部は、身元不明遺体の写真撮影を行う他、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、身元を確認する。
- エ 市本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索に当たる。

(2) 遺体の検視及び処理

- ア 市本部は、遺体を発見した場合は、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会のもと検視を行う。
- イ 遺族が混乱期で遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検索を行うことが出来ない場合、現場において仮設収容所等を設け処理器具資材等搬入の上、遺体の洗浄、縫合、消毒等について処理する。

(3) 遺体の収容

- ア 医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、市本部が関係機関等の協力を得て、その収容、引渡しに当たる。
- イ 遺体が多数ある場合は、甲賀斎苑又は近接の公共施設を利用して遺体を収容し、検視、引渡等を行う。遺体収容等のための適切な建物がない場合は、天幕、幕張り等の整備を設ける。
- ウ 検視後遺体を毛布に包み、担架でもって搬送車で遺体収容所に搬送し、収容する。
- エ 遺体は、遺体収容所に到着順に仮安置する。
- オ 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。
- カ 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- キ 遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票の整理のうえ納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。
- ク 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して収容所に提出する。
- ケ 身元の確定した遺体については、遺族に引き渡す。
- コ 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。
- サ 遺体の身元は判明したものの、引き取り者が不明な場合、或いは身元が判明したものの、引き取り者がこれを拒否した場合は、市長がこれを引き取り、墓地、埋葬等に関する法律により処置する。

(4) 遺体の処理に関わる手続き等

収容棺及び納棺に際して必要な物品は、市内外の業者から調達する。

(5) 遺体の火葬

遺体の火葬は、甲賀斎苑の火葬場に移送し、火葬台帳に記載のうえ火葬に付する。市本部単独で対応不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。

また、市本部は火葬を円滑に実施するため次の事務を行う。

- ア 死亡者数の把握
- イ 火葬計画の作成
- ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイス及び棺等資材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置及び市民等への情報提供

(6) 行方不明者に対する措置

行方不明者の届出のあった際は、住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し記録する。

(7) 災害救助法による基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理は基準により処理する。

第14 義援金品配分計画

◎会計課、○商工労政課、○地域共生社会推進課、市社会福祉協議会

1. 計画方針

市本部は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内及び県外から災害義援金品の募集及び受け入れを行うこと、また、義援金品の受付については、市本部やその他の関係機関が受付窓口を設けて行うことを定める。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

2. 計画の内容

(1) 義援金の募集

ア 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分考慮しながら、県本部、市本部及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力協同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に市本部においても行う。

イ 義援金の受付

市本部で行う義援金の受付は、義援金品拠出者名簿を用いて会計班が行う。会計班は義援金をその都度、県単位機関へ引継ぐ。ただし、何らかの理由により、引継ぎを行えない場合には、災害義援金専門口座を開設し、当該現金を受け入れる。

また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

海外からの義援金送付や申し入れがある場合、日本円への換金等義援金受付事務が円滑に進むよう協力する。

ウ 義援金の配分

協議会は、市の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決

定する。

市本部は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に基づき、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、以下のとおりとする。

(ア) 死者(遺族)

(イ) 災害により障がい者となった者及び重傷者

(ウ) 住宅を失った世帯、住宅を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯
その他災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ決定する。

(2) 義援物資の募集

ア 義援物資の募集

市本部は災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、市広報等を通じ義援物資の募集を行う。その際、市本部は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

(ア) 被災地において必要とする物資

(イ) 被災地において不要である物資

(ウ) 当面必要でない物資

(エ) 義援物資送付の際の留意事項

(オ) その他の留意事項

イ 義援物資の受付

市本部は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、「輸送計画」に規定されている地域内輸送拠点に災害ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市本部は、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び近隣市町に協力を要請する。

また、大量の義援物資に対処するため、義援物資の搬入・集積・仕分け等一切をまとめてロジスティクス業者に委託することを検討する。

ウ 義援物資の配分

市本部は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。市本部は配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

【資料編 6.39 義援金品拠出者名簿】

【資料編 6.40 義援金品引継書】

【資料編 6.41 義援金品受領書】

【資料編 6.42 現金出納簿】

【資料編 6.43 義援金品受払書】

第20節 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫計画

◎すこやか支援課、○医療政策室、○生活環境課、○環境未来都市推進室、○農業振興課、○林業振興課、甲賀保健所、甲賀広域行政組合衛生センター

1. 計画方針

被災地においては、被災等のため衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれがあるため、感染症の防止措置や防疫等、公衆衛生対策を行うことについて定める。

2. 防疫の実施

(1) 実施者

- ア 災害発生時における被災地の防疫は、市本部が、保健所の指導、指示に基づいて実施する。
- イ 市本部独自では処理不能の場合には、隣接市町、県本部、県地方本部、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- ウ 県本部は被災地の状況、市本部の処理能力等を勘案し感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律(本節において以下「法」という。)に基づく措置を行う。

(2) 防疫組織

ア 災害防疫対策部

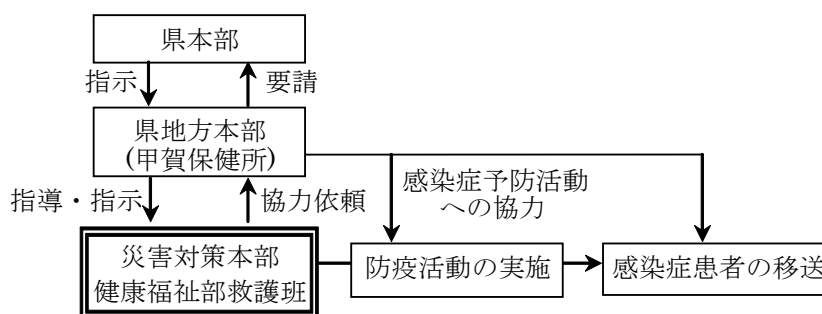
災害に際し、市内の被害状況から勘案して必要と考えられる場合には、速やかに市本部又は災害防疫対策部を設置し、保健所と調整及び協議しながら防疫対策の企画実施及び指導に当たる。

なお、各種作業実施の直接組織として、災害防疫対策部の中に次の班を編成しておく。

(ア) 総務チーム (イ) 防疫チーム (ウ) 医療チーム (エ) 資材チーム

イ 市本部と災害防疫対策部との関係

- (ア) 市本部が設置された時は、即時市本部組織の中に移行するものとし、市本部の各班として、衛生部門を担当し、防疫活動を実施する。
- (イ) 市本部が設置されない時、また閉鎖された時は、災害防疫対策部を開設して防疫業務を推進する。



県の措置（県地域防災計画）

ア 指導

災害発生と同時に保健所を通して、災害地の検病調査及び消毒方法、そ族昆虫駆除その他防疫措置について実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な市町に対しては職員を現地に派遣しその実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導に当らせる。

イ 措置命令、指示

知事は感染症予防上必要と認めるときは災害の規模、態様等に応じてその範囲及び期間を定めて、次の措置の命令または指示を行うものとする。

（ア） 法第 27 条第 2 項による消毒に関する指示(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

（イ） 法第 28 条第 2 項によるそ族昆虫等の駆除に関する指示(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

（ウ） 法第 29 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された物件に係る措置に関する指示(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む)

（エ） 法第 31 条第 2 項による生活用に供される水の供給の指示(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

（オ） 患者等に対する措置

災害地において、感染症患者または無症状病原体保有者が発生したときは、すみやかに入院の勧告措置をとるものとする。ただし、交通途絶等で感染症指定病院及び診療所に入院させることが困難な場合は、なるべく近い非被災地域内の適当な病院及び診療所に入院させるものとする。

（カ） 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示(市町長をして実施させるのが適当な場合に限る。)

ウ 検病調査及び健康診断

（ア） 保健所は、おおむね医師 1 名、保健師(看護師)1 名、助手 1 名をもって、検病調査班を編成し、市町と連携して被災地の検病調査を実施する。

（イ） 検病調査班は、その稼働能力に応じ重点的に検病調査を実施するものとするが、たい水地域においては通常週一回以上、集団避難所においてはできる限り頻繁に行うようにする。

（ウ） 検病調査の結果必要あるときは、法第 17 条の規定による健康診断を実施するものとする。

エ 死亡獣畜の適正処理

健康医療福祉部生活衛生課及び保健所は、市町が実施する死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。

(3) 市本部の行う防疫活動の種別と方法

ア 疫学調査

保健所と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て疫学調査を実施する。

イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める。

ウ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第 27 条第 2 項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行う。(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

エ そ族昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により知事の指示に基づき、そ族昆虫の駆除を行う。(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

オ 感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置

法第 29 条第 2 項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措

置を行う。(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

カ 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、保健所の指導のもとに市本部において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導の徹底を期する。

キ その他の保健衛生措置

(ア) 死亡獣畜の適正処理

市は、県健康福祉部生活衛生課及び保健所と連携し、災害により死亡した獣畜の処理を適正に実施する。

(4) 健康管理相談

災害による生活環境の変化に伴い、被災者や支援者が心身ともに健康に不調を来たす可能性が高いため、必要な保健活動を実施し、常に良好な環境を保ち健康保持を図る。

また被災者や支援者のこころのケアが必要となるため、災害時より指導及びケア活動を実施する。

(5) 記録の整備

市本部で備付を要する記録は以下のとおりである。

ア 災害状況報告書

イ 災害防疫活動状況報告書

ウ 災害防疫作業日誌

エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ そ族昆虫等の駆除に関する書類

カ 家庭用水の供給に関する書類

キ 患者台帳

ク 災害防疫業務完了報告書

【資料編 6.22 災害状況報告書】

【資料編 6.23 防疫活動状況報告書】

【資料編 6.24 災害防疫作業日誌】

【資料編 6.25 患者台帳】

【資料編 6.26 災害防疫業務完了報告書】

第2 食品衛生・環境衛生計画

◎すこやか支援課、○生活環境課、○環境未来都市推進室、甲賀保健所、甲賀広域行政組合衛生センター

1. 計画方針

被災地において、特に食品衛生及び環境衛生については、この計画に定めるところにより迅速に実施し、食品及び調理に起因する危害発生を阻止することにより、被災者に対して安全で衛生的な食品を供給するとともに、衛生的な生活環境の確保に万全を期することについて定める。

2. 計画の内容

(1) 災害緊急検査チームの編成

災害の状況により必要と認めたときは、救護班より災害緊急検査チームを編成し派遣する。

(2) 災害緊急検査チームは、所属長の指揮のもとに次の活動を行う。

ア 食品衛生対策

- (ア) 食品関係施設の被害状況の把握及び情報提供
- (イ) その他飲食に起因する危害発生の防止
- (ウ) 避難所における食品の衛生確保

イ 環境衛生対策

- (ア) 環境衛生関係営業施設の被害状況の把握及び情報提供
- (イ) 被災地における環境衛生確保

第3 環境対策計画

◎生活環境課、○環境未来都市推進室、甲賀保健所

1. 計画方針

被災地における生活環境が悪化しないように、生活環境調査の指導を行うことにより、環境保全を行うことを定める。

2. 環境対策

悪臭、振動、騒音、大気汚染、土壌汚染等、生活環境が悪化するおそれのある場合は、市本部は関係機関と協力して次の対応をとる。また災害で想定される環境汚染の未然防止策を検討する。

- (1) 警察、消防等への通報
- (2) 被災事業所等から有害物質が発生しないよう適切に指導及び处置
- (3) 環境調査の実施や有害物質、危険物の流出を監視

第21節 災害廃棄物処理計画

◎生活環境課、○環境未来都市推進室、甲賀広域行政組合衛生センター

1. 計画方針

災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、必要となる基本的事項を本計画に定めるものとする。また、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月）に基づき、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、本計画と整合性を図りながら、別途災害廃棄物処理計画を適宜見直すものとする。

2. 廃棄物等処理対策

被災地の衛生状態を保つため、清掃、生活ごみ、がれき類等の処理等について必要な処置を講じる。また災害時には、平常時のごみ収集が困難と予測され、大量の一般ごみが滞るため、それらの処置についての対応を行う。

(1) 組織体制・指揮命令系統の整備

災害時における障害物除去、廃棄物の処理及び清掃は、環境班及び衛生センターが実施する。
市は、平常時に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

(2) 計画の内容

詳しくは、「甲賀市一般廃棄物処理基本計画 第5編 災害廃棄物処理計画」による。

II. 風水害・土砂災害編

（水防計画）

第1章 災害予測（風水害・土砂災害編）

第1節 概況

第1 地勢

本市の地形は、1,000m を超える鈴鹿山脈が連なっており、低地までの標高差は 1,000m 以上あり、谷状の地形を琵琶湖に向かって流れる河川は急流となっている。長雨や局地的な集中豪雨に見舞われた場合、河川は激流となり、花崗岩地帯では土砂崩壊の危険が非常に高くなると考えられる。

第2 気象

滋賀県内の気候は地形の影響により若狭湾から北西気流が、大阪湾から南西気流が、伊勢湾から南東気流がそれぞれ流入しやすく、“気流の三叉路”となっている。このため、県内では日本海岸型、瀬戸内型、太平洋型の各気候区が重なり合っている。甲賀市は、概ね瀬戸内型の気候区に属しているが、信楽や土山では標高が高く、琵琶湖に遠く湖水の影響を受けないため、年較差等が大きく、内陸性の特徴も併せ持つ。特に信楽はそれが顕著となる。

瀬戸内型気候区は、温暖で、年間を通じて降水量が少なく、風穏やかなことが特徴である。したがって、甲賀市においては、滋賀県北部でみられるような雪害はほとんどなく、防災上考慮すべき気象災害は、大雨や強風になる。

第3 雨量

甲賀市近傍の雨量観測所（土山、信楽）の 1976 年以降の観測データより、日降水量の最大値は信楽の 235mm（1982/8/1）で、4 年に一度は日雨量 150mm を超える降雨がある。

また、日最大時間雨量は、土山の 60mm（2023/9/11）で、3 年に一度は時間雨量 40mm を超える降雨があり、近年、頻度が高まっている。

平成 25 年 9 月 13 日に小笠原近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北上し、大型の勢力を保ったまま、本州中部を北東に進んだ。この台風の影響により、9 月 15 日 0 時から 16 日 24 時までの総雨量は、甲賀市土山で 364.5mm、甲賀市信楽で 332.0mm を観測する等、各地で記録的な大雨となった。

第2節 水防区域・箇所等

災害対策の目的は、災害を未然に防止することであり、市その他の公共的機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより災害予防に必要な施設の整備をするものとする。

災害が予想される重要計画区域は、次のとおりである。

第1 河川重要水防区域

市内の河川について、その現状と洪水が公共上及ぼす影響の程度を勘案して、河川管理者が重要水防区域を指定している。市は、河川管理者との連絡を密にし、水防活動を円滑に進められるよう努める。

【資料編 3.1 河川重要水防区域及び危険箇所】

第2 浸水被害想定（甲賀市洪水ハザードマップ）

「甲賀市洪水ハザードマップ」は、平成17年に改正された水防法の第14条第1項の規定並びに同条第3項の規定に基づくもので、洪水予報指定河川及び水位情報周知河川に指定された河川において計画規模の降雨による洪水が発生し、その洪水により万が一破堤した場合の浸水想定区域及び浸水深を示す。

なお、現在指定されている浸水想定区域及びその区域内にある特に要配慮者が利用する施設の一覧表については、資料編に示す。

また、浸水想定区域の他、市内の中小河川や農業用水路等、集中豪雨により溢水するおそれがある場所の浸水予測を示した地先の安全度マップが、県によって公表されている。

【資料編 3.18 浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設】

第3 構造物重要水防箇所（ダム・橋梁等）

市は、ダム、堰等の規模、能力等を熟知し、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

【資料編 3.3 堰調書】

【資料編 3.4 ダム調書】

【資料編 3.12 橋梁調書】

第4 土砂災害危険渓流

県が調査公表する市内の土砂災害危険渓流について、参考資料に示す。

【資料編 3.7 土砂災害危険渓流】

第5 地すべり危険地重要水防箇所

県が調査公表する市内の地すべり防止区域・地すべり危険箇所は参考資料に示す。

【資料編 3.5 地すべり防止区域】

【資料編 3.6 地すべり危険箇所】

第6 急傾斜地重要水防箇所

1. 急傾斜地崩壊危険区域

県が調査公表する市内の急傾斜地崩壊危険区域について、参考資料に示す。

【資料編 3.9 急傾斜地崩壊危険区域】

2. 急傾斜地崩壊危険箇所

県は市内の急傾斜地崩壊危険箇所について、その現状と急傾斜地崩壊が公共上及ぼす影響の程度を勘案して、「急傾斜地崩壊危険箇所」を指定する。

【資料編 3.8 急傾斜地崩壊危険箇所】

第7 道路重要水防箇所

市は、事前に異常気象時通行規制区間を定め、異常気象時等により道路交通に危険を及ぼすと判断される場合には、道路交通規制（通行止め）を実施して、事故を未然に防止するものとする。

市道における異常気象時通行規制区間及び規制基準については、資料編に示す。

【資料編 3.11 道路重要水防箇所】

防災重点ため池箇所市は、ため池管理者との連絡を密にし、水防活動が円滑に行われるように努めるものとする。

防災重点ため池箇所調書については、資料編に示す。

【資料編 3.2 防災重点ため池箇所】

第3節 土砂災害被害想定

地域防災計画の検討において被害の想定が必要となる土砂災害については、滋賀県が土砂災害防止法に基づき平成 18 年より指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が公表されている。

現在指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある特に要配慮者が利用する施設の一覧表については、資料編に示す。

【資料編 3.10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】

1. 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令第 2 条）

県が指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

2. 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（土砂災害防止法施行令第 3 条）

県が指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。

【資料編 3.10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】

第4節 山地災害危険地区

本市では、森林面積の約 41%が災害防止に必要な保安林に指定されており、人命、財産等に直接被害を及ぼすと思われる山地災害の危険地も存在している。

また、林道においては、法面崩壊・落石等の発生が予想されるほか、山地災害と同時に路体が流出する危険地が存在する。

【資料編 3.6 地すべり危険箇所】

【資料編 3.13 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）】

【資料編 3.14 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）】

【資料編 3.15 山地災害危険地区（地すべり危険地区）】

第5節 台風・大雨災害

第1 台風災害

南方海上で発生する台風数は年平均 25.1 個で、8 月が最も多く、9 月、7 月及び 10 月がこれについている。このうちの日本に上陸する台風は年平均 3.0 個ぐらいで、近畿地方へはいわゆる二百十日過ぎの 9 月中旬から下旬にかけて最も多く、この頃が最も警戒を要する時期である。

台風による被害は、風と降雨及びその両者の相互作用によって被害が非常に大きくなる。台風による県の暴風雨の様態を調べてみると、台風の経路によってかなり異っており、次に述べる 3 つの型に大別出来る。

1. 北東進型

本県にとって最悪の型で、本県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。

(例) 室戸台風、ジェーン台風、第二室戸台風

本県の東の至近距離を北東進する台風は、特に大雨をもたらす。

(例) 昭和 28 年台風 13 号、伊勢湾台風

2. 北西進型

盛夏期に多く、雨台風である。

3. 北上型

一般に雨台風で、接近の度合によっては風も強い。

■ 県に災害をもたらした顕著な台風

台風名		昭和 9 年 室戸台風	昭和 28 年 13 号台風	昭和 34 年 伊勢湾台風	昭和 36 年 第二室戸台風	平成 25 年 18 号台風
災害状況	死者	47 人	43	16	3	1
	負傷者	641 人	497	114	438	10
	行方不明	—	4	0	0	0
	家屋全壊（流失）	681 戸	522	357	610	10
	家屋半壊	921 戸	1, 198	1, 309	3, 388	279
	床上浸水	—	9, 390	5, 920	250	49
	床下浸水	—	29, 284	19, 816	5, 570	497
	非住家被害	3, 973 棟	—	3, 970	9, 338	104

第2 大雨災害(台風によるものを除く)

1. 発生の条件

梅雨末期から夏期にかけ、本県付近に前線があつて活動が活発になると局地的な大雨を降らすことがある。気圧配置に特別の型はないが、前線を挟んで寒気流と暖気流の接衝が激しく、また日本の南方海上に台風が存在して南海上から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。そして前線が南下するときに強雨が降り、夜半から明方にかけて降る頻度が多くなっている。雨の分布は風速が弱いため台風のように地形的特徴がみられず、予報は非常に難しい。なお、近年地球温暖化の進展に伴い、時間雨量 100mm を超えるような（局地的）集中豪雨が全国的に多発し、予想もしなかった災害（水害）が発生している。

2. 過去の主な災害例

(1) 昭和 28 年 8 月 14～15 日の多羅尾の局地豪雨

前線が日本海から南下、停滞して滋賀、京都、三重の県境附近を中心に大雨を降らせたもの。14 日 9 時～15 日 9 時の日雨量は、県南部では 250mm 以上に達し、その大半は 15 日朝方の数時間の間に

降った。

第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 水害に強いまちづくり

第1 河川対策

◎建設管理課、○危機管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所

1. 計画方針

本市の河川は、野洲川、杣川及び大戸川とその支流で構成されており、水源山地の地質的条件から蛇行が激しいもの、河積が狭小なもの、流路延長が短く急峻なもの等、豪雨時には決壊や洪水の危険性が高い河川が多くなっている。

これらの河川の安全度の向上を図るとともに水防資機材等の点検整備等を行い安全の確保に努める。水防に関しては、県の水防計画に準じて、毎年水防計画を見直し水防活動に備えるものとする。

2. 事業計画

(1) 河川改修の要請

市域には、未だ自然護岸が多く、河床の低下や浸食による護岸の崩壊が目立っており、支流をなす河川の未改修部分が多くなっている。

河川改修事業については、河川災害が発生していることから、地域開発により実施される土地造成、ほ場整備等の諸事業を勘案し、調整しつつ、その安全性を高め維持しながら沿岸の市民等の身体、生命及び財産を守ることにより福祉の向上を図り、地域の長期的展望に基づいて積極的に進めなければならない。

現在着手している河川改修を促進するとともに、未改修河川についても、適正な維持管理を進め、積極的に取り上げ改修に着手するよう河川管理者へ要請する。

(2) 危険箇所の周知と警戒避難体制の整備

水防法第14条及び14条の2の規定に基づく浸水想定区域における警戒避難対策を以下のとおりとし、合わせて地先の安全度マップも用いることで市民等の安全な避難を確保する。また、ハザードマップ等の作成・配布により、市民等に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難場所等を周知する。

ア 洪水予報等の伝達

「避難勧情報発令マニュアル」により、市民等及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する。

イ 警戒避難体制の整備

浸水想定区域にある自治会の風水害時における避難場所をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、自治会ごとに順次定める。

ウ ハザードマップの作成・配布

浸水想定区域の市民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、浸水する区域や水深を示したハザードマップを配布し、浸水被害についての危険性の啓発に努める。

エ 要配慮者利用施設の避難体制の確立

洪水浸水想定区域及び地先の安全度マップの浸水範囲の要配慮者利用施設の管理者については、水防法第15条の3第1項に基づく、避難確保計画を作成し、洪水時の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

【資料編 3.18 浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設】

第2 ため池対策

◎農村整備課、農業委員会事務局

1. 計画方針

市域においては、農業用水確保のため、ため池が各所に数多くあるが、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加並びに兼業化による管理体制の弱体化等により危険にさらされるため池が見受けられる。

ひとたび決壊等の事態となれば、その被害は農業関係にとどまらず、人命、住宅、公共施設等にも及ぶ。このため早期に調査を実施のうえ危険性の高いため池や貯水量の大きいため池については、順次改修補強事業の実施に努めるとともに台風期等の水位操作等の管理及び保全指導等の徹底強化を期し、災害発生の未然防止と民生の安定を図る必要がある。

2. 事業計画

(1) 改修工事

老朽ため池の改修については、防災上の必要性から早期改修を積極的に推進する必要がある。国費補助事業の「ため池等整備事業」で実施し、また国の採択基準に該当しないものについては、県単独補助事業及び市単独補助事業等で実施する。

(2) 施設管理

ため池の管理者には、下記の項目について管理の徹底を依頼する。

- ・巡視による異常の早期発見と緊急避難体制
- ・草刈りの励行
- ・斜樋、底樋の排水体制の点検整備
- ・堤体の応急補強
- ・余水吐及び下流放水路障害物の除去
- ・不用貯水の排除及び事前放流

第3 その他農業用施設の対策

◎農村整備課、○農業委員会事務局

1. 計画方針

農業用水を取水するため設置された施設が、築造後経年とともに構造が河床変動等により、不適當又は不十分であるものについて、整備補強等の改善措置を講ずることにより被災を未然に防止する。

堰等の責任者、管理受託者、操作責任者は、各々の施設の点検を行い、特に出水期中は厳重に注意し、操作に支障を出さないことを念頭に置く。

また、用排水路については、浚渫や除草、障害物の除去、破損箇所の修理に努め、水路中の各種ゲートの整備、点検及び操作を確実に行うものとする。

2. 事業計画

この対象事業は、国費補助事業「農業用河川工作物応急対策事業」等で、国や県等の事業区分及び採択基準により事業主体を定め実施する。

3. 保全管理

(1) 管理の徹底

樋門、堰の管理責任者は、当該施設の点検を行い、特に出水期間中は厳重に注意し操作への支障排除に努める。

(2) 点検整備の実施

用排水路については、浚渫・除草・障害物の除去、破損箇所の修理に努めるとともに各種施設の整備点検操作を確実に行う。

第4 防災ダム対策

甲賀土木事務所、○建設事業課、○農村整備課、○上水道課

1. 計画方針

県は、一定規模の洪水に対し、ダムで調節を行い下流河川の水害の低減と渇水時における河川流量の安定を図る。

2. 事業計画

(1) 施設の改善と管理体制の強化

県は、既設の青土ダムにおいては、管理の適正を期すために施設設備の改善を実施し、管理体制の強化を図る。

(2) ダム建設の促進

流域の重要性と近年の出水状況を考慮して、ダムを起点とした大戸川の河川改修を実施したいことから、国土交通省直轄ダムの大戸川ダム（大戸川）の建設促進を図る。

第5 農地関係湛水防除

◎農村整備課、○農業委員会事務局

1. 計画方針

河床上昇等の排水河川の流況変化による排水能力の低下、流域内の開発等による流出量の増加等を原因とした立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域を対象として、排水路、排水機、排水樋門等を改修若しくは新設することにより、湛水被害を防止する。

2. 事業計画

農地を洪水被害から守るため、排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の悪化並びに排水能力の低下等に伴う湛水被害の増加に鑑み、排水路及び排水機を改修若しくは新設に努める。

第2節 土砂災害に強いまちづくり

第1 地すべり対策

甲賀土木事務所、○建設管理課、○建設事業課

1. 計画方針

県は、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、区域内での行為の制限及び地すべり防止工事の実施を推進するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立し、居住地域並びに耕地の被害防止に努める。

2. 事業計画

県は、地すべり等防止法第7条に基づき地すべり防止区域全般について適正な管理を行うため地すべり防止施設の管理と区域内の定期的パトロール、雨量計の観測を実施し、地すべり等防止対策工事の推進を図る。

第2 砂防対策

甲賀土木事務所、○建設管理課、○建設事業課

1. 計画方針

県は、集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、次の事業を推進する。

- (1) 荒廃山腹からの土砂の流出を抑制するための山腹工事
- (2) 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工事
- (3) 溪床安定をはかり縦横浸食を防止するための床固工事、護岸工事
- (4) 土石流発生危険溪流における総合土石流対策

2. 事業計画

(1) 砂防事業

県は、土石流対策として、溪流に砂防堰堤工、床固工、溪流保全工等を計画的に施工し、避難行動要支援者対策等についての対応を推進していく。

(2) 総合土石流対策

- ・土石流に対処するための砂防工事の推進
- ・土石流危険溪流の周知
- ・警戒避難体制の確立
- ・情報の収集、伝達及び防災意識の普及

(3) 土石流危険溪流の警戒

県は、土石流の発生を予防するため砂防事業の促進を図るとともに、行政、市民が一体となって、日頃から監視警戒の意識高揚に努める。

また、土砂災害の危険性を示す兆候を発見した市民等が、市(建設部)へ緊急に連絡するとともに、市民等が相互に協力して早期に避難する体制を併せて整備する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

イ 溪流が急激に濁りだした場合や、流木等がまじり始めた場合

- ウ 降雨が続いているにも係らず、溪流の水位が急に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し流れが止められている危険があるため）
- エ 溪流の水位が降雨量の減少にも係らず低下しない場合
- オ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

第3 急傾斜地崩壊対策

◎建設事業課、○建設管理課、甲賀土木事務所

1. 計画方針

急傾斜地の崩壊による災害から市民等の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するとともに、その崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、市民等の生活の安定と市域の保全に努める。

2. 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所対象の整備事業

急傾斜地崩壊危険箇所を対象に下記の採択基準により行う。

ア 補助急傾斜地崩壊対策事業（人工がけは除く。）

- (ア) 急傾斜地の高さが 10m 以上であること。
- (イ) 移転適地がないこと。
- (ウ) 人家概ね 10 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

イ 急傾斜地崩壊対策事業（人工がけは除く。）

- (ア) 急傾斜地の高さが 5m 以上であること。
- (イ) 人家概ね 5 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。
- (エ) 前各号のほか知事が特に必要と認めたもの

(2) 未指定危険箇所の調査及び市民への危険箇所の周知

未指定の急傾斜地は、各行政区より聞き取り調査を行い、危険箇所周辺の市民への周知徹底と日頃から監視警戒の意識高揚に努める。

第4 土砂災害警戒区域等における対策

◎建設管理課、○危機管理課、○都市計画課、○建設事業課、甲賀土木事務所

1. 計画方針

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条の規定に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、土砂災害警戒区域における警戒避難対策を以下により確立し、市民等の安全を確保するとともに、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布により、市民等に対し危険区域、土砂災害に関する情報、情報の発令基準及び伝達方法、避難場所等を周知する。

なお、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備のため保安林として指定されている区域、地滑り防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

2. 事業計画

(1) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

「避難情報発令マニュアル」により、市民等及び要配慮者の迅速な避難を確保する。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある区・自治会の土砂災害時における避難先（当該避難先が土砂災害警戒区域にある場合は、最寄の安全な避難先）をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、区・自治会ごとに順次定める。

(3) ハザードマップの配布

土砂災害警戒区域内の市民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒区域を示したハザードマップを配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努める。

(4) 要配慮者利用施設の避難体制の確立

土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者については、土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づく、避難確保計画を作成し、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

【資料編 3.10.4 土砂災害（特別）警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設】

第5 治山対策

◎林業振興課、甲賀森林整備事務所

1. 計画方針

荒廃している森林の復旧整備や土砂の流出を防止するため、復旧治山事業や予防治山事業等を推進し、県営治山事業等を要望するなか、人家の裏山等における里山防災整備事業を推進し、小規模で直撃型の災害に対しては単独治山事業等の推進を図る。また、山地災害危険地区については、未然に見回りを実施するとともに、市民へ周知を行い、林業関係団体から情報収集に努める。

山間地域の市民の日常生活道路として、また、災害時における資材運搬道路としての林道については、早期に災害箇所を復旧するとともに、特に防災上重要な路線については、改良事業等を推進し強化を図る。

2. 事業計画

市域の山腹崩壊危険地区に対しては、土留工等の山腹基礎工を施行した上、山腹斜面の早期緑化により安定させ、山崩れによる被害の防止を図る。

また崩壊土砂流出危険地区等の荒廃溪流に対しては堰堤工、谷止工、床固工等を施工して山脚部の安定を図るとともに、既設工作物の点検を実施して亀裂や洗掘部の補修を早急に実施する。

また、人家周辺に対しては里山防災整備事業により防災機能を高め、小規模崩壊等については、県単独治山事業等によって対処する。

3. 基幹林道整備

集落間やう回路等の防災上重要な基幹林道は、孤立集落の防止、物資の輸送等非常に重要なため、林道の整備を促進する。

第6 造林対策

◎林業振興課、甲賀森林整備事務所

1. 計画方針

森林のもつ土砂流出防止や水源涵養等の機能の発揮によって、山地溪流の荒廃、洪水の防止を図る。

市域の保全と、木材資源の保護、培養のため、造林事業を推進する。

2. 事業計画

造林事業は、山林労働者の不足、労賃の高騰、加えて外材輸入による木材価格の低迷、また、これらによる経営意欲の減退等種々の条件により将来が懸念される。

しかし、森林のもつ公益的機能に対する期待が一層深まる中で、造林事業を推進し、保育及び間伐等の適正かつ計画的な実施を図るものとする。また、人工林に対して樹下植栽等を、有用天然林の育成については、不用木を除去する等の育成複層林施業を推進する。

第7 宅地防災対策

◎都市計画課

1. 計画方針

広範な都市化現象の進行による宅地需要の拡大に伴い、市域の丘陵地、山間部では宅地開発が増加している。秩序のない開発によって、がけ崩れや土砂の流出等の災害が予想されるため、このような開発行為に対して都市計画法に基づく開発許可制度による規制を加え、良好な宅地開発を推進する。また宅地災害を未然に防ぐため宅地防災月間を定め啓発に努める。

2. 事業計画

(1) 宅地防災月間

梅雨期及び台風期に備えて、市民及び事業者に注意をうながし、必要な防災対策を行うよう指導する。また、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与するため 5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 9 月 30 日までを宅地防災月間と定め、その期間内は防災パトロール、標語の設置、ポスターの掲示等の諸事業及び広報活動を行う。

第3節 水防施設等の整備

風水害に対処するため、水防法の規定により市内の区域における水防の責任を十分に果たし、水害の防ぎょ及びこれによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設の充実強化を図る。

第1 水防倉庫

◎危機管理課、○建設管理課

設置場所は水防に便利な場所を選び、適当な場所がないときは堤防法肩その他治水上支障のない所へ設置するものとする。

【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】

第2 備蓄資材、器具

◎危機管理課、○建設管理課

水防用資材は、次の基準により配備するよう努めるものとする。

- (1) 資材中腐触傷のおそれのあるものは常に点検し、新しいものを備蓄しておくこと。
- (2) 資材確保のため水防区域付近の資材業者等の手持資材量を調査しておいて緊急時の補給に備えること。
- (3) 資材器具を使用、又は減損したときは、直ちに補充しておくこと。

【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】

第3章 風水害・土砂災害に強い人づくり

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 水防技術向上のための訓練

第1 水防訓練の実施

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

市は水防法第 32 条第 2 項に基づき、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行い、水防技術の向上を図る。

第2 水防訓練実施の通達

◎危機管理課

水防訓練を実施するときは、あらかじめその日時、場所、方法等について、甲賀土木事務所長、並びに県土木交通部長に連絡し、指示を受け終了後直ちにその状況を報告するものとする。

第2節 身分証明標

市消防団

水防団員であることを示す身分証明標については、消防団員証をもって身分証明標にかえるものとする。

第4章 風水害・土砂災害に強いシステムづくり

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 気象等の観測

気象に関する自然災害防止を図るため、予報、警報等を的確に把握し、これらの適切な通知等気象業務設備の整備、充実を図る。

第1 雨量の観測・通報

◎危機管理課、○各地域市民センター、○建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所

1. 通報の時期

水防管理者（市長）は、必要と認められるとき天候が回復するまでの間、甲賀土木事務所長と緊密な連絡を取り、各管下の雨量の報告を受ける。

第2 水位の観測

◎危機管理課、○各地域市民センター、○建設管理課、○建設事業課、市消防団、甲賀土木事務所

1. 通報河川

水防法第12条に基づき、県が管理する河川とする。

水防管理者（市長）は、甲賀土木事務所（量水標管理者）が自らの判断で増水（出水）のおそれを知った場合、若しくは水位の変動を監視して水防団待機水位に達した場合、それぞれ甲賀土木事務所（量水標管理者）より通報を受ける。

2. 通報の時期

市に対する県からの通報は、水位が下記の状況に達した時点で実施される。

- ア 水防団待機水位に達したとき
- イ 氾濫注意水位に達したとき
- ウ 避難判断水位に達したとき
- エ 氾濫危険水位に達したとき
- オ ピーク時の状況（最高水位）
- カ 氾濫注意水位まで下がったとき
- キ 水防団待機水位まで下がったとき

3. 水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の基準

水防団待機水位	1) 計画高水流量の約2割の流量に相当する水位 2) 1年に5～10日発生する程度の水位 3) 有堤部ではほぼ高水敷きに洪水がのる水位 ※ この基準には、それぞれ3項目の決定方法があるが、これらの条件をすべて同時に満足する必要はなく、その河川の事情を十分に勘案し、最も適切な水位を決定する。
---------	--

氾濫注意水位	1) その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位 2) 平均低水位から計画高水位までの間の下から6割の水位 3) 約3年に1回起こる程度の水位 ※ ここに平均水位とは、年間の毎日の水位の平均、すなわち平均水位より低いすべての水位の平均を意味するが、場合によっては年間の最多水位以下の水位の平均、又は平水位（年間185日はこれを下回らない水位、すなわち185日水位）以下の平均を平均低水位と呼ぶことがある。 4) 「洪水予報対象河川」で氾濫注意情報（洪水注意報）の発表に用いられる水位。
避難判断水位	1) 氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。 2) 河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、情報の伝達や避難等に要する時間を氾濫危険水位から考慮した水位。 3) 市民等の避難に資する情報を提供するという観点から定められる水位。 4) 「洪水予報対象河川」で氾濫警戒情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。
氾濫危険水位	1) 主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」で、洪水により堤防の決壊(破堤)等の災害が起こる(無堤部では相当な浸水被害が発生する)おそれがある水位。 2) [洪水予報対象河川]で氾濫危険情報(洪水警報)の発表に用いられる水位。

第3 観測・通報の充実

◎危機管理課、○各地域市民センター、○建設管理課、○建設事業課

各防災機関は、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。また、気象観測、河川水位測定等に従事する職員等の教育及び育成に努める。

1. 気象観測業務及び予警報の伝達

市は、風水害をはじめ気象に関する自然災害による被害の軽減を図るため、気象台及び県が発する予報及び警報等を的確に伝達するための施設の整備充実を図る。

2. 観測業務及び予警報伝達

市は、洪水等の情報を的確かつ迅速に入手するため、水位観測業務施設を整備充実させるよう努める。予警報の伝達については、「避難情報発令マニュアル」に定める。

第4 雨量・水位情報の公表

◎危機管理課、○各地域市民センター、○建設管理課、○建設事業課

インターネットで雨量・水位情報を公表している。

滋賀県防災ポータル <https://dis-shiga.jp>

モバイル版 <http://www.shiga-bousai.jp/mobile/kasen.html>

滋賀県土木防災情報システム <https://shiga-bousai.jp/index.php>

県内各地の雨量観測データ及び水位観測データを県庁で総括し、市に配置された端末から最新情報を共有することができるシステムである。このシステムから提供されるデータをもとに対策実施の判断を行う。

第2節 避難体制整備計画

第1 風水害の避難基準

◎危機管理課、○各地域市民センター、市消防団

気象予警報・水防警報・水位情報の通知・土砂災害への対応・警戒避難体制・避難のための立ち退きについては「避難情報発令マニュアル」に定める。

第2 決壊等の通報

◎危機管理課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

水防法第 25 条に基づき堤防等が決壊した場合は、水防本部長（市長）又は水防団長及び甲賀広域行政組合消防本部消防長は直ちにその旨を甲賀土木事務所長、及び氾濫の及ぶおそれのある湖南市及び大津市に通報するものとする。

第3 水防信号

◎危機管理課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

水防信号は、水防のため出動する車両に掲げる標識および水防信号に関する規則（昭和 24 年滋賀県規則第 70 号）の規定による。

第4 避難経路・避難路計画

◎危機管理課、○各地域市民センター

避難経路・避難路計画は「Ⅰ編 第 7 章 第 17 節 避難救出計画」の定めに従う。

第5 早期開設の避難場所

◎危機管理課、○各地域市民センター

- (1) おおむね 2 3 小学校区ごとの公共施設を「早期開設の避難場所」とする。
- (2) 「早期開設の避難場所」を設置することで、市民の早めの立退き避難を促す。
- (3) 早期注意情報等により事前予測が可能な台風のような災害を主として運用する。
- (4) ゲリラ豪雨による突発的な土砂災害等の場合は、避難情報発令地区に指定緊急避難場所を開設し対処する。また、区・自治会に協力をいただき自主避難場所の開設を促す。

【資料編 10.1 避難所台帳】

第5章 災害時の応急対策（風水害・土砂災害編）

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 水防組織整備計画

第1 水防組織

◎危機管理課、○人事課

市内における水防が充分行われるよう水防本部を「災害時職員初動マニュアル」により設置する。

第2 市の水防体制・非常配備

◎危機管理課、○人事課

市の水防体制、組織構成、任務分担等は「災害時職員初動マニュアル」に定める。

第3 水防団の非常配備

◎危機管理課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

1. 水防本部（消防団）の非常配備

水防管理者（市長）が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 市が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防指定河川にあっては、警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして水防法第30条による知事からの指示があった場合

2. 水防団員（消防団員）の水防配置

(1) 出勤準備

水防管理者（市長）は、次の場合に水防団長（消防団長）に対して出勤準備を命ずるものとする。

- ア 河川の水位が消防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出勤の必要が予測されたとき。
- イ 県知事から準備のための警報を受けたとき。
- ウ 洪水予報が発せられたとき。
- エ 彦根地方気象台の注意報・警報と雨量計等の状況から土砂災害の発生が予測されたとき。
- オ その他水防上必要と認められたとき。

(2) 待機

水防団（消防団）は、水防及び土砂災害に関する出勤命令があったときは、速やかに所定の詰所に集合し団長の指示を待つものとする。団長は、水こう門、堰堤、溜池等の水防上重要工作物のある箇所への所属部員の派遣、水位観測堤防監視のため、一部の所属部員を派遣させるものとする。

(3) 出勤

水防団（消防団）は所定の詰所から、警戒巡回体制につくものとする。出動命令は概ね次の状況の際発するものとする。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- イ 土砂災害発生のおそれがあるとき。
- ウ 出動の指令を受けたとき。

これらの場合は直ちに甲賀土木事務所長にその旨を報告する。

3. 水防団員（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が解除されるまでの間、第17条の規定に基づき、この計画に従って活動するものとする。

又、土砂災害に際し、市民等の避難誘導を速やかに実施し、災害による被害を最小限にとどめる活動についても、あわせて実施するものとする。水防団長（消防団長）は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、その分団の水防作業を応援させることができるものとする。

第4 監視及び警戒

◎危機管理課、市消防団

1. 堤防の監視

市は、必要に応じて、巡視員を定めて堤防の巡視にあたらすとともに、消防団待機水位に達した場合には監視員を定めて堤防の監視にあたらせる。

2. 河川、堤防の巡視等

- (1) 水防団長（消防団長）は、洪水予報の通知を受けたときは、団員が随時、河川及び堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を市に報告するものとする。なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防のため出動する車両に掲げる標識および水防信号に関する規則第1信号又はその他の通信手段により市民等に周知するものとする。
- (2) 水防団長（消防団長）は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、団員が河川及び堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちに、その状況を市に報告するとともに、第2信号又はその他の通信手段を使い団員を出動させて水防作業にあたらせ、その旨を市又は水防本部に報告するものとする。
- (3) 水防団長（消防団長）は、堤防の決壊又はこれに準ずるべき事態が発生し、水防のための地域内の市民等の協力を求める必要があるときは、直ちに第3信号及びその他の通信手段を使って、その旨を水防本部に報告するものとする。
- (4) 水防団長（消防団長）は、洪水の危険が切迫し、直ちに市民等の避難立退きを必要とするときは、第4信号又はその他の通信手段を使って連絡するとともに、安全な場所に避難誘導を開始し、その旨を水防本部に報告するものとする。

3. 水こう門、堰堤、溜池等の操作

- (1) 水こう門、堰堤、溜池等の管理者は、あらかじめその監視員との連絡方法等を定めておくこと。

- (2) 監視員は常に河川工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにしておくこと。
- (3) 水こう門、堰堤、溜池等の管理者は気象状況の通知を受けた時は、水位の変動を監視し必要に応じ監視員の出動を命じ、状況によって必要な措置をとるとともに、市又は水防本部に連絡すること。
- (4) この連絡を受けた水防本部は、管理者と協議し、状況等を甲賀土木事務所に連絡すること。

4. 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平常時より市と連絡を密にし、出水時において厳重な警戒をし、危険を発見又は予想されるときは市に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

第5 水防解除

◎危機管理課

水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ気象状況等から水防の必要がなくなったときは、水防解除をする。

1. 水防解除の周知

水防本部長は、水防解除を命じたときは、これを一般に周知させると共に、甲賀土木事務所長及び県水防本部に対し、その旨を報告するものとする。

2. 関係機関への周知

水防本部長は、水防解除にしたときは、連絡体制の切り替えとともに関係機関に周知せしめるものとする。

第6 地震後の対応

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所

地震が発生した場合、その規模によっては、河川管理施設等に二次災害の牽引ともなる重大な被害が発生することが予測されるので、必要に応じて市及び河川管理者は共同して河川巡視・点検を実施するものとする。

※ 当面は震度5弱以上の地震が発生した場合に巡視・点検を実施するものとする。

第2節 他の水防機関との協力、応援

第1 水防管理団体相互の協力・応援

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課

1. 協力体制の確保

隣接する湖南省、大津市と協力応援等水防事務に関し、連絡体制を整備し、協力できる関係を構築する。

2. 緊急時の応援要請

水防法第23条に基づき緊急の必要がある場合は、他の市町村に対して応援を求める。

3. 応援対応

他の市町村から応援を求められた場合には、水防に支障のない範囲で必要な器具資材を携行急援する。この場合応援を求めた管理者の下に行動する。

第2 警察官の援助要求

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課

水防法第22条に基づき、水防のため必要があると認めるときは、甲賀警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、「Ⅰ編 第7章 第3節 災害警備計画」の定めに準じる。

第3節 救護体制整備計画

第1 風水害・土砂災害避難計画

◎危機管理課、○各地域市民センター

1. 計画方針

市本部は、台風や集中豪雨により土砂災害や水害が発生しうる状況となった場合又は災害が発生した場合に、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域に居住する市民にその情報を的確に周知するとともに、さらに生命財産等が危険な状況となるおそれがある場合、迅速な避難を図る。

2. 計画の内容

(1) 災害情報収集

No	情報の種類	情報収集手段及び機関
1	河川水位情報	甲賀土木事務所、滋賀県土木防災情報システム
2	土砂災害警戒雨量情報	甲賀土木事務所、滋賀県土木防災情報システム
3	ダム情報	甲賀土木事務所河川砂防課河川第一・ダム管理係（青土ダム管理事務所）、野洲川ダム管理事務所
4	気象庁の情報	NTT FAX
5	県防災行政無線	県防災危機管理局
6	調査応急対策班	現地調査
7	市民等の情報	通報

(2) 災害の警戒避難基準

高齢者等避難又は避難指示は、「避難情報発令マニュアル」に定める。

(3) 避難情報の種類

避難情報の種類と市民等に求める行動を「避難情報発令マニュアル」に定める。

(4) 土砂災害に関わる避難のための立退きの指示等の解除における助言

市長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限り、災害対策基本法第 61 条第 1 項の規定による避難のための立退きの指示を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し助言を求める。

第2 避難及び避難誘導

◎危機管理課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、放送事業者

避難及び避難誘導は「Ⅰ編 第 7 章 第 17 節 避難救出計画」に定める。

第4節 土砂災害応急対策計画

◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所

1. 計画方針

地震、風水害等により災害が発生した場合、土砂災害警戒区域等・土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所では斜面崩壊・崩落が発生し、被災者が避難時にこれらの土砂災害に巻き込まれるおそれがある。従って災害発生後、被害の状況を把握する等、市民等の安全対策を講じ、被災した施設の復旧を実施するとともに、二次災害の発生を予防することを定める。

2. 応急対策計画

(1) 基本方針

市本部は、地震や風水害による被害を軽減するため、応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、被害状況の巡視を実施するとともに各関係機関と協力し、被害個所の早期応急復旧を図る。

(2) 危険箇所の警戒巡視活動

ア 実施体制

道路河川対応班は、大雨、洪水等の異常気象及び地震が発生したときは、危険箇所の現地視察を実施する。また、被災の状況により県地方本部、調査応急対策班、農林対応班及び消防団にも応援協力、情報提供を依頼する。

イ 巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、山地災害危険地及びその他の箇所について、次の順位で行う。

(ア) 各住宅地周辺の危険箇所

(イ) 緊急輸送道路沿道の危険箇所

(ウ) 各住宅地から避難所までの避難ルート沿道の危険箇所

(エ) その他の危険箇所

(オ) 指定危険箇所以外で必要な場所

ウ 被害発見時の措置

被害発見者は、次の対応を行う。

(ア) 巡視の際に被害を発見した者は現場にロープを張る等の処置を行った上、直ちに市本部に通報し、次の指示を待つ。

(イ) 市本部の指示を受けるまでに、消防署、甲賀警察署等により交通障害物の除去の実施等が伝達された場合は、これに協力する。

(3) 二次災害予防

ア 二次災害が生じないように点検巡視を行うとともに、二次災害のおそれのある場合においては市民等の避難等の対策を適切に行う。

イ 震災後の降雨等により地すべり、がけ崩れ、土石流等の二次災害の危険性が高い地域については、市民等の警戒、避難のための立退きの指示等を出すとともに、ブルーシートがけ、土のう積み等の応急対策を実施する。

(4) 危険箇所の応急対策

崩壊崩落等によって被害を受けた施設については、県地方本部、施設管理者及びその他関係機関の

協力のもと、迅速な応急対策を行う。

3. 土砂災害警戒区域等・土石流危険渓流周辺及び急傾斜地崩壊危険箇所等における応急対策

土砂災害警戒区域等・土石流危険渓流周辺及び急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害から人命を守るため、市の警戒避難体制の整備を図る。

(1) 危険箇所の防災パトロールの実施

道路河川対応班は、災害危険箇所に対し関係機関との調整を行い、防災パトロールを強化する。

(2) 警戒避難基準

高齢者等避難又は避難指示は「避難情報発令マニュアル」に定める。

(3) 避難の実施

警戒避難基準に従い、速やかに避難を指示する。避難行動要支援者に対しては、その状態に応じて支援及び介助を実施する。

(4) 被災箇所の応急対策

市本部長は、応急復旧の優先順位により、市内等の災害時における応援救援協定を行っている建築土木業者等にその復旧作業を依頼する等の対応を行う。

第5節 事前行動計画（タイムライン）

◎危機管理課

1. 基本方針

台風等が頻発化・強大化する近年の気象現象のもとで、今後はより一層きめ細かな対策が必要との考え方から、国、県が対策の一つとして、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」の導入を推進しており、本市としてもその考え方を取り入れ、台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検等事前に実施すべき対応を整理した事前行動計画の導入を推進する。

2. タイムライン導入の目的

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各課がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待される。

このため、市では、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、甲賀市タイムライン（仮称）の策定・導入を進めることとする。市本部は、地震や風水害による被害を軽減するため、応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、被害状況の巡視を実施するとともに各関係機関と協力し、被害個所の早期応急復旧を図る。

3. タイムラインとは

タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」（*1）、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。（*2）

*1：米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団による緊急メッセージより

*2：国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より

【参考事例】米国におけるタイムラインによる災害対応

アメリカでは 2005 年のハリケーン・カトリーナ等巨大ハリケーンの対応の経験をもとに、ハリケーンの襲来等事前に予測が可能な災害に対しては先を見越した対応により減災が可能であるとの考え方から、被害の発生を前提に組織間が連携して事前の行動計画「タイムライン」を定める動きが進んでいる。

2012 年のハリケーン・サンディの襲来時には、予想上陸時間の 36 時間前に州知事が避難勧告を発表する等、ニュージャージー州においてタイムライン式事前行動計画が実行に移され、早期避難の実施等が功を奏し、家屋被害の規模に比して、人的被害は大きく抑えられた。

我が国でも、平成 25 年 10 月の台風第 27 号の襲来時に、三重県紀宝町が初めて試験的にタイムラインで台風対応を行う等、導入の動きが見られる。

ニュージャージー州 ハリケーン用タイムライン

TIME LINE(タイムライン)	ACTIVITY(防災行動)
H-120(上陸120時間前)	各機関の防災行動レベルを2へ
H-96	避難所の計画と準備
H-96	住民避難の計画と準備
H-72	州知事による緊急事態宣言
H-48	防災行動レベルを3へ格上げ
H-48	郡と州の避難所準備
H-36	車による(一方通行)避難の準備
H-36	州知事による避難勧告の発表
H-36	郡と州の避難所開設
H-12	車による(一方通行)避難の開始
H-24	公共輸送機関の停止
H-12	緊急退避
H-0(上陸)	警察・消防団は活動停止・避難

第6章 費用負担と公用負担

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 他の市町村に対する応援に係る費用

◎危機管理課

他の市町村に対する応援のために要する費用は、事前に定めた応援協定の定めに従い、応援を求めた市町村間で応分負担する。

第2節 公用負担の原則

◎建設事業課、○危機管理課

1. 公用負担

水防法第 28 条により、水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車、その他の運搬具・器具の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

2. 損失補填

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損害を補償するものとする。

第7章 水防報告と水防記録

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 報告すべき事項

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課

1. 市が甲賀土木事務所長に緊急に報告すべき事項

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
- (3) 破堤、氾濫したとき。
- (4) 土砂災害が発生したとき。
- (5) その他必要と認める事態の生じたとき。

第2節 水防計画実施の報告

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課

水防活動を実施した水防管理者（市長）は、水防活動が終結したとき、遅延なく次の事項を取りまとめ、水防記録を作成してこれを保管するとともに、滋賀県水防計画に定める報告書様式により甲賀土木事務所長に報告する。

- 1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- 3) 警戒出動並びに解散命令の時刻
- 4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5) 水防作業の状況
- 6) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置と効果
- 7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9) 応援の状況
- 10) 居住者出動の状況
- 11) 警察関係の援助の状況
- 12) 現場指揮の官公署氏名
- 13) 立退の状況及びそれを指示した理由
- 14) 水防関係者の死傷
- 15) 殊勲者及びその功績
- 16) 殊勲水防団とその功績
- 17) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

※注意事項：水防実施状況報告書記載上の注意

- 1) 水防管理団体（市）は水防を行ったとき、箇所毎に作成する。
- 2) 水防管理団体（市）は箇所毎に報告書に集計をつけ、甲賀土木事務所へ 3 部提出すること。
- 3) 集計表は本様式を利用し、水防実施個所の欄には箇所数のみ記入すること。

- 4) 破堤があった場合、原因欄は水防管理団体（市）の水防従事者の立場よりみて記入すること。
- 5) 水防活動に関する自己批判欄は水防管理団体（市）で記入する。
- 6) 水防に使用した資材は別に報告すること。
- 7) 水防作業を実施しなくとも警戒のため出動した場合も本表により提出すること。

III. 特殊災害（事故災害）編

第1章 特殊災害（事故災害）に強いまち・人・システムづくり

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

第1節 鉄道施設災害予防計画

◎公共交通推進課、西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、近江鉄道株式会社、一般社団法人近江鉄道線管理機構、信楽高原鐵道株式会社

災害を予防するため、次の事業者は、あらかじめ定めた災害予防計画等に基づき、施設・設備の防災性能の向上、災害対策用資材の確保並びに輸送力の確保、職員の防災訓練等の実施を推進する。

- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・近江鉄道株式会社
- ・信楽高原鐵道株式会社

ただし、信楽高原鐵道の災害予防については、別途「Ⅰ編 第4章 第5節 第8 鉄道施設の安全化」に定める。

第2節 危険物施設等災害予防計画

第1 危険物施設災害予防計画

甲賀広域行政組合消防本部、○危機管理課

1. 保安体制の強化

消防本部は、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理、貯蔵取扱い基準の遵守等を図るとともに、施設の自主防災組織の育成のため種々の活動を推進する。

2. 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、危険物安全週間において、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、消防関係機関等と協力して危険物に対する保安管理意識の高揚及び危険物に関する知識の啓発を図る講習会、研修会等の保安教育実施を推進する。

危険物規制に係る指導の強化危険物施設の立入検査を適時実施し、厳密かつ的確な行政指導を行う。

(1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導

(2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導

(3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導

(4) 危険物の貯蔵取扱い等、安全管理についての指導

3. 安全対策に対する指導内容

(1) 屋外タンクからの危険物の流出を防止するために、次の区分について重点的に検査指導を行う。

- ア タンク底板の腐食度
- イ 防油堤の破損・亀裂の有無
- ウ 通気管及び安全装置の作動状況
- エ 配管・弁等の損傷の有無
- オ 計器類の作動状況
- カ 消火設備、警報設備の維持管理
- キ 保安教育の徹底
- ク 危険物施設の耐震性調査の実施

(2) 防油堤の維持管理については、事業所に対し日常的な点検を指導する。。

(3) 地下タンクからの危険物の漏洩を防止するため、給油取扱所及びその他の地下タンク保有事業所に対し、漏洩検査管（二重殻タンクにあっては漏洩検知装置）による漏洩の有無の確認及び定期点検の実施を徹底するよう指導する。

(4) 火災・風水害等の対策

- ア 建築物内において危険物を貯蔵し、取り扱う施設の管理者に対し、施設の出入口又は、開口部の機能点検と敷地外流出防止対策の指導を行う。

イ タンクにおいて危険物を貯蔵して取り扱う施設については、可とう性配管と水抜口について重点的に点検を行うよう指導する。

ウ 危険物保有事業所の従業員に対し、通報、初期消火、応急措置等について反復訓練を行わせるとともに、危険物施設周辺の消防活動支障物の排除と事業所相互間の連絡、協力体制を構築させる。

(5) 化学消火薬剤及び必要機材の備蓄の促進

危険物施設での化学消火薬剤の備蓄及び必要資機材の設置を促進させる。

4. 自衛消防組織等の強化促進

(1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(2) 隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定締結を促進する。

(3) 危険物災害対策と活動中の安全確保

消防本部は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害に係る教育訓練を行うとともに、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握等を行う。

(4) 防災訓練の実施

危険物施設災害を想定して、防災体制の強化を図るため、自衛消防組織、消防機関、警察等各機関が一体となって実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

また、市は地域の実情に応じて、危険物施設災害も組み込んだ地域防災訓練を実施する。

【資料編 4.1 危険物製造所等設置状況】

第2 高圧ガス施設災害予防計画

甲賀広域行政組合消防本部、滋賀県、ガス販売事業者

1. 保安思想の啓発

(1) 高圧ガス保安法の周知徹底

(2) 各種講習会、研修会の開催

(3) 高圧ガス取扱いの指導

2. 規制の強化

(1) 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の巡回指導及び立入検査の強化

(2) 各施設の耐震性調査の実施

(3) 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進

(4) 関係行政機関との緊密な連携

3. 自主保安体制の整備

(1) 自主保安教育の実施

(2) 定期的な自主検査の実施と責任体制の確立

【資料編 4.3 高圧ガス】

第3 火薬類施設災害予防計画

甲賀広域行政組合消防本部、滋賀県

1. 保安体制の強化

火薬類取締法に基づく消費場所及び保管場所に対する立入検査を強化、保安検査を強化するとともに関係法令の遵守を徹底する。

関係事業者に対し、その所有又は占有する施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、維持されるよう自主保安管理を徹底すること。また、関係従業者の遵法精神のかん養等に努めることを強力に指導する。

2. 保安教育の実施

予防教育の徹底をはかるため、次の措置を強力に行う。

- (1) 火薬類取扱保安責任者及び従業者に対し手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を実施し、災害防止及び盗難防止の徹底をはかる。
- (2) 消費者等に対して保安教育計画に基づく保安教育講習の受講を促し、保安確保に万全を期すよう指導する。

【資料編 4.2 火薬類製造所、火薬庫】

第4 毒物劇物施設災害予防計画

甲賀保健所、甲賀広域行政組合消防本部

1. 保安体制の強化

- (1) 毒物劇物営業者に対する監視指導の実施
- (2) 毒物劇物関係者に対する講習会等の開催（県、保健所）
- (3) 事業者の自主点検体制の確立
- (4) 市内の毒物劇物等販売所の把握
- (5) 化学消防機材の整備

毒物劇物施設における化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進する。

- (6) 毒物劇物施設における災害防止

毒物又は劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物製造販売業者及び業務上取扱者を重点に、防災意識の啓発に努める。

2. 施設の実態の把握

毒物・劇物関係の消防法上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握し、防災上の不備欠陥事項について保健所等と協力して関係者を指導するとともに、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

3. 立入検査の実施

施設への立入検査を実施し、保健所は毒物及び劇物の適正な貯蔵取扱いについて指導を実施する。

4. 指導体制の確立

毒物及び劇物を大量に使用する業種の把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。

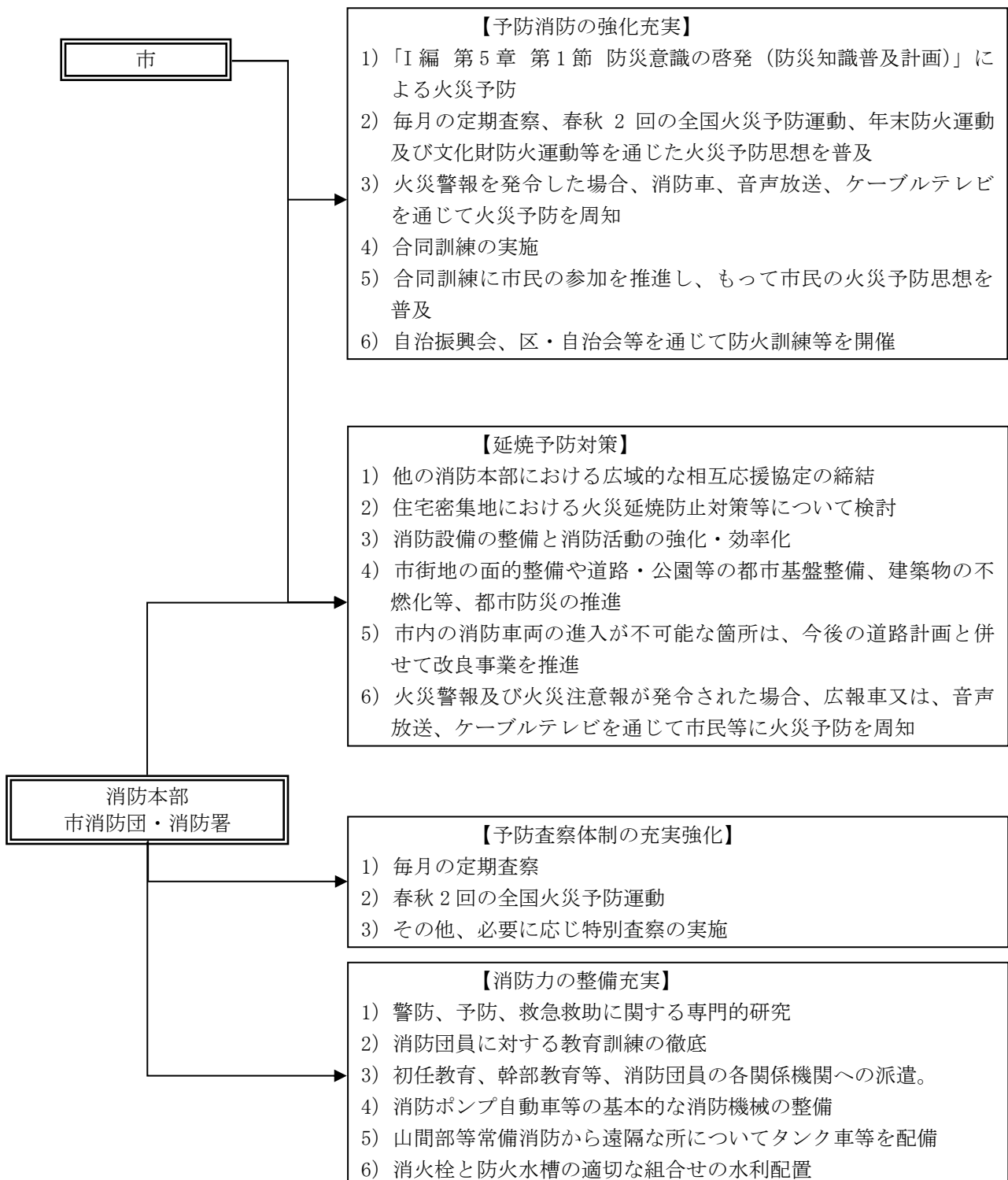
【資料編 4.4 毒物劇物営業者】

第3節 火災予防計画

第1 火災予防計画

甲賀広域行政組合消防本部、○危機管理課、市消防団

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合、被害の軽減を図るため火災予防及び消防体制の整備を図る。



第2 林野火災予防計画

市消防団、○危機管理課、○林業振興課、甲賀森林整備事務所、甲賀広域行政組合消防本部

1. 予防業務

林野火災は、林業従事者、ハイカー等その他の者によって、たばこ、たき火等の不始末及び火遊びを原因として発生している実態から、林野火災予防思想の普及徹底を図る。

- (1) 報道機関及び山林関係機関の協力を得て、市民等一般に周知するとともに、標示板等を利用して予防啓発に努める。
- (2) たばこの吸いがらの投げ捨て防止を周知徹底する。
- (3) たき火等の行為における消火準備及び後始末を指導する。

2. 消防体制の確立

- (1) 山林保有者及び山林作業者との連絡の緊密化を図る。
- (2) 山間水利、森林の状況の把握に努める。
- (3) 初期消火に必要な資機材、山林器材等の整備に努める。

3. 警戒業務

- (1) 例年3月から5月までの季節風が吹き、気象条件が悪化又は変化しやすい時期において、火災発生及び延焼拡大をとまなうおそれがあるときは、消防団員等により管内の巡視警戒を行う。
- (2) 乾燥等の異常気象の多い春季においては、広報車、音声放送等を活用して、市民等一般に啓発し、火災発生の予防に努める。
 - ア 乾燥注意報、強風注意報等の発表時における火気使用に当たっての注意指導
 - イ 連日の晴天等により、平素に比べ火災発生率が高いと察せられる場合における火気使用に当たっての注意喚起
 - ウ 火災警報又は火災注意報発令時における法的な火気使用制限

第3 消防施設の整備

◎危機管理課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

1. 計画方針

最近における火災の複雑化、多岐化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき消防施設及び資機材の整備を促進し、強化していく。

2. 事業計画

(1) 消防力の整備

老朽化した消防機械の更新を実施する。また、火災の大規模化、複雑化等に対処するために、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、耐震性貯水槽を

整備して消防力の充実に努める。

(2) 常備消防の整備充実

消防本部は、常備消防体制の充実を図る。

(3) 消防団の強化・充実

団員に対する教養訓練に努め、消防団の強化・充実を図る。

ア 現地教養の受講の奨励

イ 初任団員及び幹部団員等への教養訓練を実施

(4) 消防水利の確保・強化

地震及び風水害等による災害発生の場合、水道管の破断等による、消火栓水利の使用不能並びに水圧低下に備え、消防水利の強化充実を図る。

ア 消火栓の一層の整備充実を図る。

イ 消火栓配管の耐震化、併せてループ化、リダンダンシー化（重複敷設、多重性の確保等）を図る。

ウ 防火水槽の充実を図り、耐震性に問題のあるものは補強を行う。

エ 河川、水路、プール、ため池、井戸等で消防水利として利用可能なものの整備を図る。

(5) 常備消防の消防施設の整備

消防本部は、最近の火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の拡充を促進し、消防力の強化を図る。

ア 危険物施設等に対する消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、機動化を図るため、化学消防車、はしご付消防自動車等の設置や泡消火剤等の備蓄等、危険物施設等に対する消防力の充実に努める。

イ 消防無線の充実と広域化

現有の超短波無線電話機と市外との広域的な通信網の整備を図るため、主運用波、統制波を実装し、非常時の有効運用を推進する。

(6) 火災拡大要因の除去

市消防団及び消防署は、住宅密集地における火災延焼防止対策等について検討を進める。

ア 都市防災の推進

市は種々の調査研究をもとに、消防設備の整備と消防活動の強化・効率化を図るとともに、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化等都市防災を推進する。

イ 消防水利に関する調査の推進

火災時に有効に活用できる消防水利の開発と、狭あい敷地における防火水槽等の設置についての調査を推進する。

ウ 消防車両進入不可能箇所の改善

市内の消防車両の進入が不可能な箇所は、今後の道路計画と併せて改良事業を推進する。

(7) 宅地開発による水利対策

造成等の行為により、建築物が建設される場合にあっては、その事業主において、防火水利が十分確保できる対策を講じるよう指導を行う。

【資料編 1.13 消防本部体制】

第2章 災害時の応急対策（特殊災害（事故災害）編）

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

市内において以下の特殊災害が発生した際の被害を軽減することを目的とした応急対策について定める。

- (1) 鉄道・航空機事故災害
- (2) 危険物事故災害
- (3) 毒物劇物事故災害
- (4) 大規模火災
- (5) 林野火災

第2節 応急対策計画（特殊災害（事故災害）共通）

第1 情報収集

◎政策推進課、○危機管理課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

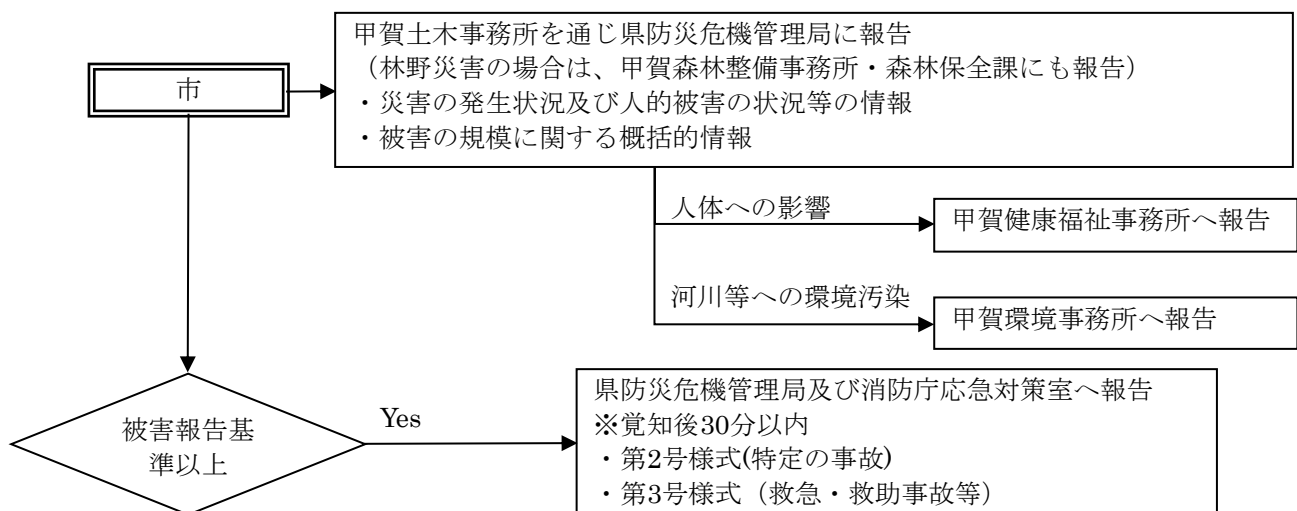
1. 事故発見者の通報

災害の発生を目撃した場合は、発見者等は速やかに最寄りの消防署・警察等の各機関及び市へ、その旨を通報する。

2. 市の対応

以下に従い災害状況を報告すること。

■市の災害報告



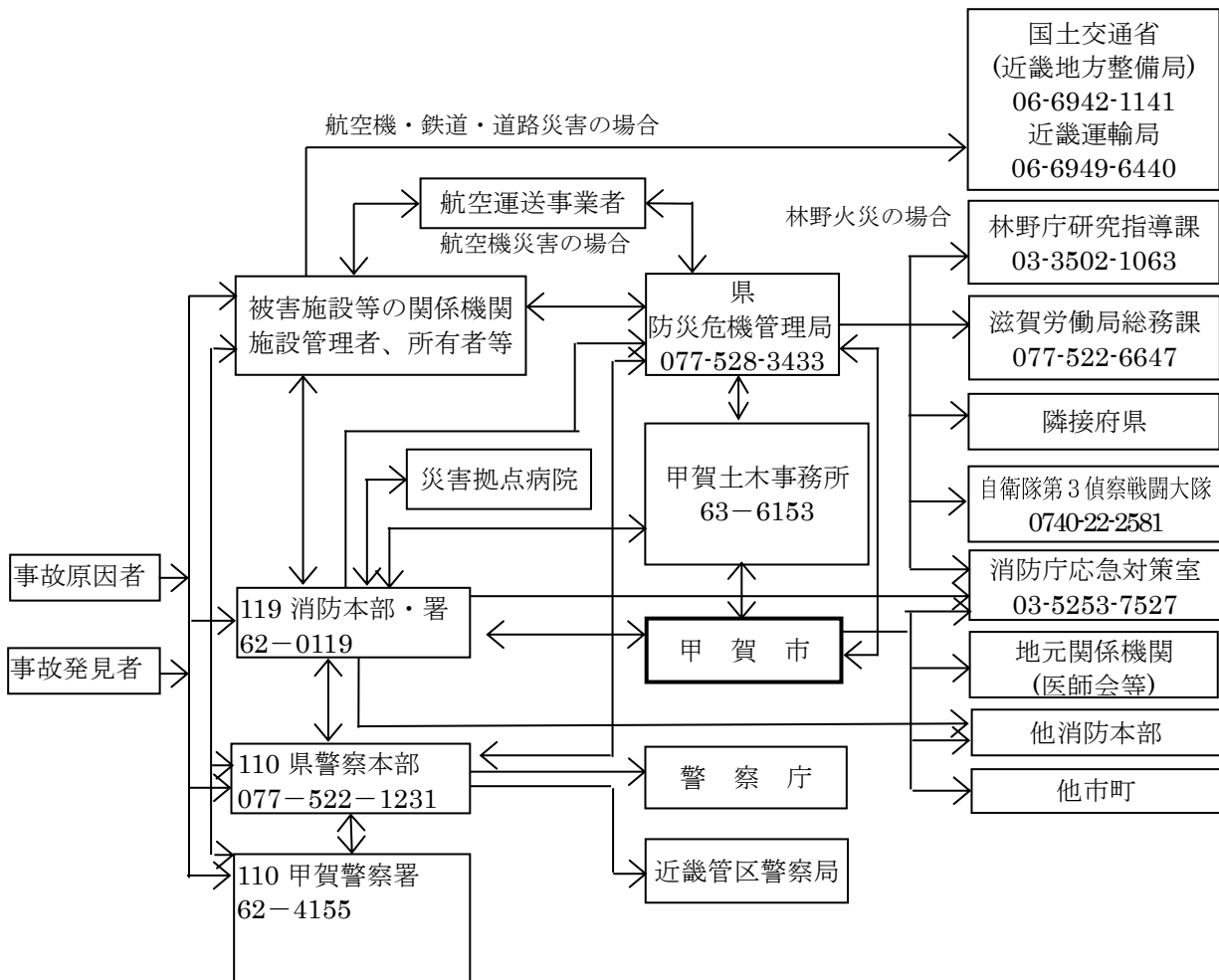
【資料編 6.10 第3号様式（救急・救助事故等）】

※消防庁即報基準・消防庁直接即報基準は【資料編 6.4 火災・災害等即報要領】を参照。

Ⅲ.第２章 災害時の応急対策（特殊災害（事故災害）編）

■事故発生時の情報連絡系統図（航空機・鉄道・道路事故災害、大規模火災、林野火災の場合）

※危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図は「Ⅲ編 第２章 第４節 危険物等応急対策計画」に示す。



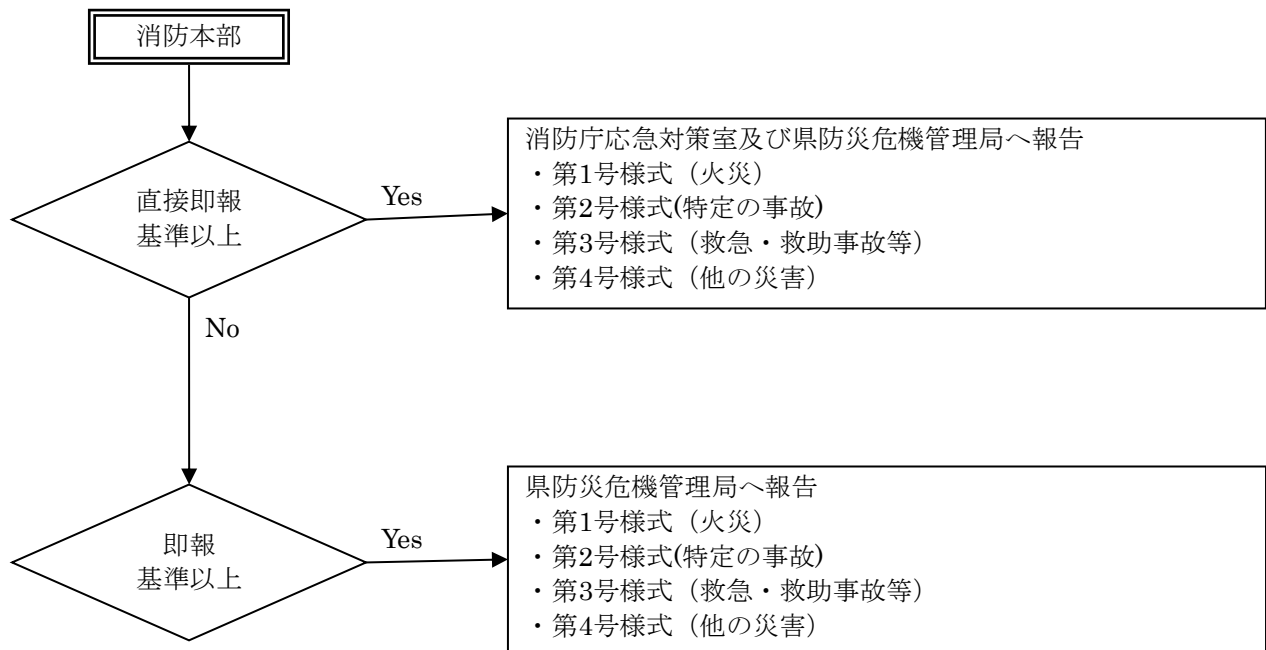
※災害拠点病院

基幹災害拠点病院	大津赤十字病院
地域災害拠点病院	大津市民病院、済生会滋賀県病院、淡海医療センター 近江八幡市立総合医療センター、彦根市立病院、長浜赤十字病院 公立甲賀病院、高島市民病院、滋賀医科大学医学部附属病院

3. 消防本部

以下に従い災害状況を報告すること。

■消防本部の災害報告



4. 連絡先等

[火災・災害等即報連絡先]

滋賀県

○勤務時間内（消防・保安係）

NTT TEL 077-528-3431(直通)
FAX 077-528-6037
e-mail as0003@pref.shiga.lg.jp
防災 TEL *-51-821
FAX *-51-850

滋賀県

○勤務時間外（宿直）（無線統制室）

NTT TEL 077-528-3436
FAX 077-523-6390
e-mail as00@pref.shiga.lg.jp
防災 TEL *-51-824
FAX *-51-850

消防庁

○勤務時間内（応急対策室）

NTT TEL 03-5253-7527
e-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp
防災（応急対策第一係）
TEL *-6-048-500-9043422
*-6-048-500-9043423
防災（応急対策第二係）
TEL *-6-048-500-9043425
*-6-048-500-9043426
FAX *-6-048-500-9049033

消防庁

○勤務時間外（応急対策室）

TEL 03-5253-7777
e-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp
TEL（宿直室 A）
*-6-048-500-9049101
TEL（宿直室 B）
*-6-048-500-9049102
FAX *-6-048-500-9049036

- ※1 覚知後 30 分以内に第一通報を連絡すること。
- 2 FAX 送付後は必ず送付した旨を電話連絡すること。
- 3 LASC0M 第 3 世代局の自治体から消防庁に FAX する場合は FAX 番号の頭の【90】を除いた番号で発信してください。

第2 事故対策本部

◎危機管理課、○人事課

1. 事故対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

事故等により相当数の死傷者等が発生する等の被害が生じ、市長が必要と認めた場合

(2) 廃止

- ア 事故の応急対策が概ね完了したとき
- イ 本部長が必要なしと認めたとき

(3) 事故対策本部の組織

- ア 事故対策本部の組織は、事故の種類に応じて適宜定めることとするが、基本的な形態は概ね災害対策本部に準ずる。
- イ 事故対策本部の所掌事務は、事故の種類等に応じてその都度定めるものとするが、概ね次のようなものである。
 - (ア) 事故に係る情報の収集
 - (イ) 応急対策の実施
 - (ウ) 他消防機関(他府県を含む)への応援要請
 - (エ) 他各機関への応援要請
 - (オ) 救急医療施設の確保
 - (カ) 医療関係者の派遣要請
 - (キ) 県・各機関との連絡調整
 - (ク) その他応急対策の実施に必要な事項
- ウ 事故対策本部は、必要に応じて事故対策現地本部を置くことができる。

第3 事故対策初動緊急体制任務分担

◎危機管理課、○人事課

緊急体制任務分担は「災害時職員初動マニュアル」に定める。

第4 応急対策体制の確立

◎危機管理課、○政策推進課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

第5 救助・救急活動の実施

市消防団、○危機管理課、甲賀警察署、甲賀広域行政組合消防本部

1. 救助活動

市本部及び消防関係機関は、速やかに救助を必要とする者の把握に努めるとともに、他の各機関との密接な連携のもと救助を行う。また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

2. 救急活動

市本部及び消防関係機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、相互応援協定に基づいて県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、救命措置を要する者又はトリアージ（傷病者の重傷度による分類）による重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

3. 警察の救助・救急活動

警察は、他の各機関と連携して、負傷者の救助活動を実施するものとする。また、救助・救急のため必要があると認めるときは交通規制を行うものとする。

4. 関係事業者の救助・救急活動

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

第6 火災防ぎょ活動の実施

甲賀広域行政組合消防本部、○危機管理課、市消防団

自然災害時における火災発生時には、消防総力をあげて消火活動に当たる。

1. 初期活動

自然災害等で道路、橋梁の損壊、その他で通行不能となり地域が孤立した場合は、各班の消防団員は巡回による出火延焼防止等の広報に当たり、消防機械器具及び消防水利の点検整備をし、万一の火災に備える。

- (1) 各班の消防団員は、直ちに消防車庫に参集し、ポンプ等を屋外に搬出し建物倒壊に備えるとともにホースの補充及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 各班の消防団員は、情報を収集するとともに地域内の巡回を行い、出火延焼防止等の広報に当たる。
- (3) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状態等を把握するための情報収集活動を行う。
- (4) 道路、橋梁の破損その他で通行不能となり、地域が孤立した場合は、各班の消防団員は巡回による出火防止等の広報に当たり、消防機械器具及び消防水利の点検整備をし、万一の火災に備える。

2. 電話の使用不能時の通信の確保

災害により電話の使用が不能になった場合においては、通信を確保するため現地へ携帯無線機等を搬入し情報連絡に当たる。

3. 火災防ぎょ

火災防ぎょに当たっての基本方針は、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点とする防ぎょ方針によって対処することとし、防ぎょの原則は次のとおりとする。

- (1) 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮圧を図る。
- (2) 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災の状況によって、消防隊個々の防ぎょでは効果がないと判断したときは、消防隊を集中して重要地域の防ぎょに当たる。
- (4) 火災が多発し、市民等の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力をあげて避難者の安全確保のための防ぎょに当たる。
- (5) 避難路、避難場所確保の防ぎょに当たる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所を重点的に防ぎょする。
- (6) 孤立時に火災が発生した場合は、消防団員は、自主防災組織等の市民等の協力を得て火災の早期鎮圧に努め、拡大を防止するとともに、他地区へ応援を求める。
- (7) 大火災等非常時には水道給水ストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。
- (8) 消防吏員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防活動の実施に支障が生じている場合、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、又は自ら措置することができる。
- (9) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

4. 消防水利の確保

水道給水のストップにより、消火栓の使用が不能になった場合においては、現地防火水槽並びに自然の水利等を活用し、消火に当たる。

5. 関係機関等

- (1) 警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行うものとする。
- (2) 関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

第7 医療救護活動の実施

◎医療政策室、○すこやか支援課、○信楽中央病院

市本部は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、医師会及び医療機関に協力を要請する。

また、市内では、対応が困難と判断したときは、県に協力要請し、県内等の医療機関の医療救護班の派遣を依頼する。

第8 市民等の避難

◎危機管理課、○各地域市民センター、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、放送事業者

1. 避難指示と避難誘導の実施

市本部及び警察は、人命の安全を最優先とし、二次災害等の危険があると判断した場合は、市民等に対し避難指示を行う。また、市本部及び警察は、避難場所及び避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、市民等の避難誘導を行う。その際には、避難行動要支援者の避難を優先する。

2. 避難所の設置

市本部は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに市民等に周知徹底を図る。市本部は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営及び連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

第9 災害広報の実施

◎危機管理課、○秘書広報課

市本部及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について迅速な広報活動を実施する。

1. 広報事項

市民等への広報は、概ね次の項目について実施する。

- (1) 事故の発生日時及び場所
- (2) 被害の状況
- (3) 被害者の安否情報
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 交通規制の状況
- (6) その他必要と認められる事項

2. 広報手段

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- (2) 広報車による巡回広報、屋外拡声器
- (3) ケーブルテレビによる広報
- (4) 音声放送
- (5) インターネットの利用
- (6) その他状況に応じた広報手段

第3節 鉄道施設応急対策計画

第1 鉄道事業者の方針

◎公共交通推進課、西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、近江鉄道株式会社、一般社団法人近江鉄道線管理機構、信楽高原鐵道株式会社

災害発生の場合、防災業務計画、鉄道事故及び災害処置要項、災害時運転取り扱い要項の定めるところにより、被害を最小限におさえ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

第2 鉄道事業者の措置

◎公共交通推進課、西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、近江鉄道株式会社、一般社団法人近江鉄道線管理機構、信楽高原鐵道株式会社

鉄道事業者はあらかじめ作成した、以下の計画に基づき、応急対策を講じる。

1. 第1種鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社））

- (1) 災害情報の収集、伝達体制
- (2) 災害が発生した場合の列車等の運転方法
- (3) 運転規制の基準及び連絡、指示
- (4) 災害対策本部の設置（基準、体制等）
- (5) 被害状況の収集、報告
- (6) 旅客等への広報、情報の提供
- (7) 各施設の応急復旧工事
 - ア 応急復旧要員、資器材の確保
 - イ その他の機関との応援体制の確立
- (8) 代替輸送の方法

2. 第2種鉄道事業者（信楽高原鐵道株式会社、近江鉄道株式会社）

- (1) 災害情報の収集、伝達体制
- (2) 災害が発生した場合の列車等の運転方法
- (3) 運転規制の基準及び連絡、指示
- (4) 被害状況の収集、報告
- (5) 旅客等への広報、情報の提供

3. 第3種鉄道事業者（甲賀市）、一般社団法人近江鉄道線管理機構

- (1) 災害情報の収集、伝達体制
- (2) 災害対策本部の設置（基準、体制等）

(3) 被害状況の収集、報告

(4) 各施設の応急復旧工事

(5) 応急復旧要員、資器材の確保

ア その他の機関との応援体制の確立

イ 代替輸送の方法

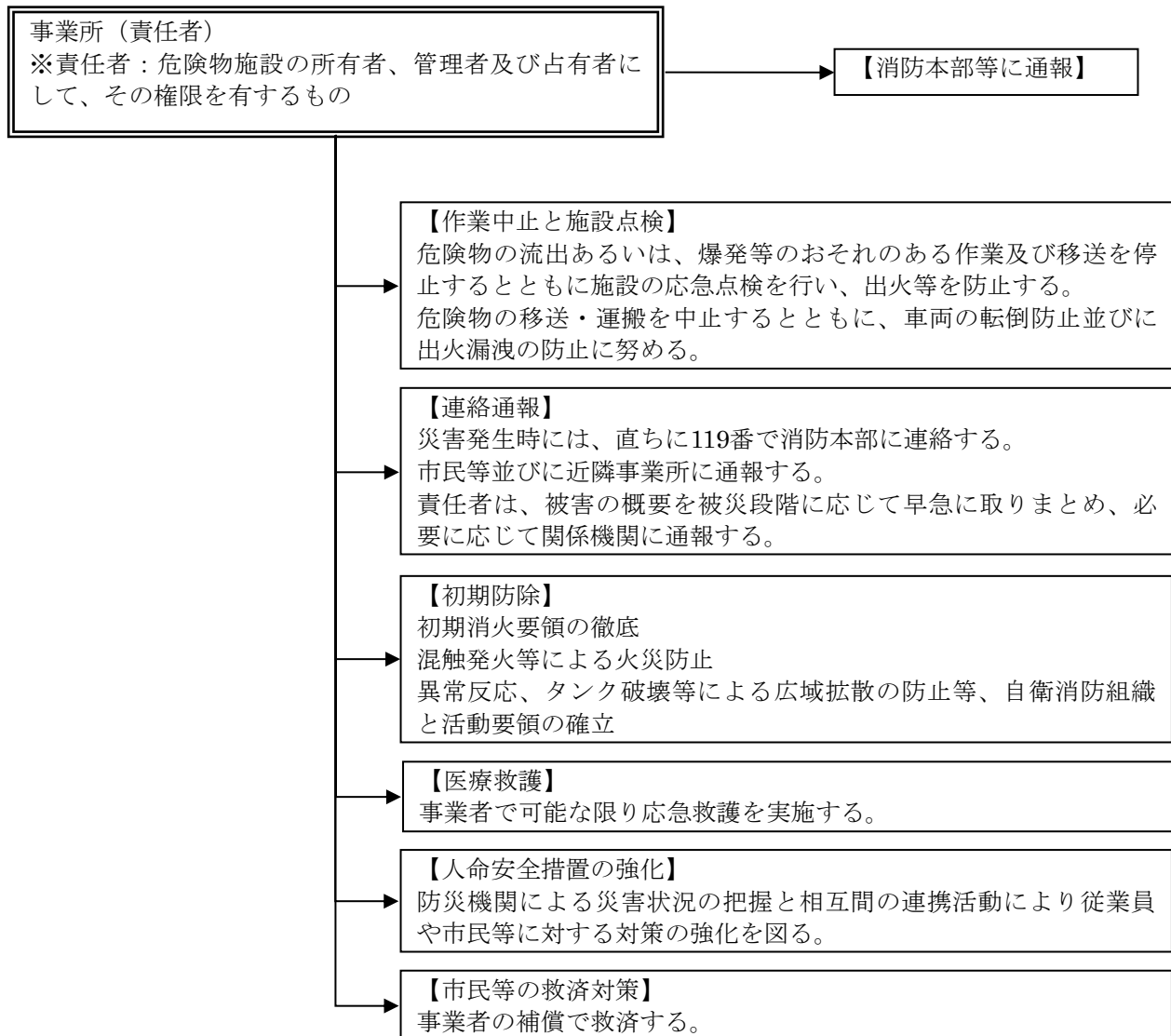
第4節 危険物等応急対策計画

地震災害や風水害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、及び市民等に対する危害防止を図ることを目標として以下の計画を策定する。

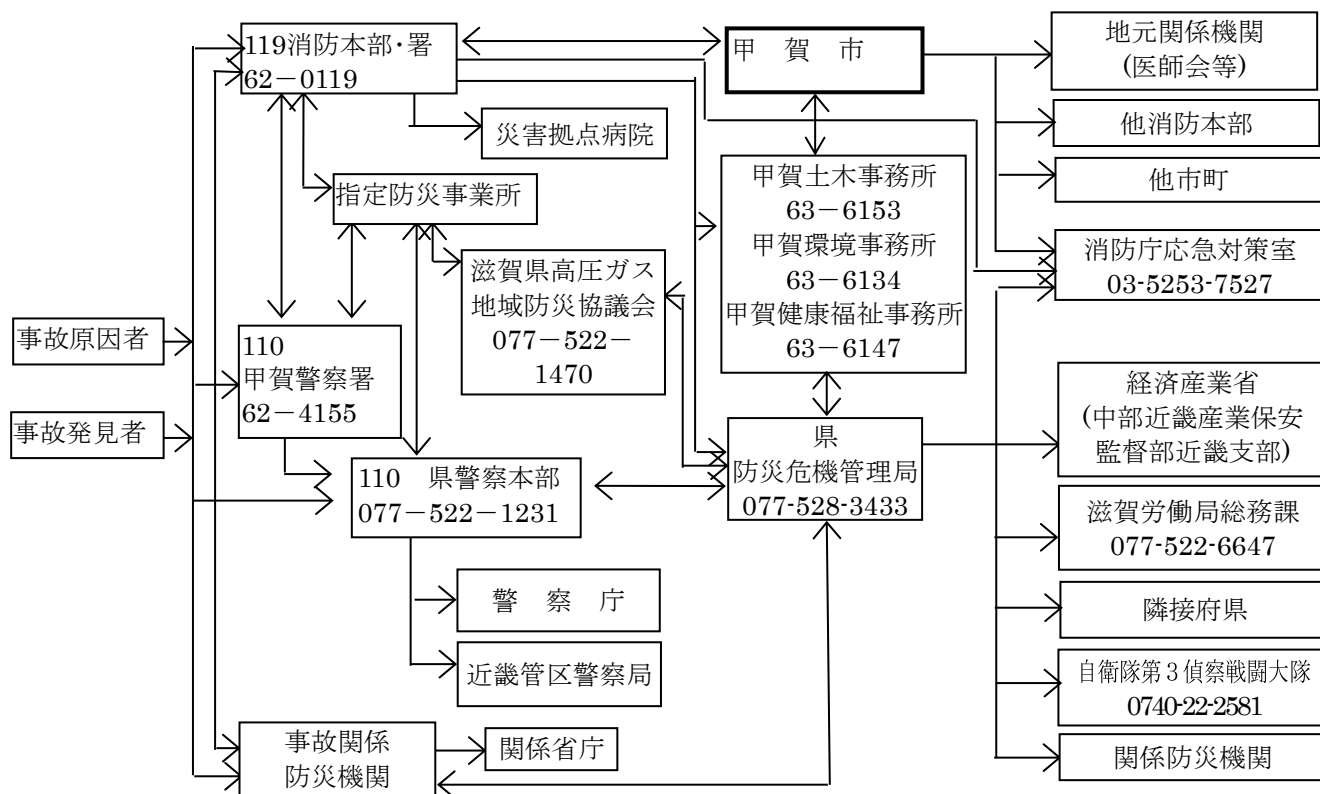
第1 危険物施設応急対策計画

甲賀広域行政組合消防本部、○危機管理課

危険物による災害の発生に際しては、当該事業所は直ちに消防本部等に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施することになるが、災害の規模・態様によっては、県及び市地域防災計画並びに各関係の定めるところにより関係機関による総合的な応急対策を実施する。



■危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図



※ 事故原因によっては、この情報連絡系統図の一部のみが適用される

[火災・災害等即報連絡先]

滋賀県

○勤務時間内

NTT FAX 077-528-6037

防災 TEL *51-821

FAX *-51-850

○勤務時間外（無線統制室）

NTT TEL 077-528-3436

防災 TEL *-51-824

FAX *-51-850

※1 覚知後30分以内に第一通報を連絡すること。

2 FAX送付後は必ず送付した旨を電話連絡すること。

第2 高圧ガス施設応急対策計画

甲賀広域行政組合消防本部

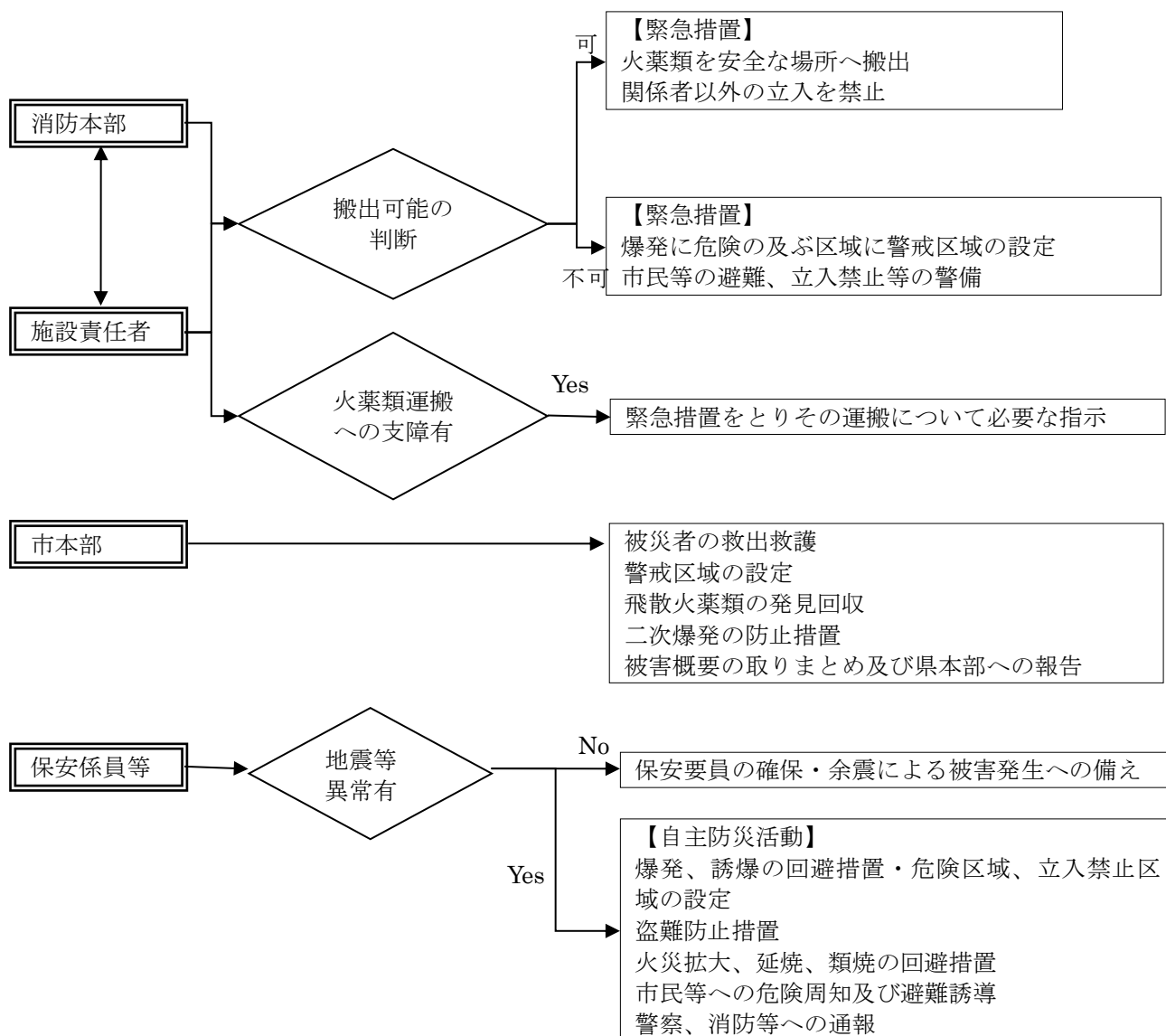
災害の規模、様態、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防本部及び県と連絡を密にして迅速適切な対応をとる。

■ 高圧ガスの応急対策措置

実 施 者	実 施 内 容
施設の責任者	① ガス遮断、引火性・発火性・爆発性物品の除去や移動等の緊急措置 ② 危険区域、立ち入り禁止区域の設定 ③ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ④ 付近の市民等への危険周知及び避難誘導 ⑤ 消防、県高圧ガス地域防災協議会等各機関への通報及び応援要請

第3 火薬類貯蔵施設応急対策計画

甲賀広域行政組合消防本部



第4 毒物・劇物施設応急対策計画

甲賀広域行政組合消防本部

災害発生時における毒物又は劇物の飛散、流出、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者、業務上取扱者において回収、毒性の除去その他保健衛生上の危険防止のために次のような必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、消防本部又は甲賀警察署に届け出る。（毒物及び劇物取締法第 17 条第 1 項）

当該事故にかかる事業者等による事故処理が困難な場合は、各機関、専門的な知識を有する者、資機材を保有する事業者等が、相互に連携して、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が的確に実施できるよう協力体制を確立するとともに、必要に応じて総合的な防除対策を推進する組織を整備するものとする。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物の漏洩、流出、侵出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（市民等の人命安全のため）
- (3) 毒物劇物の流出等により市民等の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市に通報
- (4) 保健所等各機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

IV. 復旧・復興編

第1章 災害復旧・復興計画

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

災害復旧・復興の推進に際して、Ⅰ編、第 7 章に定める応急対策後、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、市民の意向等を反映した復旧・復興に係る計画を策定する。その際、男女共同参画の観点から、復旧復興のあらゆる場面・組織に女性の参画を促進するものとする。

第1節 復旧・復興計画の策定

◎政策推進課、○危機管理課、○各地域市民センター、○財政課、○人事課、○マネジメント推進室、○建設管理課、○建設事業課、○上水道課、○下水道課

市は、風水害や地震災害が発生した場合には、県や関係機関等との緊密な連携を図り、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

1. 考慮すべき事項

地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

2. 国・県・他の団体への協力要請

復旧・復興には、多大な費用を要することから、必要に応じて県や国に財政措置を要請する。

また、復旧・復興対策の推進のため必要に応じ県や国、他の団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 公共施設の災害復旧計画

第1 災害復旧事業の種類

○建設事業課、○公共交通推進課、○財政課、○マネジメント推進室、○農業振興課、○農村整備課、○林業振興課、○建設管理課、○上水道課、○下水道課、○教育総務課、○農業委員会事務局、甲賀土木事務所、甲賀森林整備事務所

■公共土木施設災害復旧事業計画

	事業対象		事業対象
1)	河川	6)	道路（市道・農道・林道等）
2)	砂防設備	7)	上下水道
3)	林地荒廃防止施設	8)	公園
4)	地すべり防止施設	9)	鉄道施設
5)	急傾斜地崩壊防止施設		

- ・鉄道施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上・下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画
- ・復旧上必要な財政計画
- ・その他の計画

第2 復旧事業の方針

○建設事業課、○公共交通推進課、○財政課、○マネジメント推進室、○農業振興課、○農村整備課、○林業振興課、○建設管理課、○上水道課、○下水道課、○教育総務課、○農業委員会事務局、甲賀土木事務所、甲賀森林整備事務所

1. 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業費の決定が速やかに行えるよう努める。復旧事業計画の作成に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の防止及び速やかに効果があがるよう、事業期間の短縮に努める。

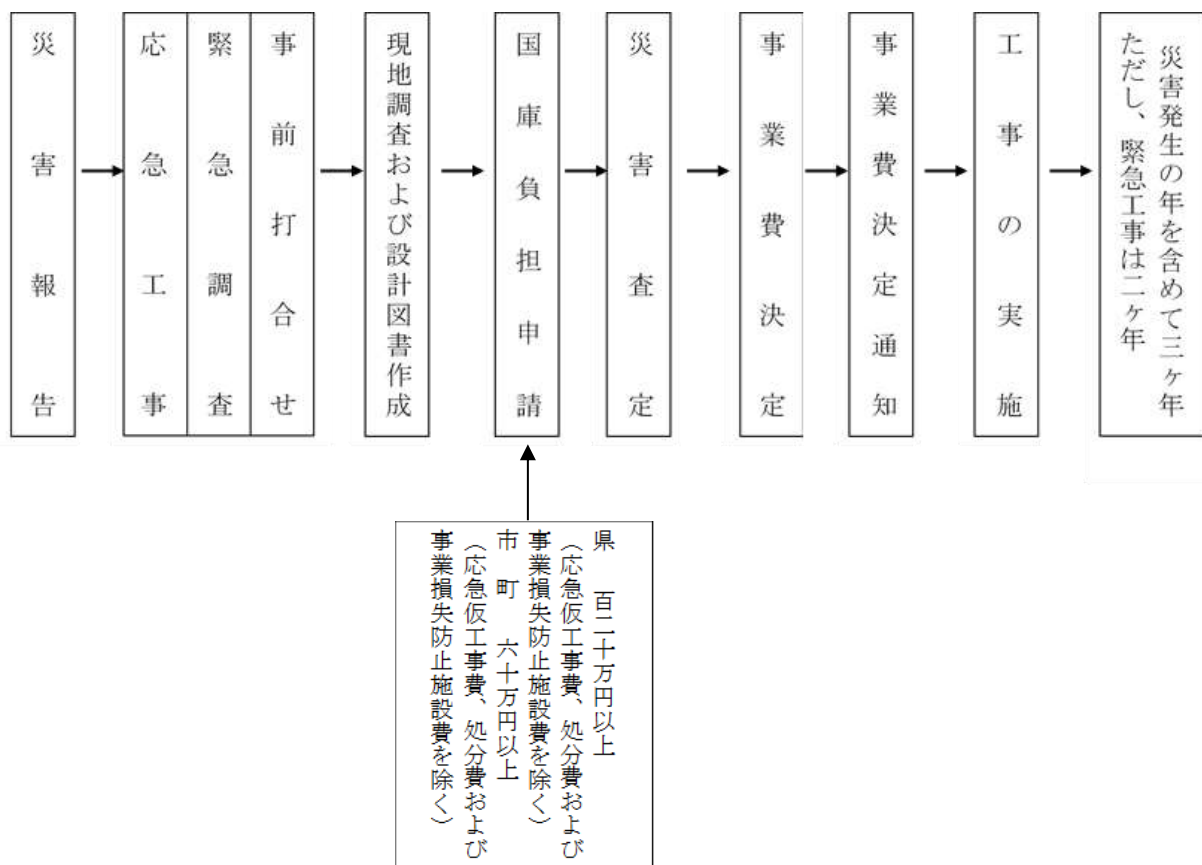
2. 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、その他に規定する緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

3. 公共土木施設災害復旧の取り扱い手続き

公共土木施設災害復旧事業の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業



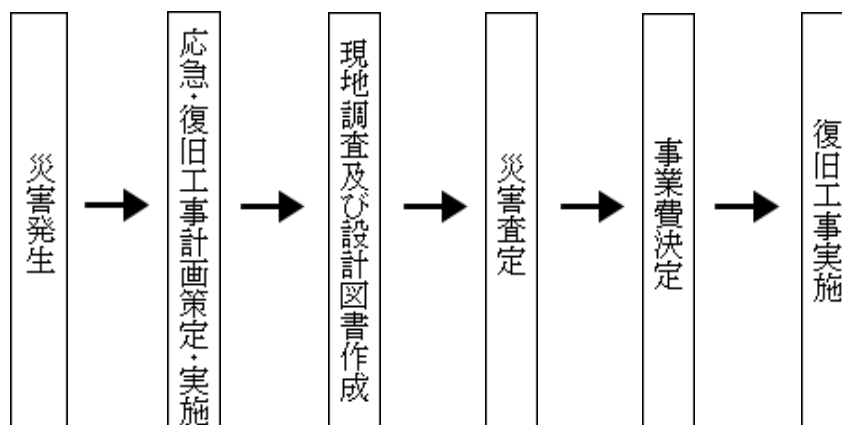
なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害で、将来再び出水等の際に被害の原因をなすと認められるものは、市単事業として災害復旧を速やかに実施する。

4. 鉄道施設災害復旧の取り扱い手続き

(1) 鉄道施設災害復旧事業



信楽高原鐵道の災害復旧については、鉄道軌道整備法に基づく鉄道災害復旧事業費補助金等を活用する。なお、採択され得る限度額及び範囲については、同法令等により運営される。

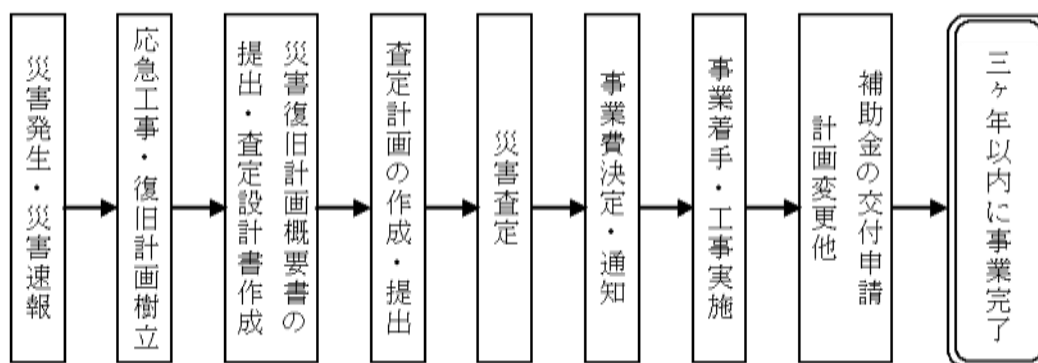
(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害については、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

5. 農林水産業施設災害復旧の取り扱い手続き

農林水産業施設災害復旧事業計画の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 農地・農業用施設等災害復旧事業および林道（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行細則、農地農業用施設等災害復旧事業取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業及び林道災害関連事業費査定要領、その他通達により運営される。

(2) 小災害の措置について（農地・農業用施設）

中山間指定地域又は平均傾斜度 1/20 以上の地域において市、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない1箇所工事費 40 万円未満(13 万円以上)の災害復旧事業について、県単独事業として「暫定法」に準じて補助を受ける。

(3) 小災害の措置について（林業用施設・林道）

市、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、及び 1 箇所の工事費が 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助を受ける。

6. 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を遵守して、管轄警察署に対し、「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

第3節 市の復興資金確保

◎財政課、○会計課

市は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努め、以下の措置をとる。

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第4節 国及び県の財政援助措置

災害復旧事業費は、法律又は予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、補助を行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき事業計画を行う。

第1 国の一部負担又は補助

○建設事業課、○財政課、○農業振興課、○農村整備課、○林業振興課、○建設管理課、○都市計画課、○住宅建築課、○公共交通推進課、○上水道課、○下水道課、○会計課、各施設管理者

■国の補助内容

No	法律名称等
1	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
3	公営住宅法
4	土地区画整理法
5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症予防法」という。)
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	予防接種法
8	都市災害復旧 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
9	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という）
10	鉄道軌道整備法「鉄道災害復旧事業費補助」

第2 激甚災害に係る財政援助措置

○建設事業課、○財政課、○農業振興課、○農村整備課、○林業振興課、○建設管理課、○住宅建築課、○上水道課、○下水道課、○会計課、各施設管理者

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法「以下『法』という。」第3条、令第2～3条）

No	事業名称	事業内容
1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
2	公共土木施設災害改良復旧事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設の新設又は改良に関する事業
3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

Ⅳ.第 1 章 災害復旧・復興計画

No	事業名称	事業内容
4	公営住宅災害復旧住宅事業	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
7	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
8	身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業
9	障がい者支援施設等災害復旧事業	障がい者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
10	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
11	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
12	感染症予防事業	激甚災害のための感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業
13	堆積土砂排除事業	公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの 公共的施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
14	たん水排除事業	激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2. 農林水産業に関する特別の助成

No	助成の名称	助成内容
1	農林水産業の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する

No	助 成 の 名 称	助 成 内 容
2	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について、1箇所の工事費用を13万円に引き下げる等して補助対象の範囲を拡大した
3	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）	第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。 a 天災融資法の対象法となる経営資金の貸付限度額を250万円(ただし、政令で定める資金として貸付られる場合については600万円)とし償還期間を6年(ただし、政令で定める経営資金については、7年)とする。 b 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度を引き上げる。
5	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
6	土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助	激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所

3. 中小企業に関する特別の助成

No	助 成 の 名 称	助 成 内 容
1	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置	a 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける b 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80 c 保証料率を引き下げる
2	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長	激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、2年を越えない範囲内で償還期間を延長することができる
3	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4	中小企業振興資金融資制度	

4. 災害復旧関係補助基準

災害を受けた水道施設の復旧に対しては、国庫補助があるが、従前の災害による国庫補助基準を示すと次のとおりである。

(1) 国庫補助対象となる復旧事業費の要件

ア 上水道

復旧費の額が 1,900,000 円以上でありかつ（給水人口）×130 円以上の場合

イ 簡易水道

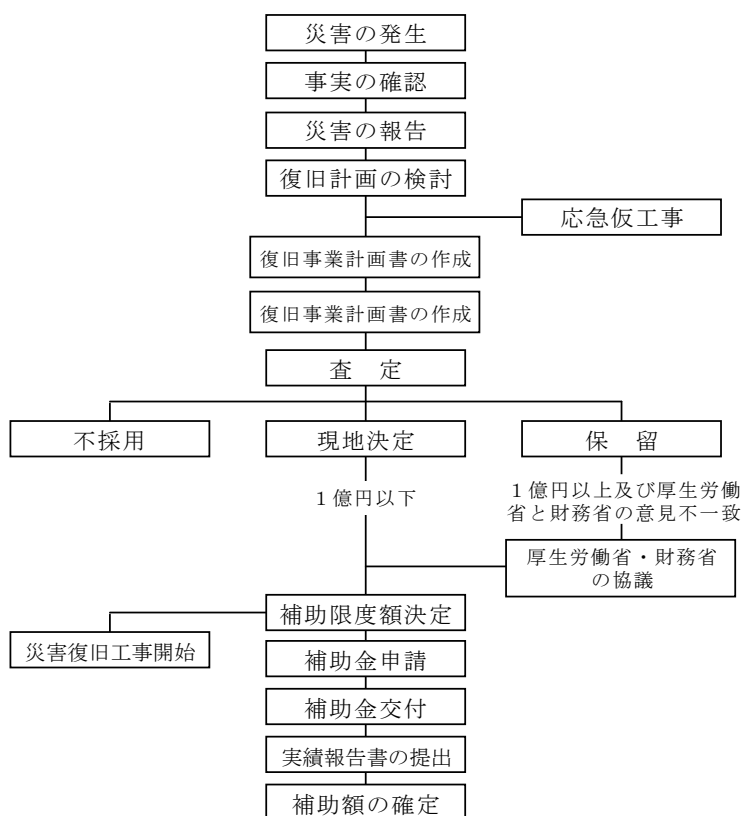
復旧費の額が 1,000,000 円以上でありかつ（給水人口）×110 円以上の場合

ウ 補助率はいずれも 1/2

エ 工事内容

復旧工事は原形復旧とする。

オ 補助金の交付手順



5. その他の財政援助及び助成

No	助成の名称	助成内容
1	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で同法施行令第34条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる
2	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、盲学校・聾学校及び養護学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である
3	市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例	
4	母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例	国は、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。
5	水防資材費の補助の特例	次のいずれかの地域で建設大臣が告示する地域に補助される a 県に対しては、補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。 b 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円をこえる水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である

No	助 成 の 名 称	助 成 内 容
6	り災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例	
7	公共土木施設、公立学校 施設、農地、農林道の小 災害復旧事業に対する特 別の財政援助	
8	雇用保険法による求職者 給付の支給に関する特例	

第5節 被災者支援計画

第1 生産施設等の復旧計画

◎財政課、○農業振興課、○商工労政課

1. 農林漁業復旧資金

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金及び滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

また、農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体等は、災害補償業務を行う。

(1) 資金等の種類

制 度	内 容
(7) 融資制度	a 天災資金
	b 日本政策金融公庫資金 < 農業融資 > (a) 農林漁業セーフティネット資金 (b) 農林漁業施設資金 ① 共同利用施設資金 ② 主務大臣指定施設資金 (c) 農業基盤整備資金 (d) 農業経営基盤強化資金 (e) 経営体育成強化資金 (f) 林業基盤整備資金 ① 造林資金（復旧造林・樹苗養成） ② 林道資金
	c 滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金
	d 滋賀県水産振興資金
(i) 農業保険法に基づく農業共済制度	

(2) 市の措置

ア 市は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。

イ 農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いができるよう措置する。

2. 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、市は次の措置を実施し、県及び国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市は、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

3. 住宅復興資金

地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設又は補修に要する資金の貸付を行う。

(1) 資金の種類

災害復興住宅融資（建設・購入・補修）

(2) 市の措置

ア 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失住宅の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者住宅の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

イ 災害特別貸付金

災害により滅失住宅が概ね 10 戸以上となった場合、市長は被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構近畿支店に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

第2 災害弔慰金等及び災害援護資金給貸与計画

◎地域共生社会推進課

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金等の給貸与及び低所得者に対して災害援護資金等の貸付を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

1. 災害弔慰金等の種類

災害弔慰金等の給貸与には、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、この項において「法」という。）に基づく、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の給貸与並びに生活福祉資金貸付事

業による災害援護資金の貸付の 4 種類がある。

2. 給貸与の要領

(1) 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（災害援護資金））

低所得者に対し、災害をうけたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金で、(1) の災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

ア 取扱い機関

市社会福祉協会及び県社会福祉協議会

イ 貸付限度額

150 万円以内（住宅資金との重複貸付の場合 350 万円以内）

ウ 貸付条件

- ・据置期間半年以内、償還期限 7 年以内
- ・年利 1.5%（連帯保証人がある場合は無利子）

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の給貸与は、市の条例で定めて実施するものであって、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア 災害弔慰金

(ア) 対象災害

- a 市内において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- b 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町が 3 以上ある場合の災害
- c 県内において災害救助法が適用された市町が 1 以上ある場合の災害
- d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

(イ) 支給額

- a 死亡した者が世帯主である場合 500 万円以内
- b 死亡した者が世帯主以外の場合 250 万円以内

イ 災害障害見舞金

(ア) 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

(イ) 支給額

- a 障がい者となった者が世帯主である場合 250 万円
- b 障がい者となった者が世帯主以外の場合 125 万円

ウ 災害援護資金

(ア) 対象災害

県内において災害救助法が適用された市町が 1 以上ある災害

(イ) 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内

(ウ) 貸付条件

- a 償還期限 10 年（据置期間 3 年を含む。）
- b 年利 保証人有 無利子
保証人無 据置期間中は無利子
経過後は年 3 % 以内で市長が定める率
- c 貸付対象者とするについては、所得制限がある。

第3 被災者生活再建支援金の支給計画

滋賀県、○税務課

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1. 法律の適用

(1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

市内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 1」欄以上である場合、又は県の区域内における住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第 1 条第 2 項のいわゆる見なし規定による算定数を含む）

イ 市内における住宅全壊の世帯数が 10 以上である災害

ウ 県内における住宅全壊の世帯数が 100 以上ある災害

エ アからウに規定する市町又は都道府県の区域に隣接する場合で市内における全壊世帯数が 5 以上である災害（市の人口が 10 万人未満である場合に適用）

オ アからウに規定する市の区域に隣接する市町のうち、人口 10 万人未満で全壊世帯数が 5 以上である災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が 2 以上ある場合に、

(ア) 市町（人口 10 万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が 5 以上である災害

(イ) 市町（人口 5 万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が 2 以上である災害

(2) 被害の認定

被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50%以上 70%未満、又は損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満とする。

2. 支給対象世帯と支給限度

(1) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(2) 支援金の支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）

Ⅳ.第 1 章 災害復旧・復興計画

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
支給額	1,000	500	なし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：千円）

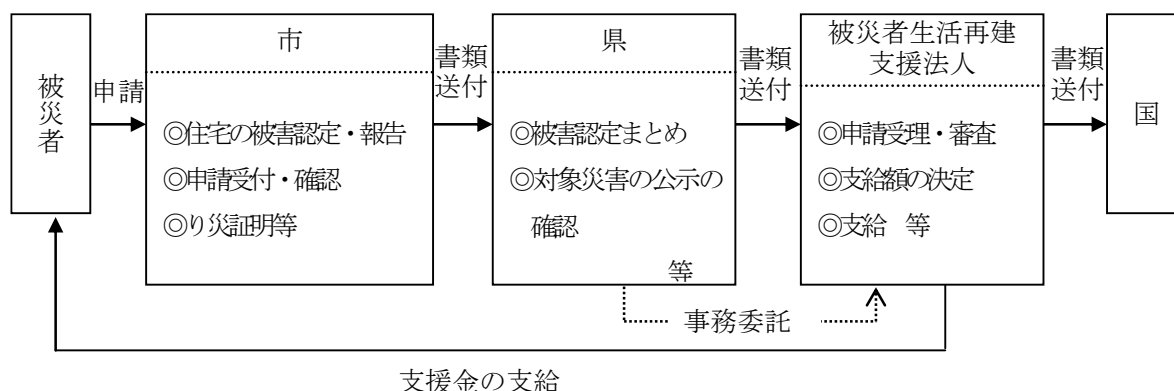
住宅の再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
建設・購入	2,000	2,000	1,000
補修	1,000	1,000	500
賃借 (公営住宅以外)	500	500	250

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

ウ 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

■被災者生活再建支援金の支給手順



第4 その他の支援計画

◎生活支援課、◎税務課、◎商工労政課

1. 被災者に対する職業の支援

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、国が被災者のために設置する臨時相談窓口及び臨時職業安定所の開設等について周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努める。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、高等技術専門学校において職業訓練を実施するよう努める。

2. 税金等の徴収猶予及び減免の措置

災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延期、国税地方税(延滞金含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3. 生活保護

被災者の生活保護のため市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講ずる。

4. 郵政関係保護

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞いの現金書留郵便の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても受け付ける。

イ 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、被災世帯当たり通常郵便はがき 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払戻し等の便宜業務を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示をまたず郵便局長限りで取扱ができる。

(3) 簡易保険関係

取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支店からの指示をまたず郵便局長限りで取扱ができる。

(4) 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

V. 地区防災計画

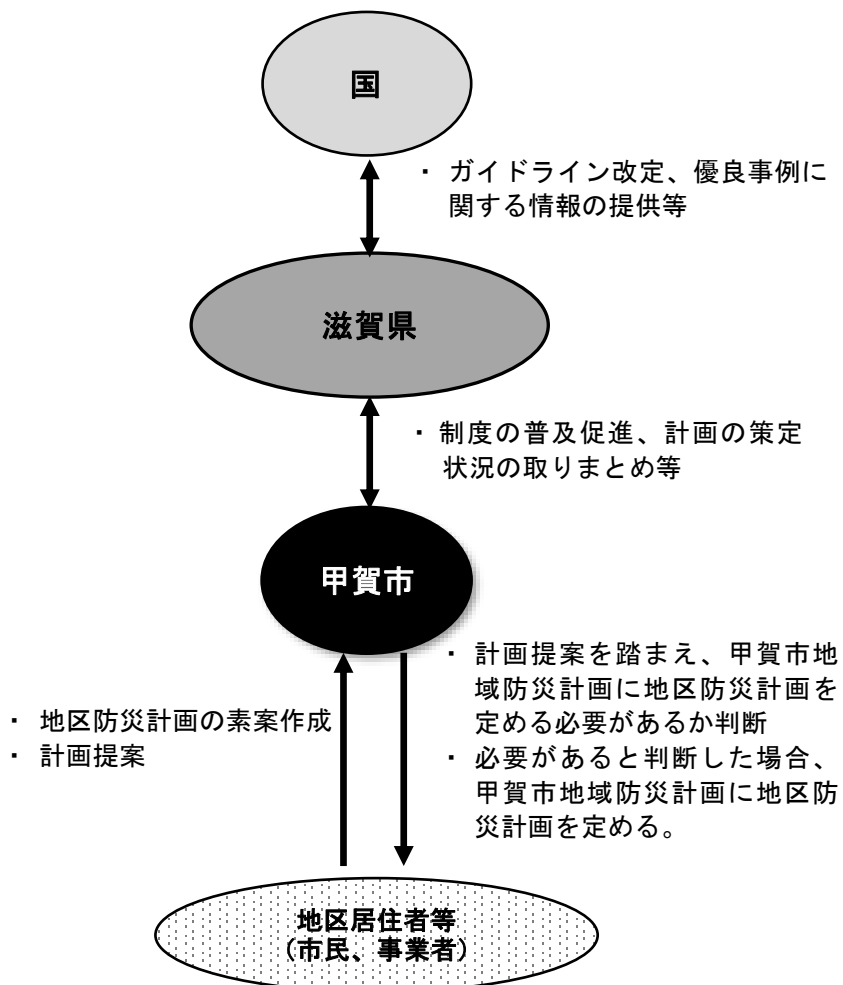
第1章 地区防災計画

【担当部局凡例】太字：主担当、◎：市の機関・主担当、○：市の機関

◎危機管理課

市の行政機能が麻痺（「公助の限界」）するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは市民自身が自分の命や身の安全を守ることが重要である（自助）。その上で、地域コミュニティでの相互の助け合い等が重要になってくる（共助）。

そのため、市は、市内の一定の地区の市民及び事業者による地域コミュニティレベルでの防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるための自発的な防災活動に関する計画制度である地区防災計画の素案作成の支援を行う。また地区防災計画の提案が市民や事業者から行われた場合に、市は一定の判断のもと、地域防災計画に地区防災計画を定める。



甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市地域防災計画

発行年月／平成 18 年	3 月	作成
平成 22 年	3 月	修正
平成 23 年	3 月	修正
平成 24 年 1	2 月	修正
平成 27 年	5 月	修正
平成 28 年	5 月	修正
平成 29 年	5 月	修正
平成 30 年	2 月	修正
令和 元年	7 月	修正
令和 2 年	2 月	修正
令和 3 年	3 月	修正
令和 4 年	3 月	修正
令和 5 年	7 月	修正
令和 6 年	3 月	修正

発行／甲賀市防災会議
編集／危機管理課

電話 0748-69-2103
FAX 0748-63-4619